

# 平成16年度事務事業評価結果

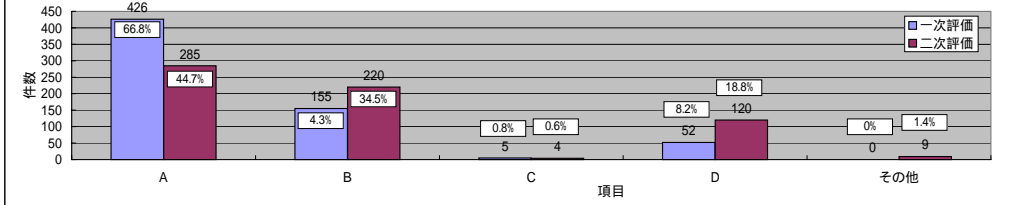
## 1. 一次評価と二次評価の評価結果区分表

(件数)

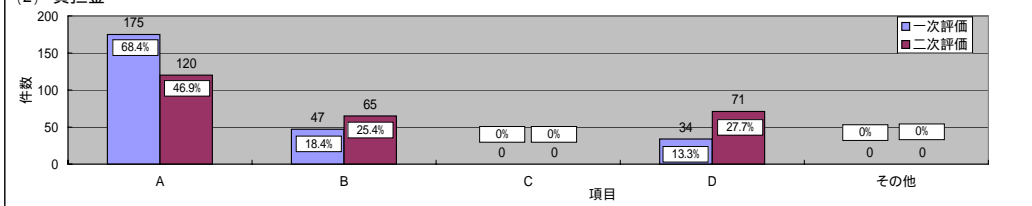
区分	A				B				C				D				その他				合計			
	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計
一次評価結果	175	124	127	426	47	62	46	155	0	4	1	5	34	17	1	52	0	0	0	0	256	207	175	638
割合	66.8%				24.3%				0.8%				8.2%				0.0%				100.0%			
二次評価結果	120	78	87	285	65	83	72	220	0	0	4	4	71	46	3	120	0	0	9	9	256	207	175	638
割合	44.7%				34.5%				0.6%				18.8%				1.4%				100.0%			

## 2. 一次評価と二次評価の評価結果 グラフ

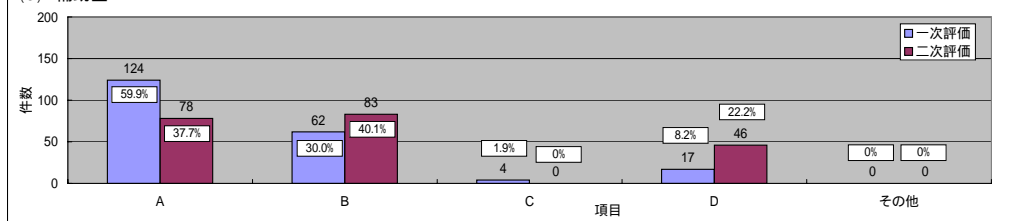
### (1) 全体



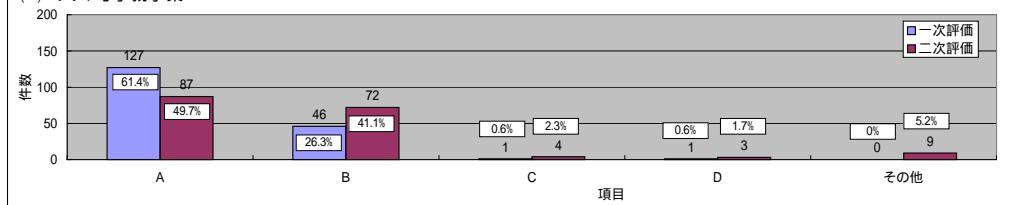
### (2) 負担金



### (3) 補助金



### (4) ソフト等事務事業



## 3. 二次評価における部ごとの内訳

区分	A				B				C				D				その他				合計			
	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計	負担金	補助金	ソフト	小計
企画部	15	1	7	23	5	4	5	14	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	21	6	12	39
総務部	4	2	2	8	9	4	4	17	0	0	0	0	5	2	0	7	0	0	0	0	16	8	6	32
財政部	3	0	2	5	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	4	0	0	0	0	5	2	4	11
市民部	7	4	4	15	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	9	4	5	18
緑化環境部	6	4	5	15	5	3	4	12	0	0	0	0	2	3	0	5	0	0	0	0	13	10	9	32
保健福祉部	3	23	21	47	4	20	14	38	0	0	1	1	3	10	0	13	0	0	0	6	6	10	53	105
商工観光部	16	12	4	32	9	22	10	41	0	0	0	0	12	6	2	20	0	0	0	0	37	40	16	93
農務部	12	14	4	30	5	5	4	14	0	0	0	0	19	13	0	32	0	0	2	2	36	32	10	78
都市開発部	6	2	2	10	4	1	0	5	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0	0	0	16	3	2	21
建設部	1	1	1	3	5	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	7	1	1	9
会計室	0	0	1	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
上下水道部	4	0	0	4	4	1	0	5	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	11	1	0	12
学校教育部	9	6	15	30	6	6	7	19	0	0	0	0	4	2	0	6	0	0	1	1	19	14	23	56
生涯学習部	17	9	13	39	6	17	18	41	0	0	1	1	10	7	1	18	0	0	0	0	33	33	33	99
議会事務局	5	0	0	5	10	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	6	11
運営事務局	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
監査事務局	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
農委事務局	3	0	1	4	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4	0	2	6
消防本部	7	0	0	7	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	2	9

注) 評価区分などについて

- A 現状にて交付や事業を継続することが妥当である。(必要性、有効性、達成度、効率性ともに高い。)
- B 交付のあり方や事業の進め方を改善により継続することが妥当である。(必要性、有効性が高いが、達成度、効率性が低い。)
- C 事業の規模、内容の見直しが必要である。(達成度、効率性が高いが、必要性、有効性が低い。)
- D 交付及び事業の廃止、縮小、統合などの抜本的な見直しが必要である。(必要性、有効性、達成度、効率性ともに低い。)

その他 評価対象外の事業や事業期間を完了する事業

- \* 負担金・補助金の二次評価では、評価区分「C」は使用していません。
- \* 「ソフト」とは、ソフト等事務事業のことであり、1件100万円以上300万円未満及び前年度評価残り事業のことをいう。
- \* 「一次評価」は、事務事業の実施担当部課による評価です。
- \* 「二次評価」は、事務事業評価委員会(総務部長、企画部長、財政部長、行革局長)による全庁的な視点から評価を行ったものです。

平成16年度事務事業評価結果【負担金】

【実施年数】 5年未満 6年～10年未満 11年～20年未満 20年以上

【評価結果表示】

A 継続適当

B 見直し・改善

D 廃止など事務事業の抜本的見直しが必要。

なお、負担金・補助金については評価区分表示「C」は使用していない。

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
2	負	1 企画部 企画課	十勝圏活性化推進期成会負担金	3,263	3,263	2,937	2,937	十勝圏活性化推進期成会		十勝圏の共通の課題への対応、十勝圏として取り組むべき事業についてその実現を図るための要望活動を行う。 経費は構成市町村応分の負担。 会構成：管内20市町村長・議長、帯商他4団体 負担基準：基準財政需要額割50%、人口割30%、平均割20% (特別分担金・別途算出)	A	継続 十勝圏の共通の課題への対応や取り組むべき事業についての実現を図るため、管内市町村等が一体となって国・道への要望活動に取り組むことが望ましく、一体活動の場として有効、有益。 市事務局所管経費全体の削減を図っている。	A	継続 一次評価のとおり、当該期成会により管内市町村が連携し、状況・情報共有を図るなかで、地域一体となって課題解決、要望実現にむけ活動することの意義は大きい。	
3	負	2 企画部 企画課	全国基地協議会負担金	15	15	15	15	全国基地協議会		全国関係自治体連携により、国の基地対策事業に関し、他地域の取り組み、国の動向等の情報収集ほか、交付金の確実なる確保、税収の欠陥是正、都市計画上の障害に対する補償を得るための活動を展開。 会員：駐留軍及び自衛隊所在全国261自治体 負担基準：均等割1千円+前年基地交付金と調整交付金合算額から100千円控除額の0.26/1000	B	団体統合見直し 防衛施設周辺整備全国協議会との組織統合を、北海道基地協議会を通じて要望していく。	B	団体統合見直し 国の基地対策事業に関し、情報収集をはじめ、交付金の確保、税収の欠陥是正、都市計画上の障害に対する補償を得るための活動展開の機会であり、歳入の確保充実など本市行政運営に大きく関わってくる意味でも、全国の市町村連携による活動展開は重要・不可欠。 ただし、会のあり方については一次評価のとおり。 (防衛施設周辺整備全国協議会との組織統合を。)	18
4	負	3 企画部 企画課	北海道基地協議会負担金	78	78	43	43	北海道基地協議会		道内関係自治体連携による、基地対策事業に関する情報収集・情報交換をはじめ、交付金・補助金の確保や周辺整備の確実な実施ほか、基地所在に伴う補償、障害除去のための要望・陳情活動を実施。 会員：自衛隊所在道内63市町村 負担基準：均等割4千円+前年基地交付金と調整交付金合算額の0.4/1000+補助金割(0.13/1000)	A	継続 道内各市が一体となって取り組んでおり、補助金確保等の成果もあることから、退会は困難である。	A	継続 一次評価のとおり。	
5	負	4 企画部 企画課	防衛施設周辺整備全国協議会負担金	12	12	12	12	防衛施設周辺整備全国協議会		全国関係自治体連携により、国の基地対策事業に関し、防衛施設周辺整備対策の確保充実や周辺障害対応など生活環境の維持確保・実施に向けた要望等活動を実施。 防衛施設所在及び周辺の全国290市町村 負担基準：均等割12千円+前年特定周辺整備調整交付金の0.1/1000	A	団体統合見直し 全国基地協議会との組織の一元化を、北海道基地協議会を通じて要望していく。	B	団体統合の見直し 一次評価のとおり。 (全国基地協議会との組織統合を。)	18
6	負	5 企画部 企画課	帯広圏地方拠点都市地域協議会負担金	420	420	350	350	帯広圏地方拠点都市地域協議会		地方拠点法において、地方拠点都市地域の圏域構成市町で協議会を設置することと定められており、その協議会の負担金を支出。 会構成：帯広市、音更町、芽室町、幕別町 負担基準：帯広70%、他町各10%	A	継続 依然、地方拠点都市地域指定のメリットはあり、今後も、圏域が一体となり取り組んでいく。	A	継続 一次評価のとおり。	
8	負	6 企画部 企画課	帯広畜産大学整備拡充促進期成会負担金	200	200	200	200	帯広畜産大学整備拡充促進期成会		帯広市に事務局、地域を挙げて地元国立大学の整備促進、機能充実などを図るため設置し、文科省・道及び大学への要望・陳情活動を展開。 会構成：帯広市、同市議会、十勝町村会、同議長会、帯商、管内商工連、十勝農協連、十勝農済、十勝圏活性化推進期成会、畜大後援会	A	継続 人材育成の観点のみならず、地元の国立大学としての帯広畜産大学の役割は大きく、整備拡充や機能充実を図ることは十勝・帯広の地域活性化に繋がるものと考え。	A	継続 一次評価のとおり。	
9	負	7 企画部 企画課	北海道高等教育機関整備促進期成会負担金	50	50	50	50	北海道高等教育機関整備促進期成会		十勝圏における新たな大学の実現のため、同じく高等教育機関の整備を目指す道内の他の自治体や、経済団体等と連携を図り、関係機関等へ働きかけを行うとともに、大学を取り巻く状況や動向等について情報交換を行う。 会構成：帯広市、函館市、釧路市、旭川市、道商工連、道経済連、道市長会、道町村会、道医師会、道歯科医師会、道高等学校協会ほか(知事・道議長・顧問)、札幌医大、道教育大函館分庁他	A	継続 十勝圏での高等教育機関整備に向けた取組を全道レベルのものとするためにも、期成会を通じた活動は不可欠である。	A	継続 高等教育機関の整備促進については、大学の施設や再編統合、国立法人化等の制度改革、また規制緩和の促進など、取り巻く状況が大きく動いているなかで、情報の収集は不可欠。 これら全体的な情報の入手機会として、当該期成会での調査研究、広報活動を活用している現状にあり、今後の整備促進活動の観点から加入継続は必要と判断する。	
10	負	8 企画部 企画課	十勝大学設置促進期成会負担金	500	500	500	500	十勝大学設置促進期成会		帯広市に事務局。地域の長年の悲願である新たな大学の実現に向けて、地域を挙げて取り組むため設置しているもの。 会構成：帯広市、同市議会、十勝町村会、同議長会、帯商、JIC、市校長会、市P連、十勝P連、農協連、市消費者協会ほか	A	継続 十勝圏が一体となって大学設置に向けた取組を進めていく上で、期成会の役割は大きく、今後も取組を継続していく。	A	継続 大学整備促進について、管内市町村が一体となって活動する場であり、活動内容や成果・効果は現れていないが、継続活動の必要性の観点から継続が適当。	
12	負	9 企画部 企画課	都市東京事務所長負担金	42	42	42	42	都市東京事務所長会		中央府省庁等からの行政情報の収集による自主自立の地域づくりの促進という都市東京事務所共通の目的に向けた連携・情報交換 会構成：道、東京事務所開設61市、同開設都道府県市長会3 負担基準：42千円	B	事業の見直し、負担基準の見直し 事業の見直しによる会費の削減を求めていくが、それには各自治体の共同歩調が求められる。	B	団体活動事業の改善・負担基準に見直し 東京事務所設置の状況の中では、関係都市事務所間の情報交換・交流は必要・有益と判断するが、会としての実施事業が具体的にどのような効果・成果があるか不明であり、会の事業及び負担基準についても抜本的見直しを促す必要がある。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
13	負 10	企画部 企画課	北海道倶楽部負担金	30	30	30	30	北海道倶楽部		在京北海道関係者に対して提供される情報等の収集を図るほか、例えば新帯広工業団地のリース制度導入等を会報に掲載依頼する等、帯広・十勝の施策観光情報等を広く会員等に提供。 ・会構成：道、道内事務所所在市町村、道関係企業・団体・個人他	A	継続 積極的に関わっていくことで効果の上がるものであり、今後とも、積極的な情報の提供、収集に努める	B	団体活動事業の改善、負担基準の見直し 東京事務所設置の状況の中で、十勝・帯広の事業等PR及び情報交換・交流は必要・有益である。 ただし毎年65%前後が繰越金であり、事業内容の見直し、負担金支出の一時凍結・休止及び負担基準についての改善見直しなど求める必要がある。	17
15	負 11	企画部 秘書課	全国市長会負担金	867	867	867	867	全国市長会		国の制度改正等についての情報入手や、よりよい制度確立にむけた意見要望活動などに全国の市が結集、他地方5団体とも連携し、地方自治の充実に向けた効果的効率的活動を行う。 ・会構成：全国の市・特別区800 ・負担基準：均等100千円＋人口割767千円(人口規模)	A	継続 全国の市・特別区全て参加している団体、活動内容や成果から判断しても継続。	A	継続 全国の地方自治体の連携し、自治体運営のための活動の場であり、活動内容や成果から継続が必要。	
16	負 12	企画部 秘書課	北海道市長会負担金	4,865	4,865	4,865	4,865	北海道市長会		全道の市が結集し、道町村会など他5団体とも連携し市町村行政の充実に向けた調査研究、情報交換や要望、要請を担う場。 ・会の趣旨・目的・活動内容はNO11に同様 ・会構成：道内34市 ・負担基準：均945千円＋人口割3780千円＋活性化セ負担金140千円	A	継続 道内34市が全て参加している団体、活動内容や成果から判断しても継続。	A	継続 北海道の地方自治体の連携の場であり、活動内容や成果から継続が必要。	
19	負 13	企画部 住民活動課	北海道地域活動振興協会負担金	20	20	20	20	(財)北海道地域活動振興協会		コミュニティ運動、ボランティア活動、地域活動をはじめ、市民活動の振興の支援、啓蒙普及、研修等の事業内容が本市行政運営に参考・寄与するものとして、賛助会員として加入。 ・会構成：会の目的・活動に賛同する個人・団体・市町村など ・負担基準：賛助会員10千円/1口	A	継続 当該団体については道内34市ほか行政や個人・団体などが賛助するなかでボランティアや地域活動に関する情報提供や研修、啓発活動支援を行っており、本市においても情報活用や一部民間団体が支援を受けている状況もあり、今後の市民協働、市民参画の観点から当該団体からの情報支援は必要。従って今後も賛助会員として関与を継続する。	A	継続 地域活動、ボランティア活動の普及、活性化のうえで、当該協会は道内で一定の機能を有しており、係る情報、支援は有用、賛助加入は適当である。	
20	負 14	企画部 住民活動課	十勝コミュニティ運動委員会負担金	15	15	15	15	十勝コミュニティ運動委員会		地域活動の振興や、個性ある住み良い地域社会の創造を目指す委員会の活動方針が、市の方針と一致。 ・活動内容：郷土づくり大会交流、研修会、コンクールなど。 ・会構成：管内20市町村、市町連、藤丸、六花亭製菓ほか	B	活動事業等の見直し 社会環境の変化で団体の事業活動の目的・意義が薄れ、参画の必要性が薄れている。 関係機関の連携は必要であるが、活動が硬直、形骸化の傾向がある。	D	加入について抜本的見直しが必要(廃止) 加入・負担金支出に伴う具体的効果を見出すことができない。 コミュニティ運動として内容の硬直化、形骸化が顕著。活動のあり方、内容の抜本的見直しを促す、あるいは負担金支出の廃止の検討必要あり。	17
24	負 15	企画部 住民活動課	日本非核宣言自治体協議会負担金	60	60	60	60	日本非核宣言自治体協議会		核兵器廃絶平和都市宣言を踏まえ、広く世界に核兵器廃絶と非核三原則の堅持、恒久平和の実現を全国の自治体とともに呼び掛け、また核兵器廃絶、平和事業に関する情報収集を意図。 ・会：全国326自治体(道内・函館、旭川、北見、苫小牧、美瑛、士別、深川、富良野、石狩、札幌市 管内・新得町、大樹町)	A	継続 帯広市の取り組みを全国に発信できるとともに、全国の取組状況などについても情報を収集できる唯一の貴重な協議会である。また非核宣言自治体の負担金のみで運営されているこの協議会は、全世界に向けて核兵器廃絶を発信しており、唯一の被爆国である日本の非核宣言自治体としては、広島市や長崎市などとともに手を携えて運動を継続することが求められている。	A	継続 「核兵器廃絶都市宣言」市として、係る事業・活動の実施取組の参考として有効に活用している実態あり、また市の取組・姿勢を広く発信する機会ともなるなど、核廃絶へ重要性を広く訴え、平和への貢献に寄与する機会となっている。これらを斟酌するに加入に伴う効果・成果を認められ加入継続は適当である。	
26	負 16	企画部 広報課	北海道広報協会負担金	22	22	22	22	北海道広報協会		広報に関する技術・資料の提供をはじめ、研究会や講習会に参加することにより、職員の技術向上が図られる。 ・会：道内市町村、道開発局、日本郵政公社、道森林管理局等	A	継続 道内、各市町村の広報紙印刷及び配布状況の情報を同協会から得ている。また、職員の技術向上を図る組織としては、同協会のみ。	A	継続 広報紙編集、作成に関し、各市との情報交換の唯一の機会であり、本市広報紙の編集技能・技術向上、内容の検討に当たって他市町村の活動・業務手法の情報は有用、けい継続は適当である。	
32	負 17	企画部 国際交流課	十勝インターナショナル協会負担金	80	80	80	80	十勝インターナショナル協会		帯広市が十勝インターナショナル協会の事務局を担当。 十勝地域における国際化の推進のため世界に開かれた地域づくりや国際交流や国際協力を進めることを意図し、国際感覚が優れた人材の育成、地域の国際的機能の充実、十勝の広域的な国際交流のネットワークづくりなど展開する。 ・JICAより留学生セミナー事業及び海外青年招聘事業受入受託(研修・交流等プログラムによる対応及び相談活動や情報提供活動) ・会構成：管内20市町村、22国際団体、11個人	A	継続 当該協会は、十勝の広域的な国際交流ネットワークづくりに貢献し、また、厳しい財政状況にある町村会員に対し、一定の負担に見合う事業の実施やニーズに対応した活動を展開するなど一定の成果を挙げた。今後、十勝インターナショナル協会がNPO法人化など組織として独立していくためには、協会の事業活動の核となるボランティアの育成と組織作りが必要であり、新規会員の確保、会員の自主的な活動が必要である。	A	継続 当該協会は、国際交流をはじめ本市の国際化推進に対する取組として行政の代替機能、及び補完機能としての役割を担っており、今後も行政として一定の関わりの継続は必要と考える。 しかし、一方で国際交流は民間交流を基本として取組まれることが重要であり、当該協会についても今後、自主活動への方向へ移行していくことが必要と考える。 その意味から組織のあり方について自主運営、自主活動を念頭に改善見直しを検討を行うなかで、行政関与の形態について構成員負担金方式から、自主活動組織に対する補助金交付の形態に移行することが適当と料する。	
33	負 18	企画部 国際交流課	自治体国際化協会特別会員負担金	150	150	150	150	自治体国際化協会		地域における国際化の機運の高まりを受け、地域の国際化を一層推進するため、地方公共団体の協同組織として昭和63年7月に設立。 事業は「人材育成」「国際間人的交流育成」「海外活動支援」「情報収集提供」「JETプログラム」ほかを実施。 ・本市においても国際交流員の確保に「語学指導等を行う外国青年招致事業」による斡旋依頼し、活用している。係る会費負担。 ・会員：都道府県、全国関係市町村、地域国際化協会59団体 ・負担基準：事業実施運営経費を各受入団体の人数割、斡旋される国際交流員1名あたり75千円。	A	継続 帯広市の国際交流員が自治体国際化協会から斡旋を受ける限り、協会の実施運営費としての負担は必要である。	A	継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
34	負 19	企画部 国際交流課	北方圏センタ - 負担金	90	90	90	90	北方圏センタ -		北方圏センターは北海道と北方圏諸国との国際交流の推進団体(交流の企画、立案、諸国調査、情報の収集・提供をはじめ講演会等開催)であり、また国際センター管理運営を担っている。 ・帯広・十勝では北方圏センターがJICA帯広国際センターの運営及び研修コースを受託実施している関係から会員として加入。 ・会員: 国、道、道内関係市町村、民間団体法人 ・負担基準: 個人・5,000円/1口 法人及び団体・10,000円/1口 いづれも1口以上	A	継続 北方圏センターの活動に対し、これに賛同する会員の負担金。 帯広・十勝では北方圏センターがJICA帯広国際センターの運営、研修コースの委託等を行い帯広・十勝へ貢献していることから一定の負担は必要である。	B	負担金の支出のあり方、内容の見直し JICA帯広国際センター運営や人的支援や運営・活動に積極的に参画協力体制をとっており、今後も一定の関わりは必要と考える。 しかし、市財政の効率化等、財政見直しが求められている状況を斟酌し、負担金の額について抜本的な見直しが必要である。	17
40	負 20	企画部 国際交流課	東京帯広会秋の集い共催負担金	640	640	640	640	東京帯広会		首都圏在住の郷土出身者の親睦と交流や帯広市との情報交換を目的として設立され、帯広十勝の土産の紹介、斡旋、販売及び帯広市の観光等のPRなどに関する支援・協力の役割を担っている。 ・会員: 首都圏在住の帯広及び近隣町村出身者	A	継続 首都圏における人的コネクションや情報を新たな社会活動や経済活動を展開する契機となるよう、市民や企業とつなぐ窓口役としての役割を担っていくことを期待し、当会に対する負担金の交付は必要と考える。	A	継続 郷土出身者がふるさとを思い、交流や情報交換の機会として、また帯広十勝の紹介、PRなど一定の支援・役割を担っており継続妥当。	
41	負 21	企画部 国際交流課	関西帯広会共催負担金	500	500	0	0	関西帯広会		関西圏在住の帯広及び近隣町村出身者の親睦と帯広市との情報交換や経済交流などに寄与することを目的に設立。 ・負担金は、「総会・経済交流会」の共催負担金であり、その場で帯広十勝の土産紹介等、経済面での結びつきに寄与している。	A	継続 関西圏における人的コネクションや情報を新たな社会活動や経済活動を展開する契機となるよう、市民や企業とつなぐ窓口役としての役割を担っていくことを期待し、当会に対する負担金の交付は必要と考える。	A	継続 郷土出身者がふるさとを思い、交流や情報交換の機会として、また帯広十勝の紹介、PRなど一定の支援・役割を担っており継続が妥当。	
44	負 22	総務部 庶務課	帯広市防火管理協会負担金	92	92	92	92	帯広市防火管理協会		帯広市の各施設管理に伴う防火管理者分の会費、防火管理意識の保持高揚と防火管理技術の向上を目的に加入。 ・負担額: 基本額4千円 + @2千円*44人	B	加入形態の見直し 事務局に対して事業内容についての見直しを求め、また、帯広市としての協会加入数を協会と協議の上見直ししていく。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 加入に伴う、具体的な活用実態・効果を見出すことができず、加入の必要性は認められない。	17
45	負 23	総務部 庶務課	帯広地区安全運転管理者協議会負担金	210	210	210	210	帯広地区安全運転管理者協議会		安全運転管理者及び副安全運転管理者の交通安全教育、啓蒙活動を実施する当協議会に参画し、市職員の交通安全、交通自己防止の啓発に当たるもの。 ・会員: 安全運転管理者等 ・負担額: 正安全運転管理者@10千円*19人、副@5千円*4	B	加入形態の見直し 職員の運転者教育と安全管理を徹底し交通事故防止を図る上で加入必要。 公用車の運行管理について課単位の管理から部単位の管理への移行について検討を行い、それに伴い、安全運転管理者数が減となれば、負担金についても削減される。	B	負担金支出の内容見直し 各職場での交通安全管理の指導の中心である安全運転管理者の運転者教育と安全管理の研修等を通じて、管理者としての意識啓発、安全思想の普及に寄与しており継続が妥当。 ただし、一次評価のとおり、公用車の運行管理形態について課単位から部単位への移行について今後検討。	
46	負 24	総務部 庶務課	帯広地区安全運転管理者事業主会負担金	12	12	12	12	帯広地区安全運転管理者事業主会		安全運転管理者を配置する事業所として、関係事業所と一体となった活動を展開するもので、事業所として職場内及び地域における交通安全防止のための取組を進めるため加入。 ・会員: 安全運転管理者を選任すべき事業所 ・会費: 12千円/年	A	継続 今後も事業主会への加入を継続し、他の事業所と連携を図りながら、交通安全活動を推進していく。	A	継続 交通安全宣言市として、市内各事業者と連携・協力し交通安全を推進するうえで、一事業者である市役所の参画が妥当であり、その効果は大きいものと判断する。	
47	負 25	総務部 庶務課	帯広市自衛隊協力会負担金	228	228	228	228	帯広市自衛隊協力会		帯広市内に陸上自衛隊の駐屯地があり、帯広市のまちづくりに大きな役割を担い、また災害などの救援活動のほか様々な市の行事に協力を頂いており、市が自衛隊の行事への協力について、民間組織であるこの団体と一体で行うもの。 ・会: 支庁、市内企業・団体・事業所、	A	継続 当会は、市民と自衛隊を繋ぐ架け橋の役割を担っており、他に自衛隊とのこうした協力関係にある団体は無く、今後も自衛隊に対する市民理解を深めるうえからも継続加入。	B	負担金支出の内容見直し 自衛隊の地域振興における役割、市民の安全確保など果たしている役割を斟酌するに行政・民間が一体となって自衛隊に対する理解促進及び自衛隊行事への協力は必要、一次評価のとおり継続が妥当である。 ただし、市全体の経費見直しの状況を踏まえ、会活動の見直し、会員の拡大等により、負担金の額について縮減を求める必要がある。	17
48	負 26	総務部 庶務課	北方領土復帰期成同盟負担金	50	50	50	50	(社)北方領土復帰期成同盟		国民・道民の総意である北方領土返還運動の活動負担。 ・会: 全市町村ほか ・負担額: 1口50千円/年	B	加入形態の見直し 現在帯広市はこの復帰期成同盟の賛助会員となっているが、この会員区分について、普通会員へ移行できるか検討を行う。それによって、負担金額の減が見込める。	B	負担基準の見直し 北方領土復帰は国民・道民総意としての活動であり、行政(市)として、係る運動展開の主体である当同盟への賛助は適当であるが、一次評価のとおり、加入会員区分の見直しによる金額軽減の可能性について検討のこと。	17
49	負 27	総務部 庶務課	十勝地方山岳遭難防止対策協議会負担金	79	79	79	79	北海道十勝地方山岳遭難防止対策協議会		十勝管内の山岳遭難者の救護活動防止のため管内市町村、関係者の連携を図り活動を行う協議会。 救援活動に関わる指導者の研修、救援活動の実施、山岳バトロール、装備品の整備等に必要経費を負担するもの。 ・会構成: 管内20市町村、道、測候所、陸上自衛隊、日赤J.R、十勝山岳連盟会ほか ・負担額: 212千円を人口割りで負担	A	継続 管内の市町村が全て加入しており、山岳遭難の防止啓発及び実際に遭難が起きた場合の捜索救護活動を実施。 山岳遭難防止活動等を行ううえでも、当該団体への加入が必要。	A	継続 一次評価のとおり。	
52	負 28	総務部 庶務課	帯広地区防犯協会連合会負担金	3,825	3,825	3,814	3,814	帯広地区防犯協会連合会		帯広警察署管内の各地区防犯協会(住民主体)の連合体として、少年非行や盗犯被害防止などの啓蒙活動に係る行政としての活動経費負担(分担金) ・関係市町村 9(帯広市、音更町、芽室町、幕別町、中札内村、更別村、土幌町、上土幌町) ・負担額: 15千円+@22円*人口	B	継続 事業費の精査、内容の見直しを求めるとともに、各市町村の分担金について事務局(帯広警察署内)と協議を行っていく。	B	負担基準の見直し 犯罪防止、安全に係る住民組織の連合対対であり、広域的相互連携、協力及び活動共有による住民活動を促進し支える意味から一定の経費負担は適当。 ただし、活動内容、会運営の見直し改善を促す中で分担金の見直しを求める必要あり。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
57	負 29	総務部 庶務課	北海道統計協会負担金	11	11	11	11	北海道統計協会		当該統計協会の統計思想の普及や統計制度改善活動を通じて統計調査員及び市町村の統計調査実施のより良い環境、円滑な実施に資することを目的に加入。 ・機関紙発行、図書資料刊行、統計功労者表彰、統計グラフコンクール ・会：道、道内市町村 ・負担額：11千円/年	A	継続 北海道統計協会が提供している資料は、統計事務を執行していく上で必要であることから、脱会の考えは無い。	A	継続 一次評価のとおり。	
59	負 30	総務部 庶務課	北海道市公平委員会連絡協議会負担金	64	64	60	60	北海道市公平委員会連絡協議会		公平委員会の公正な機能を果たすための研究協議 ・会員：札幌市を除く道内33市 ・負担基準：人口規模による	A	継続 公平委員会が適法な運営を行ううえで、道内各公平委員会と相互連絡及び研究協議していくため必要。	B	団体の事業・活動の見直し 公平委員会としての性格上、事例等情報収集や情報交換は必要と考える。しかし事業のうち約60%が負担金、総会・研修会が30%という運営状況、及び研修会などの事業内容の効果・成果を斟酌するに、会としての活動、あり方・活動について検証を求める必要がある。	17
61	負 31	総務部 職員課	(社)日本経営協会会費	50	50	50	50	(社)日本経営協会		市職員の育成、職員研修のため、研修計画相談・情報の提供及び職員基本・特別研修の講師派遣を依頼。また行政向け課題別業務別研修に参加。 ・加入の伴う講師派遣費用の軽減(一割)・研修会参加負担金の軽減あり。 ・会員：全国1300余市町村、民間法人他 ・負担基準：地方公共団体50千円	A	継続 NOMA主催の研修会は、自治体の今日的な課題に即応したものや自治の専門分野が多く、長年にわたり活用している実態がある。 また、研修情報収集面からも、負担金額以上の価値があるものと考えている。	A	継続 一次評価のとおり。	
62	負 32	総務部 職員課	(社)地方行政調査会会費	1,155	1,155	1,155	1,155	(社)地方行政調査会		都道府県・市町村、中央諸官庁など会員の特定課題について調査したその結果を「行政調査資料」として提供をうける。 ・会員：都道府県、全国市町村、民間法人他 ・負担基準：団体会費1,155千円	B	負担額の見直し 行政関連情報受信の価値、有用性を合理的に判断する指標を有しては無いが、一定の活用がなされていると考える。 なお、会費額については他加入都市等と連携して額の引下げを強く要望すべきものと思われ、また時事通信社が母体でありi-jump使用料などの調整も考えられる。	B	負担金のあり方見直し 特定課題に係る全国行政情報は業務執行上有用であるが、会費については一次評価のとおり額の引き下げを求めることが妥当。	17
63	負 33	総務部 職員課	自治研修協議会会費	11	11	11	11	自治研修協議会		地方公共団体の研修関係機関相互及び自治大学校と地方公共団体の研修関係機関の連絡協力及び研修に関する各種の調査研究を行い、係る情報提供等を行っている。 ・会員：全国527市町村、都道府県、民間法人他 ・負担額：年額11千円	D	廃止 自治体の研修の実態や方向性などについての情報源でもあるが、重要性は薄れているため、廃止するものである。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 一次評価のとおり。	17
64	負 34	総務部 職員課	市町村職員中央研修所(負担金)	47	47	47	47	市町村職員中央研修所		市町村職員中央研修所派遣に伴う負担金。 自治体職員の行政運営能力の向上とを持った意欲ある職員の育成のための研修派遣。 ・人選：課題別により各課と協議または、公募	B	効果的手法を検討 諸情勢の変化に即応、時代の要請に適合した研修を実施し、また、全国の市町村職員が参加しており、充実した研修を受けられる。 派遣者の選考にあたっては、公募を原則とし、プレゼンテーションを行うなど、意欲的な職員の派遣のみとする。	B	事業の進め方の改善 一次評価のとおり。	17
69	負 35	総務部 職員課	社会保険協会負担金	13	13	13	13	(財)北海道社会保険協会帯広支部		社会保険制度のPR、制度利用の援助、健康補助体育向上事業など「社会保険協会」の事業目的の趣旨に賛同。 また対象となる嘱託職員、臨時職員に係る社会保険制度の適用等において活用を図っている。 管内主要法人が帯広支部の役員を務める状況にあり、本市も事業所として率先し事業目的の達成に資することが求められる。 ・会員：管内市町村、民間法人(帯広支部役員・宮坂建設工業、ニッタックス、十勝バス、藤丸、帯広信用金庫、六花亭製菓等) ・負担基準：事業所被保険者数による区分(200～399・10千円、400～499・13千円、500～999・16千円)	A	現状継続 同協会の目的は社会保険事業の円滑な運営と振興に寄与することから、本市が事業所として趣旨に賛同しないことは、他事業所に対する影響等が大きく、また管内主要法人が帯広支部役員を務める状況にあり、本市も事業所として率先し事業目的の達成に資することが求められる。 また、社会保険制度広報誌の提供情報活用・諸届出用紙の使用など、同協会の運営による恩恵を受けており、負担額に対する効果を考慮しても、継続することが妥当。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 当該協会の事業・活動である社会保険のPRや制度普及など円滑な事業運営のための活動・事業は、本来、国(社会保険事務所)の責務として実施すべき事項と考える。これらの活動を各事業所が会員となり事業経費を負担していくことに疑義があり、加入について抜本的見直しが必要である。	17
70	負 36	総務部 職員課	その他(受講料)	13	13	..	..	北海道労働基準協会連合会		労働安全衛生に係る衛生管理者養成(講習経費) ・一定の職員以上を有する職場において配置義務付あり。	D	廃止 H15年度で異動も含め一定人数養成完了。	D	廃止 一次評価のとおり。	16
72	負 37	総務部 情報システム課	地方自治情報センター負担金	200	200	200	200	(財)地方自治情報センター		住基ネットワークシステムや総合行政ネットワーク(LGWAN)等の各地方公共団体を結ぶ広域ネットワークの運営を行っており、情報化推進及び当該ネットワークの円滑なる運営のため情報の入手。 ・会：ほぼ全ての全国地方自治体 ・負担基準：人口規模による基準 10万人以上・200千円、20万以上・300千円	A	継続 情報化を取り巻く環境の急激なる進展のなか、時代に適した行政情報化及び地域情報化の推進、住基ネット等市民生活に直結するシステムの安全かつ適正な運用のためにも、当該団体からの情報収集は必要不可欠。 現状継続が妥当、負担金支出の廃止は困難。	B	負担基準及び会のあり方について見直し 地方自治体の情報化推進、広域ネットワークシステム運営などに係る相談・支援や広範な情報提供を行っており、本市行政の情報化のための業務に一定の活用が図られており加入は必要と判断する。 しかし当該団体は外郭団体として各種業務を実施しており、全体事業費も大きく、また地方自治体負担金の占める割合も低い状況にある。一方、今日、財政逼迫、健全化のため自治体の運営効率化、業務全体の見直し不可欠な状況にあり、これらを踏まえ負担金の額の軽減、見直し及び今後、自主運営へのシフトなど会のあり方の見直し求めていく必要がある。	18

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
73	負 38	総務部 情報システム課	北海道テレコム懇談会負担金	10	10	10	10	北海道テレコム懇談会		本道の情報化の進展と円滑なる推進を図るため国・道・その他自治体、関係機関との連携により情報化普及、啓蒙啓発事業や展示会や情報の収集・提供・支援活動及び情報化のなかで北海道の特性を生かした個性豊かな地域社会づくりなどの調査研究活動等を実施。 ・会構成：道、道総合通信局、札幌市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、大樹町、本別町、OCTV、勝毎、STVほか ・負担基準：10千円/1口	A	継続 今日急激な進展を見せる情報化の進展に適切に対応するため、特に北海道ではどのような取組や活動が展開されているのかの情報収集が必要不可欠。 また、帯広市が地域情報化推進の施策を展開する中で、当該団体の「マルチメディア・ITの普及・発展を通じて、北海道の特性を生かした個性豊かな地域社会づくり貢献することを目的とした事業を展開する」という趣旨には大いに賛同できるものである。今後も参加継続していくことが妥当。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 道や他の取組・活動状況等についての把握、情報収集は一定程度必要と考えるが、情報化推進のための連携組織として発足参画し、今日に至っているが、時間経過や環境の変化に伴い、本市にとっての加入に伴う具体的な明確な成果及び活用実体を見出すことができない。 また、関係する情報について、入手手段も多様化している現状を斟酌するに、加入について抜本的見直しが必要である。	17
74	負 39	総務部 情報システム課	十勝情報化推進協議会負担金	250	250	250	250	十勝情報化推進協議会		S63年十勝全域「テレビアモデル地域」への指定を契機に産学官が連携を図りつつ、地域の産業・生活・文化・行政などの幅広い分野で情報化を推進することを目的として協議会設置。係る普及啓発や調査・研究等の事業を実施。 ・会構成：管内20市町村、支庁・畜大等国道13団体、帯商、NHK他 ・負担額：H16・市：250千円 十勝町村会：150千円	A	継続 地域情報化の発展を推進していくうえで、国・道の機関や民間組織等の関係機関との連携、先進都市の視察・情報交流等が必要不可欠なものであり、特に、当該団体が十勝地域の産業、生活、文化、行政など幅広い分野で情報化の円滑な促進をめざし活動しており、帯広市が地域情報化推進の施策を展開するうえで大変有効であると考えられる。	B	団体のあり方・事業活動について抜本的見直し 十勝地域の情報化推進のため関係機関・団体の連携や共通理解・情報交換の機会が必要と考えるが、設立当初の「テレビアモデル地域指定」以降の社会環境の変化で当該団体の活動目的・意義が薄れてきており、会のあり方、事業活動について抜本的に見直しする必要がある。	17
76	負 40	財政部 財政課	地方債協会負担金	100	100	100	100	(財)地方債協会		当該協会活動実施の地方債に関する情報収集及び調査研究(起債協議制へ向けた地方債を巡る環境の整備及び育成について等)及び研修会・講演会の実施など活用し、本市財政運営の円滑適正化を図ることを目的と加入。 ・会員：道、大阪市、横浜市、名古屋、神戸市、札幌市ほか多くの市町村、銀行、証券会社など ・負担額：人口規模別・市100千円	D	負担金支出について抜本的見直し 起債制度全般についての情報源としてその役割は大きいものと思料するが、他の媒体等によって情報収集に努めることとし脱会する方向で調整する。 (道東六市財政担当者会議において、他の団体加入負担金と併せて協議議題として提案する。)	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 情報収集を目的に加入してきたが、他手段により情報入手が可能となり、加入について抜本的見直しが必要である。	18
77	負 41	財政部 財政課	地方財政協会負担金	40	40	40	40	(財)地方財政協会		当該協会は地方行政及び財務に関する講習会、情報収集提供、国内外の地方行政制度の調査研究、地方行政及び財務に関する図書刊行、中央官庁と地方公共団体との連絡協議活動・事業を行う。これら情報等の収集活用の観点で賛助加入。 ・会員、道、横浜市、川崎市、仙台市、京都市、名古屋、札幌市他多数 ・負担額：賛助会員40千円	D	負担金支出について抜本的見直し 地方分権の動きの中で「三位一体の改革」など、帯広市の行政に多大な影響を与える変革が成されようとしている状況下では、国の動きやそれに対応した他都市の動向などの情報を収集し対応することが重要であり、その為の情報源として非常に有意義であるが、他の媒体等を活用することによって情報収集に努めることとし、脱会する方向で調整する。(道東六市財政担当者会議において、他の加入負担金とあわせて協議議題として提案する。)	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 情報収集を目的に加入してきたが、他手段により情報入手が可能となり、加入について抜本的見直しが必要である。	18
81	負 42	財政部 市民税課	軽自動車税事務取扱費負担金	684	684	719	719	帯広地区軽自動車協会		軽自動車税に係る申告書の審査受付及び二輪の小型自動車の軽自動車税に係る申告書の受付に関する事務。また軽自動車の照会に対し調査回答する事務を(社)全国軽自動車協会連合会帯広地区事務取扱所(帯広地区軽自動車協会)へ事務委託。 係る経費の市負担分。 ・負担額 十勝町村会と協会の契約額(1,440千円)*帯広区分/全体扱い分	A	継続 軽自動車税申告書を帯広地区軽自動車協会へ事務委託することにより、軽自動車等の登録・異動や市民からの問い合わせなど、軽自動車税の課税事務の円滑化が図られ、事務委託契約を継続する。	A	継続 軽自動車税申告書に係る事務委託に伴う市負担金につき継続。	
82	負 43	財政部 市民税課	北海道都市税務協議会分担金	4	4	4	4	北海道都市税務協議会		税務行政に関する諸般の事項を研究し、北海道各市における税務の円滑な運営に資するため、道内34市で組織。 地方税に関する情報収集及び情報交換、国に対する要望活動の機会として参画。	A	継続 税務行政の執行においての情報収集、関係機関等との情報交換、国への要望のとりまとめ等得られる成果が大きく、今後も各市連携して改善を図ることが更に必要	A	継続 一次評価のとおり。	
84	負 44	財政部 資産税課	資産評価システムセンター負担金	90	90	90	90	(財)資産評価システム研究センター		当該センターは資産評価に関する調査研究、研修事業及び情報・資料・図書刊行、評価システム開発などの事業活動を行っており、係る情報収集、活用を目的に加入。 ・会員：全都道府県市町村 負担額：人口規模で定め。	A	現状継続 現在、全ての自治体が会員となっており、税務行政において必要な資料・情報を得ることができるとともに、税務における懸案事項の解決・改善及び評価技術の向上により、業務を円滑に行うことができる。	A	継続 税務事務の課題解決や評価技術の向上など業務円滑化のため当該団体から提供される情報・資料についての活用の事態、有益性を斟酌するに、加入について継続が適当。	
87	負 45	市民部 国保課	国保連合会負担金	3,231	3,231	3,363	3,363	北海道国民健康保険連合会		国保制度の広報宣伝や診療報酬の審査支払、高額医療費共同事業、保険者事務処理に係る共同事業、及び国に対し、国保への財政支援、制度の再編統合など要望活動を行っている。 ・会構成：道内全市町村 ・負担基準：被保険者数割額一人当たり56円＋ 保険者割額1 保険者当たり88千円さらに過減額控除。	A	継続 加入は法定。 唯一のしセプトの審査機関であり、国に対し制度改善・財政支援要望など積極的に進んでおり現状維持とする。	A	継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価	
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容
88	負 46	市民部 国保課	国保連合会十勝支部負担金	43	43	43	43	北海道国民健康保険連合会(北国連)の管内会員が相互の連絡協力により事務研究、運営研修等の知識向上を図る。 管内全市町村の国保保険者 ・正会員・町村、市・特別会員、		A	継続 北国連の十勝支部で、各種研修会や町村との意見交換の場を提供していることから現状維持とする。	D	負担金支出の見直し(廃止) 国保事業の円滑な運営のため管内関係市町村の連絡協力、情報の交換共有は必要。しかし北国連の十勝下部組織であり、運営は上部連合会支出金と管内市町村負担金によりなされているが、市町村の負担割合5-6%と低く、また自治体負担金をはるかに超える大きな繰越金が生じている。一方、上部団体の北国連には別途多くの負担金を支出している状況もあり、当該支部について連合会全体の中で運営事業費を賄うことが妥当と判断する。 これら状況を斟酌するに、当該負担金支出について抜本的見直しが適当と判断する。	17
91	負 47	市民部 国保課	帯広市高齢者スポーツ大会負担金	200	200	200	200	帯広市高齢者スポーツ大会実行委員会		A	継続 国保の保健事業の一環として行っており、健康増進の一翼を担うもので、関係者共催に伴う効率的、効果的であり、現状維持すべきものと判断する。	A	継続 一次評価のとおり。	
92	負 48	市民部 国保課	帯広健康まつり負担金	1,050	1,050	1,050	1,050	おびひろ健康まつり実行負担金		A	継続 国保の保健事業の一環として行っており、保健思想普及、啓発の一翼を担うもので、関係者共催に伴う効率的、効果的であり、現状維持すべきものと判断する。	A	継続 一次評価のとおり。	
93	負 49	市民部 国保課	各種検診時負担金(集団検診) (胃癌、肺癌、子宮癌、大腸癌、乳癌、骨粗しょう症、肝炎検査)	7,644	7,644	8,599	8,599	国保被保険者		A	継続 医療費抑制のため、保健事業の充実は重要で現状を維持すべきと判断する。	A	継続 一次評価のとおり。	
94	負 50	市民部 国保課	基本健康診査検診時負担金 (施設検診分)	3,087	3,087	5,909	5,909	国保被保険者		A	No93(負49)に同じ。 受診実績:H15・2,772人	A	継続 一次評価のとおり。	
97	負 51	市民部 市民課	釧路地方務局帯広支局管内 戸籍住民事務協議会負担金	19	19	18	18	釧路地方務局 帯広支局管内 戸籍住民事務協議会		A	継続 戸籍住民事務は、市民生活に重要な役割を果たしており、住基ネット稼働や将来戸籍ネットが構築されることから、各行政機関の繋がり及び住民ニーズの多様化、法律改正及び地方分権推進を踏まえたとき協議会の役割も一層重要となってくる。 ・特に今後、各機関(法務局、支庁、入国管理局等)と密接な連携が必要な状況を考慮すると、当協議会は戸籍住民事務処理の平準化により十分な行政機能が発揮できるよう役割が課せられている。	A	継続 戸籍住民事務の円滑化のために市町村間での情報交換・研究及び法定受託事務として業務改善等の活動の機会であり継続が妥当。	
98	負 52	市民部 市民課	北海道都市外国人登録事務協議会負担金	7.4	7.4	7.3	7.3	北海道都市外国人登録事務協議会		A	継続 外国人登録事務は事務要綱に基づき各種手続を行っているが、協議会の研修会等を通じて要領解釈、法・制度の改正についての解説、多様な質問への対応など事務処理能力の向上を図ることができる。 また取扱改正等に関する唯一の要望機関であり協議会の役割は大きい。	A	継続 一次評価のとおり。	
100	負 53	市民部 交通安全課	十勝自動車安全協会負担金	50	50	50	50	(社)十勝自動車安全協会		A	継続 今後についても継続。	D	負担金支出について抜本的見直し(廃止) 交通安全・防止活動の啓発・啓蒙活動は全市的取組が重要であり、当該協会について係る活動の一翼を担っているが、一方では他の多くの団体が自主的に活動を展開している現状もあり、当該団体に加入し、負担金を支出していることについての根拠が不明確。他と同様に民間サイドでの自主活動としてお願いすることが適当。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
110	負 54	緑化環境部 環境課	環境自治体会議負担金	50	50	50	50	環境自治体会議		・環境に対し関心の高い全国の自治体との情報交換、環境情報先進的な環境政策、地域住民の取組み等の情報収集、発信等。 ・市民、NGO、研究者とともに討論・研究及び交流を行う。H14年度本市において「環境ISO自治体ネットワーク」を帯広開催 ・会：全国71自治体、道内5自治体 ・負担基準：自治体会員50千円	A	現状継続 環境に対し関心の高い全国の自治体との情報交換の促進、環境情報発信による的確な情報の収集、さらには先進的な環境政策等の情報収集を行うことによって、本市の環境行政に生かすことが出来る。	B	加入のあり方の見直し(終期設定) 環境政策、施策の実施・取組みに当たって、各地域の情報収集や情報交換を参考・活用する中で展開しており有益と考える。 また本市は先駆的・先行的な形で事業に取り組んできた経過あり、先進地として全国自治体に対する情報提供という役割をも担ってきた。 しかし、加入10年余経過し、今日、環境施策の取組も普及定着し、情報としての具体的活用・成果も薄れて来ており、また情報収集手段の多様化など、状況も大きく変わってきていることから、加入の意義、具体的成果・効果について検証するなかで、加入のあり方について見直しする必要があるものと判断する。	18
111	負 55	緑化環境部 環境課	グリーン購入ネットワーク負担金	10	10	10	10	グリーン購入ネットワーク		環境基本計画及びISO14001の環境マネジメントシステムの取組項目でありグリーン購入を推進するためグリーン購入に率先して取組む企業、行政、民間団体を対象にネットワークづくりと情報発信を行う。 ・会：環境省、全国行政356団体、その他2447団体(道内・道、札幌市、釧路市、旭川市) ・負担基準：行政会員10千円/1口	D	抜本的見直し 企業、民間団体の参加が概ね9割近い状況となっており行政関与の必要性が薄れている。 また、関係する情報はインターネットなどで入手可能な状況となっている。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 一次評価のとおり。	17
113	負 56	緑化環境部 環境課	クリーンキャンパス21実行委員会負担金	300	300	300	300	クリーンキャンパス21実行委員会		道路、公園等の公共施設を養子と見立て、地域住民・企業等がその里親となるアダプトプログラムにより、これら道路公園等公共施設の清掃活動に取組むもので、活動必要経費を負担。 ・会構成：帯広市、J.C、里親(クリーンファミリー)	A	継続 市民協働による環境美化活動であるため事業を継続し、市民参加の拡大を図る	A	継続 一次評価のとおり。	
117	負 57	緑化環境部 清掃事業課	全国都市清掃会議負担金	116	116	116	116	全国都市清掃会議		清掃事業に関する調査・研究や情報の収集及び国会・政府等に対する陳情、請願活動を担っており、迅速な情報収集、情報交換及び自治体の要望を国政に反映する場として参画。 ・会構成：全国市町村 ・負担基準：人口別基準(20万未満116千円)	A	継続 全国の自治体等の情報収集等が必要であり廃棄物処理法などの改善等の要望、陳情等ができる唯一の機関。現状維持が妥当。	A	継続 今日、ごみ処理や廃棄物処理に関する内容が急激に変化しており、係る情報収集の重要性に鑑み加入継続が必要と判断する。	
118	負 58	緑化環境部 清掃事業課	北海道都市清掃事業協会負担金	85	85	85	85	北海道都市清掃事業協会		道内都市の清掃事業の円滑な運営に寄与することを目的に清掃事業功労者の表彰、研修会を実施しており、参加等についての一部助成している。 ・会：26市(帯広市、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、小樽市、苫小牧市他) ・負担基準：分担金・@5千円/1万人*人口(万単位)	B	会のあり方及び加入のあり方見直し 将来、解散の方向で各市に働きかけ、条件が整えば(構成各市の同意)廃止する方向で検討。	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 協会事業の主体が清掃事業功労者に対する表彰である。 時代・社会の変化に伴い、表彰に対する意識も変化しているなか今日、従前のような行政業務員に対する功労者表彰の実施についての必要性・妥当性を見出すことができない。そうした観点から、当該協会への加入の必要性は薄く、加入について抜本的見直すべきものと判断する。	18
119	負 59	緑化環境部 清掃事業課	帯広地区自動車整備振興会負担金	56	56	56	56	(社)帯広地区自動車整備振興会		車両の車検整備は、直営にて実施している。 整備工場は認証工場であり必ず予備検査が必要なため、振興会の施設を利用し予備検査を受けている。係る負担金である。 ・負担基準：(均割3.5千円+差等割0.2千円*6名)*12月	B	車両整備のあり方見直し検討 清掃事業課の整備工場は第二次行財政改革の中で見直し、その結果に基づき、負担金の廃止を決める。	B	より効果的手法に向け見直し 一次評価のとおり、整備工場について第二次行財政改革の中で見直し検討。それに合わせ当該負担金廃止。	19
124	負 60	緑化環境部 清掃事業課	リサイクルフェア開催負担金	200	200	100	100	リサイクルまつり実行委員会		市民のごみ減量とリサイクル意識向上のため市民、企業と行政が一体となった広報・啓蒙啓発の取り組みとしてリサイクルまつりを実施。 ・会構成：帯広市、消費者協会、帯商、十勝環境複合、十勝資源リサイクル事業協同組合	A	継続 平成16年10月1日からの家庭系ごみの一部有料化に伴い、ごみの分別・資源化について更に市民の理解と協力を得るための啓発活動の一環として有効な事業であり、事業内容を見直しながら本年11回を向かえ、市民、関連企業・団体連携した事業展開として定着しており引き続き開催。	A	継続 一次評価のとおり。	
127	負 61	緑化環境部 公園と花の課	北海道国土緑化推進委員会十勝支部負担金	20	20	20	20	十勝緑化推進委員会		十勝支庁の行政区域の緑化運動を推進することによって森林資源の造成、国土の保全及び環境緑化を図り、地域の発展に寄与することを目的として関係機関・団体の連携によりグリーンキャンペーン、街頭募金活動、森の少年隊人材育成事業を展開している。 ・緑の募金事業で得られた収益の65%が地元へ還元。 ・会：管内市町村等49名、賛助1名(事務局：市) ・負担基準：20千円/1口	A	継続 団体が実施している事業・活動の企画立案の中核(取りまとめ)を担っている市として緑化推進の核をなすものと判断し現状にて交付を継続。	A	継続 当該団体の活動事業・活動は緑化推進及び緑化思想の普及啓発に寄与しており継続妥当。	
128	負 62	緑化環境部 公園と花の課	日本公園緑地協会負担金	60	60	60	60	(社)日本公園緑地協会		都市公園や緑地の整備促進のための広報、啓蒙・調査をはじめ、技術的指針や解説書の発行、情報発信(機関誌の発行、ホームページ)、講習会開催、相談など幅広い事業を展開しており、本市の事業実施に伴う情報の活用を目的として参画。 ・会：47都道府県、1054市町村 ・負担基準：地方公共団体人口10万・60千円	A	継続 公園緑地事業の円滑な推進に当たり、当協会を通じて情報交換や情報収集を図ることができることから、今後も継続。	B	加入について見直し(終期設定) 事業推進に係る情報収集を意図しているが、情報収集手段の多様化や、また係る情報に関する業務上での具体的活用、成果も薄いのが実態。これら状況を斟酌するに、今日、加入の必然性、必要性は低いものと判断する。 従って加入の意義、成果等について検証するなかで加入のあり方について見直しする必要がある。	18



全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
129	負 63	緑化環境部 公園と花の課	全国都市公園整備促進協議会負担金	50	50	50	50	全国都市公園整備促進協議会		当協議会は、都市公園整備に係る国庫補助の確保、拡大等要望活動が主たる活動の団体。 ・会：47都道府県、全国市町村(道内23市町…管内3市町) ・負担基準：市50千円	A	継続 全国の都市公園補助事業を実施している都道府県・市町村が参加し、予算の確保など要望、陳情を行っており、都市公園整備事業の推進に寄与している。 本市も補助事業を行い、今後も継続していくことから積極的に本協議会事業に参加していく必要がある。	B	加入のあり方について抜本的見直し、負担基準の見直し。 都市公園整備の促進に係る陳情要望活動を展開することを意図しており、環境の問題も含め緑化事業としても事業展開は一定程度必要と考える。 しかし、一方、時代・社会の変化や国庫財源の一般財源化の方向など環境が大きく変わってきており、係る形態での要望活動のあり方について見直し・検討が必要となってきた。そうした観点から加入のあり方について見直しが必要。 また、繰越金の状況から負担基準の見直しを求める必要がある。	18
130	負 64	緑化環境部 公園と花の課	全道都市公園整備促進協議会負担金	40	40	40	40	北海道都市公園整備等促進協議会		北海道各市町村が連携し、都市公園整備推進のための国庫補助の確保など要望、陳情活動を展開。 ・会：道内32市 ・負担基準：市40千円	A	継続 全国都市公園整備促進協議会と共同で、予算の確保等要望、陳情を行っており、都市公園整備事業の推進に寄与している。 本市も補助事業を行い、今後も継続していくことから積極的に本協議会事業に参加していく必要がある。	B	加入のあり方について抜本的見直し、負担基準の見直し 都市公園整備の促進に係る陳情要望活動を展開することを意図しており、環境の問題も含め緑化事業としても事業展開は一定程度必要と考えるが、時代・社会の変化や国庫財源の一般財源化の方向など環境が大きく変わってきており、係る形態での要望活動のあり方について見直し、検討が必要となってきた。そうした観点から加入のあり方について見直しが必要。 本市における係る要望活動については、十勝圏活性化推進期会会のなかで展開する方向を検討することが適当。 また、繰越金が約4割を超えている。負担金の支出の凍結、削減を求める必要がある。	18
133	負 65	緑化環境部 公園と花の課	花コンクール開催負担金	1,000	1,000	1,000	1,000	ふるさと花コンクール実行委員会		本実行委員会は、ふるさと花コンクールという花と緑の啓発事業を民間企業及び行政とともに実施するために設立された組織。 ・開催場所：とちぎプラザ、南公園 ・内容：ハンギングバスケット部門、コンテナ部門コンクール、園芸療法、高校花壇発表、ガーデンコンサート、講習会など ・会構成：帯広市、勝毎、NHK帯広放送局、 ・負担額…概ね1/2負担(約100万円) ・コンクール出品数：H14…147件 H15…131件	A	継続 ふるさと花コンクールは、単なるコンクールとしての機能だけでなく、市民が実行委員会に参加することに伴う花と緑に関わる市民の人材育成機能や、障害を持つ方に対する園芸療法機能、高校生の作品発表の場としての機能そして花と緑の媒介による人々の交流機能などを持った事業であり、継続して実施することが必要な事業。 一方、本事業は一般市民主体の実行委員会により実施されていることから、財政的基盤が脆弱であり、事業継続には引き続き市の補助が必要。	A	継続 一次評価のとおり。	
140	負 66	緑化環境部 公園と花の課	帯広の森市民植樹祭実行委員会負担金(植樹祭、育樹祭、30年記念事業)	3,900	3,900	2,900	2,900	帯広の森市民植樹祭実行委員会		市民参加により帯広の森の植樹祭・育樹祭の企画、運営、開催実施。 また、平成16年度に帯広の森づくりが30年を迎えるのを機に平成15～16年度の2か年で記念事業(映像記録作成、シンポジウム開催)を実施するなど、市民に帯広の森について普及啓発する活動にも取り組んでいる。	A	会の活動、事業の見直し。 植樹祭は平成16年度をもって終了。 今後は残された植樹可能地において小規模な植樹を継続。また、市民植樹祭実行委員会をはじめとした市民と協議をしながら森の育成や市民による利活用を図るための方策について具体的に検討し、取り組みを進める。 こうした森づくりを市民との協働により進めていくという方針に変わりはなく、当該実行委員会のような、市民が主体で市民の先頭に立って森づくりを進める組織への支援を継続。	A	会の活動、事業の見直し 一次評価のとおり。	
149	負 67	保健福祉部 障害福祉課	北海道障害者雇用促進協会負担金	10	10	10	10	(社)北海道障害者雇用促進協会		国、道の支援により設置された機関。 道内の障害者の雇用促進と職業の安定を図るべく相談業務、講習、啓発など事業を実施している。 本市、当協会より委嘱を受けた「ジョブコーチ」がケアセンターに配置されている。 ・会構成：道内176市町村(うち管内17)、民間法人団体等844、 ・負担基準：正会員5千円/1口 賛助会員10千円	A	継続 管内他町村も協会に加入しており、雇用促進協会から継続加入の強い要請もあり継続することになった。	A	継続 障害者の雇用促進のための就労相談、安定就労支援など当該団体の活動は大きな役割をはたしており、本市においても、ジョブコーチの障害者個々に応じた支援活動など成果も期待できることから加入継続は妥当。	
176	負 68	保健福祉部 障害福祉課	十勝精神保健協会負担金	60	60	60	60	十勝精神保健協会		十勝管内の各分野の関係者が連携、交流し精神保健福祉に関する現状や今後のあり方等情報交換、機関紙発行、精神保健福祉に係る啓蒙・啓発、理解普及等の事業活動を展開している。 ・会員：管内全市町村、医療法人社会福祉法人等26団体、個人106名 市は特別会員…③3千円*20口	A	継続 厚生労働省は、精神障害者の社会復帰を促進するため、退院後の地域生活支援の充実を掲げており、今後の精神保健福祉行政に係る町村との情報交換等、広域で取り組む必要性も視野に入れ、継続していく必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
189	負 69	保健福祉部 保健課	北海道市町村保健活動連絡協議会負担金	5	5	5	5	北海道市町村保健活動連絡協議会		道内市町村の保健師の知識・技能向上と情報交換を目的に連絡協議会を組織し、係る研修機会や情報提供・収集の場として活用 ・会：道内212市町村	A	継続 全道の市町村が参加しての情報交換・研修の会として、今後も必要。	D	負担金支出について抜本的見直し(廃止) 行政間での連絡協議や情報交換、情報収集などは通常の保健行政のなかで行われるべきものとする。その意味で連絡協議会という性格から会員という形態の負担金は不要と見做す。 従って会のあり方の見直しを求めるとともに、負担金支出について抜本的な見直しが必要である。	17
190	負 70	保健福祉部 保健課	おびひろ健康まつり負担金	450	450	300	300	おびひろ健康まつり実行委員会		現総合福祉センター開設年度から実施。 市主体に各実行団体の協力を得ることで実施している。市内の健康に携わる様々な実行団体が連携・参加し、市民への健康啓発活動として貴重な事業である。 ・会構成：帯広市、医師会、歯科医師会、道看護協会、薬剤師会、栄養士会、道臨床検査技師会、市食改推進協議会他 ・参加状況：H15…1,314人	A	継続 各職能団体の協力のもと、子どもから高齢の方までの健康づくりなどの関心を高める機会として必要であり、市民ニーズも高い。	A	継続 一次評価のとおり	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
212	負 71	保健福祉部 保健課	北海道在宅医療ケア事業団負担金(年会費)	700	700	700	700	(社)北海道在宅医療ケア事業団		H5本市在宅ケアへの取り組みが遅れていた背景のなか(社)北海道総合在宅ケア事業団帯広訪問看護ステーションが設置され、その地域に開かれた運営を確保するため本市も運営委員会に参画したものの、 現在、地域の訪問看護ステーションや関係機関、関係職種と連携調整など地域の在宅ケアの量的・質的向上に寄与している。 ・構成:道、道内114市町村、道医師会、日本看護協会道支部、道理学療法士会、道作業療法士会 ・負担基準:訪問看護ST設置市町村700千円	A	継続 年々要介護認定者数が増加しており、介護サービスの訪問看護利用の伸びが見込まれており、訪問看護を担う事業所として成果をあげている。訪問看護ステーション設置市は加入が必須となっていることから、今後も加入が必要である。	B	負担金支出のあり方、内容の見直し 訪問看護をはじめ在宅ケアについては、民間医療法人の参入など取り巻く環境が大きく変化しているが、基幹病院を持たないあるいは医療的特殊性のある人などの対応については、当該事業団運営の訪問看護ステーションが一定の役割を担っている状況から、今後も参画加入を継続する必要があるものと判断する。 ただし、設置の経過があるものの在宅ケアに係る一事業体という観点から、業務拡大や運営改善を図るなかで自主運営の方向性を明確化し努力を促し負担金について見直し縮減を求めることが必要。	17
225	負 72	保健福祉部 児童家庭課	北海道保育協議会負担金	464	464	414	414	北海道保育協議会		道内の保育所、関係市町村で組織し 国・道・各地域での保育・子育て支援事業等の情報収集と情報交換、支庁保育士等研修支援保育士の永年勤続・優良職員表彰 国・道等に対する意見・要望活動を担っている。 事務局は「北海道社会福祉協議会」 道の社会福祉事業全般に密接に関係しており情報収集、職員の研修の場として重要。 北海道内の保育・子育て支援事業にかかる情報は、全て当該機関を経て各施設に流れてくる。 ・会員:認可保育所市町村、民間法人 ・会費: 児童定員割...60人以下3,100円、61~90人4,600円、91~120人9,000円 職員割...5人以下3,000円、6~10人6,000円、11~15人9,000円 施設割...1施設あたり18,000円	B	負担金支出のあり方、内容の改善見直し 本協議会を通しての情報や本協議会主催の研修会は貴重な場であり、負担金の廃止は困難である。 負担金の見直しは必要と考える。公立保育所全所の加入から、基幹的な保育所1所のみ加入として対応する方向としたい。	B	負担金支出のあり方、内容の改善見直し 一次評価のとおり加入方法・負担金についての見直しが適当。	17
226	負 73	保健福祉部 児童家庭課	十勝管内保育所協議会負担金	35	35	42	42	十勝管内保育所協議会		管内の認可保育所の保育士、給食従事者向け研修会開催を主たる活動に、管内保育所の保育・子育て事業の情報交換をしている。また道内の係情報は基本的に北海道保育協議会の地域組織とみなされている当該協議会に流れてくる形となっている。 ・会員:管内認可保育所がある市町村 ・負担基準: 市町村割...1市町村1千円 施設長配置保育所...1所3千円 施設長不在保育所...1所1千円	A	負担金の見直し 同協議会でのみ実施している研修(給食担当の研修など)があるほか、管内町村との保育行政についての情報交換の場として貴重な存在であり、これら事業・取り組みについて管内町村が合同で実施することにより費用負担が軽減されている。 現時点で帯広市の退会は他町村への影響が大きく、現在、協議会内部で今後の方向を検討中であり、そのなかで負担金のあり方について提言・整理していきたい。	B	団体のあり方、内容について抜本的見直し 管内の保育士の研修や保育所間の情報交換の機会としては貴重な存在であると考えるが、道保育協議会の地方組織とみなされ十勝管内全体に係る表彰推薦窓口、連絡調整役になっているなど市がどのような趣旨で事務局を所管しているのか、また関係情報が当該系列で流れてくるなど、保育行政との関係で当該協議会がどのような役割を担うのか不明瞭な部分もあり、会のあり方、負担金のあり方について見直しを図る必要がある。	17
227	負 74	保健福祉部 児童家庭課	社会福祉施設連絡協議会負担金	35	35	35	35	社会福祉施設連絡協議会		市内の社会福祉施設が参加し、本市社会福祉事業に共通認識をもって運営していくため、毎年度、国・道の職員を招き研修会を開催したまた国や道の情報収集に大きな役割を果たしている。 民間(社会福祉法人)は、行政との情報交換や行政支援に全施設が一致して取組むことに意義と必要性を持っている。当該参加施設に相応負担金を支出している本市は、保育所という社会福祉施設を運営している責任から事務局として当該協議会に参加。 ・会員:市内の各社会福祉施設 ・負担基準: 帯広市が運営主体の施設...全施設分年額35,000円	B	関与方法について見直し 市内の社会福祉施設の情報交換の場ではあるが、公立保育所以外はすべて社会福祉法人で構成し、行政に対する提言、要望の場としての性格が強い。 このため、公立保育所は退会し、民間の社会福祉施設の組織として整理する方向が望ましい。 負担金については廃止する方向となるが、各社会福祉施設とは市と密接な繋がりがあり、当該協議会を通して市の意向を調整する役割があり、補助金等により研修活動を支援する方向への転換が必要である。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 会の役割、及び市加入の意図を明確にする中で加入について検証・見直しする必要がある。	17
228	負 75	保健福祉部 児童家庭課	北海道保育園医協議会負担金	3	3	3	3	北海道保育園医協議会		乳幼児の健全な成育を支援するため、道内の保育所、小児科を中心とした医師が連携し、情報交換、調査研究など乳幼児保健に係る研鑽を積むことを目的とするとともに、また情報誌発行による情報提供を行っている。 本市は嘱託医を市内小児科医に依頼、この際医師会に推薦、協力をお願いしており、当該医師会が設置している協議会に加入を求められたことが加入の経緯と思われる。 ・会員:道内市町村、認可保育所、医療機関、医師 ・負担基準:保育園・3千円/1所 医師・4千円、	A	継続 協議会での情報交換の内容は児童に関する保健衛生、健康管理、発達心理などで専門的である。地域の小児科医は減少傾向にありこのような情報交換、研修等を通して得られる場は管内ではない。管内においての情報は帯広医師会等の協力が必要であり、加入した契機についても市内の小児科医の強い進言があったと考えられ、負担金の廃止(=退会)の方向については、帯広医師会との調整が必要である。当面継続しつつ、今後のあり方を検討していくこととしたい。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 負担金支出のみで、特に関与もなく、また情報活用の実態も不明確であり、加入に伴う具体的効果・成果を見出せない。 また運営上繰越金も多く、また事業費執行状況から団体事業・活動の改善も必要と思考する。 以上を勘案したときに、加入について抜本的見直しが妥当。	17
246	負 76	保健福祉部 保護課	全道生活保護医療協力医負担金	8	8	8	8	北海道生活保護医療協力医会		道内の生活保護法による嘱託医、精神科業務委託医で構成され、会報等による会員相互の情報交換及び嘱託医業務の調査・研修による業務の適正化を目的としている。 ・構成:道(保護課)、道内の保護嘱託医 ・負担額:@4千円*人数	B	団体の事業・活動の見直し改善 繰越金が多く、会の活動もマンネリ化の状況が見受けられる。総会における嘱託医の研修の場の設定や嘱託医への情報提供など工夫をし、嘱託医業務が円滑かつ適正に図られるよう協議していく。	B	団体の事業・活動の見直し改善 繰越金が多く、会の活動もマンネリ化の状況が見受けられる。総会における嘱託医の研修の場の設定や嘱託医への情報提供など工夫をし、嘱託医業務が円滑かつ適正に図られるよう協議していく。	17
247	負 77	商工観光部 商業課	北海道中小企業振興機構賛助会員負担金	315	315	315	315	(財)北海道中小企業総合支援センター		H13.4.1に(財)北海道中小企業振興公社、(社)北海道商工指導センター及び(財)北海道中小企業振興基金協会が統合し設立。 北海道における中小企業の総合的支援機関として創業、研究開発、事業化、設備導入、取引拡大、人材育成、経営革新、地域振興などに関する支援事業や情報提供、調査事業を実施。 地域の支援センター(十勝においては商工会議所、北海道中小企業団体中央会十勝支部が中小企業支援センターに位置し、)との相互連携による本市中小企業者等への支援体制の充実の観点から加入。 ・会構成:道、道内34市150町10村 ・負担基準:事業所数により加入口数定め、1001~1500:4口、以降500までごとに1口加算。(@15千円*21口)	A	継続 同センターは北海道の中小企業支援ネットワークの中核的支援機関であり、これまでも地域の支援センターとの相互連携を図りながら、中小企業者の抱える様々な経営課題の解決を支援しており、今後もその必要性は変らない。	A	継続 北海道全体の中小企業の中核的支援機関として、関連情報の提供をはじめ中小企業の経営課題の解決や設備・事業等資金支援など当該団体が果たす役割は大きく、今後の一定の行政関与は必要である。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
248	負 78	商工観光部 商業課	北海道中小企業団体中央会負担金	500	500	500	500	北海道中小企業団体中央会		道内中小企業の組織化を促進し、事業経営の近代化・合理化の推進を通じて経済的地位の向上を図るため、組合等の組織や事業・経営への指導、教育、情報提供の活動機関。 本市の中小企業の指導等の体制支援の観点から加入。 ・会構成：道内の中小企業等協同組合、商店街振興組合など ・明確な基準なし。[H16管内市町村負担額・・・1市6町] 帯広市 500千円、本別町・広尾町・浦幌町・音更町・芽室町・・・各50千円、大樹町・・・30千円	A	継続 組合設立及び組合の事業・経営等に関する総合的な支援機関としての役割は大きく、実際に「北の起業広場協同組合」、「ラブサム協同組合」及び新しい企業組合などの設立により、中心市街地活性化、新規創業の促進が図られ、また、組合の事業・経営の指導により経営基盤の強化が図られていることから、市の行政目的実現に成果をあげており、今後も団体に対する市の支援を継続する必要がある。	A	継続 組合の事業・経営等への総合的な支援機関であり、組織化促進を通じた中小企業の近代化、経済的地位向上を図る意味から、当該団体の組合経営指導、教育、情報提供活動など果たすべき役割は大きく、本市中小企業振興・組合の経営基盤の強化の観点からも、今後も行政としての一定の関与は必要である。	
265	負 79	商工観光部 商業課	電波障害対策協議会負担金	855	855	5	5	帯広市西3.4条8・9・10丁目地区ビル建築電波障害対策協議会		協議会会員のビル(高層建築物)により、テレビ受信電波に障害を受けているエリア内の建物に対する機能補償を目的とした共聴設備の設置・管理(北電共架料、設備修繕)市負担分 ・負担基準：協議会構成員の各負担割合を下記。 中央駐車場 30%、経済センタービル 10%、高雄ビル 44%、藤丸ビル 10%、丸越ビル 4%、萩原医院 2%	A	継続 単なる団体に対する会費の負担金ではなく、障害を及ぼしている建物への機能補償である。	A	継続 高層ビル電波障害対策としての共聴設備による機能補償に係る市負担分につき必須。	
271	負 81	商工観光部 工業課	優良道産品推奨協議会負担金	70	70	70	70	優良道産品推奨協議会		道産品愛用運動の一環として、道内製造・加工された商品を企業からの申請により、設定した品目別審査基準により合格した商品を優良道産品「つるのマーク商品」として推奨し、その普及のため積極的な活動を展開。 ・会員：道、道内108市町村、道内8商工会議所、17商工会、北海道貿易物産振興会 ・負担額：均割20千円＋事業所割50千円、	D	廃止 H17年度末をもって廃止される。 (道産品全体の品質が向上。推奨品としての差別化の特典がなくなってきた。)ただし、H17年度まで登録期間があるため、同年度まで現状継続する。	D	廃止(終期設定) 17年度をもって廃止。	18
272	負 82	商工観光部 工業課	北海道工業再配置促進連絡協議会負担金	10	10	10	10	北海道工業再配置促進連絡協議会		道内各自治体における土地の有効利用、工場誘致を促進するため、首都圏、近畿圏等からの工業再配置の政策に準拠するなかで、工業団地造成や工場誘致活動に関する補助制度の研修、誘致情報収集及び情報交換の機会であり、それぞれ自治体の地元工場誘致活動の参考としている。 ・会員：道経産局、道、帯広市、苫小牧市ほか61市町村 ・負担額：10千円	D	廃止 加入の目的は、ほぼ達成した。 また、情報収集、情報交換の機会ではあるが、今後は、必要な会議を選択して出席する方向とする。 (会議出席負担金の必要あり。)	D	加入について抜本的見直し(廃止) 一次評価のとおり加入目的達成。	17
273	負 83	商工観光部 工業課	地域ニュービジネス委員会負担金	100	100	0	0	地域ニュービジネス委員会		立地企業(コア学園)について、地域における新たなビジネスの展開拡大の可能性について、関係市町村との情報交換をするもの。 ・会構成：新庄市、古河市、飯田市、都城市、山口市、唐津市、斐川市	D	廃止 16年度解散	D	廃止 16年度解散	17
274	負 84	商工観光部 工業課	北海道経済国際化推進会議負担金	200	200	200	200	北海道経済国際化推進会議		北海道の中小企業の諸外国との経済交流の取組みを支援し、本道産業経済の国際化の進展に資するための事業活動を展開(外国との貿易に関する実務研修、セミナー、講演会等)。本市地元企業の海外販路拡大に資するため加入。 ・会員：道経産局、道、函館税関、札幌市他12市、道経連他13団体、北洋銀行他8民間法人 ・負担基準：市町村は2口200千円	D	廃止 日本貿易振興会加入で活用可能。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 一次評価のとおり日本貿易振興会にて対応。	17
275	負 85	商工観光部 工業課	日本貿易振興会負担金	80	80	80	80	日本貿易振興会 北海道貿易情報センター		企業の海外でのビジネス交流、ビジネス拡大などの貿易振興を支援する機関団体として、貿易に係る情報収集、提供提供及びセミナー開催など貿易実務の支援活動を展開。 ・会員：道、札幌市他6市、北海道貿易振興物産教会他4団体 ・負担基準：定額	A	継続 当団体は、世界をネットワーク化しているため、今後、企業の市場開拓及び販路拡大をする貿易事業等の活用において必要である。	A	継続 一次評価のとおり。 ただし、地元企業の販売拡大のための貿易実務活用や情報収集を意図しているが、市が会員として加入することの意味合い、必要性を明確にする必要がある。	
276	負 86	商工観光部 工業課	クリエイティブ北海道負担金	20	20	20	20	クリエイティブ北海道推進協議会		新分野への挑戦や、起業家意識の高揚と支援制度の普及・活用を通じて創造的企業育成に取組む団体。 帯広において係る教育事業や新規事業セミナー等の事業を実施することにより、起業家育成が図られるべく支援、加入。 ・会員：道経産局、道、旭川市他4市、道経連他20団体 ・負担基準：20千円/1口	D	廃止 加入の目的達成。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 加入目的達成。	17
279	負 87	商工観光部 工業課	帯広コンピュータ・福祉専門学校協賛会負担金	3	3	3	3	帯広コンピュータ・福祉専門学校協賛会		地域における優秀な人材の確保、育成のため誘致し、地元企業への人材輩出に資するべく、協賛するもの。(また地元企業との意見交換、インターンシップ、開放講座なども実施) ・会員：帯広市、十勝町村会、管内123社 ・負担額：3千円	A	継続 優秀な人材を確保し、育成することにより、地元企業へその人材を輩出することは、地域発展につながる。	A	継続 当該専門学校は市誘致の経過のなか、学校活動に対する地域の理解や人材の就労について、企業、関係者が連携・協賛し支援してきており、地域の人材確保・育成に一定の役割を果たしている。 今後も係る連携、一体となるなかでの支援継続は必要と判断する。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
284	負 88	商工観光部 工業課	地場産業連携支援事業負担金(地域産品のブランド化)	3,136	3,136	3,136	3,136	十勝圏振興機構		十勝圏の地域特性や地場資源を有効活用し、関連する産業群の相互連携、特色ある産種集積を促進するためのコーディネート機能を担う「地域産業支援センター」事業(とち財団運営)に係る市負担金。 センター事業 ・創業支援(情報ネットワーク整備事業、マーケティング支援事業) ・新事業創出支援事業(地域相談窓口事業、地域資源活用事業等育成事業、産業クラスター創造活動事業) ・中小企業再生支援事業	B	(15年度評価) 事務事業の簡素化、効率化や事業手法の見直し、コスト縮減など事業の進め方の改善により継続 財団のソフト事業の効果的、効果的執行に向けた見直しを図る。 このため、現在進められている、とち財団のあり方検討において協議を進める。	B	事務事業の効率化及びコスト縮減など事業の進め方の改善 H18.4開設の「地場産業支援センター」事業の全体のなかで、効果的、効率的な事業手法及び内容等について整理検討のこと。	17
286	負 89	商工観光部 都心振興課	北海道都市再開発促進協会負担金	25	25	25	25	北海道まちづくり促進協会		まちづくり市街地再開発に係る関係機関への要望活動とともに普及啓発指導相談事業及び調査研究受託などを実施。 H13に市街地再開発計画に伴う情報収集を目的に加入。 ・会員:賛助・帯広市、幕別町、大樹町、札幌市、旭川市など51市町村、 団体・企業会員・道市長会、道町村会、道商連、道経連、JR北海道、ドーコン、NTT東日本ほか 個人会員	D	廃止 加入に伴う具体的成果、効果もなく、また大規模な市街地再開発事業も困難な状況や未加入による支障もない。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 一次評価のとおり。	17
292	負 90	商工観光部 都心振興課	商店街街路整備事業負担金	136	136	136	136	帯広平原通商店街振興組合		区画整理事業換地処分により市所有となった駅北多目的広場用地に係る商店街の環境整備(ロードヒーティング、街路灯等)の維持管理、設置借入金償還	A	継続 本負担金は義務的経費であり継続。	A	継続 施設維持管理等経費の市負担分につき必須。	
293	負 91	商工観光部 観光課	帯広夢あかりアートの街負担金	1,200	1,200	1,200	1,200	おびひろ夢あかりアートの街実行委員会		市民、観光客を対象に冬の生活を潤いあるものにし、街の活性化を図るため「ライトアップ推進事業」(市役所及び近隣の官公所等の塔をライトアップ)及び「あかり推進事業」(冬のマジック街中の公園や広場などに設置)により幻想的な夜の空間を創り出すもので、係る事業についての市負担分 ・会構成:プランAC、帯広観光コンベンション協会、帯広商工会議所	A	継続 氷まつりとも連動し冬のイベントとして定着してきており、駅北多目的広場でのイルミネーションや灯りの装飾は新しい冬の観光スポットともなる。市民主体の実行委員会で活動していることから現状で継続していきたい。 なお、今後イルミネーション事業の庁内一本化の検討等、更に効率的なイベント運営を図っていく。	A	継続 一次評価のとおり	
295	負 92	商工観光部 観光課	観光客誘致促進対策負担金(十勝観光連盟)	6,000	6,000	5,400	5,400	十勝観光連盟		十勝観光連盟が展開する誘致宣伝活動事業に対する市負担金。 ・帯広市ほか管内町村で負担金を拠出、道補助金あり。 ・内容:観光客誘致のPRモーション事業や観光PR物(CD・LOM、ガイドブック等)作成、雑誌等掲載経費など。	B	(15年度評価) 事業の進め方の改善により継続 帯広観光コンベンション協会との関連を含め組織・事業の見直し、検討を進める。 ・帯広・十勝の経済状況が厳しい中、観光産業は一定の伸びを見せており、地域性を活かした新たな観光づくりを進め、地域産業の一翼を担えるものとして育成する。このため、十勝観光を振興する推進体制や事務事業の見直しを図り、取り組みを強化する。	B	事業の進め方の改善見直し 組織体制、事業の見直しなど、効果的効果的な会運営及び事業展開を図る必要がある。	17
296	負 93	商工観光部 観光課	帯広・十勝滞在体験ツアー造成促進事業負担金	6,035	6,035	8,750	8,750	各旅行代理店		とち帯広空港の利用促進と道外観光客の誘致を図り、滞在型体験観光の推進により地域の観光産業の振興を目指すことを意図。 ・補助内容:とち帯広空港をインアウト利用し、十勝地域に2泊以上滞在するツアープランに限り、ツアー参加者1名につき5千円(航空運賃相当額)、1ツアー1,000千円を上限に旅行代理店に補助。 ・対象参加者:2306名	A	継続 平成15年度より事業手法の一部見直しを図ったことから(負担対象となる事業を「広告宣伝」から「周遊商品企画」へ見直し)当面は現在の内容にて事業継続を進める。	A	継続 一次評価のとおり。 ただし、今後、事業の実施状況・成果及び内容等について検証するなかで必要に応じ見直しを図っていく必要がある。	
297	負 94	商工観光部 観光課	とち帯広空港国際チャーター便誘致促進事業負担金	3,300	3,300	800	800	とち国際チャーター便誘致協議会		海外からの国際チャーター便による外国人観光客の誘致促進を図り、とち帯広空港の利用促進と地域観光産業の振興を図るため、十勝圏の官民一体となって誘致や条件・施設等の整備充実に向けた各種取り組みを実施するもの。 ・取り組み活動:国際チャーター便誘致活動、就航に伴う受入体制の充実、C.I.Q体制の常設化、チャーター便受入施設の充実活動 ・会構成:とち帯広空港利用促進協議会・帯商・十勝連・帯広観光コンベンション・音更町十勝川温泉観光協会・鹿追町観光協会・北海道十勝管内商工会連合会・十勝地区農業協同組合長会・帯広空港ターミナルビル(株)	A	継続 現在、台湾をはじめとする東アジア諸国では北海道観光への人気が高まっており、道内各地で激しい誘致競争が続いているなか、国際チャーター便による外国人観光客の誘致を進めることは地域経済振興に大変有効な手段である。行政として積極的に取り組まなければならない事業として、さらに施策を充実していく必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
301	負 95	商工観光部 観光課	日本観光協会負担金	120	120	120	120	(社)日本観光協会		全国的な観光事業の中核機関、観光旅行の安全確保や利便増進等のために必要な事業を行う他、外国人旅行者の訪日促進やその他諸施策を推進しインバウンド振興や国内観光振興を図っている。 本市において全国の観光及び観光都市等のリアルタイムな情報の取得を中心に外国における観光プロモーション等事業実施に当たっての助言や現地観光関係者との連絡調整等の協力を受けている。 ・会構成:47都道府県、全国267市町村、都道府県市町村観光協会、緩行・運輸通信・旅行業・宿泊施設団体企業 ・負担基準:人口割50千円+観光入込み数割70千円	A	継続 日本観光協会は、海外プロモーションで有効利用しており、ソウルやタイベいに事務所があることから、観光プロモーション開催の際の会場手配や通訳の確保、エージェントとの連絡調整などでお世話になっている。今後も北海道への観光需要が見込める東アジアからの観光客誘致に欠くことのできない関係団体であり現状継続とする。	A	継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
304	負 96	商工観光部 観光課	グリーンフロンティアフェスティバル負担金	800	800	800	800	グリーンフロンティアフェスティバル実行委員会		グリーンパーク造成時に、緑ヶ丘公園近隣の住民をはじめとする公園利用者を対象としてグリーンパーク造成時、利用増進の一環として開催された「草の根コンサート」が始まり、以来、名前と内容を変えつつ現在に至り、現在はフェスティバル内で「おびる音楽祭」「十勝来舞フェスタ」「青空リサイクル市」「食彩コーナー」の4つの催しを実施。 ・会構成：演奏者、ダンスグループ ・負担額：定額	D	廃止 16年度をもって事務事業終了。	D	廃止 一定の目的を果たしH16年度で事務事業廃止。	17
305	負 97	商工観光部 観光課	十勝観光連盟コーディネート事業負担金	3,650	3,650	3,285	3,285	十勝観光連盟		JR帯広駅エスタに移転開設した「十勝観光連盟」が展開している観光客誘致事業及び体験型観光(アウトドアスポーツ、農業体験など)推進のコーディネート事業に係る市共催負担金(市と町村1/2づつ) ・事業内容 観光情報の収集・整備・拡充 ネットワーク推進事業(コーディネーターによる情報交換・意見交換を通じツアールート作成等の検討) 十勝観光連盟ホームページの運営・拡充(自治体・事業者等のHPとのリンク等を推進するなどHPの拡充・整備) 管内体験観光事業の周知宣伝・育成、人件費	B	(15年度評価) 事業の進め方の改善により継続 帯広観光コンベンション協会との関連を含め組織・事業の見直し、検討を進める。 帯広・十勝の経済状況が厳しい中、観光産業は一定の伸びを見せており、地域性を活かした新たな観光づくりを進め、地域産業の一翼を担えるものとして育成する。このため、十勝観光を振興する推進体制や事務事業の見直しを図り、取り組みを強化する。	B	事業の進め方の改善により継続 市共催事業負担金であるが、帯広観光コンベンション協会事業・運営との関連から本事業の展開に当たっても一次評価のとおり、協会を含め、当該連盟の組織・事業の見直しを図るなど事業の進め方の改善を検討のこと。	17
306	負 98	商工観光部 観光課	大雪十勝広域観光開発協議会負担金	300	300	300	300	大雪・十勝広域観光開発推進協議会		十勝だけでなく広域からの観光客誘致を図るため、大雪圏域と連携した観光ルートの開発や協同で観光PRを図り、観光振興に資するもの。 ・事業内容：旅行関係マスコミ関係者招へい事業、観光ルートガイドブック作成、観光情報発信事業、相互交流事業(構成市町村意見交換等) ・会構成：旭川市(会長市)、富良野市、帯広市、大雪圏13町村、十勝管内7町村 ・負担額：旭川市100千円、帯広市50千円、富良野市30千円、及び事業負担金帯広市250千円、町村50千円	B	会のあり方、及び負担金の見直し検討 十勝管内からは負担金納入を控えて休止している町もあり、16年度に今後の協議会のあり方等の検討会が予定されている。 しかし広域観光を進める上で、連絡協議会的な組織は必要であり今後負担金の見直し等検討していく。	B	団体のあり方、内容について抜本的見直し 一次評価のとおり会のあり方及び負担金の見直しを。	17
308	負 99	商工観光部 観光課	十勝エコジ・パーク推進協議会負担金	20	20	20	20	十勝エコジ・パーク推進協議会		十勝の母なる川、十勝川の自然を生かした十勝エコロジーパークを観光拠点、教育文化的な施設として整備促進のため、国や道、地元関係機関、構成市町村、経済・漁業団体、地域住民等を対象に要望活動や地域への啓発、会議開催、連絡調整等を行っている。 ・会構成：帯広市、音更町、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町、帯商、管内商工会連合会、大津漁協、JC、十勝連 ・負担基準：20千円	A	継続 平成18年度までは道立公園整備等があり、協議会負担金は必要不可欠である。 事業完了の平成19年度以降は方向性としてエコパークの利用促進を図っていく組織に見直しを図る必要がある。	B	会のあり方及び負担金支出について見直し(終期設定) 当該協議会は整備促進活動を意図しており、整備完了時には負担金支出について一旦整理することが適当。 事業完了後については、観光・教育面等での活用についてなお行政協力は必要と考えるが、会運営等については行政依存ではなく、運営主体である財団を主体として、積極的な利用促進活動等を展開するなかでの運営を基本とすることが必要。	19
309	負 100	商工観光部 観光課	北海道貿易物産振興会負担金	150	150	150	150	(社)北海道貿易物産振興会		道産品の国内外への販路拡大、販売促進の支援を行うもので、物産展、情報発信、部取取引促進事業などを実施し、北海道の地域経済の活性化と振興発展に資するもの。 ・会員：道、帯広市、札幌市・函館市、旭川市、釧路市・北見市・苫小牧市他、民間法人団体 ・負担額：10千円/1口*15口	A	継続 市の施策として物産の販路拡大を図るため、当該振興会に参画し、道外の百貨店での物産展に出展することは物産販売や観光PR等の大きな成果があり、今後も活用していく必要がある。	A	継続 当該振興会実施の物産観光展を積極的に活用し帯広市の物産と観光PRに成果、効果もあり、会加入も有益。	
313	負 101	商工観光部 観光課	ポロシリ戸高別川ニジマス放流負担金	120	120	120	120	戸高別川ニジマス放流会		ふるさとの自然に親しむ場を多くの人に提供するためニジマスを放流し、魚資源を保全しながら、戸高別川の釣魚振興を図る活動に対し、ポロシリ自然公園をはじめ、岩内仙境地域の観光施設により多くの観光客を誘致するべく、自然保全活動経費を負担。 ・会員：市内釣具店、地域住民 ・負担額：定額	A	継続 市民協働のまちづくりに沿ったもので、地域住民等の地道な活動がポロシリ地域で自然に親しめるというPRともなっており継続とする。	D	負担金交付について抜本的見直し(終期設定) 地域・住民や釣り関係者によるニジマス放流会を通じた観光振興及び魚資源保全を意図し、自主的活動として取組まれたもの。係る性格の活動については基本的に自主活動という考え方を尊重する中で行政関与は最小限とすることが必要。 また財政的支援が恒常化する傾向にもあり、そうした意味から支援後5年以上経過し、今後は自主活動としての原点に立ち返る中で、財政支援による行政関与について抜本的見直しが必要である。	18
316	負 102	商工観光部 労働消費課	十勝地方職業病防止対策連絡協議会負担金	72	72	72	72	十勝地方職業病防止対策連絡協議会		管内自治体等が一体となって特殊業務に従事する労働者の健康保持、職業病防止対策を行うもの。 ・事業内容：十勝支庁管内事業所に勤務する特殊業務に従事する労働者が特殊健康診断を受診した場合、1人当たり1,000円の助成を行う。 ・受診助成実績：管内約300名(うち市内人 H14・62名 H15・63名) ・会構成：管内20市町村、帯広建設業協会、帯商、林業木材製造業労働災害防止協議会北海道支部帯広分会、管内職業病防止8団体 ・負担基準：10千円/1口*72口	A	継続 管内自治体が負担金を出し、一体となって特殊業務に従事する労働者の健康保持を図る事業に参画し、共同での特殊健康診断等事業実施により効果的・効率的であり、継続参画が望ましい。	B	負担金支出の抜本的見直し及び会活動の見直し。 一次評価のとおり中小企業労働者の特殊業務健康診断に関する共同実施は効果的であり、職業病予防に有益と判断する。 しかし、会連命において収入に対する事業費執行率が45%以下で毎年多額の繰越金が発生、検診受診数の不定性を考慮しても会運営や活動について見直し改善を促す必要があり、また負担金支出について一時凍結・休止あるいは負担基準の見直しを求めることが必要である。	17
320	負 103	商工観光部 労働消費課	北海道人材誘致推進協議会負担金	150	150	150	150	北海道人材誘致推進協議会		北海道への人材誘致のためのUターン・Iターン希望者に対する広報、PR活動を全国的に展開する。(広報誌発行、求人企業ガイドブック、U・Iターンフェア等) ・会構成：道、道経産局、道労働局、札幌市他9市、道経営者協会、道商工連、道市長会ほか16団体 ・負担基準：自治体150千円、札幌市1500千円、企業50千円	A	継続 帯広・十勝における産業振興のためにも地域・企業のニーズに応える人材確保は重要課題であり、帯広市を広くPRし人材を確保する手段としては有効。 特に、首都圏で行われる「U・Iターンフェア」は、移住希望者と企業・自治体が直接面談でき効果は大きい。	A	継続 地元企業の人材確保のための、PRや広報活動、面談説明会等については、当該団体の活動を活用することにより、効果的・効率的活動が可能となり、また有効性、効果を斟酌するに加入継続は適当である。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
321	負 104	商工観光部 労働消費課	北海道雇用開発協会負担金	20	20	20	20	(社)北海道雇用開発協会		企業おこし、地域おこしなどの北海道における地域雇用開発の促進に関する事業を実施。(雇用開発に関する調査・研究・提言、関連施策への助言及び調整、情報交換、事業の受託) ・会構成:帯広市、芦別市ほか、道市長会、道町村会、道百貨店協会ほか ・負担基準:20千円/1口	A	継続 地域の雇用開発に関する情報等の交換、帯広市で実施のセミナー、道の委託事業であるジョブカフェ帯広サテライトの運営など市の雇用対策との連携により効果的実施を図っており地域の雇用開発の推進のため協会の行う活動は貴重。 ・情報の収集と連携による効果的な事業実施は、現下の雇用情勢において重要な役割を担うものであり、今後とも継続する。	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 地域における雇用開発に係る具体的事業展開や係る成果及び雇用促進との関連も不詳。 また雇用開発に関する提供情報も他手段で入手可能な状況にあり、加入の必要性、必然性を見出すことができない。 従って加入について抜本的見直しが必要である。	18
322	負 105	商工観光部 労働消費課	北海道労働協会負担金 (北海道ILO十勝地方支部負担金)	6	6	10	10	(財)北海道労働協会		H15年度で当団体解散し、「北海道労働協会」へ事業継承加入。労使の労働問題に関する理解と良識を培い、合理的な労使関係を確立するため各種講座の開設、情報提供、広報活動や情報活動を展開。 ・会構成:道、函館市、小樽市、帯広市、道経営者協会、北電、北海道法孫、日本労働組合総連合会ほか ・負担基準:ILO事業・3千円、労働協会事業・3千円	D	廃止 インターネットなど他手段により情報収集可能	D	加入について抜本的見直し(廃止) 加入に伴う具体的効果・成果を見出すことができない。 また関係情報についても他手段により入手可能	17
327	負 106	商工観光部 労働消費課	北海道季節移動労働者福祉協会負担金	20	20	0	0	(社)北海道季節移動労働者福祉協会		季節移動労働者並びにその家族の福祉増進、安定就労と社会生活の向上を図るため、情報提供・調査研究、季節移動労働者傷害保険共済制度の運営、出稼労働者福祉センターの運営管理などを実施。 季節移動労働者の実態把握、傷害保険加入による保障、留守家族の福祉向上を意図し加入。 帯広市内の季節移動労働者が同協会実施の傷害保険に加入した場合、協会からの補助が受けられる。(近年保険利用実態なし) ・会構成:14市33町村、民間企業・団体、個人 ・負担基準:地方自治体正会員・20千円/1口	D	廃止 当該協会はH16.3.31をもって解散…負担金は廃止。 (共済制度については(財)札幌福祉協会が引継いでいる。) 積雪・寒冷の気象条件から就労に著しい制約を受ける季節労働者に本市は独自の対策を講じ生活の安定を図っている。 しかし、国の冬期技能講習助成給付金制度予算が平成16年度から半減され、また公共事業も減少している状況から、今後出稼労働者の増も予想され、当該傷害保険共済制度は必要と考える。 ・今後の状況を踏まえ市として対応判断。	D	廃止 H16.3協会解散。 共済制度は札幌福祉協会に引き継がれたが、本市関係者の利用実態なく、廃止が妥当。 なお、社会状況に応じた新共済制度が必要と判断した場合は別途検討のこと。	17
329	負 107	商工観光部 労働消費課	消費生活展実施 (実行委員会負担金)	200	200	200	200	みんなの消費生活展実行委員会		消費者自らが自主的に行動し、安全で合理的且つ安心できる暮らしづくりのための賢い消費者の育成を図るための啓蒙・啓発事業。 ・会構成:帯広市、消費者協会	A	継続 消費者が、適切な情報や商品・サービスを選択し、安全で合理的な生活を営むために、必要な知識や能力を学習する事業として、関係団体と連携を密にした事業展開が必要である。	A	継続 消費者として安全で合理的な生活を営むための情報提供、学習機会提供として有益。	
333	負 108	商工観光部 労働消費課	全国特定市計量行政協議会負担金	20	20	20	20	全国特定市計量行政協議会		計量行政は、計量法の下、全国統一された制度・基準で施行されており、特定市(計量法施行令第4条で指定された市)間での問題共有、緊密連携を保ち適正な計量の実施を確保するための活動を行う。(特定市名簿・情報の作成配付、永年勤続職員表彰、量目取締結果情報集約報告、国等への要望・折衝及び法令解釈・技術・適正計量等の調査研究検討) ・会構成:特定市(112市…道内:札幌市、函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、釧路市、帯広市) ・負担基準:総事業費/特定市数	A	継続 市の計量行政の施行において、全国特定市計量行政協議会に参画することによって得られる成果も大きく、全国の特定市が一体となって適正な計量を実施するために積極的に参画していく。	B	加入等について見直し検討 計量に係る特定市であり、当該協議会加入必要であるが、時代・社会の変化により、計量行政、民間対応など取り巻く状況も大きく変わってきており、当該協議会加入について特定市としてのあり方を含め検討する必要がある。	18
334	負 109	商工観光部 空港事務所	北海道空港協会負担金	60	60	54	54	北海道空港協会		道内各空港関係機関・団体連携により、道内空港整備・管理に関する調査研究や整備促進等を図るため、国等の関係機関に要望活動を実施。 ・会構成:道、道内16市町、北海道空港、航空2社 ・負担基準:均等割・会費20千円、空港種別割・2種B15千円、航空機燃料譲与税割・前々年度に譲与された航空機燃料譲与税額に10000分の1.5を乗じた額	A	継続 当市が実施する空港整備事業に係る国の予算確保や、飛躍的に増大するへの国際チャーター便就航に係るC/Q検査体制の確保のため道内空港の関係自治体が一体となって国の各省庁への要望行動を実施することが必要、有効な成果が期待される。	A	継続 空港整備促進に向けた関係自治体一体となった活動の機会として有効且つ必要と判断する。	
335	負 110	商工観光部 空港事務所	全国民間空港関係市町村協議会負担金	78	78	80	80	全国民間空港関係市町村協議会		空港整備・周辺環境対策・安全対策・安全運航徹底や地方路線の維持等について、国や航空会社への要望・要望など実行運動を展開。 ・会構成:全国97市町村 ・負担額:均等割・会費10千円、空港種別割・2種20千円、航空機燃料譲与税割・前々年度3月期及び前年度9月期に譲与された航空機燃料譲与税合計額に10000分の4を乗じた額の合計額	B	負担金の見直し 全国の空港関係自治体の連携は必要であるが、事業活動が硬直化・形骸化の傾向があることから、団体の事業・活動の見直しや負担金の見直しを促す	B	団体事業・活動及び負担金の見直し 活動硬直・形骸化の状況及び毎年30%が繰越金になっているなど加入に伴う成果・効果について検証するとともに、事業活動の見直し及び負担金について一時凍結・休止や負担基準の見直しを求める必要がある。	17
336	負 111	商工観光部 空港事務所	全国地域空港システム推進協議会負担金	45	45	45	45	全国地域空港システム推進協議会		地域に密着した通勤・航空を推進するため、小型機を活用した地域航空ネットワークの充実を図るべく、国や航空会社に対する就航環境改善や経営支援などについての要望活動等を実施。 ・会構成:46都道府県、全国39市町村 ・負担基準:都道府県・会費135千円、市町村・会費45千円、賛助会員・会費1口年額90千円	D	廃止 北海道推進協議会への加入で対応可能。廃止の方向性とする。 (地域航空を推進する道の協議会に参画しており、事業目的の達成が見込まれるため)	D	加入について抜本的見直し(廃止) 一次評価のとおり。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
337	負 112	商工観光部 空港事務所	北海道地域航空推進協議会負担金	39	39	39	39	北海道地域航空推進協議会		北海道における地域航空の路線形成や利用促進により航空交通の利用者の利便性が高まるべく国や航空会社への要望・要請活動を実施。 ・会員構成：道内38市町村、44民間団体 ・負担基準：市町村・39千円、団体・企業会員23千円	A	継続 とち帯広空港には地域コムーター航空の乗入れがないことから、新たな路線開設を図るため当協議会に参画し、航空業界の動向や情報収集を行う必要がある	A	継続 一次評価のとおり。	
339	負 113	商工観光部 空港事務所	「空の日」記念航空まつり実施(実行委員会負担金)	300	300	300	300	とち帯広空港「空の日」記念航空まつり実行委員会		「空の日」(9月20日)、並びに空の旬間(9月20日～30日)設置の主旨に基づきイベントを実施し、空への関心と併せ帯広空港の理解と関心を深めてもらい利用促進を図るもの。 ・会構成：帯広市、東京航空局帯広出張所、測候所帯広空港出張所、航空大専科、空港ターミナル、産公、航空会社 ・経費応分負担	B	事業等内容の見直し とち「空の日」記念航空まつりは国で定める「空の日」にかかる記念行事としての役割のみならず、広く地域住民にとち帯広空港に対する理解・関心を高め空港の発展に寄与してきた経緯がある。そのため現段階は規模の縮小等については検討の余地を残すものの、廃止という選択は困難である。	B	事業等内容の見直し 空港利用促進、及び関係者・機関・団体・地域一体となった取組の機会でもあり、空港の発展に一定の役割を果たしているが、一次評価のとおり事業規模など内容の見直しを行うことが適当。	17
342	負 114	商工観光部 空港事務所	とち帯広空港利用促進協議会負担金	200	200	2,200	2,200	とち帯広空港利用促進協議会		とち帯広空港の利用促進を図るため、関係者の連携により、これら総合的調査研究及び陳情活動、広報活動に取り組むことを目的。 ・会構成：帯広市、十勝圏活性化協議会、帯商、十勝商工会連合会、十観連、帯観光コンベンション、とち財団、空港ターミナル、	A	継続 道内各空港間の競争が激化する中、帯広空港の利用促進方を強力に推進するためには、関係者・団体などが連携し継続性した活動が重要である	A	継続 一次評価のとおり、空港利用促進と機能充実のため地域における関係者・団体との連携・一体となった活動は有用と判断する。	
343	負 115	農務部 農林課	地域農業研究所負担金(会費・JICA関連)	50	50	50	50	(社)北海道地域農業研究所		道内の産学官の合意により設立された研究所。道内農業振興に関わり実践的研究、受託事業、研修、講師派遣等の事業を実施。農業行政に関する施策の参考、情報収集の観点から加入。 ・会構成：道、北大、畜大、酪大他、道内111市町村、104農協、農業法人、生産者 ・負担基準：市町村・農協50千円 個人5千円 企業団体賛助50千円	D	廃止 平成2年に道内の産・学・官の合意により発足。当時の経過と他市の加入状況を再確認し、廃止を前提として検討を行う。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 加入の具体的意図及び具体的な成果、効果を見出すことができず、加入について抜本的見直しが必要。	17
344	負 116	農務部 農林課	農業施策推進負担金(帯広市農業施策推進委員会)	160	160	144	144	帯広市農業施策推進委員会		本市農業の振興、施策の実施について、行政、農業者、農協が連携し取り組んでいくため体制整備、組織として設置。 このなかで計画策定検討や事業の企画実施、協力、情報交換等の機会としている。 ・会構成：帯広市、農委、二農協、共済、普及センター等	A	継続 各部門とも農協、生産者と協同で事業を実施。食の安全・安心においては、更に消費者、市民を含めた事業展開を行っている。WTO、国の農業・農村・基本計画の見直しのなかで、このような形の取り組みは必要となる。	A	継続 当該委員会の運営経費(事務経費)として適当。	
346	負 117	農務部 農林課	域内消費拡大事業負担金(帯広市農業施策推進委員会)	1,150	1,150	2,000	2,000	帯広市農業施策推進委員会		関係団体連携により「食」の安全安心対策、地産地消や食育を推進するための諸事業を展開するもの。 ・活動：地元農畜産物の安全PR、理解および消費拡大啓発事業(PRイベント、食講習会など)	A	継続 各部門とも農協、生産者と協同で事業を実施している。食の安全・安心においては、更に消費者、市民を含めた事業展開を行っている。WTO、国の農業・農村・基本計画の見直しのなかで、このような形の取り組みは必要。 地産地消の推進の面から積極的な展開を図る。	B	事業内容の見直し改善 地産地消や食育推進の観点から、地域内での啓発・理解促進のための事業展開は必要と考えるが、不断から事業効果や有効性を検証するなかで事業内容について見直し改善を図る必要がある。	17
347	負 118	農務部 農林課	畜舎清掃負担金(帯広市農業施策推進委員会)	2,500	2,500	..	..	帯広市農業施策推進委員会		(H15で事務事業終了)	D	(H15年度で事務事業終了)	D	廃止 (H15年度で事務事業終了)	16
348	負 119	農務部 農林課	十勝牛肉PR実行委員会負担金	300	300	0	0	十勝牛肉PR実行委員会		関係機関団体連携により、十勝牛肉の安全性PRと需要拡大に係る普及・啓蒙、PR、キャンペーン活動などの事業展開。 (PRイベント、現地研修会など) 全額道費 ・会構成：帯広市、農業団体、職人関連企業、町村会、十勝圏振興機構	A	継続 生産者、流通、加工、小売業者と行政(市、町村会、支庁)を含めた実務者レベルの協議会として実行性が高い。 現在、全頭検査対応とはなっているが、食の安全安心の点から管内産牛肉生産に係る体制の継続は必要。	B	負担金支出の見直し(事業期間限定) BSE関連から十勝牛肉の安全性PRと需要拡大を図ることを意図した道費負担による臨時的な事業であり、これらに準じて対応することが適当。	
352	負 120	農務部 農林課	田園空間整備事業負担金	4,132	4,132	40	40	北海道		都市住民等の農業農村の関心・理解促進のため農村地域資源(人、物、景観、歴史等)を活用し魅力ある地域としていくべく市、芽室町、中札内村連携により、中核施設「とち大平原交流センター」整備、古農家住宅補修、公園整備について道営事業として実施するもの。 ・事業負担：市1/2、道1/4市町村1/4	D	事業終了 平成17年度をもって完了予定である。	D	事業終了 平成17年度をもって事業完了。	18
353	負 121	農務部 農林課	北海道土地改良事業団体連合会負担金(田園空間整備事業関係分・賦課金)	149	149	259	259	北海道土地改良事業団体連合会		田園空間整備事業の実施に係る道土地連への事業割賦課金 負担基準：平均割(1地区当2千円、事業費割・事業費の3億円まで1.5/1000、3億超部分0.75/1000)	D	廃止 平成17年度をもって「田園空間整備事業」完了に伴い廃止。	D	負担金支出の廃止(事業終了による) 平成17年度をもって「田園空間整備事業」完了に伴い廃止。 なお、当該支出についてはNO410(負-NO145)記載のとおり。	18

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
354	負 122	農務部 農林課	帯広の森地域協議会負担金	50	50	50	50	帯広の森地域協議会		帯広の森地域の農業振興方策として、都市と農村の交流や農村・農業理解の拠点地域として市民農園などの事業展開を進めてきたが、これら取組むにむけた地域農業者の意見反映、連絡調整、協力体制として当該協議会を組織し、係る活動費用を負担。 ・会構成：帯広市、川西農協、森市民農園地区協議会、 ・負担基準：帯広市50% (50千円) 市川西農協50% (50千円)	A	継続 帯広の森市民農園の運営協力、環境整備の実施に不可欠である。	A	継続 一次評価のとおり。市民農園運営協力及び地域の振興・活性化のために地域農業者、関係者の協調、連携組織として必要と判断する。	
356	負 123	農務部 農林課	農業農村振興対策協議会負担金	7	7	..	..	農業農村振興対策協議会	..	(H15で事務事業終了)	D	廃止 (H15年度で事務事業終了)	D	廃止 (H15年度で事務事業終了)	16
357	負 124	農務部 農林課	都市農村漁村活性化機構負担金(賛助会費)	50	50	..	..	都市農村漁村活性化機構	..	(H15で事務事業終了)	D	廃止 (H15年度で事務事業終了)	D	廃止 (H15年度で事務事業終了)	16
358	負 125	農務部 農林課	北海道治山協会十勝地方協会負担金	36	36	41	41	(社)北海道治山協会十勝地方協会		管内市町村を対象に治山事業の推進拡充・保安林整備・小規模治山事業促進等の要望取りまとめや協会本部事業の推進及び連絡を行うとともに、地方協会独自の事業の企画実施を担っている。(事業への参加、情報収集・交換の機会である。) ・会員：管内20市町村 ・負担額：総事業費*2.3/1000+10000	D	加入について抜本的見直し検討(廃止) 市町村が連携し、治山事業促進のための要望活動を主としているが、近年、国・道に対する促進活動は要望要請活動から経費にかからない提案型活動へと変化してきており、会の運営方式の改廃を求め、平成18年度で負担廃止の方向とする。 ただし、前年度事業実績に応じた負担金を伴うような団体のあり方については、自治体間の共同歩調が求められる。	D	加入について抜本的見直し 市町村が連携し、治山事業促進のための要望陳情活動を主としているが、時代の変化で係る形態での要望活動について見直し、再検討する時期に来ているものと思料する。 また事業費の約70%が本部負担金。繰越金も多く、実施事業もポスター・パンフ・参考図書の配布が主体で硬直化、形骸化するなど運営上改善を求めめる必要があり、全体として加入に伴う具体的な効果・成果は薄い。 以上の状況を斟酌するに、会加入について見直しが必要である。 係る地域の要望活動については、十勝圏活性化推進期成会のなかで展開する方向を検討することが適当。	18
359	負 126	農務部 農林課	北海道市町村林野振興対策協議会負担金	9	9	10	10	北海道市町村林野振興対策協議会		林野行政に係る調査研究、要望要請(各種制度の改善改正や予算確保増額等)が主活動であり、情報取得など林業行政に活用。 ・会：札幌市除(全市町村) ・負担額：市7千円+@1千円/万ha、前年度林構事業(1事業当り7.8千円)	D	加入について抜本的見直し検討(廃止) 市町村が連携し、林野行政の制度改正や予算確保などのための要望活動を主としているが、近年、国・道に対する促進活動は要望要請活動から経費にかからない提案型活動へと変化してきており、会の運営方式の改廃を求め、平成18年度で負担廃止の方向とする。 ただし、前年度事業実績に応じた負担金を伴うような団体のあり方については、自治体間の共同歩調が求められる。	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 市町村が連携し、林野行政・林業振興のための制度改善改正や整備促進、予算確保増額など要望陳情活動を主としているが、時代の変化で係る形態での要望活動について見直し、再検討する時期に来ているものと思料する。 また、約50%以上が本部負担金。会のあり方、負担のあり方について見直しを促す必要がある。 以上の状況を斟酌するに、会加入について抜本的見直しが必要である。 係る地域の要望活動については、十勝圏活性化推進期成会のなかで展開する方向を検討することが適当。	18
360	負 127	農務部 農林課	北海道造林協会負担金	137	137	129	129	(社)北海道造林協会十勝支部		森林整備に係る事業推進団体として、森林整備に係る(新植、下刈、枝打ち、間伐など)造林事業の推進のため知識、情報の提供を行うほか、関係市町村・団体連携による陳情要望活動を行っている。 ・会員：管内全市町村、森林組合 ・負担基準：前年度造林事業総事業費*1.45/1000+定額36千円+地域在住林業就業者数*140円	D	加入について抜本的見直し検討(廃止) 市町村が連携し、森林整備に掛かる造林事業推進のための要望活動を主としているが、近年、国・道に対する促進活動は要望要請活動から経費にかからない提案型活動へと変化してきており、会の運営方式の改廃を求め、平成18年度で負担廃止の方向とする。 ただし、前年度事業実績に応じた負担金を伴うような団体のあり方については、自治体間の共同歩調が求められる。	D	加入について抜本的見直し 市町村、関係団体が連携し、森林整備のための事業促進要望陳情活動を主としているが、時代の変化で係る形態での要望活動について見直し、再検討する時期に来ているものと思料する。 また、森林整備推進に係るPR、普及推進啓発活動を行っているが内容も硬直化、形骸化の傾向があり、加入に伴う具体的な効果・成果は薄い。 以上状況を斟酌するに、加入について抜本的見直しが必要である。 係る地域の要望活動については、十勝圏活性化推進期成会のなかで展開する方向を検討することが適当。	18
361	負 128	農務部 農林課	十勝流域林業活性化センター負担金	25	25	25	25	十勝流域森林林業活性化センター		市町村・林業事業者・林業労働者に対し、山づくり・加工・流通までの一貫した林業生産活動の活性化を図るため、その方策検討や方針策定及び事業実施、情報提供、相談援助、支援、啓蒙啓発など実務的な役割を担っている。 ・会員：森林管理局、十勝森づくりセンター、管内全市町村 ・負担額：定額25千円	A	継続 林業生産活動の活性化を図るための関係者が一体となって取り組む機会であり、啓蒙啓発や情報提供、相談支援機能として役割を担っている。	A	継続 当該活性化センターは森林整備から生産・加工・流通にいたる全体の林業の活性化推進母体として、指導、相談援助、普及啓発活動を展開しており、林業振興上有益、有効な役割を担っている。	
367	負 129	農務部 農林課	森林作業員長期就労促進事業負担金	690	690	555	555	(社)北海道造林協会		地域に在住する専門的な人材の育成と確保を図り、就労の長期安定化を図るため道、市町村、事業主、作業員それぞれが応分の負担を森林作業員に奨励金を支給する。 ・対象は：福利厚生向上に係る経費の一部、森林12月年末ボーナス支給。	A	継続 地域に在住する専門的な人材の育成と確保を図り、就労の長期安定化を図るため、道、市町村、事業主、作業員の4者相互協力により応分の負担をし、12月に年末ボーナスとして支給するもので、必要な事業であり今後も継続していく。	A	継続 4者相互協力により林業労働力の確保と育成及び長期安定就労を目的に実施しており、今後も継続が必要である。	



全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
368	負 130	農務部 農林課	林道協会負担金	63	63	91	91	北海道林道協会十勝支部		NO358に同じ? ・負担基準:前年度補助事業費*3.4/1000+4千円	D	加入について抜本的見直し検討(廃止) 市町村が連携し、林道整備促進のための要望活動を主としているが、近年、国・道に対する促進活動は要望要請活動から経費にかからない提案型活動へと変化してきており、会の運営方式の改廃を求め、平成18年度で負担廃止の方向とする。 ただし、前年度事業実績に応じた負担金を伴うような団体のあり方については、自治体間の共同歩調が求められる。	D	加入について抜本的見直し 林道事業促進のための要望陳情が活動の主体としているが、時代の変化で係る形態での要望活動について見直し、再検討する時期に来ているとともに、繰越金も多額で硬直化、形骸化するなど運営上改善を求め、全体として加入に伴う具体的な効果・成果は薄い。 係る地域の要望活動については、十勝圏活性化推進期成会のなかで展開する方向を検討することが適当。	18
378	負 131	農務部 営農課	作物試験研究負担金(エネルギー作物) (農業施策推進委員会補助)	1,900	0	1,900	0	帯広市農業施策推進委員会		新エネルギー作物の試験栽培及び調査研究として現地試験栽培の実施、農家における不耕起栽培法などの啓蒙及び実用化の試験研究に係る市負担分。 ・開発局からの試験研究委託	B	事業期間に設定 事業期間(H15~H16)を定め、効率的な試験研究を進める。	D	廃止(事業期間の終了) H16で事業終了	17
380	負 132	農務部 営農課	高収益作物導入促進事業負担金 (帯広市農業施策推進委員会)	1,000	0	1,000	0	帯広市農業施策推進委員会		農業収益の向上を図るため地域に適合した収益性の高い新作物の導入普及を図るための試験研究(実証展示ほ栽培管理経費及び新規・高収益作物に関する情報収集活動)に係る市負担分。 ・開発局からの委託	B	事業期間に設定 事業期間(~H17年)を定め、効率的な試験研究を進めるとし、負担金を伴う実証試験も同時に終了する	D	廃止(事業終期設定) H17年度終了	18
382	負 133	農務部 営農課	有機循環システム研究普及事業負担金 (帯広市農業施策推進委員会負担金)	3,000	3,000	1,500	1,500	帯広市農業施策推進委員会		畑作と酪農の混合地帯である地域農業の特性を活かし、家畜ふん尿や野菜残さなどの有機資源を活用した農業展開の推進と有機栽培の手法確立や品質評価を実施し、栽培履歴等の情報を公開できる体制づくりをすすめるとともに、地域から排出される有機資源の農業面での活用を行いエコファーマーやYESクリーンの推進を図る総合的な循環システムを構築を研究普及しようとするもの。 ・補助率:1/2以内 ・補助要件:循環型農業の仕組みを構築する取組に対し補助	A	事務事業の内容の見直し改善を図る H14から3カ年で調査研究と有機循環システムの構築をおこなっているが、今後は、システムの維持と普及促進のための事業を実施する。 昨年度までは、循環システム構築のためのデータ収集が中心であり具体的な成果は見えず、今年度中に循環システムの考え方を整理し次年度以降の循環システムの活用し有機循環を促進する。	A	継続 有機循環システムの構築普及に係る事業については、具体的な成果・効果がなかなか現れてこない実態にあるが、今後も継続した一定の取組が必要と思料する。	
386	負 134	農務部 営農課	新技術研究助成負担金 (帯広市農業施策推進委員会)	1,000	1,000	500	500	帯広市農業施策推進委員会		生産技術の向上を図るため、新技術に関するグループ研究の経費の一部を助成するもので、係る事業費の市負担分。 ・支援活動グループ:H14・8件 H15・7件	A	継続 研究課題の選定にあたっては、その緊急性や普及性が効果的に発揮するように留意し、事業の推進を図る。	A	継続 新しい取組に対する活動の支援の観点から、継続が妥当である。 事業推進については、一次評価のとおり。	
388	負 135	農務部 営農課	全国市立農場協議会負担金(会費)	10	10	10	10	全国市立農場協議会		全国各地の市立農場との連絡協調を強化することにより、本市が抱える課題等に対する参考意見が得られるとともに、農場機能の充実、職員資質の向上を図る。 ・会:全国38市立農場、帯広市、札幌市、旭川市 ・負担基準:1市立農場10千円	A	継続 協議会を通じて得られる各種情報は、帯広市の農業政策を進める上で大変参考となることから、今後も継続していくことが望ましい。	A	継続 技術センター開設に合わせ、各地域での取り組み、運営に関する情報交換、情報収集が主たる目的。これまで技術センター運営・活動の参考としており、また農業の先進的取り組み地域として十勝・帯広の技術、先進性を紹介、PRする機会ともなっていることから、加入の成果・効果は大きい。継続が妥当。	
389	負 136	農務部 営農課	十勝地区農作業安全運動推進本部負担金	20	20	20	20	十勝地区農作業安全運動推進本部		農作業事故の防止のためには、管内町村及び農業関係団体との連携が不可欠。 ・会構成:支庁、道農試、帯広市、十勝町村会、ン農協とホクレン帯広支所、十勝農協連 ・負担基準:市町村会:各20千円、地区農協組合長会600千円、ほくれん・全共連各50千円、信連・農協連・農業機械協各30千円	A	継続 農作業事故の防止のためには、管内町村及び農業関係団体との連携が不可欠であることから、今後も継続していくことが望ましい。	A	継続 一次評価のとおり。	
390	負 137	農務部 営農課	帯広市農林統計協会負担金	30	30	30	30	帯広市農林統計協会		公的な農林水産関係統計の情報収集、提供のため加入。帯広市の農業施策、政策及び他計画策定等に活用、役立てている。 ・A会員(農林関係)1口30千円 B会員(農林会員)1口20千円 C会員(水産関係)1口10千円 賛助1口10千円	A	継続 農林水産情報の提供を受けるためには、管外、管内市町村、農業関係団体、農業関係企業との連携が不可欠であることから、今後も継続していくことが望ましい。	A	継続 公的な各種農業統計の提供先であり、農業・市施策計画及び業務執行に有効活用の実態あり。	
391	負 138	農務部 営農課	環境配慮型農業推進負担金 (農業施策推進委員会)	1,900	1,900	225	0	帯広市農業施策推進委員会		農業用廃プラスチックの削減と野焼き防止及び経営の効率化を目的とした生分解性長いもネット(堆肥化試験)並びにマルチの普及(購入資材への助成)に係る事業の市負担分。 ・(長いもネット購入費1/4助成 マルチ購入1/4助成)	B	交付期間を設定(~H18) 長いもネット堆肥化試験事業はH15で終了し、当該事業の内容をマルチ購入資材助成及び農業用空容器回収袋配布による啓蒙支援へ事業を見直したものの、 ただし、事業期間はH18年度で終了。	D	廃止(事業終期設定) H18年度終了	19

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
392	負 139	農務部 営農課	農業用廃プラスチック適正処理負担金(農業施策推進委員会)	1,000	1,000	0	0	帯広市農業施策推進委員会		農業用廃プラスチックの適正な処理の推進を図るため、農業用廃プラスチックの処理費の一部を助成 廃プラ回収料: H14・428t H15・583t	D	廃止 処理費用の助成については、H15年度で事業終了。ただし、H16年度から啓蒙支援としてNO391(負-NO138)の環境配慮型農業推進の中で空容器回収袋配布を実施。	D	廃止(事業期間終了) H15年度で事務事業終了。	16
393	負 140	農務部 営農課	作物残土適正処理方法共同研究負担金	500	500	..	..			(H15年度事業終了)	D	廃止 (H15年度で事務事業終了)	D	廃止(事業期間終了) (H15年度で事務事業終了)	16
394	負 141	農務部 営農課	帯広馬・肉豚共進会負担金	137	137	137	137	帯広家畜共進会		帯広家畜共進会(馬、肉豚)の開催により、飼養技術向上と生産意欲の向上を図るもので、係る運営、副賞等経費の負担。 ・負担構成: 帯広市、市内2農協、十勝農共済、馬事振興会 ・出品頭数: 馬 H14・22頭 H15・19頭 豚は出品戸数減少でH15、H16は中止。	B	継続 馬産地としてばん馬へ多くの馬を供給している。十勝の共進会においても好成績を収めるなど、生産振興が図られているが、交付基準の見直しを行い継続する。	B	負担金の内容の見直し 一次評価のとおり交付基準の見直し。	17
395	負 142	農務部 営農課	病畜処理施設運営負担金	33	33	53	53	十勝農業協同組合連合会		十勝農協連が行う、十勝管内の畜産農家等が飼養する牛・馬等の家畜の病死体の処理事業に対する補助。 ・管内20市町村、農協 ・管内の市町村と農協とで運営経費負担・平均割+家畜頭数割 ・処理実績: H14・5614頭 H15・4527頭	A	継続 十勝の全自治体合意の上で実施している事業であり廃止出来ない	D	負担金支出について抜本的見直し(終期設定) 家畜の病死体の適正処理は衛生・環境対策の面から生産者・消費者にとって重要な事業であり、行政的に一定の支援も必要と考える。 しかし基本的には病畜処理事業の中の自主運営が原則。開設初期及び一定期間の支援は適当と考えるが、自主自立の運営への移行を求めるべきである。	18
396	負 143	農務部 営農課	北海道草地協会負担金	10	10	10	10	(財)北海道草地協会		当該協会の調査・研究の結果を得ることにより、八千代牧場の草地更新等に役立てる。 ・会: 恵庭市、千歳市、苫小牧市、釧路市ほか、土幌町除く管内全市町村、市農業振興公社、道農業開発公社、ホクレン、道酪農協会ほか ・負担基準: 市町村会員10千円	A	継続 自給飼料を安定生産するため同協会事業の技術研究及び先進酪農家の表彰は、酪農家の生産振興を図るうえで重要である。	A	継続 牧場の整備充実のため当該協会の事業等を活用している実態から加入の効果・成果あり継続適当。	
397	負 144	農務部 営農課	ふれあい牧場協議会負担金	50	50	50	50	ふれあい牧場協議会		(社)日本草地畜産種子協会(当該協議会事務局所管)より、ふれあい牧場に係る事業業務委託を受け、八千代牧場のふれあい事業を充実したもの。以後帯広市農業における交流できる施設として八千代牧場の「ふれあい」機能を充実させるため、会員となっている。 ・負担基準: 正会員50千円、賛助会員16千円	A	継続 農業体験などの食農教育は、これから益々推進しなければならない事業であり全国各地と連携し事業を進めることが必要である。	A	継続 牧場ふれあい機能展開にあたり、当該団体よりの事業委託を活用するなど、加入の成果・効果あり継続適当。	
410	負 145	農務部 農村整備課	北海道土地改良事業団体連合会負担金(会員割・事業費割…土地改良事業分)	2,828	2,828	2,707	2,707	北海道土地改良事業団体連合会		土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保のため、当団体よりの適切な指導、援助を受けるべく、団体加入に係る負担金(会員割、事業費割)	B	負担基準の見直し かつては、当該団体より技術的な指導、援助を受け市営で土地改良事業をすすめてきたところであるが、現国営、道営事業が中心となり、当該団体から指導・援助を受ける必要性は薄れている。 負担金支出額等改善見直しを要望していく。	B	加入のあり方、負担金基準について抜本的見直し 当該連合会加入が本市土地改良等の事業実施にどのような意味を持っているのか、その意図、目的が不明。 また技術指導、調査研究活用、資金的援助など人的・物的活用の実態もなく加入の成果、効果を見出すことができず、その中で毎年多額の負担金を支出することについての妥当性を見出すことができない。 加入の必要性を改めて検証するとともに、会のあり方及び負担基準の大幅な改善・見直しを求める必要がある。	18
413-1	負 146-1	農務部 農村整備課	国営土地改良事業促進協議会負担金	0	0	7	7	国営土地改良事業促進協議会		帯広市における国営土地改良事業の促進を図るため、国への要請・要望活動を実施。 ・会構成: 帯広市、帯広市土地改良区、帯広市川西農協、帯広大正農協 ・負担基準: 特になし。(帯広市: 帯広市土地改良区: 帯広市川西農協: 帯広大正農協 = 2: 2: 1: 1)	A	継続 会長が市長となり関係機関にその都度要望協議等を行っており、国営土地改良事業の整備促進に資している。	D	会のあり方・負担金支出について抜本的見直し(廃止) 本市の国営土地改良実施促進に係る要望活動を目的としているが、時代環境も代わり、土地盤整備のあり方や現形態での要望活動の妥当性・必要性についての見直しが求められており、現状の当該市内4団体による要望活動についての必要性は薄れてきているものと思料する。 従って会のあり方、負担金支出について廃止を含め抜本的に見直ることが妥当。	17
413-2	146-2	農務部 農村整備課	国営十勝川左岸地区かんがい排水事業管理負担金	155	155	155	155	十勝川左岸地区畑地かんがい排水施設維持管理協議会		国営十勝川左岸かんがい排水事業によって造成された土地改良財産の管理負担。 ・会構成: 芽室町、清水町、音更町、帯広市 ・負担額: 本市は管理に要した費用のうち2.15%	A	継続 十勝川左岸地区畑地かんがいを目的としているが、現在は清掃工場や豊園に畑地の多くが転用されている。多目的運用を幹事に働きかけていく等努力していく。	A	継続 国営十勝川左岸かんがい排水事業によって造成された土地改良財産の管理経費の市負担分につき必須。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
416	負 147	農務部 農村整備課	北海道土地改良事業団体連合会負担金(営農用水施設整備事業分)	NO410一括		NO410一括		北海道土地改良事業団体連合会		土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進するため、会員が行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助及び調査研究及び教育及び情報提供を行うことを目的とした団体。 (設立根拠:土地改良法に規定) ・会構成:道内199市町村、管内20市町村、帯広市土地改良区、音更町土地改良区、道内102農協 ・負担基準:一般賦課金(会員割)+特別賦課金(事業割・事業及び事業費により基準定めあり、)	B	負担基準の見直し 全国・全道規模での活動の成果により、土地改良事業の推進やそれに要する国の事業費等が確保されている。 それにより、帯広市の土地改良事業に要する経費の低減が図られ、十勝・帯広が食料基地としての役割を果たすことに資している。負担金支出額等改善見直しを要望していく。	B	加入のあり方・負担基準について抜本的見直し NO410(負・NO145)に同じ	18
418	負 148	農務部 農村整備課	北海道簡易水道等環境整備協議会負担金(太平簡水関係)	5	5	5	5	北海道簡易水道等環境整備協議会		北海道における簡易水道及び清掃事業に関して必要な調査、情報収集などの事業を実施。有効な情報が提供されるため参画。 ・負担額:負担額は均等割+事業費割であるが、当該会費分については均等割のみ。 ・事業費割はNO419(同負担金・大正簡水関係)で負担。	A	継続 簡易水道の有効な情報が提供され、今後も必要。	D	加入、負担金支出のあり方について抜本的見直し(終期設定) 当該連合会加入が本市簡水事業実施にどのような意味を持っているのか、その意図、目的が不明。また情報収集、調査研究についても活用の実態は薄く、加入に伴う具体的成果、効果を見出すことができないなど加入の必然性は低い。 また繰越金も多く、事業費についても60%以上が負担金など運営上改善を求め内容にあり、これら全体を勘案するに、負担金支出の一時凍結・休止や基準の見直しを求めるとともに加入について廃止を含め抜本的見直しが妥当。	18
419	負 149	農務部 農村整備課	北海道簡易水道等環境整備協議会負担金(大正簡水関係)	0	0	12	12	北海道簡易水道等環境整備協議会		北海道における簡易水道及び清掃事業に関して必要な調査、情報収集などの事業を実施。有効な情報が提供されるため参画。 ・会:簡水事業運営市町村 ・負担基準:事業費割(前年度の簡易水道国庫補助基本額を基に算出)	A	継続 No418(負・NO148)に同じ。	D	加入、負担金支出のあり方について抜本的見直し(終期設定) No418(負・NO148)に同じ。	18
422	負 150	都市開発部	帯広圏広域都市計画協議会(線引き)	1,998	1,998	1,188	1,188	帯広圏広域都市計画協議会		帯広圏においてまとまりのある都市圏を形成するため広域都市計画を総合的見地から策定し、円滑な推進を図るため、関係団体で組織する当該協議会である。 連絡調整、調査研究及び情報の共有化、共通認識の場であり、会の事業実施に係る負担金である。 ・会構成:帯広市、音更町、芽室町、幕別町、道 ・負担基準:事業経費について市街化区域面積及び人口により応分負担。	A	継続 帯広圏の広域都市計画を総合的見地から策定し、円滑に都市計画を推進するためには、今後もこれまでと同様に本負担金が必要。	A	継続 一次評価の通り。	
423	負 151	都市開発部	(財)都市計画協会負担金	200	200	200	200	(財)都市計画協会		国、関係諸団体連携のもと都市計画及び同事業の調査研究や関係者の研鑽活動(研究会、全国大会、各種セミナー)及び機関誌等の発行などの情報発信、情報交換を行っている。 ・係る情報収集を目的に加入。 ・会員:国、都道府県、主な全国市町 ・負担基準:人口都市計画道路延長を基準	B	継続 現在のところ、当該財団法人から機関誌及び研修案内の送付を受けており、情報提供や研修による職員の資質の向上に役立っているため、今後も当面は参画していく。	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 情報収集が加入の主目的であるが、業務上具体的活用、効果を見出せず、加入し情報を入手しなければならない必然性も薄い。またインターネットはじめ他手段により情報入手が可能となり、当該団体を通じての情報収集の必然性も薄い。	18
424	負 152	都市開発部	北海道都市計画協会負担金(一般割・特別会費)	364	364	323	323	北海道都市計画協会		道内関係団体連携のもと、都市計画及び同事業の調査研究や関係者の研鑽活動(研究会、全国大会、各種セミナー)及び機関誌等の発行などの情報発信を行っている。 ・係る情報収集、情報交換を目的に加入。 ・会員:道内104市町、管内13市町 ・負担基準:人口割+事業費割	B	継続 都市計画関係職員の資質の向上や都市計画に係る情報の収集に一定の成果が上がっているものと考えられるため、当面は、協会への参加を継続していく。	B	負担金支出について見直し 情報収集及び研修等による職員の資質向上が加入の主目的であるが、係る活用についての具体的成果・効果についても見出すことができず、加入の必然性は薄い。 また繰越金も多く、50~60%が事務費となるなど運営についても改善を求められる状況にある。 これらを勘案するに負担支出の一時凍結・休止とともに負担基準の改善見直しについて抜本的見直しを求める必要がある。	17
425	負 153	都市開発部	帯広圏広域都市計画協議会負担金	204	204	201	201	帯広圏広域都市計画協議会		N422(負・No150)と同様、係る協議会の運営費負担金。 ・会構成:帯広市、音更町、芽室町、幕別町、道 ・負担基準:運営経費について市街化区域面積及び人口により応分負担。	A	継続 帯広圏の広域都市計画を総合的見地から策定し、円滑に都市計画を推進するためには、今後も本負担金が必要。	A	継続 一次評価の通り。	
426	負 154	都市開発部	全国地区計画推進協議会負担金	50	50	50	50	全国地区計画推進協議会		地区計画に関する調査研究や知識の普及啓蒙としての情報提供、刊行物発行及び国等への要望提言活動を行っている。 ・係る情報収集を目的に加入。 ・会員:都道府県、主な全国市町 ・負担基準:定額50千円	B	団体のより効果的有効活用を図る 刊行物や研修によって得られる成果が大きいため、現在のところ脱会することは考えていない。また、道外の研修会への参加は予算上困難であるため、道内で開催される地域別の研修会を開催するよう依頼していく。	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 情報収集が加入の主目的であるが、他大都市との状況の相違などを勘案するに、係る情報についての意味及び具体的な活用・効果を見出せず、加入の必然性、必要性も低く廃止を含め加入について抜本的見直しが妥当。	18
427	負 155	都市開発部	日高・十勝中央横断道路建設促進期成会負担金	30	30	..	..	日高・十勝中央横断道路建設促進期成会		平成16年度(H16.7.21)をもって期成会解散。	D	廃止	D	廃止 16年度で会解散	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
428	負 156	都市開発部 都市計画課	北海道横断自動車道早期建設促進期成会負担金	55	55	55	55	北海道横断自動車道早期建設促進期成会		北海道横断自動車道 夕張～十勝清水間、本別～釧路間、足寄～北見間の早期完成に向けて地元選出国会議員等、国、道、日本道路公団への要望活動団体。 ・会構成：帯広、音更、芽室、清水、新得、足寄、本別、池田、浦幌、陸別、北見、訓子府、夕張、追分、占冠、恵庭、穂別、釧路、白糠、阿寒（釧路市・事務局、帯広市・副会長） ・負担基準：均等割	A	継続 当期成会（事務局釧路市）は全国的に組織されたものであり、全国高速道路建設協議会（事務局静岡県）の流れから北海道高速道路建設促進期成会（事務局北海道）の下部組織に位置づけられている。 従って、脱会や組織の変更をはじめ、負担金についても全道の自治体との調整が必要となってくるため、現状継続が妥当。	A	継続	
429	負 157	都市開発部 都市計画課	北海道横断自動車道十勝地区早期建設促進期成会負担金	1,081	1,081	565	565	北海道横断自動車道十勝地区早期建設促進期成会		NO428の北海道横断自動車道早期完成に向けた要望活動十勝地区期成会。 ・会構成：帯広、音更、芽室、清水、新得、足寄、本別、池田、浦幌、陸別（事務局・帯広市） ・負担基準：人口割+均等割	A	継続 当期成会は全国的に組織されたものであり、全国高速道路建設協議会（事務局静岡県）の流れから北海道高速道路建設促進期成会（事務局北海道）の下部組織に位置づけられている。 従って、脱会や組織の変更をはじめ、負担金についても全道の自治体との調整が必要となってくる。また、十勝スカイロード利用促進協議会への補助金支出や活動経費を助成すると現状の負担金額を徴収せざるを得ない。	A	継続	
430	負 158	都市開発部 都市計画課	高規格幹線道路帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会負担金	75	75	75	75	高規格幹線道路帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会		高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の早期完成に向けて地元選出国会議員等、国、道への要望活動団体。 ・会構成：帯広、音更、芽室、幕別、中札内、更別、虫類、大樹、広尾及び同議会議長、関係商工会・農協漁協長、	A	継続 当期成会は全国的に組織されたものであり、全国高速道路建設協議会（事務局静岡県）の流れから北海道高速道路建設促進期成会（事務局北海道）の下部組織に位置づけられている。 従って、脱会や組織の変更をはじめ、負担金についても全道の自治体との調整が必要。	A	継続	
431	負 159	都市開発部 都市計画課	十勝大橋景観対策費負担金(電気料)	487	487	516	516	音更町		帯広市及び音更町の景観の向上を目的とした「十勝大橋のライトアップ」 ・電気料金の1/2(帯広市・音更町)	B	事業執行の見直し検討 十勝大橋のライトアップは、帯広の景観にとって重要なものであり、代替となるものがないため、当面はこれまでと同様に負担金を支払うこととしたいと考える。なお、ライトアップの時間帯や日数に関しては、今後検討する。	B	事業内容等の見直し検討 一次評価のとおり	17
434	負 161	都市開発部 建築指導課	全国建築審査会協議会負担金	50	50	50	50	全国建築審査会協議会		全国の特定行政庁の建築審査会相互の連携をとること(特に建築基準法第48条、第43条等について、他の行政庁との間で情報の収集、交換を行なう)により、建築行政の適正な運営を図ることを目的としており、かかる情報収集、情報交換により課題対応等、適正な建築行政に反映するため加入。 ・会員：都道府県、全国市町村	B	負担金の見直し 法改正が続く中で、その解釈、運用するにあたり、増々協議会の比重が高まる。建築行政執行の上で、必要不可欠である。また全国行政庁との連携が必要であり、その成果についても具体化されている。ただし、運営状況を見ると、今後協議会に対して、負担金の見直しを要望していく必要がある。	B	負担金についての見直し。 本市建築審査会の運営、事案審議にとって運用事例や法解釈など情報収集や情報交換は必要。 ただし、繰越金の状況から、負担金基準や負担金のあり方についても抜本的改善を求める必要がある。	17
435	負 162	都市開発部 建築指導課	北海道受信環境クリーン協議会負担金 (旧：北海道電波障害防止協議会帯広支部負担金)	10	10	10	10	北海道受信環境クリーン協議会		諸関係者連携による電波障害に対する周知啓発活動を実施。 ・会員：北海道総合通信局、道、道内各市町、NHK、北電、TV局	B	加入期間の設定 ポスター展など活動が形骸化されてきており、団体のより効果的な活用方法について検討する必要があるが、市民に対しての周知啓発としては、その役割をある程度果たしてきた。 ・長年会員となっているため会と協議し、また、地域に対する、脱会する事の影響を検討しながら、5年を目安に廃止。	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 事業・活動が形骸化・マンネリ化。事業・活動においての市関与の実態もないなかで実施されているなど加入の必要性を見出せず、加入について抜本的に見直しすべき。 ただし、市において「帯広市電波受信障害防止建築要綱」を定め電波障害への理解、啓蒙普及の責務を担っているとするならば、これらと当該団体との関連を整理するべきである。	18
436	負 163	都市開発部 建築指導課	日本建築行政会議負担金	100	100	100	100	日本建築行政会議		建築行政関係者の相互連携による情報交換、協議研究による規程の整備運用改善協議を行い執行の全国統一化を行っており、係る情報、解説書の提供等を通じて建築基準法の適正解釈運用に活用。 ・会員：都道府県、全国市町村、建築確認検査機関	A	継続 法改正が続く中で、その解釈、運用するにあたり、増々協議会の比重が高まる。建築行政執行の上で、必要不可欠である。また全国特定行政庁との運用規程の統一化が必要であり、その成果についても具体化されている。	B	負担金基準等の見直し 建築指導の性格上、法改正の把握、解釈、運用などの面での統一的一元的取扱が求められることから、当該団体を通じた情報は重要であり、また業務執行での活用実態、得られる成果を考慮するの加入継続は必要。 ただし、当該団体については繰越金も多く(約30%)、負担金支出の一時凍結・休止を含め負担金のあり方についても抜本的改善を求める必要がある。	18
437	負 164	都市開発部 建築指導課	建築確認支援システム運用協議会負担金	220	220	210	210	建築確認支援システム運用協議会		建築確認支援システムの使用料(負担金による支出) ・負担額：前々々年度有料確認件数*@200円)	A	継続 最終的には確認申請のIT化を目指しており、それにより今後更に成果は大きくなると思われ、事務の効率化が図られる。現状継続が妥当。	A	継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
440	負 165	都市開発部 住宅課	日本住宅協会負担金	18	18	18	18	(社)日本住宅協会		政府・国会に対する住宅政策に関する中央陳情要請活動及び住宅政策の普及啓蒙宣伝、関連情報の提供等を行っており、これら情報収集と要望実現を目的に加入。 ・会構成: 47都道府県、13政令都市、全国741市町村、住宅供給公社他。 ・負担基準: 1口18千円	A	継続 当市の住宅政策に関する行政目的を直接実現する場としての機能ではなく、国の政策の動向等について、月間誌に記載されており重要な情報源となっている。 ・法令に関する手引きや必携などを発行しており、一部会員価格で割引がある。	D	加入のあり方について抜本的見直し(終期設定) 全国行政機関及び関係機関連携による住宅政策の陳情要望活動を展開することを意図しているが、公営住宅を取り巻く状況も大きく変わってきており、整備要望のあり方の見直しが必要と考える。特に時代・社会の変化での、これまでの形態での要望活動については抜本的見直し、再検討の時期に来ていると見られる。 また住宅政策等に係る提供情報についても、情報として受けているが具体的な活用実態、成果・効果は薄く、他の情報入手手段も多様化している。 従ってこれら状況を斟酌するに加入について抜本的見直しが妥当である。	18
441	負 166	都市開発部 住宅課	北海道住宅建設促進会負担金(均等割・戸数割)	62	62	4	4	北海道住宅建設促進会		道内会員の相互協力による住宅建設促進に関する北海道開発予算補助枠の確保の要望・要請活動を主体、また情報交換及び調査研究による情報提供を行っており、係る情報収集と本市要望等実現を目的に加入 ・会構成: 道、帯広市、札幌市、函館市、旭川市、釧路市他 ・負担基準: 3.5千円+戸数割(年度着工戸数*@500円)	A	継続 住宅政策に関して中心的に道内市町村の窓口となっており、当市の行政目的の実現のための場として、陳情や要望などの活動を展開している。	D	加入のあり方について抜本的見直し検討 道内関係自治体一体となった住宅建設促進のための要望陳情活動展開を意図しているが、公営住宅を取り巻く状況も変わり、今日、住宅建設要望活動としての目的は一定程度達成したものと考える。また、時代・社会環境の変化で、これまでの分野別要望活動のあり方については抜本的見直し、再検討する時期に来ていると見られる。	18
442	負 167	建設部 管理課	北海道道路整備促進協会負担金	369	369	355	355	北海道道路整備促進協会		道内諸関係者による国・道への道路・橋梁整備に関する予算の確保、事業促進の要望、要望活動を展開。 ・会員: 道内全市町村 ・負担基準: 会費30千円+前年度国庫補助額の事業費実績を規準に算出	A	継続 要望活動と、国、道の関係予算の確保、事業推進との因果関係は明瞭になるものではない。しかし、その効果は十分あるものと考えている。 予算確保、事業推進は、単に国、道に任せておけば良いということでは不十分である。繰り返し、いろいろな機会を利用し、地域の声を国、道に伝えていく必要がある。	B	加入のあり方について見直し検討 道内関係自治体一体となった道路整備促進要望陳情活動の展開を意図しているが、道路整備を取り巻く環境も変わり、また自治体を取り巻く今日的状況の中で、これまでの分野別要望活動のあり方については見直し、再検討する時期に来ていると見られる。	18
444	負 168	建設部 管理課	北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金	221	221	300	300	北海道治水砂防海岸事業促進同盟		道内関係者により国、道への治水及びダム関係事業、災害復旧対策等、重要水系河川等、地方特定河川等環境整備事業に関する予算の確保、事業促進要望、要望活動を展開。 ・会構成: 全市町村 深川市・剣淵町・南茅部町・浦河町 ・負担基準: 通常会費(5千円)+特別負担金	A	継続 道内すべての市町村が加入。治水関係事業は、既に景気対策を行った以前の水準に割り込んでおり、各地で治水事業の停滞による弊害が生じていることに鑑み、その必要額の確保を図るよう国に働きかける必要がある。	B	加入のあり方について見直し検討 道内関係自治体一体となった治水、河川等整備及び災害復旧対策などの促進要望陳情活動の展開を意図しているが、河川整備を取り巻く環境や自治体を取り巻く今日的状況の中で、これまでの分野別要望活動については見直し、再検討する時期に来ていると見られる。	18
445	負 169	建設部 管理課	北海道災害復旧促進協会負担金	152	152	166	166	北海道災害復旧促進協会		道内関係者により国・道への河川、道路、橋りょう及び海岸等の公共土木施設の災害復旧事業促進に関する予算の確保、事業促進要望・要望活動を展開。 ・会構成: 全市町村 森町・泊町・和寒町・音更町 ・負担基準: 通常会費(5千円)+前年度の国庫負担金に賦課率を乗じた額	A	継続 道内すべての市町村が加入。災害復旧はその発生時により、必要となる地域別事業費が大きく変動することが避けられない。このため国が必要となる事業費の保証、調整機能を確保し、国庫補助負担金を機動的かつ重点的に措置することが不可欠である。従って、その削減により安全、安心な地域社会の構築に支障を及ぼし、地域間不均衡を生じることのないよう、地域としても国に働きかけていく必要がある。	B	加入のあり方について見直し検討 道内関係自治体一体となった河川、道路、橋梁等整備及び災害復旧対策等の促進要望陳情活動の展開を意図しているが、公共土木を取り巻く環境や自治体の状況など、これまでの形態での要望活動について見直し、再検討する時期に来ていると見られる。	18
446	負 170	建設部 管理課	北海道河川環境整備促進協議会負担金	42	42	34	34	北海道河川環境整備促進協議会		道内関係者により国・道への河川環境整備事業等(河川空間及びダム湖周辺等の整備)の促進に関する予算確保、要望・要望活動を展開。 ・会構成: 177市町村 砂川市・千歳市・芦別市・江別市	A	継続 道内177市町村が加入している。河川環境整備には要望活動が必要である。	B	加入のあり方について見直し検討 道内関係自治体一体となった河川環境・河川空間整備促進の要望陳情活動の展開を意図しているが、河川環境の整備を取り巻く環境や自治体を今日の状況の中で、これまでの形態での要望活動について見直し、再検討する時期に来ていると見られる。	18
447	負 171	建設部 管理課	十勝川治水促進期成会負担金	160	160	150	150	十勝川治水促進期成会		十勝川における災害の絶無を期し恒久的な治水のため、国・道に対する治水、砂防事業施策の積極的導入と事業促進に関する予算確保、要望・要望活動を展開。 ・会構成: 十勝管内1市17町村(広尾町・虫類村を除く) ・負担基準: 町村負担金の額は十勝町村会が決定し、市負担金の額について町村の減額率に合わせ決定する。	A	継続 管内1市16町村が加入している。期成会の事業費が年々減少しているが、治水、砂防を含めた公共事業に対する評価が厳しい中、事業の必要性を国交省や財務省に強く要望していく必要がある。 特に国の事業促進については、開発局に任せるだけでなく、側面から地域のことを国に伝える必要がある。	B	加入のあり方について抜本的見直し検討 管内関係自治体一体となって十勝川の治水事業促進に係る要望陳情活動の展開を意図しているが、時代・社会環境の変化で係る形態での要望活動について見直し、再検討する時期に来ていると見られる。 なお、係る要望活動については、十勝圏活性化推進期成会のなかで展開する方向を検討することも必要。	18
448	負 172	建設部 道路用地課	北海道用地対策連絡協議会負担金	50	50	50	50	北海道用地対策連絡協議会		公共用地の取得等に関し、会員等相互間の連絡調整を行い、もって公共用地の取得等の適正化とその円滑化に寄与する。 実施事業は 会員相互間の業務、補償基準運用等の連絡調整、調査研究 職員表彰 事務研修会・講演会 機関紙発行 書籍幹旋 ・会構成: 会長～北海道開発局長、副会長～北海道開発局監理部次長、常任幹事～北海道開発局監理部用地課長、会員～道内市町村(134) ・負担基準: 50千円	A	継続 公共用地取得行政に関し、国、道レベルで幅広く指導等を得ており、各自治体等の業務執行に当たっては当該協議会の考えを判断のより所とすることがあり、業務に絡む諸問題への対応や取得価格の適正化等、事業の円滑化、効率化が期待でき、業務が続く間は継続加入することにより、円滑な用地取得業務が期待できる。	A	継続 用地取得業務において、当該協議会においての調査研究協議等による統一的補償基準をベースにするなかで業務に当たっている状況から加入に伴う効果・成果は高いものと見られる。加入継続は適当である。	
450	負 173	建設部 道路維持課	(社)雪センター負担金	100	100	100	100	(社)雪センター		雪に関する総合的な調査研究・技術開発、機関紙図書の発行、関係行政機関への要望提言・協力などの活動を実施 ・会構成: 道、青森県、岩手県、札幌市、旭川市、釧路市、日本道路公団、日本建設機械化協会、日本除雪機製作所 ・負担基準: 特別会員・市・民間企業100千円	A	継続 除雪に対する市民ニーズは多様化、複雑化し、本市が素推進している「市民との協働によるまつづくり」施策を今後展開していくにあたり、先進都市の施策・技術情報の提供を受けることは重要。 また除雪機械の導入に当たっては要望の取りまとめ、関連機関への予算獲得への働きかけなど円滑な除雪機械導入のため加入の意義は大きい。	D	加入のあり方について抜本的見直し(終期設定) 積雪除排雪の技術、政策情報の提供など各種情報を得ることができるものの、これら情報についての具体的な、明確な活用実態及び係る成果・効果を見出すことができない。加入の必然性は薄い。	18

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
452	負 174	会計室 会計課	全国都市収入役会負担金	5	5	5	5	全国都市収入役会		全国都市収入役相互の連携を保ち地方財務会計の調査研究及び問題事項に関する要望連絡折衝を行っている。係る情報交換、収集等に対応課題の共有化の場として加入。 各都市収入役会(北海道、東北、北信越、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州)を構成する都市の収入役をもって組織。 会構成：全国677市(うち道内34市)	B	負担金の見直し 組織としては、継続が望ましいが繰越金が約40%を占めていることから負担金支出のあり方について北海道収入役会の中で改善の方向で提言したい。 (繰越金の整理によっては、廃止検討可能)	B	会のあり方の改善見直し 全国都市における地方財政会計に係る事務、対応取扱に関し一定の共有化など、当該調査研究や情報交換・収集は有用、有益である。 ただし、繰越金も多く、また事業執行においても会議費が約75%に上っており、今日の社会状況や取り巻く環境の変化を踏まえたとき、会の運営・内容等の見直しを促す必要がある。	18
453	負 175	会計室 会計課	北海道都市収入役会負担金	39	39	39	39	北海道都市収入役会		道内各市の会計事務及び職員の資質の向上のため、調査研究として情報交換や研修会を実施。 会構成：道内34市	A	継続 北海道収入役会は身近な存在であり会計職員の研修の場ともなっており、職員の資質向上に寄与していることから今後も継続する事が望ましい。	B	負担基準のあり方について抜本的見直し 地方財政会計に係る業務等の情報交換、研究調査の機会として、実際の対応の機能を果たしているものと見做す。 一方、繰越金が毎年40%近くに上り運営の改善見直しが必要。会の運営の改善及び負担金支出の一時凍結、休止や負担基準の見直しを求める必要がある。 なお、時代・社会も変化し分野別の団体のあり方について整理見直しが必要と考える。そうした意味から係る活動は北海道市長会のなかで行う体制が適当であり、会・組織の在り方について見直しを提起していくことが必要。	17
454	負 176	上下水道部 総務課	日本水道協会本部負担金	292	0	292	0	日本水道協会本部		水道経営者、給水事務等水道事務受託地方公共団体等を対象として水道の普及とその健全な発達を図ることを目的に、現状や用品規格等調査研究、国等への請願・建議、設計調査受託、功績者の表彰、参考図書発行などを実施。 情報収集や講習会等による業務の参考、職員技術向上及び関連予算獲得と機会として加入。 会構成：全国市町村、広域水道企業団、民間法人、学識経験者 負担基準：前々年度年間総有収水量より算出し負担金(会費)を決定。	A	継続 日本水道協会は全国規模の法人で、本道の全市役所が会員となっている。加入事業体に対して、新しい情報・日本水道協会が研究調査を行った情報を随時教えてくれる。このことは、帯広市の水道事業を行うためには大事な情報である。又、各種研修会を行っており、職員の全国レベルの技術を取得するためには必要なものである。	A	継続 一次評価のとおり。 なお、同一団体に関し、全国レベルと地域(北海道)レベルの重複加入については、加入の効果、必要性を再検証し、必要に応じ加入のあり方を見直しする必要がある。	
455	負 177	上下水道部 総務課	日本水道協会北海道支部負担金	146	0	146	0	日本水道協会北海道地方支部		北海道支部区域内の日水道協会員による水道事業の経営及び技術等の調査研究、情報交換を通じて業務参考、職員技術向上を図るとともに災害時の必要時に相互応援に当たる。 「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」を締結。 会構成：道内全市他町村、広域水道企業団、民間法人、 負担基準：協会年会費額の50/100	A	継続 北海道地方支部は、本部に加入していることが条件となっており、道内全市ほか町村が会員となっている。そのことが、「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」を結び、災害時の時には、互いに協力し合おうという体制がとれる仕組みとなっている。又、職員の技術向上の研修等を行い、北海道全体で同じレベルを図ることができる。このことから、現状継続が妥当と思われる。	B	負担金支出について見直し 水道事業の円滑なる運営や実務的な情報交換および相互協力体制の確保の観点から、道内関係団体の連携はは有益。継続が妥当。 しかし、一方で繰越金が毎年25%前後にのぼっており、会運営の改善及び負担基準の改善見直しを求める必要がある。	
456	負 178	上下水道部 総務課	社会保険協議会負担金	4	0	4	0	北海道社会保険協会帯広支部		・NO69(職員課にて評価) ・社会保険制度のPR、制度利用の援助、健康補助体育向上事業など「社会保険協会協会、の事業目的の趣旨に賛同。 また対象となる嘱託職員、臨時職員に係る社会保険制度の適用等において、活用を図っている。	A	継続 同協会の目的は、社会保険事業の円滑な運営と進捗に寄与することから、本市が事業所としてその趣旨に賛同しないということは、他の事業所に対する影響等を考慮すると適切ではないと思われる。	D	加入について抜本的見直し(廃止) NO69(負-N035...総務部職員課)同じ。 当該協会の事業・活動である社会保険のPRや制度普及など円滑な事業運営のための活動・事業は、本来、国(社会保険事務所)の責務として実施すべき事項と考える。これらの活動を各事業所が会員となり事業経費を負担し行っていくことに疑義があり、加入について抜本的見直しが必要。	17
457	負 179	上下水道部 総務課	ボイラー協会負担金	15	0	15	0	日本ボイラー協会北海道支部帯広地区支部		ボイラ、圧力容器及びその付属設備・使用に関する調査研究、ボイラ技士の育成・技術指導、優良表彰、各種講演研究会等を通じて会員の技能向上を目的とする。 ・会員：帯広市基盤管内のボイラ、圧力容器設置者及びこれらの製造、配管、洗缶などの事業者(ホテル、銀行、病院、製造工場他) ・負担基準：設置ボイラ・圧力容器の伝熱面積の大きさによる基準	D	廃止 現在ボイラの運転管理、整備は全て民間委託しており、団体が実施している事業との関わりは希薄である。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 一次評価のとり加入の必然性なし。 また繰越金も多額運営上改善必須。	17
458	負 180	上下水道部 総務課	日本下水道協会負担金	592	0	641	0	日本下水道協会		下水道事業を実施。計画中の地方公共団体、国又は地方公共団体の出資等を受け下水道業務を行う法人や経営者を対象に、下水道事業経営・技術・資材規格調査研究、器材検査受託、設計・調査、参考図書発行、表彰や政府等への陳情、請願等を実施。 帯広市は一種正会員として会員の資格を持っており各種講習会出席及び最新情報を収集及び陳情、請願機会として加入。 負担基準：基本額(人口区分)に総有収水量より算出した額を加算。	A	廃止 日本下水道協会は全国規模の法人で、本道の全市及多数の町村が会員となっている。加入事業体に対して、新しい情報・当協会が研究調査を行った情報を随時教えてくれる。このことは、帯広市の下水道事業を行い、公共用水域の保全を行うためには必要な情報である。 又、各種研修会を行っており、職員の全国レベルの技術を得ることができる。	A	継続 一次評価のとおり。 なお、同一団体に関し、全国レベルと地域(北海道)レベルの重複加入については、加入の効果、必要性を再検証し、必要に応じ加入のあり方を見直しする必要がある。	
459	負 181	上下水道部 総務課	日本下水道協会北海道支部負担金	190	0	159	0	日本下水道協会北海道支部		北海道内の下水道事業の推進を図るため、道内の下水道事業に関する調査研究や必要な事業を行うとともに、会員相互の連絡親睦を図ることを目的。 ・会員：道内の日本下水道協会会員(1種正会員182件) ・負担基準：均等額+人口割額+調整額(前年度本部会費の20%)	A	継続 北海道地方支部は、本部に加入していることが条件となっており、道内全市ほか多数町村が会員となっている。河川、湖沼、海等の公共用水域の保全を図るため、下水道技術職員養成講習会等の講習会及び提出課題を決め審議をすることにより北海道で同じレベルの技術を獲得することができる。道内で同じ情報を得れることは、北海道全体のネットワークを生かすことができ、かつ公共用水域の保全を図るためにはなくてはならない。	B	負担金支出のあり方見直し 下水道事業の円滑なる運営や実務的な情報交換による技術向上の観点から、道内関係団体の連携はは有益。継続が妥当。 しかし、繰越金が例年50%前後と多額。運営の改善見直し及び負担金支出の一時凍結・休止や負担基準の改善・見直しを求める必要がある。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
460	負 182	上下水道部 総務課	帯広地区安全運転管理者協議会負担金	40	0	40	0	釧路方面帯広地区安全運転管理者協議会	NO45(庶務課にて評価) 安全運転管理者及び副安全運転管理者の交通安全教育、啓蒙活動を実施する当協議会に参画し、市職員の交通安全、交通自己防止の啓発に当たるもの。 ・会員:安全運転管理者等 ・負担額:正安全運転管理者@10千円*4人	A	継続 道路交通法の定めにより、安全運転管理者は定員11人以上の車両を1台所有しているとき、又はその他(乗用車等)の車両を5台以上所有しているときは置かなければならないとなっている。 また、安全運転管理者講習は帯広地区安全運転協議会が実施していることから、今後も帯広市全体の基本姿勢を考慮しつつ継続加入をしたい。	A	継続 ・NO45(庶務課にて評価)		
461	負 183	上下水道部 総務課	帯広公益事業連絡協議会負担金	25	0	25	0	帯広公益事業連絡協議会	公益事業に関する機関団体の連携を図り、暴力団の追放運動の強化と暴力団等の滞納者に対する対応の強化としての情報交換、研修研究を目的。 ・会員:北電・NTT・NHK・帯広ガス、帯広市 ・負担基準:研修会等経費割り勘	B	継続 研修会等において、警察からは暴力団に関する情報や対応についてその繋がりにより協力を得ている。 また会員からは民間企業における滞納整理の方法等についても意見交換があり参考になっている。暴力団員等の収納等に伴う不法事案に対して効果があり、収納率向上の目的に沿うもので、見直しを検討するも存続が必要である。	B	負担金支出について見直し 関係機関が業務遂行のため連絡協議会を組織し情報交換を行うことは有益と考えるが、会運営にともなう負担金について、その必要性も含め見直し検討が必要。	17	
462	負 184	上下水道部 総務課	十勝地区水道協議会負担金	10	0	10	0	十勝地区水道協議会	管内市町村等の水道事業における水道事業の情報交換、技術講習等を通じて事務的、技術的レベル向上を意図。 ・会員:1市9町村、十勝広域水道企業団 ・負担基準:水道事業体各1万円	B	団体のあり方について見直し 本来の十勝地区水道協議会の設立の趣旨が時代の推移とともに薄れてきていることもあり今後の協議会のあり方(事業内容の精査)を整理することが必要である。 ただし、日本水道協会に加入していない水道事業体が、5町村(更別・鹿追・中札内・忠類・豊頃)あり、災害時応援体制の整備等、組織としての継続も視野に考えていく必要あり。	B	会のあり方について見直し 社会・環境の変化に伴い、会の目的、役割は薄く、会のあり方について検証、見直しが必要。	17	
463	負 185	上下水道部 総務課	帯広市下水汚泥農業利用協議会負担金	100	0	100	0	帯広市下水汚泥農業利用協議会	帯広川下水終末処理場から発生する下水汚泥を農地還元利用する帯広、幕別、音更の畑作農家の協議会。 情報交換や排出事業者(帯広市)に対する意見要望等など下水汚泥利用者の生の声を聴き下水汚泥の適正処分(農業利用)を推進するもの。 昭和54年、北海道3部長(農務・衛生・住宅都市)通達の「下水汚泥の農地施用に係る当面の基本方針」に基づく指導に従って、昭和56年12月、全利用組合と帯広市による利用協議会体制を組織した。	D	廃止 脱水機種の変更(更新)に伴い平成19年から「高分子系の脱水汚泥」(含水率80%程度で、このままでは取り扱い性が悪く農業利用は難しい性状。)になるため、「汚泥をコンポスト化する民間業者」への処分委託を計画している。管内5カ所の汚泥利用組合については廃止し、評議会は解散する方向である。	D	廃止(終期設定) 一次評価のとおり。(H19廃止)	19	
464	負 186	上下水道部 総務課	十勝川流域下水道協議会負担金	150	0	150	0	十勝川流域下水道協議会	構成市町村(1市3町)で意見交換や情報交換し、受託事業として運営管理している「十勝川浄化センター」の施設整備や機器整備等について「十勝川流域下水道協議会」で協議しながら事業主体者である北海道への要望活動を行い、施設の安定的な運営や市民の生活環境整備促進を図るもの。 ・会構成:1市3町 ・負担基準:定額	B	負担金の見直し 十勝川浄化センターの構成市町村(1市3町)で組織した協議会であり、帯広市独自で廃止・縮小等の見直しは困難である。協議会の事業効果としては、この協議会より施設の改善要望等について、一定の成果も上がっていることから、継続実施が妥当と考えられます。 しかし、平成14年度から負担金を減額(20万円から15万円)にしたところですが、事業内容等の見直しにより経費の節減に努め、さらに負担金の削減について今後検討していきたい。	B	負担金支出について見直し 関係行政機関により構成し「十勝川浄化センター」施設充実のため協議、要望活動の場であるが、毎年40%前後あり、活動の見直し及び負担金支出の一次凍結、休止あるい負担基準の見直しが必要である。	17	
466	負 187	学校教育部 総務課	北海道都市教育委員会連絡協議会負担金	122	122	121	121	北海道都市教育委員会連絡協議会	道内各市教育委員会相互の連絡協調、情報交換や調査研究を通じて民主的で円滑な本道教育行政の確立と進展を図ることを意図。 ・会構成:道内34市 ・負担額:人口割額(対象人口1,000人につき400円)+均等割額(人口割額総額の会員と指数都市数34分の1)	A	継続 道内34市が参画しており、活動の内容や成果から判断しても廃止は困難である。	B	団体活動及び負担金の見直し 毎年多額の繰越金が生じており、また会議費が40%余を占めるなど、厳しい財政運営が求められている今日、協議会においても運営の見直しとともに、負担金支出の一時凍結・休止及び負担基準について抜本的見直しを求める必要がある。	17	
469	負 188	学校教育部 総務課	十勝管内教育委員会連絡協議会負担金	885	885	841	841	十勝管内教育委員会連絡協議会	管内教育行政を公正且つ円滑に運営するため、各市町村教育委員会相互の連絡調整、学校教育・社会教育事業の情報交換、推進活動の取組とともに、教育施設・教育環境の整備、改善充実などに係る意見要望活動等実施。 ・会員:20市町村	A	継続 十勝管内20市町村が参加しており、帯広市は管内唯一の市である。活動内容から判断しても廃止は困難である。	B	負担金のあり方についての改善見直し 管内教育委員会唯一の相互連携、連絡調整、情報交換等の機会でありその意味から必要性は理解するが、管内全域を対象に市町村経費負担により種々事業を展開しているが、広域的な教育事業としては道の役割・責務は大きいものであり一定の負担を求める必要があるものとする。 また本来、連絡協議会であり基本的には管内の教育行政機関の連絡調整、情報交換が主たる目的とすべきであり、そうした意味から事業のあり方、内容について見直しを促すとともに、負担金の大幅な見直しを求める必要がある。	17	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
470	負 189	学校教育 総務課	十勝公立文教施設整備期成会負担金	127	127	176	176	十勝公立文教施設整備期成会		全道公立文教施設整備期成会の十勝支部のような役割を持ち、文教施設の整備・改善充実に向け、情報の入手と共によりよい意見要望活動を効率的・効果的に行うことを意図。 ・会構成：20市町村 ・負担額：均等割金額(15%) 児童生徒数割(20%) 事業量(65%)	A	団体の事業活動の見直し 十勝管内20市町村が参加しており、帯広市は管内唯一の市であることも踏まえ、廃止は困難である。具体的に成果を示すことが出来ない状態であり、団体の事業や活動の見直し等を申し入れる必要がある。	B	会のあり方、負担基準の見直し 文教施設の整備・改善について20市町村が一体となって要望請活動を展開しているが、具体的成果が見えずらく、一次評価のとおり会の活動、あり方及び負担金の額等について見直し必要。 当該施設整備については三位一体改革に伴う一般財源化の方向もあり、要望請活動のあり方について今後見直しが必要。 また、管内の要望、課題解決活動は十勝圏活性化推進期成会のなかで展開する方向を検討する必要がある。	17
475	負 190	学校教育 学校教育課	全十勝小学校陸上競技大会運営負担金	10	10	10	10	十勝管内学校保健体育研究サークル		陸上競技大会を通して十勝管内小学校児童が相互の交流を図り、正しい陸上競技のあり方を理解し、体力及び技術の向上に資することを目的に管内20市町村の自治体が開催運営に対し支援する。 (平成16年度で31回目の開催) ・会員：管内の小中学校の教職員 ・負担額：定額10千円 ・参加者：H15・・・651名	A	継続 本負担金については、十勝管内全市町村が都市規模に関係なく一律同額10,000円を負担し、小学校児童の陸上競技に対する正しい理解と体力及び技術の向上を目指して実施されているものであり、毎年、管内全体で650人前後の参加と記録の更新もあり、負担金の額に相当な事業効果もあることから、今後とも継続して支援していく。	A	継続 管内小学校児童の陸上競技への理解、体力等向上を意図するなかで、関係教職員の協力、自主的活動として当該陸上競技大会を運営している状況や実施に伴う児童への効果・成果を斟酌するに管内市町村による相応の大会運営支援は適当と判断する。	
476	負 191	学校教育 学校教育課	北海道障害児教育研究連盟負担金	51	51	53	53	北海道障害児教育研究連盟		本連盟は、昭和27年に設置された道内の知的障害特殊学級を母体とした研究団体で知的障害教育の推進役となっている。 道内の知的障害特殊学級の関係者を対象に研究会・講習会等の開催、関連教育資料の蒐集・交換・提供、研究活動の連絡調整を行っている。 ・会員：知的障害教育を目的とした特殊学級を設置している学校 ・負担基準：知的特殊学級・・・1学級設置校：3,200円/1校 ・2学級設置校：3,900円/1校あたり	A	継続 本連盟への加入により、知的障害学級の担当教員等の研究会・講習会参加、各種資料の提供、情報交換を通じて教員等の資質向上と知的障害児教育の振興を図っている。 現在、これまでの「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が大きな課題となっており、全国組織にも繋がっている本連盟への加入は、今後とも、教員等の資質向上と知的障害児教育の振興に必要。	A	継続 知的障害児特殊学級の拡大と障害児対応の多様性を踏まえたとき、幅広い形での研究、情報交換による教職員の技能、資質向上が不可欠。その意味から当該団体の活動は有効・有益であり加入継続妥当。	
477	負 192	学校教育 学校教育課	北海道言語障害児研究協議会負担金	72	72	72	72	北海道言語障害児研究協議会		言語障害児のもつ問題を教育的側面から研究することにより、本道の言語障害児教育を推進し、その拡大・発展を図るため研究調査、研修会・研究大会開催や会誌の発行など事業を展開している。 ・会員：言語障害児・難聴児の教育・療育に携わる担当者及びその所属長等 ・負担基準：4,500円/1人*担当教員及び所属長	A	継続 本協議会への加入により、言語障害学級の担当教員等の研究会・研修会や各種資料の提供、情報交換を通じて教員等の資質向上と言語障害児教育の振興を図っている。 現在、これまでの「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が大きな課題となっており、本協議会への加入は、今後とも、教員等の資質向上と言語障害児教育の振興に必要。	A	継続 言語障害児教育の推進にとって、関係教職員の研究、研修及び情報交換を通じた技能、資質向上が不可欠。その意味から当該団体の活動は有効・有益であり加入継続が妥当。	
478	負 193	学校教育 学校教育課	十勝へき地複式教育研究連盟負担金	114	114	110	110	十勝へき地複式教育研究連盟		管内へき地複式校の教職員を対象に研究大会や管内複式母の集い開催のほか、対外研究会への参加促進、研究紀要「十勝の複式教育」や情報誌「とちかち」の発行活動を行い、管内へき地複式校の問題点の解明、解決を図り、もって教育の発展と向上を期することを目的としている。 ・会員：管内へき地複式校勤務教職員及び関心を持つ他公立校の教職員 ・負担基準：学級数割(十勝)・・・1学級当り 2,500円×学級数+10,000円 校数割(全道)・・・1校当り 4,000円×学校数 教員数割(全道)・・・1人当り 1,800円×教員数 教員数割(全国)・・・1人当り 500円×教員数員 (係る教職員負担分)	A	継続 十勝へき地複式教育研究連盟(略称：十勝連)は、上部組織である全道へき地複式教育研究連盟(略称：道連連)と繋がって道連連の研究推進計画と呼応しながら、十勝のへき地複式校が抱える今日的課題解決のため研究を推進している。 へき地複式校においては、学校や学級経営、学習指導、カリキュラム等の課題解決に当たって、各校において日常行われている実践教育から学ぶ必要があり、1教室で2学年を同時に指導する「わたり・ずらし」等、ベテラン教員でも指導が難しい複式教育の研修機会や情報の収集機会を確保・維持していくことが必要であり、十勝管内の複式校を抱える自治体がすべて参加する同連盟に、本市としても、今後とも応分の負担をしていく。	D	加入について抜本的見直し(廃止) へき地複式教育に関する研究研修について、時代社会の変化及び教育体制、教育環境の充実などへき地複式教育をめぐる環境も大きく変化し、今日の社会的状況の中では、発足の意図目的は一定程度達成したものと考える。また係る情報交換、情報収集、研究研修なども通常の教職員の交流・活動や研究研修のなかで対応可能であり、また対応すべき事項であるものと判断する。 ・事業の執行状況も事務局費が約75%を占め運営改善も必要 これらの状況を斟酌するに、敢えてへき地複式教育ということで負担金支出による市町村の関与の必要性はないものと判断する。	18
492	負 194	学校教育 学校教育課	学校保健会負担金	85	85	85	85	帯広市学校保健会		児童生徒の心身の健康・学校生活環境の向上など保健意識の普及、推進を意図して、医師会・歯科医師会・薬剤師会・学校・PTA等と協力、教職員やPTA等を対象に医学講演会、救急蘇生法講習会等、健康づくり啓発事業を実施。 ・会員：帯広市立小中学校・PTA・帯広市医師会・十勝歯科医師会・帯広市学校薬剤師会 ・負担基準：学級数1～12 2500円 学級数13～ 4000円 (係る学校負担分)	A	継続 医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係、学校、PTA、市が一体となって、成長期における児童生徒の心身の健康の促進と意識の啓発に取り組んでおり、非常に有効であることから、現状維持が妥当と考える。	A	継続 一次評価のとおり	
494	負 195	学校教育 学校教育課	学校保健会負担金	52	52	54	54	帯広市学校保健会		NO194一括	A	継続 NO194一括	A	継続 一次評価のとおり	



全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
508	負 196	学校教育 教育研究所	全国教育研究所連盟負担金	20	20	20	20	全国教育研究所連盟		全国の教育研究に関わる団体の連携により、教育指導や現代的な教育課題に関する全国規模での調査研究、共同研究の実施や研究協議会・研究発表会の開催、刊行物の発行を行っている。 国、全国の教育行政の動向及びそれに対応した具体的研修内容、指導方法等についての研究・協議・伝達、情報収集の場として参画。 ・会構成：国立・都道府県立の教育研究期間、全国の教育研究所、研究センター、その他研究機関	A	継続 確かな学力の定着、豊かな心の育成、教育のIT化など現代的な教育課題への対応及び公教育の一定の水準を維持するためには、国の動向及び全国の状況を的確に捉える必要があり、全国の状況を把握する機会として、全国組織への加盟の必要性がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
509	負 197	学校教育 教育研究所	北海道教育研究所連盟負担金	19.5	19.5	18.5	18.5	北海道教育研究所連盟		道内の教育研究に関わる団体の連携により、北海道の実態を踏まえた教育指導や各教育課題に関する調査研究、共同研究を行うほか、各都市の教育行政の動向や具体的研修内容、指導方法等についての研究・協議・情報交換及び研究発表会開催、講師派遣等の活動を行っている。 ・会構成：道教育研究所、市町村教育研究所、研修センターほか	A	継続 確かな学力の定着、豊かな心の育成、教育のIT化など現代的な教育課題に本市として対応するために必要な負担金であり、特に北海道教育の特色や実態、動向等の情報交換、把握を行いながら、具体的調査研究等、協議の活動がなされる。教職員の資質の向上に寄与するものであり、こらら活用、協力等の観点から、全道組織への加盟が必要である。	A	継続 一次評価のとおり。	
511	負 198	学校教育 学校給食共同調理場	十勝管内学校給食研究協議会負担金	10	10	10	10	十勝管内学校給食研究協議会		十勝管内の学校給食関係諸団体による学校給食に関する調査、研究および情報交換及び連絡提携の場。 3部会設置(栄養士、運営、物資)により研究協議。 ・会構成：管内全市町村 ・負担額：10千円	B	団体の事業・活動の見直し 学校給食に関する調査、研究、充実の観点から十勝管内他町村との情報交換や研修会への参加が有用である。 今後、十勝管内他町村の意向も踏まえつつ、団体の活動内容の見直し等を図っていく。	B	会の事業・活動の見直し 管内の学校給食の実施、運営などに関し、実際的な研究研修や情報交換がなされ有益・有効と判断する。 なお、行政レベルでの会であり、また北海道学校給食研究協議会との関連など団体運営のあり方、活動について検証、見直しを図ることが適当。	17
512	負 199	学校教育 学校給食共同調理場	北海道学校給食研究協議会負担金	125	125	123	123	北海道学校給食研究協議会		北海道内の学校給食関係諸団体による学校給食の充実、向上に向けた調査、研究および情報交換及び陳情要望活動を展開。 ・会構成：道内34市、163町村 ・負担額：均割12千円+人員割@7/人*対象人数	A	継続 全道、学校給食を実施している全市町村が加入しており、関係機関に対する陳情・要望等を行ない、学校給食の充実及び資質の向上を図るうえからも必要である。	B	負担基準の見直し 多様で特色ある学校給食提供や効果的・効率的運営の観点からは全道的な情報交換・情報収集は必要と考えるが、事業や活動の見直しの中で負担基準の見直しを求める必要がある。	17
513	負 200	学校教育 学校給食共同調理場	全国学校栄養士協議会負担金	32	32	32	32	全国学校栄養士協議会北海道支部		学校栄養職員を会員に、学校給食に係る研修会や相互情報交換等を目的とするもの。 ・会員：485名 ・負担額：8千円/人	B	負担金支出のあり方を見直し 学校給食の献立開発、研修会の参加、新製品の情報交換等により、今後も給食の献立開発に必要と考えるが、各栄養士個人の加入であり、会費の負担のあり方を整理する必要あり。	D	負担金支出について抜本的見直し(廃止) 栄養士の業務等に係る情報交換、研修研鑽の機会については、道及び管内研究協議会をはじめ種々機会もあり、公的負担による会加入については見直しとする。	17
516	負 201	学校教育 南商業高等学校	全道事務職員協会負担金	22.7	22.7	22.7	22.7	全道事務職員協会		道内の公立高等学校及び特殊学校の事務職員が会員に、道内16の支部活動を中心に、学校経営事務についての調査研究協議、「事務手引き・帳票様式類集」の作成等校務処理の標準化等に関する調査研究を行い、その成果は各加盟校へ伝達される。 ・加入により本校教員の給与制度等が準拠する道立高校での細則・通達等の情報収集を容易に行える。 ・会員：道内高校321校(道立290、市町村立311) ・負担基準：3,500円/校+4,800円/会員一人当り(4人)	D	加入について抜本的見直し(廃止) 帯広市立南商業高等学校の教育職員等の給与、勤務時間その他勤務条件については北海道立高等学校の教育職員の例によると規定されている。係る情報については16年度から関係ネットワーク整備により収集、受信可能となったことから、当該協会への参加に必然性も薄れ16年度をもって廃止。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 一次評価のとおり、加入の目的終了。	17
517	負 202	学校教育 南商業高等学校	高等学校長協会負担金	43	43	43	43	高等学校長協会		道内の高等学校長が会員で、7分科会、1特別委員会を設置し、全国との関連と北海道の実情を踏まえて、当面する教育課題について調査研究協議を行う。 ・会員：道内高校335校(道立241、市町村立39、私立55) ・負担額：43千円/校	A	継続 道立高等学校長との情報交換の場が当該高等学校長協会以外にないため、他校の特色ある学校づくりの情報や、道立高校との人事交流の情報収集を行ううえ加入が必要。	A	継続 一次評価のとおり。	
518	負 203	学校教育 南商業高等学校	高等学校教頭会負担金	10	10	10	10	高等学校教頭会		道内の高等学校教頭を会員とし、本部調査研究委員会及び各支部研究協議会において、高等学校の管理運営及び教育課題について、調査並びに研究協議を行う。 ・会員：道内高校420名(道立315、市町村立49、私立56) ・負担基準：10千円/校	A	継続 道立高校教頭との情報交換の場が当該教頭会以外にないため、道立高校における管理運営事項等の情報収集を行ううえ加入が必要。	B	負担金のあり方について見直し 一次評価のとおり会加入による情報交換は必要と考えるが、繰越金が多額(約30%)であり負担基準の見直しを求める必要がある。	17
520	負 204	学校教育 南商業高等学校	学校保健会負担金	4	4	4	4	帯広市学校保健会		学校保健関係団体との連携による連絡調整及び学校保健に係る研修、健康教育実施普及のための諸事業を実施。 ・会：学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校長、養護教員(事務局)・市学校教育課 ・負担基準：帯広市負担金(学級数) 小学校・1～12：2,500円、13～4,000円 中学校・南商 1～8：2,500円、9～4,000円	A	継続 児童・生徒の健康診断等を円滑に行うためには医師会・歯科医師会等の関係者団体との連携は不可欠であり、関係団体との連携を密にする意味から当該保健会への加入は必要。	A	継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
521	負 205	学校教育 南商業高等学校	外国人講師受け入れ自治体国際化協会負担金	75	75	..	..	外国人講師受け入れ自治体国際化協会		(H15年度で事務事業廃止(H15.8脱会))	D	廃止 (H15年度で事務事業廃止(H15.8脱会))	D	廃止 H15で脱会	16
522	負 206	生涯学習部 生涯学習課	北海道社会教育委員協議会負担金	60	60	60	60	北海道社会教育委員協議会		道内社会教育委員の資質の向上、連携協力体制の構築及び情報収集(交換)を目的。(研修会議、全道研究大会、広報誌発行) ・会員:道内市町村社会教育委員 ・負担基準:③3千円*委員数(20人)	B	負担基準の見直し 事務執行等のためには関係機関団体との連携は不可欠。 ・負担基準について(委員単位 団体単位)	B	負担金支出の改善見直し 社会教育の推進については、その性格上関係情報の収集が重要且つ不可欠であり、社会教育委員に対する当該協議会からの定期的な情報提供は有益。各社会教育委員の資質向上・活動支援に一定の効果があるものと判断する。ただし、負担金については一次評価のとおり見直しが適当。	17
523	負 207	生涯学習部 生涯学習課	十勝社会教育委員協議会負担金	40	40	40	40	十勝社会教育委員連絡協議会		管内社会教育委員の資質の向上及び連携協力体制の構築・情報収集(交換)を目的。(研修会、広報誌発行) ・会員:管内市町村社会教育委員 ・負担基準:②2千円*委員数	B	負担基準の見直し 事務執行等のためには関係機関団体との連携は不可欠。 ・負担基準について(委員単位 団体単位)	B	負担金支出の改善見直し 団体活動内容のマンネリ化、形骸化の傾向もあったが、研修強化など事業活動の見直しを図っており、社会教育委員の研修、知識等向上の機会として必要。ただし、繰越金の率が高い状況から、運営の改善、負担基準の見直しを求めなければならない。	17
524	負 208	生涯学習部 生涯学習課	十勝管内社会教育主事会負担金	7	7	4	4	十勝社会教育主事協議会		十勝管内の社会教育主事を会員として、相互情報交換や社会教育指導の関する各種研究並びに研修、資料収集などの活動を通じた資質向上と市町村との交流の機会とし、十勝の社会教育の振興に資することを目的としている。 ・負担額:③3.5千円/人(社会教育主事)	B	負担基準の見直し 事務執行等のためには関係機関団体との連携は不可欠。 ・負担基準について(人員単位 団体単位)	B	負担金支出の改善見直し 社会教育主事の資質向上や活動強化の観点から、関係相互の交流・情報交換等は有益である。ただし、一次評価のとおり負担基準の見直しが必要。	17
526	負 209	生涯学習部 生涯学習課	全国生涯学習市町村協議会負担金	30	30	30	30	全国生涯学習市町村協議会		加盟市町村が行っている生涯まちづくり事業に関する情報提供・交換(機関誌発行、フォーラム開催)が主たる事業活動であり、係る機関紙・総会資料を通じて、各市町村の取り組みや生涯学習事業の情報収集、活用。 ・負担基準:30千円/年	D	廃止	D	加入について抜本的見直し(廃止) 提供情報等活用の実態殆ど無く、加入の成果・効果はなし。	17
542	負 210	生涯学習部 女性青少年課	帯広市青少年育成者協議会共催事業負担金(地域子ども会リーダー宿泊研修会)	200	200	200	200	帯広市青少年育成者連絡協議会		市共催による、子ども会等のリーダーが自然との触れ合いを通じて豊かな心とたくましく身体を培うため宿泊学習を実施し、仲間づくりをしながらお互いに研鑽、自分の可能性に挑戦しリーダーとしての基本や役割を学ぶ「リーダー宿泊研修事業」実施に係る負担金 ・対象:小学4年~6年生・年4回約180人参加 ・負担額:予算範囲	A	継続 各地域の子ども会リーダーから情報収集し、地元子ども会の活性化に貢献するとともに、リーダーとしての資質向上が図られている。	A	継続 一次評価のとおり。	
追加	210-2	生涯学習部 女性青少年課	帯広市青少年育成者協議会共催事業負担金(十勝子ども雪合戦)	200	200	200	200	帯広市青少年育成者連絡協議会		雪と親しむ冬の屋外スポーツを通して、心豊かな、たくましく健康な青少年を育成することを目的に実施する「子ども雪合戦」に係る市共催負担分。 ・参加数:600~700人 ・負担基準:予算範囲	A	継続 青連協やPTAなどを交えた事業展開につながり、市民協働による青少年健全育成に有効である。	A	継続 一次評価のとおり。	
543	負 211	生涯学習部 女性青少年課	青連協各種共催事業負担金(心の療育)	250	250	250	250	帯広市青少年育成者連絡協議会		青少年の豊かな心を育み、健やかな成長を図るため、情緒教育・心の鍛錬を中心として、当該協議会が実施主体、市が共催支援する各種事業実施負担金。 ・事業例:演奏会・映画鑑賞、演劇、スポーツチャンバラ競技など ・参加実績:約450名 ・負担基準:予算範囲	A	継続 青少年健全育成の行政目的のを発揮するうえで、青連協との協働により活動はより効果的な実施が可能となる。	A	継続 一次評価のとおり。	
547	負 212	生涯学習部 女性青少年課	北海道青少年育成協会負担金	10	10	10	10	(財)北海道青少年育成協会		道内各界各層の支援と協力のもとで、青少年育成運動を幅広く協力に推進するため、広報誌の発行、啓蒙パンフ作成や北海道育成等各種大会開催、健全育成普及促進活動を実施。各種情報収集等による活用・参考とするもの。 ・会構成:道内市町村、企業、団体 ・負担基準:地方自治体(特別賛助会員)10千円、	B	加入について抜本的見直し 情報収集が主であり、廃止可能	D	加入について抜本的見直し(廃止) 情報収集が目的であるが、具体的活用及び係る成果・効果も無い実態にあり加入について抜本的見直しが妥当。	17
555	負 213	生涯学習部 青少年センター	十勝地区広域補導連絡協議会負担金	90	90	90	90	十勝地区広域補導連絡協議会		青少年非行の広域化に伴う管内市町村間等の連携の重要性に鑑み、青少年指導に関する行政機関が常に密接な連絡を保ち、非行防止の迅速適切な措置を図る。 ・会構成:十勝管内1市19町村、指導関係機関及び団体(十勝支庁、十勝教育局)	A	継続 非行の広域化防止、相互連携はますます重要、積極的に推進すべきである。 (平成15年度から道補助金が廃止になったことにより、負担が増える可能性があり。)	A	継続 一次評価のとおり。非行防止に係る広域、相互連携重要。	

全体番号	区分NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
558	負 216	生涯学習部 文化課	市民ミュージカル公演共催負担金	4,000	4,000	3,000	3,000	おびひろ市民ミュージカル実行委員会		市民(若者)が中心となった独自のミュージカルの創作公演。市民主体の文化活動の促進として人材の育成、レベルの向上と自立事業について共催支援し、また若者の地域づくりへの参画への土壌を育むもの。 ・会構成:帯広市、音更町、幕別町 ・負担金額:(総事業費)-(入場料収入)-(その他収入)の1/2以内	B	交付期間の設定 H15年度から3ヵ年計画で実施し、負担金はH17で廃止。 ・若者が主体的、且つ広域的に取り組む芸術文化活動は初めて、これからの本市の街づくり、特にソフト事業への参加は市民協働に繋がるものであり期待され、また演ずるものだけでなく、事務局、裏方を全て若者が担い、勉強を重ねている点で評価できる。	D	廃止(事業終期設定) 3ヵ年事業に伴い負担金H17で廃止	18
559	負 217	生涯学習部 文化課	北海道舞台塾in道東共催負担金	1,500	1,500	1,500	1,500	北海道舞台塾in道東実行委員会		舞台芸術の人材・団体を育成し、地域の舞台活動活性化を図るため、地域住民と地域の演劇等の団体を対象に、舞台芸術に関わる様々な事業を行う。 ・事業実績:演劇表現を学ぶ「高文演劇セミナー」、狂言表現方法を学ぶ「狂言ワークショップ」、演劇演出方法を学ぶ「道東小劇場演劇祭」等 ・会構成:支庁、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、釧路市、北見市ほか、文スポ財団、NPO音更町文化事業協会	B	事業期間の設定 北海道舞台塾in道東は、広域連携事業として3ヵ年実施してきている。 ・次年度以降の舞台芸術の振興については、本市の必要性などを見極め、構成市町村等とも協議し検討していく。	D	廃止(事業終期設定) 3ヵ年事業(~H16)	17
566	負 218	生涯学習部 文化課	新人演奏会負担金	400	400	0	0	新人演奏会実行委員会		帯広・十勝在住または出身の新進演奏に発表の機会を提供するとともに広く市民に紹介することを目的に開催。 洋楽~声楽、ピアノ、管弦打楽器、邦楽~箏、三絃、尺八、長唄の各部門で20才以上若手音楽家を広く公募。 演奏会では毎回10人程度の新進演奏家を紹介。(隔年実施) ・会構成:帯広市、市民劇場運営委員会 ・負担基準:市・400千円、市民劇場・150千円、出演料・130千円	A	継続 新人演奏会は、帯広・十勝在住または出身の若手の音楽家の発掘・育成、市民には鑑賞機会の提供及び出演者の紹介を行っているためこの事業を継続していくべきである。	A	継続 一次評価のとおり。	
568	負 219	生涯学習部 文化課	道立帯広美術館特別企画展共催負担金	3,000	3,000	3,000	3,000	実行委員会		特別企画展を3者で共催することにより、住民に鑑賞機会を提供するもの。(美術館誘致時) ・会構成:道立美術館、帯広市、地元新聞社(道新、勝毎は隔年) ・負担基準:各1/3	A	継続 三者が共催し特別企画展を行うことにより、住民が優れた美術品に触れる機会ができ、本市の芸術文化振興が図られることから継続。	A	継続 一次評価のとおり。	
569	負 220	生涯学習部 文化課	文化スポーツ振興財団事業共催負担金	13,200	13,200	10,000	10,000	帯広市文化スポーツ振興財団		市民の鑑賞機会を充実するため帯広市と文化スポーツ振興財団の共催でステージ公演などを招聘し、市民に安価に提供し、また、市民手作りの創作活動を支援するもの。 財団事業実施の5本柱 青少年向け 芸術性の高い公演 気楽に楽しめる公演 日本の伝統芸術公演 市民手作り創作活動公演 企画、実行委員会事務局は財団とし、市は直接事業を行わない。・鑑賞事業は財団が実施。	B	(15年度評価) 事業の進め方の改善により継続	B	事業の進め方の改善 市事業実施について、財団主体実施へ移行するなかで、一定の考え方(5本柱)でもって内容を選択し事業を展開している状況もあり適当と判断するが、常時、文化振興事業の効果的、効率的実施及び事業手法の見直し改善を図ることが必要である。	17
572	負 221	生涯学習部 文化課	「伝統的生活空間の再生」十勝圏誘致促進期成会負担金	500	500	100	100	伝統的生活空間の再生十勝圏誘致促進期成会		アイヌ文化の保存・伝承・継承のため、国に対しイオル全体構想の早期策定と地域イオルの十勝圏誘致を要望 ・会構成:支庁、十勝教育局、帯広市、幕別町、十勝活性化促進期成会、帯商、管内商工連合会、ウタリ協会十勝地区支部連合会。	A	継続 国の動向を見極めながら、今後ともイオルの誘致を要望していく。現在、この期成会の事務局は帯広市にあるが、誘致要望場所が幕別町になるので、事務局のあり方についても検討していく必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
581	負 222	生涯学習部 スポーツ課	十勝体育指導員連絡協議会負担金	57	57	57	57	十勝体育指導員連絡協議会		帯広市で配置している体育指導員の研修・連絡調整のための団体であり、また地域のスポーツ振興、教育委員会主催事業への協力及び体育指導員の連絡調整の役割を果たしている。 ・会員:体育指導員52名 ・負担基準:均等割・5,000円 個人割・1,000円	A	継続 帯広市で配置している体育指導委員の研修、連絡調整の場であり、全道・全国の下部組織でもある。 市としては配置している委員との連絡調整の場及び上部団体との窓口でもあり、この会を通じて地域のスポーツ振興や教育委員会主催行事への支援を依頼しているなど、会への依存部分も大きい。	B	団体のあり方、事業活動について抜本的見直し 体育指導員の資質向上や連絡調整を担う機会の必要性は理解するが、当該団体の事業・活動の状況から具体的成果効果を見出すことができず、会のあり方や事業について改善見直しを促す必要がある。 (なお、本市の体育指導員に係る資質向上・連絡調整については「帯広市体育指導員協議会」を通じて行われているなかで、当該協議会との関連・役割を明確にする必要がある。)	18
585	負 224	生涯学習部 スポーツ課	帯広市健康スポーツ推進委員会負担金	4,000	4,000	4,000	4,000	帯広市健康スポーツ推進委員会		帯広市は昭和63年に「スポーツ健康都市」を宣言し、その推進体制として「帯広市健康スポーツ推進委員会」を組織し、住民及び各関係機関団体が一体となった各種施策の展開として、市民ひとり一人の健康スポーツ活動を奨励実践できる事業を実施。 ・事業内容: 秋季体育祭事業(帯広の森スポーツフェスティバル、市民スポーツ大会) 冬季スポーツ事業(クロスカントリー講習会、雪中パークゴルフ大会) マイスポーツ事業(市民ひとり1スポーツ実践50日運動、ゴルフ普及振興) ・会構成:帯広市、帯広市教委員会、帯広市体育連盟、帯広商工会議所、帯広医師会他 ・負担額:定額 ・参加者数:H14・17072名 H15・13186名	B	事業としての効果は高いが各事業への市民参加は横ばいであり、新たな対応策が必要であり、また、市、財団、体連の役割分担などを見直し、市のスポーツ振興を図る必要がある。	B	効果的・効率的など事業の進め方の見直し改善 行政、関係機関・団体等が一体となって市民のスポーツ活動奨励実践の機会を提供する意味合いは大きいものと判断する。 ただし、一次評価のとおり事業内容の見直しや効率的、効果的実施取組方法について研究見直しが必要	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
586	負 225	生涯学習部 スポーツ課	帯広スケートキングダム2002負担金	500	500	500	500	帯広スケートキングダム実行委員会		日本を代表するスケート選手たちと共に滑走できる交流教室・スピード王国として将来を担う青少年の心身の健全育成並びに、競技愛好者の更なる拡大を図ることを意図。 ・会構成：帯広市・帯広市体育連盟・文化スポーツ振興財団・帯広スケート連盟 ・負担額：定額 参加者：H15・583名	A	継続 小中学生を対象としたこの事業は、多くの参加者を呼び成功している。今後も青少年が成長していく過程で、このような経験が出来ることは心身の健全育成並びに、競技愛好者の更なる拡大を図るうえで重要である。	A	継続 一次評価のとおり。 ただし、スポーツ振興事業の実施については、市実施のもの、財団主体のものなど多様な形態をとっているが、財団への集約など効率的・効果的な実施のあり方について検討する必要がある。	
593	負 226	生涯学習部 スポーツ課	北海道体育施設協会負担金	10	10	10	10	北海道体育施設協会		各市町村の体育施設管理者を対象として、体育施設の適正な運営管理について、各体育施設間の連携、情報交換及び研究協議を行う。また、関係団体からの諮問、あるいは意見を具申する。 協会加入により、他施設に関する情報収集や、研修会参加による職員及び体育施設の資質向上を図るもの。 ・会構成： ・負担基準：定額・10,000円 特別会員及び賛助会員・5,000円	A	継続 同団体主催の研修会等に参加することにより、施設運営及び職員の資質向上が期待できる。	D	加入について抜本的見直し(廃止) 体育施設運営管理に係る情報収集を意図しているが、係る情報等の具体的で明確なる活用実態及び成果・効果も薄く、加入の必要性、必然性は低い。	18
595	負 227	生涯学習部 スポーツ課	馬事公苑スポーツ施設利用負担金	9,325	9,325	9,325	9,325	北海道競馬組合		十勝農協連から帯広競馬場を借りてばんえい競馬を運営している北海道市営競馬組合と協定を結び、場内中地をスポーツ施設として市民利用に供しており、係る管理経費を負担するもの。 ・金額については、当該組合が管理を委託している(北海興農ビジネス)金額相当を負担。 ・利用人員：H14・18780名 H15・19090名	A	継続 中地の開放は市民のスポーツ振興に一定の役割を果たし、サッカー、ラグビー関係の協会にとっては、市内中心部にある芝生のグラウンドとして、重宝がられている。	A	継続 施設使用に伴う義務的負担。	
596	負 228	生涯学習部 図書館	日本図書館協会負担金	23	23	23	23	(社)日本図書館協会		公共図書館のほか大学図書館、専門図書館等が参加する全国レベルの組織。これら連絡連携のもと、著作権等図書館に係る諸問題の調査研究、図書館に係る全国の最新情報や活動の現状等の情報収集、情報発信提供を行うとともに、また全国の図書館を代表する各団体、国等との協議や要請活動を行っている。 ・会員：国立国会、各都道府県立各市町村立図書館、大学図書館等 ・負担基準：個人会員・9千円、施設会員A・50千円、施設会員B・37千円、施設会員C・23千円(帯広市)、賛助会員・10千円	A	継続 日本図書館協会は、ほとんどの公立図書館や大学図書館が加入する全国組織で、日本の図書館が抱える諸問題の調査研究を行い、国などに対する協議や要請活動を行っており、それらの成果他、図書館における先進的取組みや各種事例などを資料として提供しており、帯広市図書館でも新館建設や運営の参考にしている。 帯広市では、施設としては金額的に最低ランクの施設会員(C)に加入とし、会費も提供される資料の価格程度であるため、会員として継続する。	A	継続 情報・資料収集など図書館としての機能を発揮する上で対応の情報収集は必要であり一定の成果効果があるものと判断。 また加入形態についても配慮し費用対効果の観点からも継続が適当と判断する。	
597	負 229	生涯学習部 図書館	北海道図書館振興協議会負担金	15	15	15	15	北海道図書館振興協議会		道内公立図書館、公民館(図書室等)の連携による図書館の振興を目的に、各図書館相互連絡提携、各図書館協議会等との連絡提携や情報提供の役割を担い、また、資料等の「相互貸借」や現在計画している「北海道図書館総合目録、研究や研修会・研究会等による職員の資質向上が図られるなど、北海道立図書館を中心とした道内公立図書館の協力・連携に重要な位置付けにある。 ・会員：道、道内全市町村 ・負担基準：北海道・30千円 札幌市・20千円 市・15千円、町村・10千円	A	継続 公共図書館間の連携は重要であり、本協議会は協力・連携を図る上で重要な役割を担っている。新たな取り組みについても本協議会を通じて検討されており、継続して加入する。 北海道の公共図書館が参加しており、現在の協力・連携体制を維持するためには、帯広市単独で脱退することはできない。	A	継続 道内公共図書館の連携・協力体制を確保する観点から、加入の効果成果を認めることができ、継続が妥当。	
598	負 230	生涯学習部 図書館	十勝管内公共図書館協議会負担金	20	20	20	20	十勝管内公共図書館協議会		管内の公共図書館・図書室相互の連絡・連携・協力による調査研究や情報交換及び書籍・資料の相互貸借など実施。 係る連携・協力が不可欠であり当該協議会の役割は大きい。 ・会員：管内全市町村 ・負担基準：帯広市・20千円、公共図書館・10千円、公民館図書室 5千円	A	継続 管内市町村図書館は基本的に同機能、同様業務を担っており抱える問題、共通課題等についての研究・問題解決を図る機能は有効。 ・また具体的に相互貸借や広域貸出に取組んでいる。現状、帯広市民が管内の他の図書館を利用している例が多いが、帯広市の新館オープン後は逆に多くの管内住民の利用が想定され、相互の協力関係がより重要になる。 また、将来的に十勝管内のネットワークや広域貸出の利便性の向上など図書館に係る課題を協議する場として必要である。	A	継続 管内図書館の広域利用、ネットワーク化の取組促進の観点から管内関係機関の連携強化が不可欠。 その意味から当該協議会の役割は重要と判断し継続が妥当。	
599	負 231	生涯学習部 図書館	北海道視聴覚教育振興協議会負担金	5	5	5	5	北海道視聴覚教育振興協議会		学校や生涯学習施設での視聴覚教育振興を目的に、関係機関の連携により、学校教育における視聴覚教育の研究や生涯学習施設における視聴覚資料の充実のための活動を実施。 (映像メディアコンクール、研究大会、情報誌「風走る」発行) (帯広市では図書館が負担金の窓口になっている) ・会員：北海道生涯学習推進センター、道内全市町村(教委) ・負担基準：参加団体一律5,000円	A	継続 帯広市教育研究所が、毎年度本協議会主催の映像メディアコンクールに学校教材用視聴覚資料を出品し質の向上を図っており、継続して参加する。	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 図書館視聴覚ライブラリーにおける協議会活用実態としては提供される情報受取のみで成果・効果を見出せない。また今後の視聴覚活動やライブラリー運営においても具体的活用の予定もないことから加入の必要性はない。 また現在、学校教育における視聴覚教育の取組として当該協議会事業(コンクール)に出品しているが、加入の有無に関わらず、教育行政活動というなかで参画可能。	18

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
608	負 232	生涯学習部 百年記念館	日本博物館協会負担金	30	30	30	30	(財)日本博物館協会		国内の博物館施設について、開かれた魅力ある博物館作りと、博物館の効率的・効果的運営及び職員資質向上を図るべく、調査研究や研修会等開催、情報誌発行、情報発信等および博物館保健などの等振興事業を実施しており、国内博物館との連携、情報の共有化とともに十勝の中核博物館としての情報収集・発信等に役立てるもの。 ・会員：東京国立博物館、北海道開拓記念館、名古屋市博物館、市立函館博物館、旭川市博物館、帯広百年記念館、上土幌町ひがし大雪博物館ほか ・負担基準：	A	継続 博物館をもつ帯広市として、全国の博物館とのネットワークの構築や最新情報収集は必要不可欠であり、学芸員が国内及び海外の最新情報を習得し、博物館の運営に役立てる重要な機会である。それらの関係や情報収集の道が絶たれることは望ましくなく継続加盟が望ましい。	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 博物館機能の充実、効果的運営の観点から、多様な情報の収集取得は一定程度必要と考えるが、これら情報等の具体的活用実態や学芸員研究活動や人的交流及びインターネット等の情報手段増加など幅広い手法の活用を斟酌したとき、敢えて当該協会へ加入する必要性、必然性は薄いものと思料する。従って加入について抜本的見直しが必要。	18
609	負 233	生涯学習部 百年記念館	北海道博物館協会負担金	15	15	15	15	北海道博物館協会		北海道の博物館・園相互の連絡提携による情報交換、博物館運営方法等の調査研究、職員の資質向上のための活動として講演会・研修会及び査、関係団体・事業への参加普及、印刷物刊行など実施。 ・会員：北海道開拓記念館、札幌市円山動物園、帯広百年記念館、小樽市博物館、足寄動物化石博物館、上土幌町ひがし大雪博物館ほか ・負担基準：15千円	A	継続 百年記念館としては北海道博物館協会総会及び役員会での話し合いをもとに次年度の運営方針の指針にして、それをもとに活動をしていることから加盟している意義は大きい。	A	継続 一次評価のとおり、記念館事業活動での活用実態から加入継続は必要と判断する。	
610	負 234	生涯学習部 百年記念館	道東3管内博物館連絡協議会負担金	5	5	5	5	道東3管内博物館連絡協議会		十勝・釧路・根室地域の博物館施設の連携と来館者増加のため、運営の連携(博物館マップの作成等)を図るものであり、資料集発行、各博物館情報の発行、道東博物館マップ発行などの活動を展開。 ・会員：帯広百年記念館、釧路市立博物館、根室市博物館開設準備室、足寄動物化石博物館、幕別町ふるさと館ほか ・負担基準：5千円。	A	継続 学芸員が研修・情報交換を行える数少ない場であり、学芸員部において研修や意見・情報交換を行うほか、資料調査や貸借も相互に行っており加入の意義は大きい。 またマップ作成や各施設の相互情報共有化など道東全体として博物館をPRし、来館者の増加に努めている。	A	継続 道東の関係施設・関係者の連携による情報交換や情報共有を図るとともに、相互協力による博物館PRや活動機能活動を展開しており、協議会として一定の機能、役割を担っている状況を斟酌するに加入継続は適当と判断する。	
611	負 235	生涯学習部 百年記念館	百年記念館運営連絡協議会負担金	110	110	43	43	百年記念館運営連絡協議会		十勝圏域の中核施設として博物館(帯広・十勝の自然や開拓の歴史を展示する)・創造活動センター機能(知性、感性をトレーニング)を活用し、十勝圏域を対象に「開かれた博物館」として十勝管内を巡回する事業(移動展 絵画・写真・書などの博物館資料を展示し広く公開)、音の博物館 百年記念館収蔵のレコードを使い、管内老人ホームを訪問)を相互連携により実施。 ・会員：十勝1市19町村 ・負担基準：H15年度まで：19町村・各10千円、帯広市・110千円 H16年度より19町村・各3千円、帯広市43千円	A	継続 百年記念館が十勝の広域施設として認められるための事業のひとつ、この事業をもって建設当初の田園中核施設の目的が証明される重要な事業であるため、負担金廃止は不可能。	A	継続 十勝管内における広域施設としての機能を発揮する上で、当該連絡協議会の機能役割は重要。	
615	負 236	生涯学習部 児童会館	北海道青少年科学館連絡協議会負担金	20	20	20	20	北海道青少年科学館連絡協議会		道内各青少年科学館の連絡協調を図り、科学知識の高揚に関する事項を研究し、関係諸機関との緊密な連携のもとに、青少年科学館の健全な運営に資することを目的としており、科学技術の普及活動や情報交換、情報収集意見交換の場と活用。 ・会員：オホーツク流水科学センター、札幌市青少年科学館、旭川市青少年科学館、小樽市青少年科学技術館、釧路市青少年科学館、岩見沢郷土科学館、千歳市民文化センター、苫小牧市科学センター、室蘭市青少年科学館、北網走北見文化センター、滝川市こども科学館ほか ・負担基準：当該協議会会費(10,000円)+ 全国科学館連携協議会会費(10,000円)	B	継続 少子化、理科離れが言われている中で科学分野の振興は重要であり、そのための全国・全道組織に加入し青少年科学館設置自治体の共同歩調が必要。北海道青少年科学館連絡協議会の事業活動の充実を働きかけるとともに、今後の児童会館の運営や青少年総合センターの整備に向けて成果を活用したい。	D	加入について抜本的見直し(終期設定) 科学知識の普及や科学館の運営充実の観点から道内関係者・館の連携交流、情報交換、研修は重要と考えるが、会の運営状況から、活動も停滞し内容も硬直・形骸化明らか。また繰越金の状況などから加入の意味は薄く、成果効果も期待できない。加入について抜本的見直しが適当。	18
619	負 237	生涯学習部 とかちプラザ	北海道公民館協会負担金	52	52	52	52	北海道公民館協会		公民館・類似施設館の事業推進のため道公民館大会、ブロック研修会等を実施し、公民館活動の充実並びに職員の職務向上を図るとともに、市町村公民館運営審議会委員、社会教育委員等による住民の意志を反映した公民館・類似施設館の望ましい運営のあり方の調査研究、情報交換を行う。 ・会員：道内公民館協会正会員 加盟市町村 150 未加盟市町村 62	D	廃止 本市では平成12年公民館条例を廃止。 ・公民館の精神や機能は生涯学習センターである「とかちプラザ」に引き継がれ融合しており、また公民館事業は、各種生涯学習事業に包含され実施している。現在、公民館類似施設として北海道公民館協会に加盟しているが、今後同協会を脱退しても影響はないと考える。	D	廃止 一次評価のとおり。	17
620	負 238	生涯学習部 とかちプラザ	北海道公民館協会十勝支部負担金	5	5	5	5	北海道公民館協会十勝支部		十勝地区の公民館(類似施設を含む)が相互に連絡提携をなし、情報交換、共同研修、定例会議、機関紙発行、事業協力、調査研究などを通じて公民館活動の振興充実を図るもの。 ・会員：管内19市町村	D	廃止 事例の調査研究は、他の方法で可能である	D	廃止 一次評価のとおり。	17
622	負 239	生涯学習部 動物園	日動水協維持会費	220	220	220	220	(社)日本動物園水族館協会		国内の動物園と水族館関係施設の会員を対象に、動物園、水族館の調査研究、研究発表、講習会、保護増殖技術普及啓蒙、定期刊行物、学術図書出版、野生動物、水族の収集調整と自然保護への協力など各種の事業活動を行っており、動物の収集・展示や情報交換、飼育管理の充実、知識・技術習得に役立っている。 ・会員：全国90動物園、68水族館 ・負担基準：年間経常経費4億円以上の園館～年額23万円 7,000万円以上4億円未満～22万円 3,000万円以上7,000万円未満～16万円	A	継続し 国内外動物園との動物交換や受贈により、飼育展示動物の充実が図られるほか、関連資料の活用や研究会での情報交換を通じた飼育技術の習得・向上などに役立てており、今後も継続して加盟する必要がある。	A	継続 動物の交換、繁殖目的の貸与などに関する情報収集交換をはじめ、動物園運営・充実に一定の成果、効果があり、加入継続は適当である。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
623	負 240	生涯学習部 動物園	北海道博物館協会負担金	15	15	15	15	北海道博物館協会		北海道の博物館・園相互の連絡提携による情報交換、博物館運営方法等の調査研究、職員の資質向上のための活動として講演会・研修会及び査、関係団体・事業への参加普及、印刷物刊行など実施。博物館相当施設として指定を受け、博物館専門スタッフの学芸員を配置し、各種講座やソフト行事を実施し、企画の成果大きい。 ・会員：北海道開拓記念館、札幌市円山動物園、帯広百年記念館、小樽市博物館、足寄動物化石博物館、上士幌町ひがし大宮博物館ほか ・負担基準：15千円	A	負担金のあり方見直し検討 動物園としては、北海道博物館協会総会及び役員会での話し合いをもとに次年度の運営方針の指針にして、それをもとに活動をしていることから、加盟している意義は大きい。	A	継続 一次評価のとおり、動物園活動での活用実態から加入継続は必要と判断する。	
627	負 241	議会事務局 総務課	全国市議会議長会負担金	757	757	757	757	全国市議会議長会		国内の各市議会の議長が、その相互間の連絡、共通する問題協議及び処理のために設けた「全国的連合組織」。総務大臣への届出団体。 ・主な活動として 地方自治の拡充強化に関する方策の樹立 本会の意思を国会、政府その他の関係方面に反映させるための措置 関連する法律又は政令等に関する意見書提出、意見書の提出 市議会制度及び運営、地方自治に関する調査研究 情報資料収集配布ほか ・会員：全国市区議会(681市23区) ・負担基準：均等割 378千円+人口割(100千人以上～200千人未満) 379千円	A	継続 全国の各市区議会によって組織されている全国市議会議長会は、地方自治などに関する政策に与える影響が大きく、諸課題の解決の実現が期待できるとともに、議会運営上の最新の調査結果・研究事例を取得できる貴重な情報源でもあるため、今後も継続して加盟の必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
628	負 242	議会事務局 総務課	北海道市議会議長会負担金	240	240	240	240	北海道市議会議長会		道内各市間の連絡強調を図り北海道地方の行政課題の解決や情報交換など議会及び市政の円滑なる運営・進展に資するものであり、また全国市議会議長会北海道部会としての任務を担っている。 ・会員：道内の市議会議長、副議長 ・負担基準：均等割 103千円+人口割 137千円	A	継続 道内の正副議長が一堂に会し、様々な課題について直接協議できる貴重な場であり、市政に関わる諸問題解決に前進が望めるため、今後も参加の必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
629	負 243	議会事務局 総務課	全国市議会基地協議会負担金	68	68	69	69	全国市議会基地協議会		全国市議会議長会における特定課題の実現を促進する協議会のひとつとして国や北海道における基地関係共通の問題を調査研究し、その解決の具体的方策を協議し、関係機関へ要望を行う。 ・会員：米軍諸施設並びに陸海空自衛隊及び旧軍港の施設に關係する全国各市議会議長(全国128市46町村、道内16市7町) ・負担基準：均等割・30千円 基地：調整交付金割(前年度の基地交付金と調整交付金の合算額の1000分の0.7)・39千円	A	継続 基地周辺に関連する要望実現を強く働きかける機会の確保のため、また関連する予算や諸問題、調査結果の情報をいち早く入手し活用できることから今後も加盟の必要があると考える。	A	継続 一次評価のとおり。	
630	負 244	議会事務局 総務課	全国市議会広域行政圏市議会協議会負担金	15	15	15	15	広域行政圏市議会協議会		全国市議会議長会における特定課題の実現を促進する協議会のひとつとして、広域行政圏の整備推進に向けた関係団体との連絡及び調査研究事例取得及び政府、国会に対する要請の場。 ・会員：関係市議会議長(370市) ・負担基準：15千円	A	継続 市町村合併を進めている状況のもと、関連資料・情報を取得できる機関として役立っている。また今後、全国的に合併が進んだあとの新たな広域行政の推進方策の検討の場として活用できるため、継続して加盟する必要があると考える。	A	継続 一次評価のとおり。	
631	負 245	議会事務局 総務課	全国民間空港所在都市議会協議会負担金	45	45	45	45	全国民間空港所在都市議会協議会		民間空港の整備促進、周辺地区住民の民生安定並びに関連する財政問題等の解決など、空港の整備や安全対策などに関し要請の場であり、全国市議会議長会及び他関係機関との連携及び必要な調査研究事例の取得の場として利用。 ・会員：関係市議会議長(46市) ・負担基準：均等割 25千円+ 種別割 20千円(第2種空港)	A	継続 関係市議会と連携しながら、空港行政に関する財源確保や関連制度の充実強化を要請する場として、今後も本協議会に加盟する必要があると考える。	A	継続 一次評価のとおり。	
637	負 246	選挙管理委員会 選挙課	全国選挙管理委員会連合会北海道支部負担金	116	116	115	115	全国選挙管理委員会連合会北海道支部		選挙に関する調査研究、情報交換等、情報・資料を収集提供により市・区における公平で迅速な選挙事務を執行に資するとともに、選挙事務の改善に向け、本部に対し公職選挙法改正に関する要望事項を提出する。 ・会員：道内の市・区選挙管理委員会 ・負担基準：均等割(53,000円)+人口割(173,325人×36銭=62,400円)	A	継続 全国市区選挙管理委員会連合会北海道支部が活動するために必要な負担金であり、総会・研修会等に参加することにより得られる成果も大きく、今後も迅速な選挙事務の執行に活用する必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
639	負 247	監査員事務局 事務局	全国都市監査委員会負担金(会費)	56	56	56	56	全国都市監査委員会		監査委員制度の円滑なる運営とその健全なる発達を図ることを目的に、全国都市監査委員相互の意思疎通及び連絡を密にするなかで研修会、講演会開催、調査研究資料等の発表活動を行うとともに、監査委員制度に関し関係官庁その他への陳情、請願及び意見の具申を行う。 ・会員：全国各都市の監査委員 ・負担基準：各都市均等割16,000円、人口割(人口10万以上～20万未満)40,000円	A	継続 監査委員及び事務局職員の各都市との情報交換並びに研修の機会として全国都市監査委員会に加入して、事業を活用していくことは監査委員及び事務局職員の資質の向上を図る点から必要である。 また、本市の監査を的確に行っていくためにも、各都市の監査の実態、内容等の情報を得ることが必要であり、さらに本市監査委員事務局運営規程は当委員会が定める都市監査基準準則を参考に制定され、本規程に基づき監査を執行していることから、今後も加入を継続していくことが妥当だと考える。	B	加入について抜本的見直し(終期設定) 監査事務に当たって、各都市との情報交換や情報収集及び当会監査準則参考活用などの観点から加入継続は適当。 なお、当該団体については毎年の繰越金も多く運営上の改善、負担基準の見直しを求める必要がある。	18

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
640	負 248	監査員事務局 事務局	北海道都市監査委員会負担金(会費)	57	57	57	57	北海道都市監査委員会		監査委員制度の円滑なる運営とその健全なる発達を図ることを目的に、道内都市監査委員相互の意思疎通及び連絡を密にするなかで情報・資料交換、研修会議や委員・職員表彰を行う。 ・会員：道内各都市の監査委員 ・負担基準：人口10万以上～20万未満・57,000円	A	継続 監査委員及び事務局職員の情報交換並びに研修の機会として、当該委員会が実施する事業を活用していくことは、資質の向上及び監査を的確に実施していくためにも必要。今後も加入を継続していくことが妥当だと考える。 廃止の場合、各都市との情報交換・研修の機会が少なくなり、また全国都市監査委員会の加入は北海道都市監査委員会への加入が前提であるため、全国委員会の加入も出来なくなり、全国的な監査の状況、課題の情報を得るのも困難となる。また都市監査基準準則の改正などにも対応していくことが出来なくなる。	A	継続 一次評価のとおり。	
644	負 249	農業委員会事務局 農地課	北海道農業会議拠出負担金	357	357	364	364	北海道農業会議		農業・農民の利益代表機関として、農業生産力の発展と農業経営の合理化に寄与するため、農業委員会系統組織の北海道段階の組織として「土地と人」対策を中心として各種事業活動を行うもので、農業・農家意見公表し行政への建議又は諮問に応じたの答申、啓蒙普及、調査研究及び農業委員等講習研修などを実施。 ・会員：道内農業委員会 ・負担基準：平均割5割 農家戸数割2.5割 耕地面積割2.5割	A	継続 道内の農業委員会が一丸となり取り組むことが重要であり、成果を得るためには相応の負担は不可欠。 ・行政執行において、参画によって得られる成果も大きく、市の施策、政策を達成するうえで今後も活用することが必要であり加入は不可欠である。	A	継続 一次評価のとおり。	
645	負 250	農業委員会事務局 農地課	十勝農業委員会連合会負担金	378	378	387	387	十勝農業委員会連合会		十勝管内農業者の安定的発展のための調査・協議を行い農業振興上の必要な意見を関係機関に反映し、農業の発展に寄与する活動を展開。 ・会員：管内農業委員会 ・負担基準：平均割40% 耕地面積割30% 農家戸数割30%	A	継続 次代を担う後継者の配偶者対策や国・道の農政に対する要請等を実施し、安定的・効率的な農業の持続的な発展のため、十勝管内農業委員会が一丸となり取り組むことが重要であり、成果を得るためには相応の負担は不可欠。	A	継続 一次評価のとおり。 NO647(負-NO252)を統合一元化を図るなかでコスト縮減を。	
646	負 251	農業委員会事務局 農地課	帯広市農業者結婚推進協議会負担金	800	800	700	700	帯広市農業者結婚推進協議会		農業後継者を対象とする配偶者対策及び成婚者対策の円滑な推進を図るべく、都市農村交流や関係機関及び団体との連携を図りながら農業後継者自らの企画・運営を積極的に支援し、積極的活動・自己研鑽と経営パートナーとの出会いを期待するもの。 ・負担額：15年度 対前年比20%減、16年度 対前年比10万円減の財政措置。	A	継続 担い手の問題は避けては通れない重要な対策であり、施策、政策を達成するうえで、代替となる手法がない。 また事業執行等のためには、関係機関団体との連携は不可欠。	A	継続 一次評価のとおり。	
647	負 252	農業委員会事務局 農地課	十勝農業委員会連合会負担金	98	98	88	88	十勝農業委員会連合会		十勝農業の発展のため集団化事業の円滑なる導入実施を図るべく、情報交換や研修の機会とともに、また補助事業として制度存続と事業要件の緩和、実施市町村の拡大にむけた情報交換、活動を実施。 ・負担基準：事業費*9/1000*77% (減額率は年度により変更有り)	A	継続 十勝型農業経営を推進していくためには、集団化事業が最も効果的な事業の一つであり、これら制度上の要請や情報交換の場として参画していく事が必要。	D	負担金支出の統合廃止 集団化事業に係る情報交換、制度要請などの活動についても、NO645(負-250)に係る十勝農業委員会連合会活動と不離一体として活動がなされるものと考え。 その意味から負担金について統合一元化を図るなかでコスト縮減を。	17
648	負 253	消防本部	全国消防長会負担金(会費)	259	259	259	259	全国消防長会		全国の消防機関が同一歩調にて、消防活動レベルの向上とより高度な消防体制を図るべく、消防情報の交換、消防制度の改善、消防財政の確立をはじめ各種災害対策の推進、火災予防業務・警防技術改善等の事業を実施。 ・会員：全国消防長 ・負担基準：市平均割+定員割(職員数×130円)+管轄管内人口割(15万人以上20万人未満の市町)	A	継続 本会は消防行政推進の根幹をなす組織であり、消防使命達成のため連携は不可欠である。	A	継続 消防行政推進の中核的団体として、全国消防行政の充実や状況・課題の共通認識、共通理解を図るとともに、全国的活動レベルの向上、消防体制強化のための情報交換や制度改善、警防等技術改善等に寄与しており継続適当。	
649	負 254	消防本部	全国消防長会北海道支部負担金(会費)	57	57	57	57	全国消防長会北海道支部		道内の各消防機関との連携や情報交換をはじめ、消防の健全なる発展及び消防職員の知識向上、各種災害対応力の向上を図るため消防機器や技術の研究などの事業、活動を実施。 ・会員：消防職員 ・負担基準：市平均割+定員割(職員数×166円)+管轄管内人口割(15万人以上20万人未満の市町)	A	継続 全国消防長会の下部組織であり、消防使命達成のため連携は不可欠である。	A	継続 全国消防長会の地方組織であり、道内消防長連携するなかで消防活動レベル向上、体制強化等の協議、情報交換、課題研究協議は有益と判断。継続が妥当。 ただし、時代・社会環境も大きく変わってきていることから、現状の全国、地方組織の重複加入・負担金の支出については、会のあり方も含め見直しを提起していくことが必要と史料する。	
650	負 255	消防本部	全国消防協会負担金(会費)	99	99	99	99	(財)全国消防協会		全国の消防の健全なる発展・充実と国民の防災思想の普及を目的に広報活動や消防職員体力錬成奨励事業、救急救助技術能力向上講習会、消防機器等改良開発の研究、及び大規模災害に対する市町村消防応援の支援、災害現場活動者の援護育成などの各種事業を展開。 ・会員：全国の消防職員 ・負担基準：都市割(全国消防長会会費×20%)+会員割(定員数×200円)	A	継続 本協会は全国消防長会役員により設立、全国消防救助技術大会の開催や機関紙の発行及び保険事業等各種事業を展開し、消防職員の能力向上及び福利厚生面の増進を推進していることから必要不可欠である。	A	継続 消防技能の保持向上を図るため、全国の消防関係が連携し、消防職員の技術向上や防火思想の普及等に係る研究調査、講習会の実施、関係情報の提供及び保険等各種事業を展開しており、本市消防活動、技能向上に寄与している状況から継続が適当。 ただし、時代・社会環境も大きく変わってきていることから、現状の全国、地方組織の重複加入・負担金の支出については、会のあり方も含め見直しを提起していくことが必要と史料する。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
651	負 256	消防本部	北海道消防協会十勝地方支部負担金(常備関係分)	167	167	167	167	(財)北海道消防協会十勝地方支部		消防思想を普及し消防諸施設の改善と消防活動の強化を図るため、管内の消防関係者参加のもと、消防諸団体相互の連絡や事業への協力、調査研究・講習教養訓練の指導、防火思想の普及宣伝活動をはじめ、消防功労者の表彰、殉職消防職員遺族に対する弔慰、弔慰共済事業を行っている。 ・会員・管内全市町村 ・負担基準・会員割+世帯割+市町村割	A	継続 消防思想を普及し消防諸施設の改善と消防活動の強化を図るうえで、管内相互連携、情報交換が重要であり継続。	A	継続 全国消防協会の地方組織であり、道内・管内消防職員の技能向上にむけ相互連携するなかで、消防活動レベル向上・体制強化等の協議、情報交換、課題研究協議等の活動・事業は実際的で成果・効果も大きいものと判断する	
653	負 257	消防本部	消防学校入校負担金	1,425	1,425	1,505	1,505	北海道消防学校		新規採用消防職員の初任教育訓練に係る北海道消防学校入校負担金 ・入校数:H13～…各4名	A	継続 新規採用消防職員の初任教育訓練であり、負担金必須。	A	継続 初任教育必須。	
655	負 258	消防本部	北海道消防協会十勝支部負担金(非常備関係分)	989	989	989	989	(財)北海道消防協会十勝支部		NO651同様 (非常備・消防団関係分)	A	継続 NO651にて一括評価	A	継続 消防団に関係分につき継続妥当。	
656	負 259	消防本部	救急救命士養成(消防学校研修負担金、病院実習(謝礼))	415	415	4,572	4,572	市内二次・三次医療機関		救急救命士法の一部改正により救急救命士の救命処置拡大に伴うメテオコントロール体制構築及び救急隊員の技術・知識の維持向上のための再教育(病院実習、医師との症例研究会、救急講座等)を二次、三次医療機関(救命救急センター等)にて実施するもの。 ・受講者:H13・6名 H14・3名 H15・2名 H16・7名	A	継続 今後、少子高齢化等により益々救急件数及び重度傷病者が増加することが予想される。それに共い救命率の向上のための業務の高度化を図っていくことが消防として責務であり、そのことが安心して安全なまり返りとなる。また、救急業務の実施は、法令で義務付けされた帯広市の業務であり今後も継続的に推進すべき事業である。	A	継続 一次評価のとおり。	



平成16年度事務事業評価結果【補助金】

【実施年数】 5年未満 6年～10年未満 11年～20年未満 20年以上

【評価結果表示】

A 継続適当  
D 廃止など事務事業の抜本的見直しが必要。

B 見直し・改善  
なお、負担金・補助金については評価区分表示「C」は使用していない。

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		実施年度
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
21	補 1	企画部 住民活動課	町内会自治活動費交付金(町内会割、世帯割)	15,506	15,506	15,566	15,566	町内会	④	町内会の自主的な活動の円滑な遂行と促進を図るため、町内会活動に対して均等割り補助と、広報等の配布手数料として戸数割り補助を行うもの。 ・従前、広報配布を委嘱していた行政委員廃止に伴い、本事業へ移行 ・均等割：市内9,000円 農村10,000円・戸数割：@120円 @150円 ・対象町内会 762町内	B	(15年度評価) ●効果的、効率的な手法を検討し事業の進め方の改善により継続、見直しを検討する必要はあり。	B	●交付のあり方について効果的・効率的な手法を検討 町内会活動については市民協働のまちづくりに伴う住民参加及び広報誌の配布依頼による行政補完の観点からも行政的に相応の活動支援は必要。 一方、現状、当該交付金のほか、行政執行の中で町内会に様々な役割を期待し、その活動の対価や支援として補助金、謝礼、負担金など多様な形で支出している実態にあり、今後の町内会の役割・機能の重要性、協働促進の観点及び町内会・行政にとっての事務の効率化による負担軽減の上から、町内会活動支援のあり方についてより効果的・効率的な手法を検討し改善を図る必要がある。 その意味から個々に支援・支払をしている現状について当該交付金に包含、一本化するなかで、事務効率化と自主的主体的活動の拡大を促進する方向を検討することが適当と考える。	17
22	補 2	企画部 住民活動課	帯広市町内会連合会補助金	1,090	1,090	1,090	1,090	帯広市町内会連合会	④	単位町内会の均衡ある発展のため、十分な活動資金のない市町連が行う町内会活動啓蒙推進事業を支援するために補助金を交付。 ・町内会加入率：H15・74.0% 連町内加入率：H15・99.61%	A	●継続 単位町内会や地区連合町内会などの住民組織が、特に優秀なく目的を達成しレベルアップしていくため、町内会活動の指針づくりや研修会の実施、外部情報の収集伝達など共通事業の実施は不可欠。	A	●継続 市民協働の推進を図るうえで町内会が果たす役割は大きなものがあり、かかる連合体である当該町内会連合会の連絡・情報交換や活動・取組の共有化は単位町内会の活動活性化を促す意味からも重要かつ有益であり、一定の行政支援は必要。	
23	補 3	企画部 住民活動課	道東都市町内会長大会参加補助金	160	160	160	160	帯広市町内会連合会	③	毎年、道東6市が持ちまわり開催している町内会長を対象とした研究大会への参加経費の一部について補助金を交付。 ・市バス活用(約40名) ・補助額：宿泊費40%＋参加料100/100	B	(15年度評価) ●手法の見直し、コスト縮減として事業の進め方の改善により継続 ・帯広市町内会連合会への補助金一本化も検討する必要がある。 ・開催地補助金の見直しは必要	B	●交付の抜本的見直し ・本件実施については、一次評価のとおり、市町連の事業として取り組むことが格上妥当。	17
35	補 4	企画部 国際交流課	外国人留学生活動奨励補助金	1,680	1,680	1,680	1,680	外国人留学生	①	留学生が地域住民としての意識を高め、地域に親しむ観点から「外国人留学生まちづくりを考える会」を組織し、地域住民との交流企画・運営や帯広市の交流事業・活動への積極的参加協力及外国人の視点でのまちづくりに関する調査研究、提言活動を行っているもの。係る活動を奨励支援するため補助金を交付し併せて留学生の奨学奨励に資するもの。 ・事業開催(参加者数) H14・12回(274名) H15・10回(225名)	B	●交付のあり方、内容の見直し 留学生の奨学奨励的要素が強く、本来の目的である市民との交流機会の拡充の観点から補助対象事業内容の見直しが必要。 補助要綱等を見直し、補助対象も会に対する補助から会の実施する事業への補助とするなど、奨学奨励的要素を排除する必要あり。 また、帯広畜産大学協力会に事業を肩代わりする手法も検討する。	D	●交付について抜本的見直し(廃止) 留学生の奨学奨励的性格で実施しているが、留学生に対し留学先である地方自治体が奨学支援として補助金を交付することの妥当性及び特定の留学生(畜大、APS留学生)のみが対象という状況を考慮したときに、補助の交付及び交付手法について抜本的見直しが必要である。	17
36	補 5	企画部 国際交流課	帯広市国際親善交流市民の会補助金(スワード関係)	500	500	500	500	帯広市国際親善交流市民の会	④	スワード市との交流をより一層促進するため、「国際親善交流市民の会」により実施される高校生相互派遣及び親善訪問団の受入事業等を継続的かつ円滑に進められるため活動に対し補助。	B	●会のあり方について見直し 本来帯広市が実施する事業であり、事業継続の補助金交付は必要である。 しかし事業実施にあたり行政依存となっていることから、会の独立した運営体制の確立に向けた取組が必要と思われる。	B	●事業の進め方及び会のあり方について見直し 行政代替として展開している関係で市の一定の関与支援は必要と考えるが、民間・住民交流の推進の観点からも自主活動、自主運営への移行にむけ会のあり方を見直しする必要がある。	17
39	補 8	企画部 国際交流課	帯広市国際親善交流市民の会補助金(朝陽市交流関係)	0	0	150	150	帯広市国際親善交流市民の会	③	H12朝陽市と国際友好都市締結後、H14から親善交流開始。親善交流の円滑なる促進を図るため、「国際親善交流市民の会」により実施される高校生相互派遣及び親善訪問団の受入事業等の活動に対し補助。	B	No36に同じ	B	No36(補-NO5)に同じ。	17
50	補 9	総務部 庶務課	帯広市人権擁護委員協議会補助金	154	154	146	146	帯広市人権擁護委員協議会	④	法務大臣委嘱の人権擁護委員により組織する「協議会」の活動(委員研修、街頭啓発、啓蒙宣伝)を支援するため補助金を交付。 ・補助率1/3	A	●継続 人権擁護委員協議会は法により設置が義務付けられている団体ではあるが、国の組織ではなく公益事業を行う団体。 財政的基盤をもたないことから市の支援が不可欠。	A	●継続 今日、社会環境の複雑化、市民生活・価値観の多様化など人権擁護意識の醸成はこれまでに重要になっており、市民に対し広く啓発啓蒙、PR活動を展開している当該協議会への支援は必要。 ただし、法的に協議会設置を義務付けているなかで活動経費全てについて自治体が負担している状況にあり、人権擁護委員所管である国における責務として人権擁護委員活動(協議会活動)に対し一定の支援を求めべきである。	

全体番号	区分別NO	部署名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
51	補 10	総務部 庶務課	帯広畜産大学後援会補助金	2,000	2,000	2,000	2,000	帯広畜産大学後援会	④	農畜産学の学術研究・教育機関の拠点である帯広畜産大学に支援として、管内市町村、大学関係者、地域企業・団体・個人等により後援会を組織し、大学の教育活動、学術研究活動の充実・強化を支援するべくS38年から補助金を交付。 ※S38～H13までは後援会活動資金造成の5年ごとの計画をベースに市として一定額を負担支援してきたもの。H14からは単年度単位として判断し補助金を交付しているもの。 ・補助金交付累計(～H16):50,000千円	B	●交付のあり方検討 帯広市畜産大学後援会に対する帯広市の関わり方(補助金額の減を含む)を協議する。	B	●補助金交付のあり方について見直し 地元唯一及び地域農業発展・貢献の観点から畜産大学の教育・研究活動の支援として長年、後援会により援助してきた。今後も教育研究の一層の充実を期待するところであるが、国立大学法人化に伴い、民間企業との連携、共同研究拡大など取り巻く状況も大きく変わっており、一次評価のとおり補助金交付を含め関与のあり方について検討する必要がある。	17
53	補 11	総務部 庶務課	帯広地区暴力追放運動推進協議会補助金	1,030	1,030	1,030	1,030	帯広地区暴力追放運動推進協議会	④	暴力を地域から追放し、暴力のない明るい平和な郷土づくりのため、商店街、法人、暴力追放等関係団体、市町村で構成する当該協議会活動に対する補助。 ・補助率・事業費の30%以内、人件費3/4or70%以内	B	●交付基準、事業内容の見直し 経過はあるが、事業内容の見直しを求めるとともに補助金額の減額について事務局(帯広警察署内)と協議する。	B	●補助金交付内容の見直し 一次評価のとおり補助金の見直し必要。	17
54	補 12	総務部 庶務課	帯広市防犯協会補助金	269	269	269	269	帯広市防犯協会	④	市民の防犯意識の高揚と自主活動を推進し犯罪の防止に資するため、市内の各町内会防犯委員で組織する「帯広市防犯協会」の活動支援により団体活動の育成、強化を図るもの。 ・補助率:50%以内 予算の範囲内	A	●継続 市の補助金は防犯旗の各町内会の無料配布にも満たない現状にあり、これ以上の補助金の減額を行うことは困難である。	A	●継続 地域住民防犯関係者で組織する当該団体の啓発活動は安全・安心及び市民協働の観点からも、一定の役割を担っており、今後の活動充実を期待するものであり、市民活動支援の観点からも補助金交付継続が妥当。	17
58	補 13	総務部 庶務課	帯広市統計協議会補助金	592	592	592	592	帯広市統計協議会	④	統計調査を円滑に実施するため、統計調査員で組織する当該協議会を通じて調査協力体制の保持及び研修等による統計調査員の育成、強化活動について補助。 ・会員113名、補助率65%以内。	B	●交付基準の見直し 当該協議会は、各種指定統計調査に協力することで施策づくりに貢献しているが、事業内容の見直しにより、補助金の減額を図っていく。	B	●補助金交付内容の見直し検討 統計調査員相互の情報交換、資質向上のための会である。今日会員も固定化するなかで活動も相互交流を主体とした親睦的性格となっている状況もあるが、指定統計の実施など行政運営の一翼を担っていることを斟酌するに、庁外団体として一定の行政関与を行っていく必要があると考えるが、会運営については補助金の縮減や自主運営に移行するなど見直し検討をお願いする。	17
65	補 14	総務部 職員課	英会話講習受講料助成	400	400	0	0	個人	②	国際化社会の進展に伴い語学力に優れた職員の養成のため、従前集合研修で実施していたものを、自己研修・自己研鑽の支援として受講料助成として実施。 ・実績:H13,14・・・各1名 H15,16・・・0名	D	●廃止 自己研修、自己研鑽手法としては有用なものであるが、業務上の必要性そのものについては、若干疑問点もあり、当面事業を凍結・廃止するものとする。 なお、職員福利厚生会では文化教室助成制度あり。	D	●事業の抜本的見直し(廃止) 自己研鑽、自己啓発支援は必要であるが、金銭的支援は廃止。	17
66	補 15	総務部 職員課	通信教育受講料助成	0	0	0	0	個人	③	職員の自己研修・自己啓発の推進の観点から、通信教育を通じて職務に関する一般知識・技術・技能等の専門的知識の習得について助成するもの。 ・実績:H13・・・4名、H14・・・1名 H15・・・0名 H16・・・0名	C	●制度事業の抜本的見直し 地方公務員法の改正により「職員の修学部分休業」が可能になるなど、職員の能力向上に向けた制度化が進みつつあるなか、当該事業は自己啓発支援施策としては重要と考えている。 但し、数年利用者がいないことから、人材育成(研修)制度全体を見直すなかで、新しい制度設計に取り組むものとする。	D	●事業の抜本的見直し(廃止) 自己研鑽、自己啓発支援は必要であるが、金銭的支援は廃止。	17
71	補 17	総務部 職員課	帯広市職員福利厚生会交付金	29,154	29,154	26,691	26,691	個人	④	職員の福祉を向上し、労働力の維持・向上を図る観点から地方公務員法において職員福利厚生の実施が規定。会費を基本に、係る市負担金。 ・主な活動:健康保険、保険取扱、慶弔災害給付、職員会館運営、福利厚生施設運営、文化体育、レクリエーション、旅行、生活援助、職員住宅など	B	●事業の見直し 今後、福利厚生事業の見直しは必要と考えるが、厚生会が抱えている職員の身分を考慮すると人件費の圧縮は4～5年先となる。 各種事業については継続性を考慮しつつ、理事や会員の意見を聞きながら段階的に見直しを図っていく。また、交付金投入事業の性質を勘案するものとする。 なお、平成16年度交付金は13年度に比べて22%減少しており、会費収入とのバランスを図るものとする。	B	●交付金のあり方、内容についての見直し 職員の福利厚生については法により努力義務規定として市町村に係る事業の実施が規定され、これに基づく厚生会活動へ交付金を支出しているものであるが、今日の財政環境及び公務員を取り巻く環境の変化を踏まえたとき、係る厚生事業のあり方、交付金のあり方についても見直しが必要と考える。 特に健康保健等労働安全衛生確保の関係事業については事業者の責務のなかで実施すべきであるが、一方でその他元気回復事業や交流親睦的性格のものについては、会員相互負担のなかで実施すべき時代と理解する。 そうした意味から、厚生会事業について会員負担、税を投入可とするものなど明確にするなかで事業内容及び会運営のあり方及び交付金のあり方について見直しを行うべきである。	17
80	補 19	財政部 市民税課	帯広市農業所得運営協議会補助金	2,000	2,000	2,000	2,000	帯広市農業所得運営協議会	④	農業所得者(申告義務者)均等確保と適切な納税申告を図るため帯広・川西・大正地区の農家で構成する当該「農業所得運営協議会」の活動(課税資料収集、統一記帳簿作成、納税申告指導について)補助。 ・会構成:帯広市農業所得対策協議会、川西農民連盟、大正農民同盟、大正農民総連合から選出された委員 ・補助率:会議費、活動事務費の100%以内で予算範囲	B	●交付基準等の見直し 農業所得者個々の税申告は所得・資産・消費に関わる申告と複雑多岐となっており、帯広市農業所得運営協議会の活動により適切かつ公平な納税申告の確保が図られており、協議会運営のための補助金は必要。 なお、現在の補助率(補助対象経費の100%以内で予算の範囲内)等の見直しを行い、協議会の自主・自立を促すとともに、活動を支援する。	D	●補助金交付について抜本的見直し(終期設定) 農業者の税務申告事務の支援としての役割を担ってきたが、事務処理能力の向上や記帳義務化、自己申告対応など、農業者の税処理に係る環境も大きく変化しており、今日当該協議会による現状の形態での対応について見直し、一経営者として自己対応、自主自立を促すこととし、公的関与は期間を定め廃止することが適当と判断する。	18

全体番号	区分別NO	部署名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
83	補 20	財政部 市民税課	たばこ販売事業補助金	950	950	850	850	帯広地方たばこ販売協同組合帯広市部会	④	たばこを取り巻く環境への配慮と税収安定の観点から、市内のたばこ小売人により組織する「帯広地方たばこ販売協同組合帯広市部会」の喫煙マナー向上啓蒙、未成年者喫煙防止、美化、市内購入等の活動事業など、たばこをめぐるより良い環境づくりに寄与する諸事業を対象として補助。 ・会員：市内たばこ小売人(230店) ・補助率：2/3以内	B	●補助基準等の見直し たばこを取り巻く環境は、①健康指向の高まりによる禁煙者の増加、喫煙本数の減少 ②健康増進法の施行による禁煙施設の増加など厳しいものがあるが、帯広市部会の活動はたばこをめぐる良好な環境づくりと税収安定に寄与しており、事業実施のための補助金は必要。 なお、現在の補助率等の見直しを行い、当該帯広市部会の自主・自立を促すなかで活動を支援する。 ・補助率(補助対象経費の2/3以内で予算の範囲内)	D	●補助金交付について抜本的見直し(終期設定) たばこ販売促進に伴う市税収安定の効果は大きい、健康意識の高まり、嫌煙権のことなど、たばこに対する市民意識の変化など取り巻く環境は大きく変化し、良い環境づくり活動といえども、販売事業に対する公的支援への理解と妥当性も薄れている。 従ってこれらの状況を勘案し補助金支出について抜本的見直しが必要。	18
101	補 21	市民部 交通安全課	帯広市交通安全推進委員連絡協議会補助金	2,025	2,025	2,025	2,025	帯広市交通安全推進委員連絡協議会	④	交通事故防止と交通安全の確保をはかるため、町内会から推薦された交通安全推進委員等による連絡協議会が実施する交通安全啓蒙、交通事故防止活動を支援。 ・補助率：補助基本額の1/2以内	A	●継続 団体が十分な活動をするために不可欠なものであり、今後についても継続する。	A	●継続 交通事故防止、交通安全活動及び各種事業行事等での活動のなかで、ボランティアとして推進委員が果たす役割も大きく、継続が妥当。	
102	補 22	市民部 交通安全課	帯広市交通安全協会補助金	500	500	500	500	帯広市交通安全協会	④	交通道德の普及、交通事故防止などの事業に取組む、交通安全教会(賛同企業・団体・個人が会員)の活動を支援するもの。	A	●継続 今後についても、継続。	A	●継続 本市、交通安全活動に係る民間活動の中核団体として位置づけており、民間活動の活性化・積極的活動を支援する意味から継続妥当。	
103	補 23	市民部 交通安全課	帯広市交通安全推進員被服整備補助金	1,160	1,160	1,160	1,160	帯広市交通安全推進委員連絡協議会	④	NO101に係る交通安全推進員活動用被服整備に対する補助。 ・補助率：10/10以内予算の範囲内	A	●継続 今後についても、継続。	A	●継続 交通安全推進活動に有効であり、被服整備は必要。	
104	補 24	市民部 交通安全課	帯広市交通安全協会事業費補助金	500	500	500	500	帯広市交通安全協会	④	NO102交通安全協会の交通道德の普及、交通事故防止などの事業に対する補助。 補助率：補助基本額の1/2以内予算の範囲	A	●継続 団体が十分な活動をするために不可欠なものであり、今後についても継続する。	A	●継続 市行政補完として、団体の相互協力による交通事故防止、安全啓蒙啓発などの事業展開について一定の支援必要。	
106	補 25	緑化環境部 環境課	環境ISO登録審査補助金	3,393	3,393	3,000	3,000	企業・団体	①	市内産業の競争力の強化及び環境に配慮した創造的産業の育成を目的に、市内中小事業者が環境の国際規格であるISO14001を認証取得することを支援。 ・補助率：取得に要する経費の1/2、100万円上限 ・補助実績：H13・2件 H14・3件 H15・4件 ・認証取得率：H13・0.1% H14・0.14% H15・0.21% (現在取得20社 うち補助事業者10社) ※全国取得率の現状：0.24%	B	●事業の効果的・効率的手法を検討 同補助事業の一つの目的でもある地域トップランナーの育成についてはISO14001の取得率(対事業所数)が全国相当となった時を想定。 平成16年度でほぼその水準に達すると見込まれる。 今後、事業手法を見直し認証取得の技術的支援及び取得済み事業所の質の向上を図っていく。	D	●補助金交付について抜本的見直し(廃止) 事業の目的達成 民間企業での環境配慮意識・ISO14001に関する意識が向上し民間活動・業務の大きな位置を占めるようになってきており、本事業の初期目的を一定程度果たしたものと判断する。 今後の事業展開については、一次評価のとおり情報提供、PR活動などソフト事業による支援として新たに事業構築することが妥当。	17
107	補 26	緑化環境部 環境課	住宅用太陽光発電システム導入補助金	6,454	3,838	4,920	3,300	個人	①	自ら居住する帯広市内の住宅に一定の基準を満たす太陽光発電システムを設置する市民に対し、設置費用の一部を補助。 ・補助件数：H14・10件 H15・22件	A	●継続 補助希望者は増加傾向にあり、継続的普及を図っていく上ではなお一定の公的事業は必要。 しかしH18年度には概ね目標達成見込みであり、その時点をもって廃止予定。 なお技術開発や普及に伴い高額であった太陽光発電装置の設置価格が下がってきたことから、国では補助制度の見直しを考慮しており、国の動向を見極め事業の存続を検討する。	D	●補助金交付について抜本的見直し(終期設定) 省エネ誘導施策として当該補助は一定の役割を果たしてきたが、当初目標達成が見込まれるH18年度をもって、事業を整理廃止することが妥当。 なお、地球温暖化防止のため、今後も新エネ、省エネ対策は必要と考える。 当該補助のあり方も含め、改めて内容再構築のうえ別途施策として実施を検討することが妥当。	18
122	補 27	緑化環境部 清掃事業課	生ごみ堆肥化容器購入助成	220	220	400	400	個人	③	ごみ減量、資源化を推進するため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入(一世帯通算2台)について補助するもの。 ・補助額：2,000円を補助 ・助成戸数：H14・105個 H15・110個	A	●継続 平成16年10月1日からの家庭系ごみの一部有料化に伴い、有料となる燃やすごみのうち約5割を占める生ごみの減量と資源化に対する市民の意識も高揚し、市民からの購入助成件数も増加しており、引き続き助成。	A	●継続 一次評価のとおり。	
123	補 28	緑化環境部 清掃事業課	電動生ゴミ処理機等購入助成	2,375	2,375	5,000	5,000	個人	①	ごみ減量、資源化を推進するため、電動生ゴミ処理機を購入(一世帯通算1台)に対し補助。 ・補助額：購入価格の1/2以内、上限2万円 ・助成台数：H14・149台 H15・119台	A	●継続 平成16年10月1日からの家庭系ごみの一部有料化に伴い、有料となる燃やすごみのうち約5割を占める生ごみの減量と資源化に対する市民の意識も高揚し、市民からの購入助成件数も増加しており、引き続き助成。	A	●継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
															実施年度
131	補 29	緑化環境部 公園と花の課	帯広を緑と花で美しくする運動実行委員会補助金	600	600	450	450	帯広を緑と花で美しくする運動実行委員会	④	市民の緑化意識の向上を目的とし、本実行委員会が設立され、市民の手による緑化の推進の、取り組みとして市の行政目的とも一致するため活動に対し補助金を交付。 ・市民植樹祭・育樹祭への参加協力、市内の花壇造成・花植・管理や市とともに花壇コンクール等の活動を実施、 ・会構成：市民	A	●継続 当該団体の活動は、帯広市が目指す緑のまちづくりにおいて、市民協働の模範となるものであり、また、市と共催しているフラワー通り整備事業や花壇コンクールなどは、市の緑化推進事業の中核をなすもの。 今後も、団体を活性化し事業展開することが、市の行政目的に合致し交付を継続。	A	●継続 一次評価のとおり。	
134	補 30	緑化環境部 公園と花の課	花のある街並み推進事業補助金	82	82	100	100	町内会	①	街並みを花で飾る運動を地域として取組んでもらうため、市がモデル地区とし町内会を指定し、係る事業を展開するもの。 初年度、指定ワークショップ及び寄せ植え講習会を開催、2・3年度講習指導を通じて各家庭の庭先を花と緑でいっぱいにするもの。 ・補助期間3年間 ・実施町内会：H13・2件 H14・3件 H15・1件	C	●事業の内容の全面的見直し 本事業については、地縁団体という町内会の性格上、補助終了後において組織的に事業を継続することが難しいことから、いったん本事業を廃止した上で、新たにより効果的効果的な事業を実施すべく検討を進めていく。	D	●補助金交付の技術的見直し(廃止) 事業実績及び事業後の継続性の課題を踏まえ、一次評価のとおり本事業について整理、廃止。 今後、より効果的適当なる手法を検討し、別途事業として再構築することが適当。	17
135	補 31	緑化環境部 公園と花の課	花と緑のストリート推進補助金	1,500	0	500	0	商店街	①	・買い物客や行き交う人々に対し、四季を彩る花やさまざまな緑を提供し、人々が潤い・集い・賑わいのある商店街の形成を進めようとするもの。 ・初年度デザインワークショップ、2～4年目講習会、緑化事業の実施補助期間・3年間(実施期間4年) ・事業実績：H13・2件 H14・3件 H15・3件	A	●継続 多くの人々が通行する商店街が花と緑で飾られていることは、市民が潤いある生活を送る上で非常に有効である。 また、補助終了後も各商店街がそれぞれの趣向を凝らして通りを花と緑でいっぱいしている実態もあることから、引き続き他の商店街を対象として本事業を進めていく。	A	●継続 一次評価のとおり ただし、今後事業の効果及び継続性を見極め、状況により事業手法の見直し、実施期間の見直しなどを検討すること。	
137	補 32	緑化環境部 公園と花の課	チビッコ広場運営管理補助金	2,691	2,691	2,670	2,670	チビッコ広場設置者	④	チビッコ広場設置者(町内会等)が主体となり、地域中心の活動として草刈・整地・用地整備等の広場の運営管理を援助する ・補助額・3万円を限度。 ・チビッコ広場設置団体数：90箇所	A	●継続 チビッコ広場は街区公園の不足エリアを補う目的も含めて設置されており、設置町内会が街区公園と同様の管理を行っている。 チビッコ広場制度は市の施策であり、正常な管理を行うために補助金の交付は妥当。	B	●補助金交付のあり方について見直し 地域主体となって設置しているチビッコ広場については、公園機能の補完として、また地域活動支援の観点から、維持管理を一定程度支援することは妥当と考える。	17
138	補 33	緑化環境部 公園と花の課	チビッコ広場連絡協議会補助金	103.8	103.8	98.9	98.9	帯広市チビッコ広場連絡協議会	④	チビッコ広場設置者の情報交換、知識の向上、安全な広場づくりのため、研修会や懇話会、見学会、機関紙等、会活動を支援。 ・補助額・事業費について定額*会員数、施設管理等賠償保険料の1/2	A	●継続 チビッコ広場設置者で設置している協議会 安全対策に関する講習会や団体保険の加入など、協議会の果たす役割は大きく、チビッコ広場制度を推進する組織であり、補助金の交付は妥当。	B	●会のあり方、事業の見直し 保険加入の優位性や公園施設管理の技能普及向上の観点から協議会の必要性と効果は認めることができるが、長期団体として組織上も、活動も硬直化、形骸化の傾向もあることから、会のあり方、活動の内容を検証し見直し改善を促す必要がある。	17
139	補 34	緑化環境部 公園と花の課	チビッコ広場新設補助金	200	200	0	0	チビッコ広場新設者	④	子供たちを取り巻く環境が急速に悪化しつつあるなかで、地域住民が地域の子供たちのために自主的・創造的な遊び場づくりとして休閑地等を利用し、チビッコ広場を設置する。 ・補助額：補助基本額の2/3 限度額20万円	A	●継続 チビッコ広場の設置によって公園不足がカバーされており、今後も新設の必要性がある。 本来、市が街区公園を設置しなければならないエリアもあり、新設補助金の交付によって新規設置を促す。	B	●事業の進め方の改善 公園施設の補完としての必要性は認めるが、利用形態の変更に対応するなかで、地域におけるチビッコ広場としての必要性等を十分検証し、事業を進める必要がある。	17
141	補 35	保健福祉部 社会課	帯広地区保護司会青少年育成事業補助金	150	150	150	150	帯広地区保護司会	④	青少年社会の健全育成と啓発、更生保護への理解を促進するため、法務省が主催の「社会を明るくする運動」に係る事業補助。 ・会員：市内の保護司 ・補助額：1/2以内、(予算の範囲)	A	●継続 帯広市長が実施委員長となり実施している「社会を明るくする運動」の経費財源であり、事業実施について財政的基盤が脆弱でボランティア的状況で行っていることから、現状にて交付を継続することが妥当。	A	●継続 保護司のボランティア運動としての活動であり、青少年の健全育成啓発の観点から継続が適当と考える。 しかし一方では、長い運動のなかで事業硬直化し、「社明運動」に対する市民への内容の浸透も十分とはいえない状況もあり、活動のあり方の見直しの提起が必要。 また総務省・道による青少年非行防止運動や各種民間団体で同種の事業が展開され、行政的にも個々に関わっている状況にあり窓口を一元化するなかでより効果的・効率的運動を展開することが必要と考える。	
142	補 36	保健福祉部 社会課	十勝自営会更生保護事業費補助金	320	320	320	320	更生保護法人十勝自営会	④	十勝自営会が実施する更生保護事業(更生のための保護を必要としている被保護者(刑余者)を更生保護施設に収容し、善良な社会の一員として更生させる事業。)について、市民の安全確保、安心安全の強化の観点から、本事業の円滑なる実施と、施設の適正運営を支援するもの。 ・補助額：1/2 予算の範囲	A	●継続 現在の世相や景気等から推察すると、更生保護事業(施設)の必要性は高まるものと推察でき、国の委託事業とはいっても、事業(施設運営)に支障が生じた場合、地域の安全・安心できる社会保持・影響等を勘案すると、現状交付継続が妥当。	B	●自主財源の範囲での事業展開促進 更生保護施設所在市町村として、余刑出所者の更生保護への理解支援と地域住民の安全・安心保持の観点から支援の必要性は認めるが、全体事業費に占める自治体補助の額も低額であり、また余刑出所者の更生保護の責務は一義的に国にあることを基本に国委託事業及び自主財源の範囲のなかで、運営・事業の改善を図り、順次自主的の事業展開の方向へ移行することを求めていることが必要。	17
143	補 37	保健福祉部 社会課	帯広市社会福祉協議会人件費補助金	65,411	65,411	82,458	82,458	帯広市社会福祉協議会	④	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会の法人運営及び地域福祉事業の企画と円滑なる事業遂行のため、係る職員人件費を補助。 ・対象11名(派遣1名、正職5名、嘱託6人他)	A	(15年度評価) ●現状継続 平成12年の社会福祉法の改正に伴い、地域福祉推進の中核的機関として社会福祉協議会の役割が明確となり、地域に密着した社協の役割は益々大きくなる。	B	●外郭団体の見直しに関連、別途検討。	

全体番号	区分別NO	部署名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
															実施年度
144	補 38	保健福祉部 社会課	地域福祉振興事業補助金(社会福祉協議会事業)	3,496	3,496	2,347	2,347	帯広市社会福祉協議会	③	社会福祉協議会は住民主体の活動の担い手であり地域福祉活動の主体。係る事業は行政の補完的役割を担う事業につき支援。 ・事業ボランティア育成事業(Vセンター運営・Vモデル校指定事業・研修会・講座開催他)・地域福祉活動事業(小地域ネットワーク活動推進事業・市民ふれあい福祉の集いほか) ・会構成:地域住民、町内会等地域社会を形成する団体、福祉団体機関	A	●継続 地域福祉振興事業は、社会福祉協議会の持っている民間組織としての機能や専門性によって実施しているものであり、その事業を支援することは、地域福祉の推進に繋がっていくことから、今後とも継続していく。	B	●事業内容の見直し 地域福祉に係る取組に関する行政代替・補完の性格から、事業・活動支援は妥当。 しかし、ボランティア事業など内容の硬直化しその後の継続性にも疑義があり、団体事業の見直しを促す必要がある。	17
145	補 39	保健福祉部 社会課	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部研修事業補助金	656	656	656	656	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	④	民生委員児童委員の資質向上や相談対応技能向上のための各種研修会や会議への参加等、研修事業を支援するため、当該支部に対し補助するもの。 ・会員:市内全民生委員	A	●継続 少子高齢社会において、地域福祉推進のキーパーソンである民生委員の研修事業を支援することは、民生委員の資質の向上に繋がり、市民が安心して生活できる地域社会の推進に寄与できる。	B	●自主財源の範囲内での事業展開促進 民生委員に対する継続的な研修研鑽は必要であるが、関係する事業が多様であり、参加選択・調整を図るとともに団体の運営全体について見直し改善を図るなかで、補助金交付額の見直し、自主財源の範囲内での事業・活動展開への移行、補助金交付の見直しを期待する。	17
146	補 40	保健福祉部 社会課	戦没者遺族援護事業補助金	460	460	460	460	帯広市戦没者遺族会	④	戦没者遺族会員による相互交流や遺族への情報提供、平和社会の樹立推進等の事業を展開する当該遺族会に対し援護の観点から活動を支援するもの。 ・会員:市在住の戦没者遺族	B	●補助金交付についての抜本的見直し 平和社会の推進のための事業活動は、引き続き必要であるが、遺族会の財政面での自助努力に期待するものである。	B	●自主財源の範囲内での事業展開促進 戦没者援護については国家的責務であり、本市においても遺族支援の観点から事務局所管するなど当該団体について支援しているが、時代の経過、遺族を取り巻く環境も大きく変化するなかで団体活動も親睦交流が主体となっており、自主財源の範囲による会運営・活動への移行、補助金交付の見直しを期待する。	17
147	補 41	保健福祉部 社会課	ウタリ組織育成・活動促進事業補助金	300	300	300	300	北海道ウタリ協会帯広支部	④	アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上、自立助長を図るため。(ウタリ総合福祉推進計画の中で、ウタリ協会帯広支部の活動支援を掲げている。)、当該支部の組織育成・活動促進事業を支援補助する。 ・会員:市内のウタリ系住民 ・補助率~1/2(以内)。ただし、予算の範囲内。	A	●継続 アイヌ民族が歩んできた歴史、アイヌ民族を取り巻く現状などを総合的に勘案すると、少数・先住民族対策として、本市のアイヌの人たちの中核組織である道ウタリ協会帯広支部の活動に対し一定の財政的支援を行うことは妥当。他地域との交流事業補助金との統合について検討する必要がある。	B	●補助金交付額見直し アイヌ民族を取り巻く歴史経過を踏まえ一定の支援は必要。その意味からウタリ協会支部組織の育成・活動を促進するなかでアイヌの方々の意識啓発、自主自立を促してきたところである。一方、社会状況やアイヌ民族を取り巻く環境も大きく変化しており、組織活動の自主自立化を通じウタリの方々の一層の自立意識高揚を図ることも重要と見られる。 そうした観点から自主財源の拡大や事業内容の見直しなどにより補助金交付額の見直しを図ることが適当である。	17
148	補 42	保健福祉部 社会課	他地域との交流事業補助金	0	0	0	0	北海道ウタリ協会帯広支部	②	市の総合計画(アイヌの人たちの福祉)において交流活動を支援することとしており、その一環として、当該支部が実施する他地域との交流によりアイヌの人たちの民族としての意識向上、自立意識を高める機会とするもの。 ・会員:市内のウタリ系住民 ・補助額:1/2 予算範囲	D	●事務事業統合 事業及び財政的支援の必要性はある。ウタリ組織育成活動促進事業補助金との統合について検討する必要がある。	D	●補助金の統合 一次評価のとおりウタリ組織育成活動促進事業補助金と統合。	17
150	補 43	保健福祉部 障害福祉課	障害者の日記念事業補助金	600	600	600	600	障害者の日記念事業実行委員会	③	障害者基本法第6条の2に地方公共団体が障害者の日(12月9日)にふさわしい事業を実施することと規定されており、ノーマライゼーション理念の地域定着化を図るため、一般市民を対象に障害者の福祉について関心と理解を深める各事業(音楽鑑賞会・施設交流フォーリング大会・福祉施設パネル展等)を実施。係る事業に対し補助金を交付。 ・会構成:帯広市社会福祉協議会、帯広市、帯広身体障害者福祉協会、帯広市手をつなぐ育成会、帯広肢体不自由児こまどり父母の会、知的障害者更生施設光り園他 ・補助額:定額	A	●継続 障害者基本法において「障害者の日」が規定され、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている。部内評価としては、これまでの事業を見直し、もっと市民との交流ができるような事業を考えていくべきとの内容であった。	A	●継続 事業内容について改善見直しを図る中でより効果的の事業の展開を。	
151	補 44	保健福祉部 障害福祉課	ノーマライゼーション・エリア推進事業補助金	1,250	1,250	1,250	1,250	地区ノーマライゼーション推進委員会	③	ノーマライゼーション思想の啓発、定着を図るため、市内各地域において地域としてノーマライゼーションの普及への取組を行う場合に理念の定着普及を支援する観点から、係る活動(高齢者・障害者との交流会や啓発活動、福祉施設への視察研修など)について補助を行う。 ・実施地区:・東部地区・西帯広地区・大正地区・大空帯広の地域 ・補助率 定額 初年度1,000千円、2.3年度500千円、4年度以降250千円	A	●継続 現在、4地域においてノーマライゼーションエリア推進事業を実施中であり、それぞれの地域特性にあった取り組みを行い、各地域において、ノーマライゼーション理念の一定の普及が図られてきており、今後も残る地域においても事業を継続していきたい。その成果については、アンケート調査の実施について、今後、実施していく必要がある。	B	●補助金交付のあり方について見直し。 各地域のノーマライゼーションへの取組については、その普及定着を図る観点から地域活動に対し一定の支援は必要。 特に、誘導施策、環境醸成支援の観点から一定年限の支援は必要と考えるが、当該ノーマライゼーション思想の普及・取組はあくまでも地域の主体的取組と言う考え方を明確にしていく意味からも、活動経費支援という関与については、現在4年目以降も補助金を交付しているが、一定の交付年限を設定のなかで自主的活動を促す必要がある。	17
153	補 45	保健福祉部 障害福祉課	福祉のひろば管理事業補助金	1,853	1,853	1,853	1,853	福祉のひろば運営委員会	②	JRおびひろ駅に設置した「福祉の広場」において、障害者の製作した作品の展示・即売を行うことで、障害者の自立と社会参加を促進を図るため、安定的で継続した運営を支援すべく補助金を交付。 ・会員:帯広市手をつなぐ育成会他14団体 ・補助額:賃金、共益費、維持管理に要する経費を定額補助	A	●継続 「福祉のひろば」運営は、帯広市手をつなぐ育成会他14施設で運営されており、各施設でどのような作業を行い、どのような授産活動が行われているのか、市民が「福祉のひろば」を訪れることにより、各施設の状況も知ることができる。また、来帯する管外からのお客様にも管内の福祉施設の状況を知ってもらうことができ、一定の評価を得ており、今後も継続していく必要がある。	A	●継続 福祉活動の支援及び活動紹介など広場機能は有益であり、安定的運営の上で一定の支援は妥当。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
154	補 46	保健福祉部 障害福祉課	あやめ共同作業所運営費補助金	7,352	3,676	7,352	3,676	あやめ共同作業所	②	就労困難な在宅の身体障害者に対し、通所により生活訓練や作業訓練を通じ、身体機能の維持・向上と、自立と社会参加のための事業を実施している「共同作業所」の円滑且つ安定した事業実施を支援するため補助金を交付。 ・補助額 運営費の1/2(道・市とも) ・通所実態:H15//11名	A	●継続 就労することが困難な在宅の重度身体障害者にとって、通所による生活訓練・作業訓練を行い、就労の場ともなる共同作業所に通うことによって、生きがいを高め、自立の促進を図り、継続していくことが必要。 また、道の補助事業でもあるため継続	A	●継続 一次評価のとおり。	
155	補 47	保健福祉部 障害福祉課	ふれあいデジタル工房運営費補助金	6,872	3,436	6,872	3,436	共同作業所ふれあいデジタル工房	①	在宅の難病患者や身体障害者に対し自立と就業意識の向上を図るため、通所による就労提供を通しての生活訓練・作業訓練を実施している「共同作業所」の円滑且つ安定した事業実施を運営を支援するため補助金を交付。 ・主な作業:パソコンフリースクール運営、パソコン利用簡易印刷・・所長1、講師3事務員1 ・補助率 補助対象経費(人件費、施設運営費)の1/2(道、市とも) ・通所状況:身障34人、知的5人、精神10人	A	●継続 在宅の難病患者、精神障害者、身体障害者などに対し、通所による生活訓練・作業訓練を行い、就労の場を設けることにより、障害者の自立と就業意識の向上を図る小規模地域共同作業所として継続していくことが必要。	A	●継続 一次評価のとおり。	
156	補 48	保健福祉部 障害福祉課	帯広心身障害者(児)育成会活動推進事業補助金	1,933	1,933	1,933	1,933	帯広心身障害者(児)育成会	④	市内の心身障害者(児)の育成と自立及び社会参加にむけ各障害者団体及びボランティア団体の育成を図るため、係る団体の連絡調整、束ね役である当該団体の事業、活動を支援。 ・事業内容 :7部会に対する事業の育成、支援 ・ふれあい交流の旅の実施 ・心身障害児水泳教室 ・ハンディキャプスキー教室 ・福祉運動会 ・「育成会だより」の発行など ・会構成 :更生身体障害者部会、肢体不自由児部会、知的障害者(児)部会、こどもを育てる部会、ボランティア部会、知的障害者職親会、十勝愛育園ひばり親の会	A	●継続 知的障害者(児)部会他6部会から構成される帯広心身障害者(児)育成会であり、昨今の国の社会福祉構造改革が進められる中で、これらの情報を共有していくためあるいは障害者相互の交流を図っていくためにも継続していくことが必要。	A	●継続 一次評価のとおり。	
157	補 49	保健福祉部 障害福祉課	帯広重症心身障害児(者)父母の会補助金	200	200	200	200	帯広重症心身障害児(者)父母の会	③	重症心身障害児(者)を持つ父母の悩みや療育問題等の意見交換ができる研修会、懇談会、各種行事の円滑な実施と活動の充実を図り問題解決に資するべく補助を行う。 ・補助額:行事費の1/2以内 200千円 ・会員:119名	A	国立病院機構帯広病院へ入所している重症心身障害児(者)が施設の行事として、年に何回かの外出する際の費用及び父母の療育に関する意見交換会等に助成を行っているものであり、外出する機会の少ない重症心身障害児(者)の社会参加の行事等に補助を行っているため今後も継続していく必要がある。	B	●自主財源の範囲での事業展開、補助交付のあり方について見直し 重症心身障害児(者)を持つ父母の悩みや療育問題などの意見交換及び交流など状況を同じくする父母会の機能役割について理解し一定の行政支援を行っている。係る行政支援・関与についての精神的な部分での効果については、一定程度理解するものの、懇談会や親睦交流が主体であり、自主財源の範囲での事業展開への移行、補助金交付についての見直しを期待する。	17
158	補 50	保健福祉部 障害福祉課	十勝自閉症児親の会補助金	0	0	30	30	十勝自閉症児親の会	③	障害児(自閉症児)を抱える家庭に対し、自閉症児の自立と健全育成を図るため、親の立場で子供の訓練指導、生活指導を行うことを目的とする事業・活動の円滑な実施のため、会活動支援の観点から補助を行う。(療育キャンプ事業に対し補助) ・補助率:(材料費、使用料の1/2以内) 30千円 ・会員:16名	A	●継続 障害児(自閉症児)を抱える親の会に対し、日頃の悩みや問題について意見交換など、親の立場で子供の訓練指導、生活指導に役立てるための補助を行っており、今後も継続して補助を行っていく必要がある。	B	●自主財源の範囲での事業展開、補助金交付のあり方について見直し 障害児(自閉症児)を抱える父母の悩みや問題に関する意見交換・交流など親の会の機能役割について理解し、補助金交付を行っている。係る行政的支援・関与の精神的効果は一定程度理解するものの、事業の主体が会員相互のキャンプ等事業であり、また少額補助の実態から、自主財源の範囲での活動、補助金交付についての見直しを期待する。	17
161	補 51	保健福祉部 障害福祉課	福祉車両更新費用補助金	300	300	100	100	市内タクシー事業者	①	福祉車両の普及を目的に、市内タクシー業者にタクシー車両更新時に福祉車両を購入する場合の代金の一部を助成する。 ・補助額:100千円/台 ・交付実績:H13・1台 H14・4台 H15・3台	A	●継続 福祉タクシーの利用については、介護保険利用者に限らずニーズが多く、市から補助を受けて更新した車両についても効率よく利用されている(十勝地区ハイヤー協会)。また、今後においても高齢社会を迎えその必要性は高く、継続していく。	D	●事業の抜本的見直し検討(廃止) 福祉車両の普及に向けた誘導施策、環境づくりを意図して実施してきたが、タクシー事業者の福祉に対する意識も高まり自主対応へ移行可能と判断し、また一般車両においても福祉対応仕様車両も増えている。従ってこれらの状況から事業の目的は概ね達成したものと見られ、当該事業について抜本的見直しを検討のこと。	17
162	補 52	保健福祉部 障害福祉課	全道ろうあ者スポーツ大会参加費補助金	120	120	120	120	帯広ろうあ者協会	④	ろうあ者の健康増進と体位の向上と、幅広い交流と社会参加の促進を図るため、「全道ろうあ者夏季体育大会」参加経費を補助。 ※競技種目～卓球、フットサル、ゲートボール、バドミントン、ソフトボール、ソフトバレーボール、パークゴルフ、ボウリング ・補助率～大会参加経費(参加負担金、旅費、食料費)の1/2以内、 ・参加実績:H13・15名 H14・17名 H15・14名	A	●継続 各障害者団体のスポーツ大会派遣旅費に対する市の助成金については、ろうあ者協会を除く各団体は一定の整理を行って補助金の整理を行ったが、ろうあ者協会に対する補助は他の民間の助成制度の見直しがつくまで継続していく。	B	●事業の抜本的見直し検討 障害者の健康増進と体位の向上及び社会参加の促進を意図しているが、他施策の充実や当該補助額の状況(少額)などを斟酌するに、当該参加については、自主自立を基本とする中で自助努力、自主的参加の方向とすることが妥当と考える。 そうした意味からも、交付額の見直しあるいは交付について抜本的見直しが必要である。	17
163	補 53	保健福祉部 障害福祉課	視覚障害者活動促進事業費補助金	852	852	852	852	社福 ほくてん 北海点字図書館	①	市内の情報伝達の困難な視覚障害者に対して、自立促進、支援の観点から、情報提供の核であり「声の図書や点字本の貸し出し」を行う当該団体の事業運営に対し補助。 ・補助率:定額(貸し出し用テープ作成、点訳本受信費、修繕消耗品代) ・蔵書状況・・図書テープ35、608本、点字図書29、458点、CD図書3、093点 ・貸出数:H15・14、544点	A	情報伝達の困難な視覚障害者の情報保障として、テープ図書・点字図書・CD図書の貸出を「北海点字図書館」を通じて行っており、これらの図書の更新、作成等を行い、蔵書の管理を行っていることに対する補助であり、視覚障害者に対する情報保障の観点から廃止は困難。継続していく。	A	●継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
166	補 54	保健福祉部 障害福祉課	障害児学童保育事業補助金	100	100	100	100	特定非営利活動法人放課後生活支援センターわいわいクラブ	②	帯広養護学校に通学する生徒の放課後生活及び長期休業中(夏休み等)の生活を豊にするともに、保護者の介護疲れからの一時的開放を目的とした学童保育的なサービスを提供する事業。 平成14年度以前は運営費補助的性格。平成15年度以降は支援費制度導入に伴い、本制度によるサービス対象外の中学生以上の生徒に対する補充支援的性格助成。(利用状況:H15・11名/1日当たり) ・補助額:定額 ・利用状況:H15・11名	D	●廃止 平成15年度から支援費制度へ移行したことによって、児童デイサービス事業が大幅な伸びを示しており、事業者としても事業費の増による資金的な余裕から、事業者と協議の結果、廃止することとする。	D	●廃止 一次評価のとおり。	17
167	補 55	保健福祉部 障害福祉課	レスパイトサービス事業補助金	50	50	50	50	特定非営利活動法人障害者家族地域生活支援事業所 フリーダム十勝	②	在宅の知的障害児(者)を預かり、親・家族を一時的かつ一定期間、知的障害児(者)の介護から開放することにより、日頃の心身の疲れを癒し、レスパイトサービスを提供する事業への補助。 ・利用状況: H15・17名/1日当たり ・補助率:定額	D	●廃止 当事業は平成15年度から支援費制度へ移行したが、児童デイサービス事業が大幅な伸びを示しており、事業者の事業費の増による資金的な余裕から、事業者と協議の結果、廃止するものとする。	D	●廃止 一次評価のとおり。	17
169	補 56	保健福祉部 障害福祉課	帯広ケアセンター運営費補助金	8,500	8,500	8,500	8,500	社福法人 慧誠会	③	精神保健法第2条の2の規程に基づき在宅精神障害者に対する職業訓練、生活支援のための通所授産施設事業運営補助 ・補助率:人件費及び物件費について予算の範囲内	A	●継続 地域での生活が可能であるにも拘らず、サポート体制が整っていないため入院措置がとられていた精神障害者が地域で生活できるように支援する方向で国の施策が進んでおり、今後においても社会復帰施設の充実を図ることが求められており、また通所授産施設の性格から廃止は困難。継続していく。	A	●継続 一次評価のとおり。	
170	補 57	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者地域共同作業所運営事業補助金(5ヶ所)	38,740	19,370	41,012	20,506	各精神障害者地域共同作業所運営委員会(5ヶ所)	③	在宅精神障害者の社会参加、就労機会の確保のため、内職作業等の作業訓練を行う事で社会復帰や社会参加を促進するための活動に対する補助。 ・補助率:定額(運営費・(人件費、施設維持などの運営に要する経費)、道基準額と実支出額のいずれか少ない方の額 ・利用人員:H15・延べ13,216名	A	●継続 国は精神障害者の社会復帰を促進するため、退院後の地域生活支援の拠点としての社会復帰施設の充実を図っていく考えから、今後も事業は継続。 また道の補助を受けて運営している関係もあり廃止は困難。	A	●継続 一次評価のとおり。	
171	補 58	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者共同住居運営費補助金(11ヶ所)	22,548	11,274	22,548	11,274	各精神障害者共同住居運営委員会(11ヶ所)	④	一般住居では生活困難な障害者に住居を提供し、生活指導、再発予防のための服薬管理、通院指導、相談援助等を当該運営委員会に対し、共同住居の円滑な運営を支援し、もって障害者へ安定した居住地を確保するため補助金を交付。 ・補助率:人件費及び施設維持補修費の10/10 ・入居率:H15・96.80%(121名)	A	●継続 国は精神障害者の社会的入院を減らし、施設から地域生活へとシフトさせており、今後、共同住居の増加が見込まれることから今後もさらに充実させていく。 またグループホームを補うためのものでもあり廃止は困難。	A	●継続 一次評価のとおり。	
172	補 59	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者生活支援センター運営費補助金	1,800	1,800	1,800	1,800	社福法人慧誠会	②	精神障害者が地域で生活する際に必要な援助(就労相談、病状相談、生活相談、ソーシャルワーカーによる訪問を含む、生活支援活動等を行うとともに、また気楽に立ち寄り交流の場、出会いの場、息抜きの場などの役割を果たす生活支援センターの円滑な運営のため補助金を交付。 ・利用人員: H15・11,792名	A	●継続 国の施策が、精神障害者の社会復帰を促進するため、退院後の地域生活支援の拠点として、居宅生活支援事業などの充実を図ることから、今後も継続。 また道の補助を受けている運営している関連から廃止は困難。	A	●継続 一次評価のとおり。	
173	補 60	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)補助金	9,540	2,385	9,540	2,385	社福法人慧誠会、医療法人博仁会	①	共同生活を営むことができる精神障害者に対して日常生活に適應できるように精神障害者グループホームを運営する団体に補助。(適切な援助と精神障害者の自立及び社会復帰を図る) ・補助率:北海道が定める補助基準を基本に10/10以内、(予算の範囲内) ・施設定員・21名	A	●継続 厚生労働省は、精神障害者の社会復帰を促進するため、退院後の地域生活支援の拠点としてグループホームをはじめとする居宅生活支援事業などの充実を図っていく方向にあり、施設から地域へ移行に伴い社会復帰を目指す受け皿づくりは、今後増加が見込まれる廃止は困難。事業は継続していく。	A	●継続 一次評価のとおり。	
175	補 61	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業補助金	250	250	250	250	十勝精神保健協会	③	障害者や関係支援者等が中心となり、精神障害者と市民との交流を図るなかで精神障害者に対する理解が深められ、また回復訓練や社会参加のきっかけとするため実施する「心の健康フェスティバル」(精神障害者がアトラクション・作品展示・模擬喫茶店等を行う)について支援補助。 ・会員:賛助会員(個人会員、団体会員) ・補助額:定額 ・参加者数:H15・700名	B	●継続 精神障害者と一般市民との交流を目的として開催している「心の健康フェスティバル」に参加する市民は年々増加傾向にあり、この事業実施に対する必要性は高く、今後も継続していく。ただし、決算で繰越金の発生があることから、開催手法について事務局と協議を行っていく。	B	●補助金及び事業内容の改善見直し 当該事業は精神障害者と市民交流を深める機会として、また障害者の機能回復訓練、社会参加の機会として一定の役割を果たしており、精神障害理解の観点からも行政支援継続は妥当。 一方、繰越金の状況から事業の見直しや負担金について見直しを求めることが必要である。	17

全体番号	区分別NO	部署名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
178	補 62	保健福祉部 高齢者福祉課	単位老人クラブ補助金(運営費、事業費、社会奉仕事業費ほか)	29,177	22,473	29,155	22,326	単位老人クラブ	④	高齢者の生きがいと健康づくりを通じて豊かな老後生活の実現のため、地域において地域に根ざした組織として老人クラブ活動の一層充実を期するもの。 ・補助対象事業は・・・社会奉仕活動としての友愛活動、清掃活動、花壇作りなど。(現216クラブ) ・補助額 次の合計①+②+③ ①運営費補助・・・@4,800円/月×12月 ②事業費補助(会員数49人以下29,800円 50人以上34,800円 80人以上37,800円 100人以上66,800円) (※現況・・・MAX50人以上の34,800円が111団体) ③社会奉仕事業費補助・・・@40,000円/年	B	●補助金交付基準等の内容見直し 会費の値上げなど自主財源の確保	B	●会費等自主財源の拡大及び補助金交付内容の見直し 高齢者の生きがいと健康づくり及び社会奉仕活動など地域高齢者の活動の場として地域老人クラブ役割は重要であり、更なる活動充実を期待するものである。 一方、高齢社会を迎え、高齢者施策や介護保険を始め市財政負担の増高が著しい状況にあり、老人クラブ活動への支援についても、会費の見直しによる自主財源の拡大及び友愛訪問等地域福祉活動の共助精神による自主財源の拡大と併せて、補助金加算額について一定の見直しをお願いする必要がある。	17
179	補 63	保健福祉部 高齢者福祉課	老人クラブ連合会補助金(運営費、生きがいひろば開催事業他・人件費)	6,262	5,311	6,448	5,497	老人クラブ連合会	④	老人クラブ連合会及び地区老連、単位老人クラブなどの活動の一層の充実と発展を図ることを意図し補助金を交付。 ・老人クラブ会員数:H15・・・13,235名	B	●補助金交付基準等の内容見直し 会費の値上げなど自主財源の確保	B	●会費等自主財源の拡大及び補助金交付内容の見直し 同上の状況を踏まえ、事業の見直しによる自主財源の拡大を図るなかで補助金の額について一定の見直しをお願いする必要がある。	17
180	補 64	保健福祉部 高齢者福祉課	友愛訪問活動補助金(老人クラブ)	1,090	1,090	1,090	1,090	老人クラブ連合会	③	老人クラブ連合会の重点推進事業である友愛活動(健康な高齢者が、ふれあいや援助で在宅の高齢者を訪問する活動)に係る研修支援。 ・参加数:H15(2回)・・・718名	B	●事業の効果的手法を検討 研修手法の検討	B	●事業手法、内容について抜本的見直し 友愛訪問推進委員の研修支援であるが、全体一括研修であり、実際の部分で有効性を見出すことは難しい。より細く身近な形での実施など補助金交付の有効性を明確にするなかで、研修手法、内容について抜本的見直しが必要である。	17
191	補 65	保健福祉部 保健課	帯広市献血推進協議会補助金	126	126	126	126	帯広市献血推進協議会	④	関係団体の連携による協議会により、献血推進及び献血思想の普及を図るもの。(S39道指導で設置) ・会:帯広市、市内官公署、会社、その他団体・組合ほか ・補助額:「市:道:道日赤」→「6:2:1」 ・街頭活動:年3回 ・献血者数:H15・・・14,445名	A	●継続 献血の地域自給を推進するために関係機関の協力と市民啓蒙が今後とも必要。	D	●会のあり方について抜本的見直し(廃止)。 時代の経過や社会状況、献血を取り巻く環境は大きく変わってきており、献血に対する市民意識の向上とともに、現状の実施事業・活動については、赤十字献血活動及び一般行政のなかで対応が可能。またその他啓蒙啓発手段、媒体も多様に存在している。 従って、先駆的・先導的な観点で活動してきた献血推進協議会については今日一定の役割は果たしたものと判断、会のあり方について抜本的に見直しすることが妥当である。	18
192	補 66	保健福祉部 保健課	十勝地区原爆被害者団体協議会補助金	30	30	30	30	十勝地区原爆被害者団体協議会	④	被爆者により組織された団体。追悼会、被爆体験を語る会、健康維持活動など、平和都市宣言としてこれら活動を支援し平和貢献に資するもの。 ・補助額:1/3以内、予算範囲	A	●継続 会の事業の一つである語り部活動は「被爆」という悲惨な体験談に留まるだけではなく、核兵器廃絶や平和な世界づくりの世論を高めるためにも重要な活動である。 また、語り部たちは病と高齢化が進み、担い手の養成が急務であり、自治体も被爆者団体も、若い世代を育てる対策や組織化が必要。	D	●事業手法の見直しによる補助交付についての見直し(廃止) 補助金交付については被爆者の健康維持、不安解消など被爆者支援を意図しているが、保健医療支援対策は、保健所等において一定の対応がなされており、今日、会活動の主体が平和貢献活動である。 一方これらの関連で、本市においては「核兵器廃絶平和都市宣言」以降、市民、関係団体等の連携のもと関係の事業や取組を広範に展開しており、当該会活動(平和貢献)についても市「核兵器廃絶」事業のなかで一体となって実施することがより効果的、有効と考える。 そうした意味から、事業手法の見直しを提起するとともに、補助金交付について抜本的見直しが必要である。	17
193	補 67	保健福祉部 保健課	十勝健康まつり補助金	30	30	30	30	十勝健康まつり実行委員会	③	市民の健康、保健衛生に対する自覚と関心を深めてもらう機会として、民間・ボランティア等が主催する「十勝健康まつり」について地域住民の健康増進への寄与の観点から補助。 ・会構成:ボランティア白樺の会41団体 ・補助額:会場費及び展示費の定額	D	●補助金交付について抜本的見直し 実行委員会主催で類似の事業があるため、補助金廃止に向けて協議。	D	●補助金交付について抜本的見直し(廃止)。 住民に対する保健衛生、健康に対する自覚を深める機会として有益な事業であり、民間・住民活動として協賛は必要と考えるが、財源的に自主運営も可能な状況や少額補助の状況を斟酌するに、自主事業としての展開をお願いすることとし、補助金交付について抜本的見直しを図ることが妥当である。	17
194	補 68	保健福祉部 保健課	北海道地方食品衛生協会帯広支部補助金	100	100	100	100	北海道地方食品衛生協会帯広支部	④	市民の食生活の安全と食品による危害防止を図り、食品衛生の向上の観点から、当該協会が実施する食品衛生講習会、啓蒙活動、営業施設巡回指導など事業活動に対する補助。 ・補助額:1/3以内、予算範囲	B	●交付のあり方見直し検討 必要性・有効性は認められるが成果的には見えてこない部分があり、今後検討が必要と思われる	D	●補助金交付について抜本的見直し(廃止) 食品衛生行政については保健所所管の中で実施されている。市においても住民への啓蒙PRの観点から関係の民間活動への協賛は適当と考えるが、補助金の全体事業費に占める割合も低く、また補助金交付に伴う具体的成果・効果をなかなか見出せない。 これらのことから、会運営・事業については民間・事業者の自主事業としての展開をお願いすることが妥当である。	17
195	補 69	保健福祉部 保健課	(財)北海道難病連十勝支部補助金	200	200	200	200	(財)北海道難病連十勝支部	④	難病及び難病に準じた疾病を持つ患者活動の支援の観点から、患者会や他団体との情報交換や交流をはじめとした会事業活動を通じてお互いに病気を理解し、生きる意欲と社会参加を支援すべく補助。 ・会員:難病患者及び準じた疾病患者 ・補助額:定額	A	●継続 患者会を増やし治療の困難な在宅療養者の自立支援を促すため補助が必要。	A	●継続 会の活動を通じて難病を持つ患者間の交流・情報交換の機会をもつことにより、悩み等の共通理解や生きる意欲の発揚、社会参加促進に効果あり、係る活動を支える当該団体の役割は大きいものと判断、活動支援の観点から補助金交付は必要。	



全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
202	補 70	保健福祉部 保健課	帯広厚生病院救命救急センター運営費補助金	15,500	15,500	9,300	9,300	北海道厚生農業協同組合連合会(帯広厚生病院救命救急センター)	①	救急医療の確保のため、管内市町村とともに当該センターの運営経費についての市応分負担補助。 ・補助額:定額(額は3年ごと見直し。) ・患者数:H15:14,947人	A	●継続 初期救急医療施設、第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との連携体制の下に、重篤救急患者の医療の確保の為、また救命救急センター運営についてはいまだ毎年赤字なので今後についても補助は必要。	A	●継続 一次評価のとおり。	
203	補 71	保健福祉部 保健課	北海道社会事業協会看護学校補助金	4,547	4,547	4,427	4,427	北海道社会事業協会帯広看護専門学校	③	地域医療の看護師不足解消及び技術向上に資するため、北海道社会事業協会運営の看護養成事業(帯広看護専門学校)に対し補助。 ・卒業数:H15:27人	A	●継続 今後にも看護師不足解消のため、看護養成事業の補助は必要と思われる。	A	●継続 一次評価のとおり。	
204	補 72	保健福祉部 保健課	医師会看護高等専修学校補助金	4,985	4,985	4,912	4,912	(社)帯広市医師会	③	地域医療の看護師確保の観点から、帯広医師会が実施する准看護師養成事業について事業充実、運営強化のため補助を交付。 ・卒業数:H15:69人	A	●継続 今後にも看護師不足解消のため、看護養成事業の補助は必要。	A	●継続 一次評価のとおり。	
205	補 73	保健福祉部 保健課	インフルエンザ予防接種補助金(中3,高3)	4,250	4,250	5,200	5,200	個人(中3・高3)(インフルエンザ実施医療機関)	①	受験期を迎えた中3、高3生徒のインフルエンザ罹患せず健康で良好な環境をつくるため予防接種に係る経費の一部を補助。 補助額:1回あたり2000円 ・H15実績 2,125人	B	●交付のあり方・内容の改善見直し検討 年々接種率も上がっており、中3及び高3の受験生という人生のターニングポイントを補助金を出していく必要はあると考えるが、将来的には、自己負担額の拡大を検討。	B	●制度、事業内容について抜本的見直し(終期設定)。 中3、高3の受験という大きな転換期に健康で安心した状態で受験を迎えるべく、インフルエンザ予防接種による罹患防止、健康管理意識啓発・普及のための誘導施策として実施することについては適当。 一方、基本的には個人の自己管理という観点もあり、普及状況や意識醸成の状況を見極める中で、補助額の見直しなど事業について検証見直しが必要。	18
216	補 74	保健福祉部 保健課	心身障害者歯科治療事業補助金	1,548	1,548	1,548	1,548	(社)十勝歯科医師会	②	一般の歯科医師では診察治療が困難な重度心身障害者に対する歯科治療について、十勝歯科保健センターでの実施体制を確保する観点で補助。 ・患者数:H15:400名	A	●継続 個人開業医では、治療診療体制等に限界がある。重度心身障害者に対する歯科治療を、十勝歯科保健センターで実施しており、重度心身障害者の歯科治療を確保するため今後も助成を実施する必要がある。	A	●継続 一次評価のとおり。	
217	補 75	保健福祉部 保健課	公衆浴場維持管理補助金	274	274	276	276	市内公衆浴場経営者	②	市民の公衆衛生の保持確保の観点から、市内で営業している公衆浴場経営者の経営の安定化を図り、公衆浴場を確保するため、下水道料金の一部について補助。 ・補助額:年間一日平均入浴客数について北海道基準入浴客数の100%未満の者 (基準80%未満:5/10 基準80%以上100%未満:2/10) (実績:5件/対象15件)	A	(15年度評価) 公衆浴場が必要とされる社会状況は続いており、この事業は効果をあげていることから今後も助成を実施する必要がある。	B	●事業のあり方について全面的に見直し検討 公衆浴場対策については、施策が多様、輻輳しており、これら全体として、施策のあり方を検証整理すること。	18
218	補 76	保健福祉部 保健課	公衆浴場確保対策補助金	2,550	2,550	2,175	2,175	公衆浴場確保対策補助金	③	市民の公衆衛生の保持確保の観点から、市内で営業している公衆浴場で経営の困難な浴場者に助成をし、廃業防止と経営の安定化を図り公衆浴場を確保するための運営費補助。 ・補助額:北海道の基準入浴客数の100%未満の者 (A=60%未満 B=70%未満 C=80%未満 D=100%未満)	A	(15年度評価) 経営の困難な公衆浴場に対する助成であり、公衆衛生上必要な公衆浴場を確保するために不可欠な事業であり、継続する必要がある。	B	●事業のあり方について全面的に見直し検討 公衆浴場対策については、施策が多様、輻輳しており、これら全体として、施策のあり方を検証整理すること。	18
219	補 77	保健福祉部 保健課	公衆浴場設備整備補助金	765	765	500	500	公衆浴場設備整備補助金	②	市民の公衆衛生の保持確保の観点から、老朽化した公衆浴場設備の更新に対し道補助の上乗せ助成し浴場経営の維持確保を図る。 ・北海道公衆浴場設備整備事業補助金を受けた者。 ・対象となる機械設備により限度額等あり。 ・補助額:北海道の基準入浴客数の100%未満の者 (80%未満:1/2 100%未満:1/3)	A	(15年度評価) 公衆浴場確保のため必要であり、他の公衆浴場補助事業と共に今後も助成を実施する必要がある。	B	●事業のあり方について全面的に見直し検討 公衆浴場対策については、施策が多様、輻輳しており、これら全体として、施策のあり方を検証整理すること。	18
220	補 78	保健福祉部 保健課	公衆浴場衛生対策補助金	1,500	1,500	..	..	公衆浴場衛生対策補助金	①	レジオネラ対策...H15で廃止。	D	H15で終了	D	●事務事業終了 (臨時的対策)	16
79	補 18	財政部(保健福祉部) 財政課(保健課)	下水道使用料補助金(一般会計→上下水道会計)	122,768	122,768	120,315	120,315	上下水道会計	④	公衆衛生の観点から、公衆浴場の経営確保のため、下水道使用料について低額設定しており、一般料金との差額分について、一般会計から下水道会計へ補助金を交付しているもの。 ・対象:14浴場35件	B	●事務事業の見直し 事業の進め方について、公衆浴場施策全体のなかでコスト縮減	B	●制度、事業内容の見直し改善を検討 公衆浴場対策が輻輳して実施されている状況にあり、係る下水道使用料の低減についても、これら全体として検証見直しを行う必要がある。	18

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
222	補 80	保健福祉部 児童家庭課	あじさい保育園用地借上料等補助金	4,207	4,207	4,058	4,058	社会福祉法人 弥生福祉会	④	認可保育所「あじさい保育園」を運営する社会福祉法人に対し、あじさい保育園用地の民間からの借上料等を補助。 ・児童福祉法に基づき、民間に委託実施している保育事業が円滑に行なわれるよう、保育所用地として市有地を貸与する代わりに、民間用地を借上げた場合、その借上料に相当する金額を補助。 ・補助額:評価額の5%相当額+鑑定評価手数料の合算額	A	●継続 移転用地を市として確保しているが、保育所の建設経過年数、老朽度から国補助を導入して、移転新築する状況にない。 保育所事業は市町村が実施する旨児童福祉法上規定されており、事業実施のための用地確保は市町村が手当することが基本となっており、移転するまでの間補助は継続することが必要である。	A	●継続 一次評価のとおり。 ただし、19年度賃借契約満了後の対応について、見直し検討が必要。	
223	補 81	保健福祉部 児童家庭課	心身障害児療育複合施設駐車場用地借上等補助金	2,371	2,371	2,376	2,376	社福法人 慧誠会	②	心身障害児療育施設・保育所等を同一敷地で複合的に運営する社会福祉法人に対し、駐車場用地の民間からの借上料等を補助。 ・児童福祉法に基づく保育事業の展開及び本市唯一の心身障害児療育施設、発達障害児通園施設を設置するため、提供した市有地の面積不足対応として、隣接する民有地を事業受託法人が借上げ、その借上料相当額を補助するもの。 ・補助額:評価額の5%相当額+鑑定評価手数料の合算額	A	●継続 当初、保育所用地としてのみ用意していた敷地内に養育センター等の施設を併設することとしたため、面積不足となり、民有地を借上げし補助制度化した。市として保育所、養育センター事業を委託し、実施していることから基本的に「あじさい保育園用地借上等補助金」と同様の理由により補助を継続する必要がある。	A	●継続 一次評価のとおり。	
224	補 82	保健福祉部 児童家庭課	共同保育所施設整備補助金	525	525	0	0	各共同保育所	②	共同保育所の施設環境を整えるため、共同保育所を運営している団体に対し、共同保育所施設の整備費の一部(施設修繕工事)を補助。 ・補助額:道補助を1/2活用し、道補助対象経費上限1,050千円を上限 ・実施状況:H13・1件 H14・0件 H15・1件	A	●継続 安全で良好な環境で児童の保育が行われる必要があり、民間住宅等を活用している共同保育所の環境整備への支援必要。 ・道補助を活用。 ・H15で一定の対応は終了したもの、状況を十分把握し、必要性が生じた時点で実施することとする。	A	●継続 一次評価のとおり。	
230	補 83	保健福祉部 児童家庭課	私立保育園延長保育事業補助金	66,939	24,692	27,329	27,392	実施私立保育園	③	保育業務を委託している私立保育園に対し、通常保育を8時～18時とし、更に朝7時から、夕19時までの延長保育の実施について、配置規程(延長保育時間の最低2名の保育士配置)の遵守に係る事業実施運営経費について補助。 ・実施:10所 ・利用者数:H15・延べ22,892名 ・補助額:利用料を除いた部分について、1/2国費・1/4道・1/4市負担。	A	●継続 就労形態の多様化に対し、延長保育の実施は必要であり、国等の補助を活用して実施することは効率的である。	A	●継続 一次評価のとおり。	
231	補 84	保健福祉部 児童家庭課	私立保育園一時保育事業補助金	2,327	776	3,780	1,260	実施私立保育園	①	保護者の臨時的就労への対応や育児不安の解消のため、一時的に保育に欠ける児童を保育所で預かるもの。 (H15事業開始) 一時保育実施保育所として指定するなかで、配置規程遵守など事業実施に係る経費について補助。 ・実施:1所 ・利用者:H15・一日り6名 H16現在は9名 ・補助額:運営費は児童ひとり当たりの補助基準額を1800円とし、その1/3を国・道・市が負担。	..	●継続 児童虐待の未然防止や子育て支援施策に必要な事業であり、国等の補助を活用して実施している。	A	●継続 一次評価のとおり。	
232	補 85	保健福祉部 児童家庭課	夜間保育所延長保育事業補助金	7,650	986	8,191	1,156	社福法人 慧誠会	①	通常保育を14時～1時とし、更に3時までの2時間の延長保育を実施する夜間保育所に、配置規程(延長保育時間の最低2名の保育士配置)の遵守等、係る事業実施運営経費について補助。 ・実施:1所 ・補助額:利用料を除いた部分について、11時間開所分1/2国費・1/4道・1/4市負担 延長分国費負担	..	●継続 就労形態の多様化により、保護者の職業は飲食業のみならず、病院関係者、学習塾関係者等広がりをみせている。保育の充実に必要な事業であり、国等補助を活用して実施しており、継続することが効率的である。	A	●継続 一次評価のとおり。	
244	補 86	保健福祉部 児童家庭課	帯広市女性保護の会補助金	30	30	30	30	帯広市女性保護の会	④	戦後の社会的混乱期、金銭的危機の状態のなか売春等で身を落とさざるをえないような要支援女性について、民間・ボランティア主体により行政では十分に対応できない部分について無担保・無保証による一時貸付や日常的な相談業務を担う団体として組織化されたもの。(事務局・児童家庭課) ・時代の変化に伴う、活動は社会の環境浄化啓蒙啓発、及び会員の研修が主体。 ・補助額:定額 ・会員:135名 ・資金貸付:H14・4件 H15・5件	B	●事務局体制及び研修事業のあり方について見直し必要	D	●補助金交付及び会のあり方について抜本的見直し 会設立以降の時代・社会状況の大きな変化のなかで、古くは、個々の女性保護支援や女性相談について会としての活動、関与がなされていたものの、今日、実質、行政事務局員において全て対応がなされ、会としては啓蒙活動、自己研修のみが実態。 係る啓蒙活動及び研修活動は、会員を構成している民生委員活動の中で展開することが可能。また補助額も少額で有効性も薄い状況など、補助金交付について抜本的見直しが必要。 なお、庁外団体として、上記を斟酌するに要保護女性への一時的資金貸付等の実施手法、取組先の検討のなかで、会めあり方を抜本的に見直し提起する必要がある。	18
245	補 87	保健福祉部 児童家庭課	帯広市つくし会補助金	125	125	125	125	帯広市つくし会	④	母子・寡婦家庭を会員として自主的な団体を組織し、相互扶助活動や自立のための活動を展開。 ・活動は会員相互の親睦交流、自立のための研修のみならず、会員就労の場としての売店設置、緊急生活資金の貸付及び当該資金確保のための自販機設置及び道連合会の地域機能としての相談活動など。 ・会員:130名	B	●補助金交付の内容の改善見直し 当該団体の活動は母子・寡婦家庭の自立支援として多岐にわたって展開しており行政の支援を受けつつも一定の役割を担ってきた。 ・今日シングルマザーの会など類似団体が自主的活動を行うなど社会的状況も変わってきており、会事務局を担う行政との関係についても全体として見直しが必要と考えるが、現状の役割と一定の収入もあり、補助金の額について見直しを検討する。	B	●交付の内容見直し検討 会員高齢化してきており、会のあり方の見直しを促す必要もあるが、自主財源確保の努力もみられ、また母子施策の自立支援移行の中で母子家庭へのヘルパー事業の受け皿となっていることから、この状況を斟酌し補助金交付の内容改善見直しの検討が必要。	17

全体番号	区分別NO	部署名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
249	補 88	商工観光部 商業課	帯広中小企業相談所補助金	6,200	6,200	6,200	6,200	帯広商工会議所 中小企業相談所	④	小規模事業者の経営改善、雇用の安定・促進や地場企業、地域経済を活性化するため帯広商工会議所の「中小企業相談所」が行なう経営相談・指導等事業及び「とから地域中小企業支援センター事業(相談事業、創業塾、セミナー等)」の活動を支援補助。 ・相談所・・・指導員8名、補助員2名、記帳専任職員1名 ・補助額:事業費・人件費から受講料及び道補助金を除いた額。事業費は1/2、人件費は1/4(予算の範囲内) ・指導相談件数:H15・4,740件 ・講習会セミナー参加:H15・3,198名	A	●継続 小規模事業者等の資質の向上・経営の安定化の促進を図るための支援は今後も必要である。 商工会議所に対する補助金については、小規模事業者の資質向上・能力開発を目的とした能力開発センター補助金との統合も視野に入れ、国・道の補助制度の見直しの動向を見ながら支援を検討する。	B	●補助金の見直し統合 一次評価のとおり、小規模事業者の資質向上・能力開発を目的とした能力開発センター補助金(No258:補-No96)との統合	18
251	補 89	商工観光部 商業課	小企業資金保証料補給金(補助金)	34,081	34,081	32,632	32,632	中小企業者	④	市内の小企業が帯広市の融資制度である「小企業資金」を借りた場合の北海道信用保証協会保証料について補助。 (融資制度の円滑な利用による負担軽減、経営安定、地域経済の振興のため) ・補助額:保証料全額 ・補給件数:H13・368件 H14・364件 H15・252件	A	●継続 帯広市が負担している唯一の中小企業対策事業。 保証料補給により、中小企業者が貸付制度を利用し易くなっているほか、金融機関においても保証付となることにより貸付実行に結びつき、また保証協会にとっても健全な借受者を受けやすい現状あることから継続する。	A	●継続 一次評価のとおり。	
252	補 90	商工観光部 商業課	創業支援・創業関連保証料補給金(補助金)	2,267	2,267	4,620	4,620	中小企業者(創業者)	①	市内の中小企業者(創業者)が北海道の融資制度である「創業支援資金」を借りた場合に、北海道信用保証協会保証料を補助。 (創業者の資金調達負担軽減を図り地域経済を活性化させる) ・補給件数:H13・10件 H14・14件 H15・13件	A	●継続 保証料補給により、中小企業者が貸付制度を利用し易くなっているほか、金融機関においても保証付となることにより貸付実行に結びつき、保証協会にとっても健全な借受者を受けやすい現状にある。 特に新規開業を計画している中小企業者にとっては、帯広市の創業支援資金よりも利用が多く、その効果は大きいと、今後も新たな雇用の創出という点からも継続する。	A	●継続 一次評価のとおり。	
253	補 91	商工観光部 商業課	セーフティネット資金保証料補給(補助金)	27,452	27,452	14,300	14,300	中小企業者	①	市内の中小企業が、帯広市の融資制度である「セーフティネット資金」を借りた場合に北海道信用保証協会保証料を補助。 (借受者の負担軽減) ・補助額:保証料全額又は一部(融資限度額30,000千円のうち、融資10,000千円までの部分について補助) ・補給件数:H15・98件	A	●継続 帯広市が負担している唯一の中小企業対策事業。 保証料補給により、中小企業者が貸付制度を利用し易くなっているほか、金融機関においても保証付となることにより、貸付実行に結びつき、保証協会にとっても、健全な借受者を受けやすい現状にあることから継続する。	A	●継続 一次評価のとおり。	
254	補 92	商工観光部 商業課	新規開業支援資金利子補給金(補助金)	491	491	620	620	中小企業者(新規開業者)	①	帯広市の融資制度である「新規開業支援資金」を借りた中小企業者に対し、貸付利子のうち1%相当分を予算の範囲で補助。 (新規開業者の資金調達の負担を軽減し、地域経済を活性化させる) ・補給件数:H13・8件 H14・9件 H15・12件	C	●事業・制度の全面的見直し 借受者の負担軽減の観点から有効であるが、低金利時代においては、中小企業者、金融機関にとってもメリットが少ない、利子補給によって制度利用に結びつく件数が少ないため、現状での効果は低いと考える。 そのため制度利用の拡大につながる政策、あるいは、道創業支援資金の利用拡大に対する政策等を総合的に考える中で当該制度の見直しを検討する。	D	●事業の抜本的見直し(廃止) 利用実態低調。効果成果が無いあるいは少ないものについては、一度事業を廃止のうえ、必要性有効性を検討するなかで、必要に応じ事業の内容を再構築することが適当。	17
255	補 93	商工観光部 商業課	商店街ロードヒーティング補助金	7,822	7,822	8,167	8,167	ロードヒーティング設置7商店街	②	ロードヒーティング設置の商店街について、当施設の電気料金等維持管理費が大きな負担となっているため、市が維持管理経費の補助を行うことで軽減化を図る。 ・対象:平原通商店街他7商店街(参考:全商店街数17) ・補助額:12月から3月の4ヶ月間について電気代・ガス代の1/3を限度に補助(予算の範囲内)。	A	●継続 中心部の冬期間における快適な歩行者空間を確保するためにも、商店街と協力のもと継続が必要。	A	●継続 歩行空間の公共性を斟酌し、維持管理経費について相応の行政負担は必要。	
256	補 94	商工観光部 商業課	帯広市商店街振興組合連合会補助金	5,311	5,311	4,568	4,568	帯広市商店街振興組合連合会	④	商店街の振興・活性化については、各地区商店街の連合組織である「市振連」による相互連携、一体となった取り組みが必要であり、当該連合会の商店街振興・活性化のための事業活動(人材育成、ソフト事業、研修講習講演会等の開催、視察研修・共同事業)について支援補助するもの。 ・会構成:商店街振興組合・協同組合・任意組合など17組合 ・補助額:直接事業費2/3以内。ただし、商店街振興対策事業及び間接費/一般管理費は1/2以内。	B	●交付のあり方・内容の改善見直し 各商店街の体力低下が続く中、連合会の役割は実に重要な位置づけであるが、今まで、連合会自身も事業費減に努めてきたものの、今後、費用対効果を考えて交付のあり方、事業内容の改善・見直しが必要。	B	●交付のあり方、内容の見直し H12年以降、順次補助率の見直しを行っているが、当該連合会は各地域の商店街の振興、活性化のため各商店街が連携協力するなかで連合会を組織し、人材育成や振興対策に資する事業を一元的に展開することにより共同的に利益を享受しようとするもの。 商店街・地域振興及び団体活動の性格から一定の行政支援は必要と考えるが、経済活動の延長という観点からも会費の充実など自主運営の強化を促す必要がある。	17
257	補 95	商工観光部 商業課	帯広市商工業人材育成補助金(研修補助金)	877	877	1,000	1,000	市内商工業等従事者	④	市内企業の商工業等従事者の資質向上を図るため研修、研究等に係る費用を助成する。 ・補助基準 ○課題解決型研修事業・商工業従事者、組合等の青年部、各種商工者のグループで課題解決に取り組む事業 1/2以内 ○国内個人派遣研修事業・中小企業大学校等の研修機関、又は全道・全国規模の研修等への派遣事業 1/2以内	A	●継続 商工業従事者の教育を目的として商工業振興教育基金を創設し、これまで人材育成に一定の成果をあげてきた。 今後、事業も継続あたって、商工業者のニーズを的確に把握し、商工会議所等の関係機関で実施している人材育成事業との統合や役割分担など、効率的・効果的な事業展開をすすめる必要がある。	B	●事業の進め方の改善 一次評価のとおり、他の人材育成事業との関連や役割、内容を検証し、全体の中で整理統合も含めより効果的・効率的な事業に向け見直し検討を行う必要がある。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
258	補 96	商工観光部 商業課	帯広能力開発センター補助金	4,600	3,250	4,600	3,250	帯広商工会議所 帯広能力開発センター	④	<p>自社での教育投資が困難な中小企業に対し、商工業従業員の資質向上・能力向上を図るため「帯広商工会議所能力開発センター」が実施する体系的・専門的な研修・指導育成事業(専門講座、人材確保育成セミナー、大型講演会、外部セミナー派遣事業)活動による地場企業の育成を支援補助。</p> <p>・能力開発センター・・・職員2名 ・補助額:受講料収入を除いた額の事業費は1/2、人件費は1/4(予算の範囲内)</p>	A	<p>●補助金交付に見直し統合検討 中小企業者に対する専門的・体系的な研修事業への支援は今後も必要である。 商工会議所に対する補助金については、中小企業相談所補助金との統合も視野に入れ、国・道の補助制度の見直しの動向を見、支援について検討する。</p>	B	<p>●補助金の見直し統合 一次評価のとおり 類似補助NO249(補-NO88)との統合・転換</p>	18
261	補 97	商工観光部 商業課	バス停留所除雪対策事業補助金	2,761	2,761	2,761	2,761	バス会社	①	<p>高齢者等移動制約者の公共交通の利用環境の改善を図るため、バス乗降確保、安全確保などの観点から、国道沿線、農村部を除く約70箇所の路線バス停留所の除雪に対し補助金を交付。</p> <p>・作業実績:H15・・・16日、354人</p>	A	<p>●継続 厳しい経営環境にあるバス事業者が、単独で市内のバス停留所すべての除雪を行うことは困難な状況にあることから、交通バリアフリーの観点からも、今後も市内のバス停留所の除雪箇所の拡大、除雪体制の充実を支援することを目的として本事業を継続実施することが望ましいと考える。</p>	A	<p>●継続 公共交通機関の利用環境改善を図るため、除雪体制充実支援は不可欠。 また冬場の雇用対策としても有益。</p>	
262	補 98	商工観光部 商業課	バス補助ステップ装備補助金	3,114	3,114	0	0	バス会社	①	<p>高齢者等、移動制約者の公共交通の利用環境の改善をはかるため、市内を運行する路線バス車両の補助ステップ装備促進を目的に、当該車両導入に対し補助。</p> <p>・平成15年度までに市内を運行するバス車両への整備を完了する計画で補助ステップの装備を進めた。</p> <p>・装備目標:29台 ・装備実績:24台(H13・・・10台 H14・・・7台 H15・・・7台)</p>	C	<p>●事業・制度の全般的見直し 当該補助金については市内を運行するバスへの補助ステップ装備を意図し、ほぼ当初の計画どおりに装備され所期の目的は達成されたものと考えている。 しかし公共交通の利用環境改善については今後も検討を継続していく必要があることから、バス事業者自ら実施することを前提としつつも、国・北海道の支援制度等の動向をみながら市としての支援のあり方について検討していく必要がある。</p>	D	<p>●事業の抜本的見直し(廃止) 初期の目的達成に合わせ当該事業は廃止、今後の公共交通機関の利用環境改善対策のあり方については、取り巻く状況を斟酌するなかで必要事業等について別途検討することが適当。</p>	17
263	補 99	商工観光部 商業課	地方バス路線運行維持対策補助金	56,616	56,616	50,000	50,000	バス会社	④	<p>生活交通路線として必要なバス路線の維持・確保のため、国・北海道との適切な役割分担のもと、予算の範囲内で赤字路線の運行経費に対し助成を行うもの。</p>	A	<p>●継続 現行の国・北海道の補助制度については市町村の協調補助が要件になっているほか、国・北海道の補助対象とならない赤字路線については市町村が独自の判断で補助を行うことにより、バス路線が維持されており、今後もその方向性は変わらないものと認識している。 しかし一方で現在の本市の厳しい財政状況を考えると市におけるシブミナムの設定や今後予想される規制緩和の流れの中で、これまでの路線バスに替わる新たな交通システムへの支援のあり方についても検討していく必要がある。</p>	B	<p>●効果的・効率的手法など事業の薦め方の改善検討 本市公共交通システム全体のなかで維持確保対策を検討。</p>	18
269	補 100	商工観光部 工業課	帯広発明協会補助金	100	100	100	100	帯広発明協会	④	<p>知的財産権取得による製品・発明品の高付加価値化は地場産業の地域間競争力を高め、また将来的な商品需要としての潜在力を有する観点から、係る制度の周知、推進を図り、支援活動を担う当該協会の活動を支援・補助。</p> <p>・会員:特許等の知的財産権を取得し、利用し、あるいは関心のある個人、企業 ・補助率:対象事業(相談会、研修会開催)に係る経費の1/2以内(予算範囲内) ・相談状況 無料相談H15・・・88件 研修会H15・・・25名</p>	A	<p>●継続 帯広発明協会地区(道東)における産業財産権(特許、実用新案、意匠)の出願人は平成14年度実績49件と多くあり、その半数程度が当発明協会会員である。 このように当地域、企業等のニーズは高く当協会が実施している発明相談や研修会事業は有効であり本市の施策に合致することから継続する。</p>	B	<p>●自主財源での範囲での事業展開促進 知的財産権の取得推進は本市経済作業の発展に寄与し、これら制度周知・取得奨励に取組んでいる当該団体の活動は貴重であり、工業振興の観点から支援継続は必要と考える。 しかし一方で、一団体として自主運営が基本。団体としての原点に立ち返り、財源の充実確保(研修、発明相談等)については当事者において貴重な財産となり、また利益を享受するもの。その意味からも研修会、相談会など一定の参加料などを徴すなど)を図るとともに、今後、自主財源での範囲での事業展開への移行等を求めていくことが適当と料する。</p>	17
277	補 101	商工観光部 工業課	帯広工業団体協議会補助金	1,000	1,000	1,000	1,000	帯広工業団体協議会	④	<p>第二次産業の振興と発展を図るため同業種、異業種が協力して能力向上を図り、足腰の強い産業を作るため、市内各工業団体の連携協力の場である当該協議会の活動を促進することが重要であり、係る活動・事業(教育情報活動、情報交換、経営・技術研修、異業種交流等事業)について支援・補助。</p> <p>・建設業協会、管工事業協同組合、鉄工協会など工業20団体 ・補助額:定額 ・活動実績:H15・・・研修講習会4回 先進地調査異業種交流2回</p>	B	<p>●交付のあり方見直し 第二次産業を横断的に組織する当該団体の活性化は地域経済に必要であるが、活動が20年を超え、事業内容が硬直化しているため、経済効果や会員のニーズに合った事業展開に改善し、自主的な活動を促進する。</p>	D	<p>●補助金交付について抜本的見直し(終期設定) 二次産業の振興・発展のため異業種間交流、情報交換等を通じて全体のレベル向上、事業活性化を図る意味から当該団体は有用と考えるが、時代の経過とともに活動内容の硬直化し、今日、補助金交付の具体的な成果効果を見出すことが困難。 また活動経費も80～100%が市補助金で行政依存が著しく、本来自らの業種業界の発展活性化というごとの自主活動が基本であり、恒常化した形での補助金交付は見直す必要がある。 特に長期継続的な補助金交付が一方で自主性を疎外している要因にもなっている状況もあり、民間自主組織という原点に立ち返っての活動を促進する意味からも、補助金交付についても抜本的見直しが適当である。</p>	18
278	補 102	商工観光部 工業課	とちか帯広デザイン振興協議会補助金	250	250	250	250	とちか帯広デザイン振興協議会	③	<p>デザインは、「ものづくり」における付加価値となるべきものであるため、各分野におけるデザイン関係者の技術力向上及びその普及啓発活動を展開する当該協議会に対し支援補助。</p> <p>・会員:グラフィックデザイナー、建築士、企画・イベント関係者等 ・補助額:事業費1/2</p>	B	<p>●会事業の見直し デザイン技術向上は「ものづくり」において重要度が増しており、平成15年度組織を見直し、平成16年度において、会員のデザイン技術力により向上すべき事業内容への見直しを検討中。</p>	B	<p>●事業内容の見直し促進 一次評価のとおり。</p>	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
															実施年度
280	補 103	商工観光部 工業課	帯広産業クラスター研究会補助金	4,289	4,289	4,000	4,000	帯広産業クラスター研究会	①	地域の資源・技術を有効に活用し、基幹産業である農業を核に、産学官連携や製造業や流通・サービス業など幅広い産業間連携、異業種交流を深め、新たな産業群を育成し「十勝型産業クラスター」形成に資するため、その手法・体制、研究テーマ・ビジネスプランの可能性の調査研究、普及啓発活動及び新たな事業・商品開発活動を展開する当該研究会の活動を支援。 ・会員：市内の企業、個人及び十勝管内の企業、個人 ・補助率・・・定額(予算の範囲内)	A	●継続 地域の資源や技術を活用し、基幹産業である農業を核に製造業や流通・サービス業など幅広い産業間で連携を深め、新たな産業群を育成し、十勝型産業クラスターを形成するため。こうした取組みは帯広において初期段階であり、また民が主導となって行うことが重要であることから、手法や体制が整い、普遍の取組みとして行われるまで産業振興の一環として支援を継続する。	B	●事業及び補助金交付の内容改善見直し 十勝型産業クラスター形成に向けた取組としての初期活動支援であり、一定期間は継続的取組が必要。 しかし、当該性格の新技術研究・開発活動については具体的成果・結果が見出しづらい状況も想定され、当該研究会の活動内容及び成果について毎年十分に点検検証し、より有効且つ効果的の事業の展開を図ることが重要。 また、係る取組については、国・道・民間など多様な展開がなされてきており、これらの活用、連携や状況に合わせた対応が必要と考える。 これらを念頭に会のあり方及び補助金交付のあり方について見直し、改善を図っていく必要がある。	17
281	補 104	商工観光部 工業課	帯広市地場産業振興補助金	6,148	6,148	4,000	4,000	市内に主たる事業所を有する中小企業、係る構成団体	②	市内に主たる事業所がある中小企業及びそれらで構成される団体等が新製品・新技術開発、開発製品の需要開拓を行なう際に必要となる経費の一部を補助することで企業等の技術力・競争力等の向上を促す。 ・実績：申請件数 H13・7件 H14・7件 H15・9件	A	●継続 本市の製造業は中小企業がほとんどであり、製品開発を行う資金に不足が生ずることが多く本事業がその補完的役割を担っている。採択した事業のうち、製品化されたものの割合は66%に達しており今後も継続する。	B	●事業手法の見直しなど効果的・効率的手法を検討 補助金活用により製品化の実態を十分検証する必要がある。 ・H18開設の地場産業支援センター機能の中で製品開発の支援についても一体として検討すべきと考える。	18
282	補 105	商工観光部 工業課	産業開発公社に対する工業支援補助金	10,000	10,000	9,000	9,000	(財)帯広市産業開発公社	①	帯広市西20条北工業団地用地の販売を促進する事業への補助 工業団地の販売促進を産業開発公社と市と連携しながら、団地PR及び企業情報収集等、企業誘致活動をするうえで必要且つ有効。 ・販売進捗率：H1522.7% (H14・2区画 H15・5区画)	A	●継続 平成12年度から3か年(H12～H14)にわたり保留地を取得し、平成13年から10年間の計画で、市と連携をしながら積極的に販売促進をはかる支援策として開始されたものであり継続する。	A	●継続 一次評価のとおり。	
283	補 106	商工観光部 工業課	工業団地立地奨励金	1,392	1,392	17,312	17,312	西20条北工業団地に立地する企業	①	帯広市西20条北工業団地に企業立地を促進するため、優遇制度として助成措置を行い、産業振興をはかるもの。 ・企業立地達成率：H15・11.3% (交付件数：H14・4件 H15・1件)	A	●継続 企業誘致の優遇制度として、事業を行うことは、企業立地後、雇用が促進され、地域活性化に繋がる。	A	●継続 一次評価のとおり。	
287	補 107	商工観光部 都心振興課	とちか花街道フェア補助金	3,000	3,000	3,000	3,000	とちか花街道フェアinおひひろ実行委員会	①	都心部における潤いのある空間の創出と花によるまちづくり、きっかけづくりなど市街地の商店街の活性化を意図し、駅北多目的広場等に於いて、花壇製作、花の装飾をはじめ花に関わる事業を実施。 ・会構成：帯商、地域住民、商店街、市民、道新、関連企業	A	●継続 中心市街地の活性化と「花」をテーマとしたまちづくりを目的に民間主導で取組んでいるものであり、収益性がないため継続実施していくためには行政の補助や民間の寄附等が不可欠である。 成果としては、中心部商店街でも連携して花の取組みを行うなど、事業の効果は周辺部にも広がり、中心市街地の賑わいづくりや、帯広・十勝のイメージアップに効果を上げており、今後も民間が主導となって継続実施していく限り、協調して補助していくことが必要と考える。	B	●補助金交付期間の設定 花をテーマに緑化啓発を活用したまちづくり展開は、中心市街地の活性化、賑やかさの創出の観点で効果が見られ、活動支援として補助金交付は有効と考えるが、基本は民間主導としての事業展開である。 この性格の事業については時間の経過とともに行政支援を前提としたもの、行政依存になる傾向があり、民間活動の継続を促す意味で補助金交付期間を設定し支援することが適当。	18
288	補 108	商工観光部 都心振興課	TMO事業推進補助金	3,338	3,338	4,500	4,500	帯広商工会議所	②	帯広市中心市街地活性化基本計画に位置づけられたTMO事業構想の具体化を推進するためのTMO機関の運営費及び事業費に対する補助。 ・補助対象経費：TMO機関を運営するために必要な経費(諸謝金、会議費、需用費、通信運搬費、資料購入費、賃金、共済費、借上料、旅費、委託料、広告料) ・補助率：1/2(予算の範囲内)	A	●継続 中心市街地の活性化を図るためには、行政と民間が連携しながらTMO構想の具体化に取り組んでいく必要があることから、今後も継続していくことが適当である。	B	●事業内容の精査・検証による見直し 事業については実施の有効性・効果を検証するなかで、より効果的な事業展開を図るとともに、民間活動を強化する中で財政的行政関与の縮減を図るべきである。	18
289	補 109	商工観光部 都心振興課	高齢者下宿催事事業補助金	0	0	300	300	ラブサム協同組合	①	中心市街地の活性化への関心高めることを意図し実施する「高齢者下宿事業」について、開業当初の一定期間について利用促進策としてのイベント等の催事の実施を支援するもの。 ・会構成：商業者有志 ・補助額：ソフト事業費の1/3(予算の範囲) ・入居数：H14・13名 H15・10名	B	●補助記交付のあり方見直し 「高齢者下宿事業」は中心市街地活性化への関心高めることを意図した先進的の事業として開設当初の利用促進について支援するものであり、一般の老人福祉施設と混同されがちで、市民から見ても分かりずらく今後も周知活動等が不可欠。 その意味からも周知・利用促進のための事業の実施に対する支援を継続していくことが必要である。 ただし、補助金交付の在り方については見直ししていく。	D	●補助金交付について抜本的見直し(廃止) 事業開始後4年を迎え、事業・施設のPR支援として3年を経過したことから、高齢者下宿の運営安定及び入居PRなど今後は自己自主活動へ移行することが妥当。	17
290	補 110	商工観光部 都心振興課	北の屋台事業補助金	300	300	300	300	北の起業広場協同組合	①	本事業は中心市街地において屋台村を整備・運営し、にぎわいの創出を図ると共に、中小商業者の育成を図ることにより中心市街地の活性化を図ることを意図し、本北の屋台が先進的の事業であることから、開業当初の一定期間について利用促進策としてのイベント等の催事の実施を支援するもの。 ・会構成：賛同の市民 ・補助額：ソフト事業費の1/3(予算範囲) ・利用：H13・100,076名 H14・151,703名 H15・160,871名	D	●補助金交付の抜本的見直し 「北の屋台」は開業以来の3年間で順調に実績を積み上げ、自立の見通しも立ったことから、抜本的見直しをすることが適当である。	D	●補助金交付について抜本的見直し(廃止) 目的達成。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
291	補 111	商工観光部 都心振興課	駅前景観形成事業補助金	1,542	1,542	2,000	2,000	えきまえ四季彩広場委員会	①	本事業は、駅前の優良地を開発までの間花壇等として整備し、都心部に潤いのある空間を作ろうと実施しているもの。 ・内容:花苗植栽セレモニー等のイベント、イルミネーション等、 ・会構成:地域及び関連団体13名 ・補助額:イベント・維持運営経費10/10	A	●継続 本事業の取組みに対して本市の内外から高い評価が寄せられている。しかし、開発については、現状では目処が立っていない状況にあることから、地権者も開発が具体化するまで本事業の継続を希望。 本事業で整備しているえきまえ四季彩広場は、帯広の「花」の取組みのシンボルとして市民にも親しまれていることから開発が具体化するまで継続実施することが適当である。	A	●継続 一次評価のとおり	
298	補 112	商工観光部 観光課	帯広コンベンション推進事業補助金	4,045	4,045	3,750	3,750	帯広観光コンベンション協会	②	各種会議や学会、スポーツや文化、全道、全国規模の開催などコンベンション事業推進に係る(社)帯広観光コンベンション協会に対する助成金。 (当初、商工会議所中心会議所設立したコンベンション推進協議会業務を帯広観光協会に移管し、組織換えしたもの) ・補助金内容:コンベンション業務にかかる人件費(嘱託1名)、事務費、大会誘致地元関係者への誘致活動費、大会開催看板やPR配付物等の支援費、各種大会カレンダー作成等広報啓発費、開催意向調査費。	B	(15年度評価) ●事業の励め方の改善により継続 十勝観光連盟との組織・事業の見直し、検討を進める。 ・帯広・十勝の経済状況が厳しい中、観光産業は一定の伸びを見せており、地域性を活かした新たな観光づくりを進め、地域産業の一翼を担えるものとして育成する。このため、十勝観光を振興する推進体制や事務事業の見直しを図り、取り組みを強化する。	B	●事業の励め方の改善により継続 本市における観光客誘致のひとつとしてコンベンション事業の推進の必要性、重要性は高く、係る事業展開に伴う地域経済への効果を考えたときに行政支援は適当と判断する。 ただし、補助金の額については、コンベンション協会の運営・活動の改善を図るとともに効率的事業展開のなかで見直し改善を図る必要があり、特に協会について一次評価のとおり推進体制など見直し強化を促すべきである。	17
300	補 113	商工観光部 観光課	帯広観光コンベンション協会補助金(家賃・賃借料含む)	39,425	39,425	38,017	38,017	帯広観光コンベンション協会	④	帯広市の観光宣伝や観光客誘致促進等を担う民間の担い手である(社)帯広観光コンベンション協会への補助金。 ・補助内容:※職員等の人件費(専務1名分60%、事務局長1名、プロパー職員2名、嘱託職員1名) ※協会の運営管理費(場所賃借料、会議費等)宣伝事業費、観光開発費(観光ハンドブックマップやホームページ作成、広告等の宣伝費、空港での牛乳無料配付や幸福カード、ホランティイカイト運営、大都市圏への誘致キャンペーンにかかる経費、その他各種イベントで観光をPR ② エスタ東館のコンベンション協会の場所の賃料、機器リース代等の補助	B	(15年度評価) ●事業の励め方の改善により継続 帯広観光コンベンション協会の組織・事業の見直し、検討を進める。 ・帯広・十勝の経済状況が厳しい中、観光産業は一定の伸びを見せており、地域性を活かした新たな観光づくりを進め、地域産業の一翼を担えるものとして育成する。このため、十勝観光を振興する推進体制や事務事業の見直しを図り、取り組みを強化する。	B	●事業の励め方の改善により継続 当該観光コンベンション協会については、帯広の観光振興における民間活動の中心的役割を担うこととしており、より効果的、効率的事業展開と促すとともに、自主運営強化を図るべく協会の体制・管理運営について自主的改革を促すべき。 ・本市補助金交付については、市観光行政との関係で当該協議会の位置づけを明確に、観光振興全体のあり方として、市、当該協会、十勝連の役割について整理・明確化すべきである。その中で行政支援、補助金交付のあり方を明確にすべきである。	17
302	補 114	商工観光部 観光課	平原太鼓保存会補助金	300	300	300	300	平原太鼓保存会	④	帯広市の郷土芸能である平原太鼓の保存・活動の支援協力の会。 郷土芸能としての平原太鼓の保存継承を測るため宣伝、打ち手(鼓友会)の育成を図るため、当該会員費だけでは支援運営が困難であるため、打ち手の衣装購入、太鼓購入及び修繕、備品の購入について補助。 ・打ち手:43名 ・会員:趣旨に賛同する個人、企業 ・補助額:1/2以内(予算の範囲)	A	●継続 帯広の郷土芸能として市内のみならず道内のイベント等に出演、活躍しており、帯広のPRに大きく貢献している。活動費として会費だけでは困難であり、引き続き市の補助金が必要である。	A	●継続 平原太鼓については本市郷土芸能として各イベント等で大きく貢献しており、用具等の維持など保存会への一定の行政支援は必要と判断する。	
303	補 115	商工観光部 観光課	十勝観光連盟補助金	2,280	2,280	2,052	2,052	十勝観光連盟	④	空港に設置したインフォメーションカウンタに於ける観光案内所運営に対し補助。 ・運営費内容...人件費(嘱託1名)、場所賃料、光熱費	A	(15年度評価) ●現状継続 空港におけるインフォメーションカウンターの運営費を補助しているものであり、十勝連においても一部負担し、本市空港のインフォメーション機能として継続させる。	A	●継続 とから帯広空港インフォメーションカウンター運営について、本市観光・案内機能としての効果機能から支援適当。	
310	補 116	商工観光部 観光課	帯広物産協会補助金	1,200	1,200	1,200	1,200	帯広物産協会	③	物産の販路拡大推進を担う物産協会人件費補助(専務分の一部250千円*40%分) ※専務はコンベンション協会専務を兼任。 ・補助金交付はNO補117一括交付。	B	NO312(補-NO117)一併評価	B	NO312(補-NO117)一併評価	17
312	補 117	商工観光部 観光課	とちか観光情報センター補助金(帯広物産協会)	19,843	19,843	18,943	18,943	帯広物産協会	②	JR帯広駅エスタ2階に帯広市物産協会が地場産品の販路拡大と市場確立強化のため設置したアンテナショップ「とちか物産センター」に係る賃料及び運営管理に係る人件費の補助・地場産品のPR活動に対する補助。 ・補助金内容:物産普及宣伝事業及び振興事業のうち協会職員の人件費(プロパー2名、嘱託職員2名)、通信運搬費、借上料、広告宣伝費、光熱水費、印刷製本費、役員報酬。	B	(15年度評価) ●コスト削減に向け事業の励め方の改善により継続 エスタのとちか物産センターの収益状況に応じて、本市負担額の減額を図る方向で取り組みを進める。	B	●コスト削減に向け事業の励め方の改善 一次評価のとおり。 センター運営管理体制・内容の改善見直しを促すことにより、市補助金についての減額を図るべきである。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
317	補 118	商工観光部 労働消費課	帯広地方職業能力開発協会補助金	6,120	6,120	6,120	6,120	職業訓練法人帯広地方職業能力開発協会		地域の産業振興にとって、優秀な人材・技能者の育成・確保、若者の定着安定、技能品質保障の上で不可欠。 地域において係る技能者の技術・技能向上訓練を担っている当該団体の訓練充実と円滑且つ安定した事業・運営を図るべく行政として支援。 ・主な事業：技能士養成普通訓練事業、上級技能士資格取得のための短期訓練事業、技能者向上対策としての研修・講習、広報・福利厚生・顕彰活動等。 ・会員：帯広建築工業協同組合、帯広塗装工業協同組合等職種ごと22団体、帯広松下電工株式会社等3企業 ・活動実績：訓練修了者H15:(長期・18名 短期88名)、研修講習・81名技能検定・218名	B	●事業内容等の見直し促進 財源の確保のためには、訓練生及び研修会・講習会受講者等の確保が不可欠であり、地域や時代のニーズに応える訓練コースの設定や魅力ある講座の開設など、自主財源確保に向け事業内容の見直しについて協議する。	B	●会の事業、内容の見直し促進 事業の内容・活動が硬直化、固定化の傾向があり、内容の工夫、魅力ある講座の実施により自主財源の確保を促す必要がある。 公益団体であるものの基本的には独自団体。一定の行政支援は不可欠であるが、運営面で行政支援を前提とした状況にあり、行政負担軽減の観点からも管理費の縮減見直しを求めることが必要。	18
318	補 119	商工観光部 労働消費課	とちかち勤労者共済センター管理運営補助金	9,772	5,225	8,971	4,775	(財)とちかち勤労者共済センター	④	管内中小企業勤労者の福利向上対策について、個々の事業所単位では実施が難しい福利厚生・各種給付事業について、企業の枠を超えて協同実施する組織、当該とちかち勤労者共済センターにおいて取組むものであり、活動の助長、運営安定を図る観点から、支援・補助するもの。 ・会員：管内中小企業従業員及び事業主(H15・6,322人) ・補助額：人件費、運営費について国庫補助上限額を限度とし、健康維持増進事業については人間ドック等の1/2以内。 ・事業利用者：H15・23,026名	B	●自主自立への努力促進 中小企業単独では実施が難しい各種給付・福利厚生事業を当該共済センターを通じて行うことにより、中小企業従業員等の労働福祉向上が図られ、もって中小企業の振興に結びつくことから事業を継続することが妥当。 なお、昨年度から会費の値上げなど、自立化に向けた自主財源の確保に努力しているが、十勝広域化したスケールメリットをより発揮させるためにも引き続き会員拡大に向けた内部努力が必要である。(会員1,000人以上が自立化可能分岐、会員増強強化を図る。) 併せて国庫補助が平成18年度で終了することから、それ以降の補助金のあり方について構成市町村で検討していく必要がある。	B	●補助金交付のあり方、内容の見直し 個々の単位では労働者としての福祉更生を享受できない中小企業従事者支援の意味から当該センターの機能と役割は大きく、運営維持の現状の中では一定の支援が必要と考える。 しかし積極的な会員拡大及び事業の改善見直しなど自主運営を促し、補助金交付の縮減、解消を図るべきである。 なお平成18年以降予定されている国庫補助廃止については、事業見直しなどで対応すべき事項である。	17
319	補 120	商工観光部 労働消費課	とちかち勤労者共済センター健康の維持増進事業費補助	..	..	..	..	(財)とちかち勤労者共済センター	④	NO318一括	B	NO318に一括	B	NO318(補-119)一括	17
323	補 121	商工観光部 労働消費課	連合北海道帯広地区連合会事業補助金	2,246	2,246	2,246	2,246	連合北海道帯広地区連合会	③	市内の事業所等で働く労働者及び組織された労働組合の連合組織体として、労働条件の改善や様々な労働問題の解決活動を行っており、係る労働団体の活動について支援することにより、勤労者の労働福祉向上に資するもの。 ・補助額：文化祭、労働祭、労働相談、労働教育事業経費の1/2以内(予算の範囲) ・活動実績：労働相談：H15・71件、文化学習会：H15・2,172人	B	●交付基準等の見直し 労働者の生活・文化の向上、福祉の増進、労働問題等の解決のため、引き続き補助することは妥当。 なお、平成13年度にそれまでの事業ごとの補助金交付から補助対象事業を整理・統合して、当該団体への事業費補助に一本化していることもあり、補助事業の内容及び対象経費を精査し見直しを図る。	B	●補助金交付について見直し 労働者全体に係る、労働条件の確保や労働問題解決及び生活文化向上のための福利厚生活動の展開に、当該労働団体は一定の機能役割を果たしており、労働者の地位確保等の観点から、行政支援は適当と判断する。 しかし、一方では、当該団体活動については、労働者会員の相互扶助、連帯ということが基本であり、また地方自治体の財政健全化、建て直しが不可欠な今日的状況のなかでは、自主運営、自主活動の方向へ移行していくことを期待し、会費等の見直しや事業及び会全体の活動等の見直し改善を求め、補助金交付について見直し・検討が必要である。	17
324	補 122	商工観光部 労働消費課	帯広地区労働組合総連合事業補助金	150	150	150	150	帯広地区労働組合総連合	③	市内の事業所等で働く労働者及び組織された労働組合の連合組織体として、労働条件の改善や様々な労働問題の解決活動を行っており、係る労働団体の活動について支援することにより、勤労者の労働福祉向上に資するもの。 ・補助額：文化祭、労働祭、労働相談、労働教育事業経費の1/2以内(予算の範囲) ・活動実績：労働相談：H15・33件、文化学習会：H15・1,170人	B	●交付基準等の見直し 労働者の生活・文化の向上、福祉の増進、労働問題等の解決のため、引き続き補助することは妥当。 なお、平成13年度にそれまでの事業ごとの補助金交付から補助対象事業を整理・統合して、当該団体への事業費補助に一本化していることもあり、補助事業の内容及び対象経費を精査し見直しを図る。	B	●補助金交付について見直し NO323(補-122)に同じ	17
325	補 123	商工観光部 労働消費課	北海道自衛隊退職者雇用協議会帯広支部事業補助金	150	150	150	150	北海道自衛隊退職者雇用協議会帯広支部	③	自衛隊退職(予定)隊員の雇用促進、地元定着、地域における安定した労働力の確保を目的として、当該協議会の活動を支援するもの。 ・会員：企業・団体、町村商工会など138社 ・企業説明会会場費として：150千円	B	●交付のあり方、内容の見直し 当該協議会は、人材の確保と地元定着を図るうえで重要な役割を担うが、自主財源の範囲内での事業展開促進を。	B	●補助金交付について見直し 一次評価のとおり。	17
328	補 124	商工観光部 労働消費課	季節移動労働者傷害保険補助金	2	2	2	2	個人(季節移動労働者)	④	NO327関連(北海道季節移動労働者福祉協会負担金) 「北海道季節移動労働者福祉協会」が実施している季節移動労働者傷害保険に加入する季節移動労働者に対し安定就労及び制度活用促進の観点から補助金を交付。 ・補助基準：対象・帯広市に住所を有し、帯広以外の地域で年間1ヶ月以上の出稼ぎ労働をするもの(季節移動労働者)。 (補助率) 保険金額100万円、加入月数12ヶ月を限度として、これに相当する保険料の30%を補助。	D	●交付について抜本的見直し 近年の利用状況(数年来利用なし)、民間保険業者の傷害保険内容の充実などから、行政の支援の必要性は薄いと考えられる。 ・当該協会はH16.3.31をもって解散につき負担金は廃止。 (共済制度については札幌福祉協会が引継いでいる。)	D	●廃止 一次評価のとおり。	17
330	補 125	商工観光部 労働消費課	帯広消費者協会補助金	2,066	2,066	2,066	2,066	(社)帯広消費者協会	④	消費者の利益擁護と消費生活の安定向上のため、消費生活の知識啓発普及・指導者養成・広報活動及び相談及びトラブル防止事業を展開する(社)帯広消費者協会の活動を行政支援するもの。 ・会員：一般会員、賛助会員 ・補助基準：事業直接費・(事業費60%以内)90%以内補助、事業間接費・(会議費・人件費・事務費は90%以内、その他諸費は20%以内)90%以内補助	B	●交付のあり方内容の見直し 会費等自主財源の確保・拡大、事業活動の見直しの促進を図る。	B	●自主運営への促進による補助金のあり方見直し 消費生活アドバイスセンター運営の受託団体として、協会運営の安定が不可欠と考えるが、公益団体ではあるものの、基本は自主団体。そのことを踏まえ一次評価のとおり自主財源の確保拡大や事業活動の見直しにより、行政依存部分について一定の縮減を求める必要がある。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
338	補 126	商工観光部 空港事務所	ハイジャック防止対策補助金	18,741	18,741	20,212	20,212	航空会社(JAL)	③	空港利用者及び航空機の安全を守るため、航空保安対策上、検査機器による検査業務が義務付けられており(手荷物及び身体及び靴を検査装置による検査)、係る業務に対する経費補助 ・補助額: 1/2	A	●継続 航空保安対策上、ハイジャック防止検査業務が義務付けられている為、現状のまま継続しなければならない	A	●継続 一次評価のとおり。	
341	補 127	商工観光部 空港事務所	空港保安施設設置事業補助金(監視装置)	0	0	4,780	4,780	航空会社	②	空港利用者及び航空機の安全を守るため、航空保安対策上、手荷物検査機器設置が義務付けられており、係る設置・更新経費を補助。 ・補助額: 購入経費の1/2 (国土交通省の指針に基づく空港警備機器整備費補助金交付要綱)	A	●継続 航空保安対策上、検査機器設置が義務付けられている為、現状のまま継続しなければならない	A	●継続 一次評価のとおり。	
345	補 128	農務部 農林課	農地保有合理化促進特別事業 利子助成補助金	29	29	0	0	農業者	④	農業経営基盤強化促進法に規定する事業で、離農又は規模縮小を行う農家から農地等を買入れ又は借り受けて、農業経営規模拡大、農地集団化等農地保有の合理化に寄与するよう売り渡し、交換又は貸付を行う場合に、係る事業について利子を助成。 ・補助額: 法によって国・道・地元の利子助成等負担区分の定めあり。	A	●継続 法に基づく必須の事業である。今後、本事業実施のケースがあれば、利子補給は発生する。	A	●継続	
349	補 129	農務部 農林課	美味とかち大収穫祭補助金	200	200	200	200	(社)北海道全調理部会帯広地区支部	①	十勝産農畜産物の消費拡大、PR活動のため、当該支部が「美味とかち大収穫祭」として実施するイベントについて支援補助。 ・内容: 十勝の農畜産物を活用し、素材の魅力を活かした料理提供や公開討論会、農産物・特産品のフリーマーケット、食品の展示即売会十勝の素材を使用した料理講習会など ・補助率: 1/2以内	A	●継続 美味とかち大収穫祭は、帯広の調理師が地元十勝の食材にこだわり、素材の魅力を活かした料理を提供することで、多くの市民へ地産地消を広げる役割を果たしている。	D	●補助金交付の見直し(終期設定) 食の安全安心及び地産地消の推進の観点から調理関係者による十勝農畜産物PR活動は有益と判断するが、当該性格の事業については年数とともに内容のマンネリ化、硬直化し、また補助金依存型となる傾向にあり、事業実施の内容について検証が必要。 補助金の交付については一定の終期設定が必要である。	18
350	補 130	農務部 農林課	産地情報提供・交流・公開モデル事業補助金	500	500	500	500	帯広大正農協	①	消費者を対象とした地域農業情報の提供や農作業体験、地元農業者との交流や生産現場の公開活動等を通じて帯広の農業を理解してもらう活動を支援するため、係る事業として大正農協が実施する首都圏消費者との交流等事業に補助金を交付。 ・補助額: 1/2以内(予算範囲) ・参加人数: H15・106名	A	●継続 域外の消費者に対して、地域農業情報の提供や農作業体験、地元農業者との交流を通じ帯広の農業について理解促進が図られている。	D	●補助金交付について見直し(終期設定) 農業生産者団体が域外消費者に対する農業情報提供や生産現場との交流事業を取組んだものである。 今日、生産者においても積極的に消費者に情報を提供し、農業理解を求めていく努力、役割も重要であると考え、地域性の中で展開される係る事業については生産者(団体)の自の責務・役割という観点からも自主事業として実施していくべきである。	18
351	補 131	農務部 農林課	国産農産物推進消費活動支援事業補助金	210	210	..	..	帯広小麦地産地消推進協議会	①	(15年度で事業廃止)	D	●廃止 15年度で事業廃止	D	●廃止(事務事業終了)	16
355	補 132	農務部 農林課	農村景観環境整備活動補助	1,500	1,500	..	..	個人	①	(15年度で事業廃止)	D	●廃止 15年度で事業廃止	D	●廃止(事務事業終了)	16
362	補 133	農務部 農林課	森林整備地域活動支援交付金	7,434	1,858	7,550	1,887	森林所有者	①	森林所有者に対し森林林業の活性化を図るため、森林の施業に必要な森林の現況調査等の実施を促し、林業生産活動の支援を行う。 ・内容: 森林現況調査、施業実施区域の明確化、作業路等整備 ・実施状況: H15・行為件数32件、積算基礎面積: 743ha	A	●継続 本来の造林事業の活性化を意図する周辺事業への支援策であり、この事業の実施により林業の活発な経済活動が惹起されることから、事業を継続する。	D	●補助金交付の見直し(事業期間設定) 森林の荒廃防止や成育を促すなかで森林機能の充実を図る有益な事業と考える。 ただし、H18年度、北海道事業終了に合わせ当該事務事業についても終了。	19
363	補 134	農務部 農林課	帯広市森づくり推進事業補助金(21世紀北の森づくり推進事業補助金)	1,050	389	409	151	市内森林所有者	①	市内の森林所有者が行う造林事業補助 ・私有林の造林を補助することにより、無立木地を解消し、木材資源の循環や、針広混合林化など、公益的機能の高度発揮を目的とした造林を推進するもの。 ・補助対象: 北海道の行う「21世紀北の森づくり推進事業」の対象となる造林事業のうち、帯広市内において行う事業が対象。 ・補助率: 無立木造林・複層林・混交林化～事業費27/100 再造林～事業費の22/100 ・実施事業量: H13・3ha H14・3ha H15・47ha	A	●継続 森林の機能は水源かん養、国土や自然環境の保全、地球温暖化防止などに移行してきており、社会全体の環境への関心が高まるなか、事業の必要性は増している。	A	●継続 一次評価のとおり。	
364	補 135	農務部 農林課	帯広市間伐材奨励事業補助金	270	135	630	315	市内森林所有者	②	市内の森林所有者が行う間伐事業補助 ・私有林の間伐を補助することにより、健全な森林を造成するとともに、森林所有者の山離れに歯止めをかけ、活力ある山づくりを推進し森林の公益的機能の発揮を図る。 ・補助対象: 北海道の行う「北の森づくり緊急対策事業」の対象となる間伐事業のうち、市内において行う事業について1haあたり14,000円を補助。対象年齢は3齢級から6齢級。 ・実施事業量: H13・61ha H14・18ha H15・19ha	A	●継続 森林所有者のニーズは平均してあり、今後も北海道の「北の森づくり緊急対策事業」を活用し、事業を継続していく。	A	●継続 木材価格の低下により間伐森林施業は困難な状況にあるも、風雪害に強い森林造成や優良木生産の観点から奨励する必要があり事業実施は有効・有益と考える。	



全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
365	補 136	農務部 農林課	耕地防風林促進事業補助金	1,191	1,191	1,000	1,000	個人	④	農家の作物を強風から防ぎ、地表土の飛散防止による耕地保全及び地温の上昇を得るため、耕地防風林の造成を支援補助。 ・補助：苗木代を補助。 ・植栽実績：H13・14,255本 H14・9,970本 H15・8,240本 ・植栽延長：H13・15,802m H14・12,543m H15・9,965m	A	●継続 事業へのニーズは衰えが無く、必要性も十分に認識されており、要望に応えきれないほどである。	A	●継続 風害防止耕地保全及び北海道農村景観の観点から耕地防風林の植栽重要。係る奨励促進事業は有効・必要である。	
369	補 137	農務部 営農課	農林業振興資金取扱機関事務費補助金(再貸付分)	..	..	..	..	農林業振興資金取扱機関事務	③	帯広市農林業振興資金の貸付業務を行っている金融機関に取扱経費を支払うもの。(再貸付分)	A	●継続(再貸付分)	A	●継続(再貸付分)	
370	補 138	農務部 営農課	農林業育成資金取扱機関事務費補助金(新規貸付、再貸付分含む。)	..	..	..	..	農林業育成資金取扱機関	③	帯広市農林業育成資金の貸付業務を行っている金融機関に取扱経費を支払うもの。(H16から手数料に変更)	B	●H16から補助金から手数料に変更	B	●支出方法の見直し変更 一次評価のとおり支出方法の変更妥当。	16
371	補 139	農務部 営農課	農業経営基盤強化資金利子補給補助金(H6～H14・H15年度貸付分)	14,061	7,031	14,692	7,346	個人(農業経営改善計画認定の農業者)	③	(債解) 法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた農業者が、経営拡大等経営展開を図るため借り入れたスーパーL資金(農林漁業金融公庫原資)の貸付金利の一部を国と地方自治体(道・市)で負担。	A	●継続 国・北海道・市町村が負担し行なう利子補給事業であり、平成39年度まで債務負担行為設定済。	A	●継続 評価除外(債解)	
372	補 140	農務部 営農課	天災資金利子補給	..	..	..	..	個人(農業者)	④	(H15年度事務事業終了)	D	15年度で当該事業廃止 ただし、災害状況により当該事務事業発生あり。	D	●廃止(事務事業終了)	16
373	補 141	農務部 営農課	次世代農業者支援融資事業利子補給金補助	334	0	303	0	個人(農業者)	②	(債解) 道の次世代資金利子補給を帯広市担い手支援融資事業として、農業者の負担軽減のための利子補給。(財源は全て道支出金) ・利子補給件数：H13・2件 H14・1件 H15・1件	A	●継続 残一件のみ	A	●継続	
374	補 142	農務部 営農課	21世紀フロンティア融資事業利子補給金補助	71	0	69	0	個人(農業者)	①	(債解) 新規参入者の就農初期段階における経営リスクの軽減を図るために、農業経営基盤強化資金に一定期間の上乗せ利子助成を行う。(財源は道支出金) ・利子補給件数：H13・2件 H14・2件 H15・1件	A	●継続 残一件のみ 北海道の利子補給事業。今後、新規貸付実行の場合についても、100%北海道の財源。	A	●継続	
375	補 143	農務部 営農課	大家畜経営維持資金利子補給金補助	3,548	1,334	1,828	539	融資金融機関	①	(債解) BSE発生により経済的影響を受けた大家畜経営の経営維持対策として実施された短期運転資金(大家畜経営維持資金)の貸付円滑化のため貸付実施融資機関に対して事務経費を補助。 ・利子補給件数：H13・5件 H14・8件 H15・6件	A	●継続 残4件 BSE発生に際し本事業で緊急に対応したもの。今後新たなBSE発生の場合は、別途専用の事業での対応となり、本事業については、大家畜経営に不安定要素が発生した場合、発動されるもの。	A	●継続	
376	補 144	農務部 営農課	BSE対応畜産経営安定資金利子補給金補助	6,808	1,878	340	68	融資金融機関	①	牛海綿脳症により経済的影響を受けた大家畜経営に対し、経営の維持に必要な短期の運転資金(大家畜経営維持資金)の貸付を円滑に行うため、貸付を行った融資機関に対して利子補給を行う。 ・利子補給件数：H14・1件 H15・1件	A	●継続 残1件 BSE発生時有効に機能したが、新たな貸付は発生しない。	A	●継続	
381	補 145	農務部 営農課	休閒緑肥種子代補助金	1,654	1,654	..	..			(15年度で事業廃止)	D	●15年度で事業廃止	D	●廃止(事務事業終了)	16
383	補 146	農務部 営農課	十勝圏有機農業推進協議会補助金	2,000	2,000	..	..	十勝圏有機農業推進協議会		(15年度で事業廃止) 堆肥化の試験	D	●15年度で事業廃止	D	●廃止(事務事業終了)	16

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
384	補 147	農務部 営農課	クリーン農業産地拡大事業補助金	0	0	0	0	帯広大正農業協同組合	①	クリーン農業の産地形成のため、馬鈴薯の茎葉処理機械導入を図るため経費を補助(生産農家6戸) ・補助率:1/2・(道費) ・導入台数:H15・4台・決算0(間接補助の中で道補助不採択)	D	●交付の抜本的見直し クリーン農業推進は農業振興の上で重要な施策であることから、事業主体の要望により事業を活用していく。 平成16年から有機資源循環型事業で取り組み実施。(統合済)	D	●廃止(事務事業終了)	16
387	補 148	農務部 営農課	農作業受委託組織育成事業補助金	450	450	0	0	農作業受委託組織育成事業		(H15年度で事務事業廃止)	D	●15年度で事業廃止	D	●廃止(事務事業終了)	16
399	補 150	農務部 営農課	自給飼料安定生産事業補助金	4,180	4,180	3,078	3,078	作業受託組織	①	良質な自給飼料の増産・安定生産と生産体制改善を促進するため、簡易耕起栽培用の機械導入を支援。 ・普及を図るためコントラクター導入に対し補助。	B	●事業内容の見直し 簡易耕起栽培は十分な成果を上げたが、飼料の自給率を向上させることは食の安全の確保、経営の安定を図る上で政策的に実施すべき事業であり、自給飼料を安定生産に対する新たな対策として、まめ科粗飼料などの普及対策が必要。	B	●事業の見直し、補助金交付期間の設定 係る事業としては現機械導入補助については15・16年度の2か年事業として終了。 以後の自給飼料安定生産事業を継続する場合については、生産者(農協含め)の積極的・主体的な取組を基本とする中で、効果的、先駆的の事業について支援を考えるべきである。	17
400	補 151	農務部 営農課	乳牛検定事業補助金	1,000	1,000	1,000	1,000	帯広市乳牛検定組合	③	乳牛の資質向上、良質な生乳生産の安定化をつうじて酪農経営の安定及び安全で良質な農畜産物の安定生産の推進を目的に、乳牛検定組合が実施する乳用牛群検定業務、乳用種雌牛後代検定事業に対し補助。 ・乳量状況(1頭当たり・H15:8,902kg)	A	●継続 乳牛の能力向上のため事業を実施しているが、改良をやめれば種本来の能力に回帰することから、現状能力を維持することが出来ないため政策的に実施することが必要	B	●行政関与・補助金交付等の見直し 酪農振興と経営改善を目的に、経営の基盤となる乳用牛の資質向上を図るべく関係者機関が連携するなかで乳用牛群検定・乳用種雌牛後代検定事業に取組んできた。今日、20年近くの取組のなかで、飼養管理技術の向上と相俟って乳用牛の能力・資質は大きく高まっている実態にあり、係る事業展開の有効性は極めて高いものと考えられる。 一方で酪農経営という経済行為のなかで、当該事業による乳牛の資質向上への取り組みは酪農家生産者として自らの責務でもあり、生産者の相互協力、自ら役割の中で当該事業を運営していくことを基本とする必要がある。 以上を勘案するに、乳検事業にかかる行政関与のあり方については見直しを検討すべき時期を迎えているものと判断する。 今後、順次、自主事業展開への移行にむけ補助金の見直し、関与の見直しを図っていくことが必要。	18
401	補 152	農務部 営農課	酪農ヘルパー事業補助金	2,700	2,700	2,700	2,700	帯広デーリーサービス	③	酪農家の農休日取得を推進し、生活向上と経営の近代化を図るため、酪農ヘルパー事業への補助。 ・補助額:ヘルパー出勤基本料金及び車輛料金の6分の1である2250円に出勤回数1200回を乗じた額(予算の範囲内)	B	●交付基準の見直し 酪農ヘルパーの利用は毎年増加しており経営も安定しつつある。今後は、交付基準の見直しを行ない経営の自立を目指す。 ・延利用戸数:H13・399戸 H14・440戸 H15・469戸 ・延利用回数:H13・1729回 H14・1749 H15・1860回	D	●補助金交付について見直し(終期設定) 酪農経営の生活向上と近代化を図るべく酪農家相互扶助を基本に「酪農ヘルパー事業」が開始され、事業立ち上げについて一定期間として行政支援を行ったもの。 今日、利用件数も順調に推移するなど事業の定着もあり、今後は自主運営へ移行することとし、補助金の見直し及び行政関与について抜本的に見直しすることが必要。	18
402	補 153	農務部 営農課	乳質改善事業補助金	960	960	960	960	帯広市畜産センター運営協議会	③	畜産センターの生乳検査業務および衛生・飼養管理の指導により、安全で良質な農畜産物の安定生産に資するため、当該センターの生乳集送・受託業務、生乳検査業務、検査結果報告と改善指導業務について支援補助。 ・補助額:受託・生乳検査業務経費の2分の1(予算の範囲内)	B	●補助金交付のあり方について見直し 政策誘導としてこれまでは行政が安全対策の一部を負担してきたが、今後は、生産者自らが製品管理を行うべき事業として段階的に見直しを行なう。 (国の試験研究事業で、農家で簡単に検査できるよう試験研究を行っており実用化されれば同事業を見直しする)	B	●補助金交付について見直し 乳質向上による酪農経営安定を図るため、誘導施策として当該乳質改善事業の取り組みに対し支援を行ってきたが、係る取組により今日、全体として相応のレベルでの乳質向上が図られるとともに、生産者意識も醸成されるなど、補助金交付について一定の役割を果たしてきた。 今後は一次評価のとおり、生産者が自らの責務・役割というなかで自主事業としての展開へ移行することが妥当であり、順次、補助金交付の見直し、行政関与について見直しを図っていく必要がある。	18
403	補 154	農務部 営農課	畜産環境対策事業(小規模管理施設等対策補助)	5,000	5,000	8,000	8,000	小規模管理施設等対策補助	①	「家畜排泄物法」の施行に施行に伴い、公的制度補助事業活用困難な小規模管理施設に対し緊急対策として、市において施設改善等に対し補助。 ・補助率:1/2 緊急に改善を要する場合の改善費用(上限1,000千円) 施設の増設増設改修の場合(上限2,000千円) 堆肥利用促進(堆肥化耕地施用・上限3,000千円)	B	●事業内容の見直し H16.11で法が施行され国の補助事業も完了する。 しかし、規模拡大や簡易対応農家などの補助メニューが検討されており市でも新たな対応が必要。	D	●廃止 事業の目的完了(H16年11月家畜排泄物法施行)	17
404	補 155	農務部 営農課	帯広市家畜伝染病自衛防疫組合補助金	571	571	571	571	帯広市家畜伝染病自衛防疫組合	②	家畜伝染病に対する自衛体制の確立のため、畜産農家自らによる家畜伝染病に係る防疫活動を支援、促進のため、市内2JAとともに補助金を交付。 ・補助額:消毒剤散布薬剤代他機材等に要する経費1/2 牛伝染性鼻気管炎ワクチン予防接種経費1/6(予算の範囲内)	A	●継続 近年次々と新たな伝染病が発生しており、これらの対策を生産者のみに負担させることは、病気の蔓延につながる可能性があり、現行システムを維持させる必要がある。	A	●継続 伝染病等発生の影響・損失を考慮したとき、家畜の保健衛生管理及び染病予防は極めて重要。その観点から日常の畜産農家の意識・理解と飼養管理を促進するためにも生産者の自主的防疫組織の活動を支援することは有効。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
405	補 156	農務部 営農課	肉豚生産対策事業補助金	200	200	200	200	帯広市川西農業協同組合	②	養豚農家の経営及び肉豚生産の安定対策として、価格低落による影響を緩和するため、(社)北海道畜産物価格安定基金協会積立金(生産者補助金の財源に充てる)加入に伴う生産者負担分について補助。 ・補助額:契約肉豚1頭当り50円 ・補助対象頭数:H14・4,000頭	A	●継続 ウルクアイラウンド対策として創設された基金であり有効に機能している。	A	●補助金交付の抜本的見直し(廃止) 養豚農家の経営保持、安定支援の観点から、価格安定基金制度の利用促進の観点から掛かる支援は有効。肉豚生産対策として継続が適当。	
406	補 157	農務部 営農課	優良雌馬導入事業補助(大型馬・乗馬小型馬)	310	310	310	310	個人(市内馬飼養農家)	①	市内馬飼養農家の経営安定を図るため、優良農用馬等の雌馬の導入に対し補助。 ・補助額・・・予算の範囲 ・導入実績・・・H12,13～各16頭 H14,15～6頭 (飼養戸数 H13・17戸(465頭) H14・16戸(412頭) H15・16戸(317頭))	A	●継続 馬産地としてばん馬へ多くの馬を供給している。共進会においても好成績を収めるなど、生産振興が図られており有効に機能している。	A	●継続 ばん馬産地としてばん馬へ多くの馬を供給している。共進会においても好成績を収めるなど、生産振興が図られており有効に機能している。	
411	補 158	農務部 農村整備課	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金(強化支援費)	5,374	2,094	7,884	4,318	帯広市土地改良区	①	国営造成施設(明渠)の管理を担う土地改良区への財政基盤安定支援。 ・負担額:明渠管理に要する費用のうち、多面的機能の発揮に相当する費用(体制整備の一環として行う管理に要する費用に1.6分の0.6を乗じて得た額を上限とする)の10分の10以内	A	●継続 帯広市土地改良区の財政基盤強化のため有用。	A	●継続 国営造成明渠の維持管理については農業関係者を構成員とする当該改良区の実施は効率的、効果的且つ合理的であり、その意味から改良区の運営基盤安定を図るべく一定の支援は必要。	
412	補 159	農務部 農村整備課	土地改良補助金(管理費分)	No411に一括		No411に一括		帯広市土地改良区	④	明渠排水維持管理事業(補修、草刈、床さらい)に対する補助。 ・負担額:明渠排水施設補修工事に要する経費の1/2 (平成14年度以前は、「土地改良法第2条第2項に規定する事業のうち、 ○農業用道路、農業用排水路、営農用水及び畑地かんがいの新設・管理・変更及び上記事業を施行するため必要な人件費及び事務費の100%以内」によっていた。)	A	●継続 明渠の適正な維持管理のための効果がある。	B	●継続 明渠排水施設の維持管理者に係る補修工事の補助であり、施設公的機能の性格から一定の補助は不可欠である。 しかし一方で、施設機能により直接利益が還元される受益者について、維持補修経費について受益者負担の原則に立ち返り一定の負担を検討する必要がある。	17
414	補 160	農務部 農村整備課	食糧・環境基盤緊急確立対策事業補助金(家畜ふん尿活用施設)	651	221	10,500	3,500	北海道	①	「家畜排泄物管理適正化利用の促進に関する法律」の施行に伴い、農業者においてH16.10期限に家畜ふん尿活用施設の整備が必要であり、整備促進のため、道営事業により「食料・環境基盤緊急確立対策事業」として当該施設整備事業を実施。 ・負担額:施設整備経費に係る農家負担額(全体事業費のうち20%)の3/4	B	●事業の見直し 家畜糞尿活用が図られた。今年度で完了。	D	●廃止 事務事業終了	17
432	補 161	都市開発部 都市計画課	公園大通シンボルロードグレードアップ事業補助金	970	970	4,500	4,500	公園大通を考える委員会	①	公園大通を緑のシンボル道路として、沿道町内会、企業、一般市民を対象として実施する事業で、帯広市都市環境デザイン委員会の有志を含む「公園大通を考える委員会」が中心となり、ワークショップ等を通じて公園大通のあり方、使い方などを検討し、花壇造成等によりグレードアップを図るもの。	A	●継続 公園大通を更に魅力的な道路とするため、今後においても当該事業を行う必要があり、当面は事業の見直しはできないものと考えられる。 ただし、平成20年までには当該始業の目的(公園大通を中心とした地域住民の主体的な活動が行える土台を作り)を達せさせたいと考えていることから、補助金については平成20年までと考えている。	B	●継続 景観形成促進を意図して公園大通を緑のシンボル道路とし、市民参加を基本にワークショップを通じて具体的事業(ベンチ、花壇造成、あかりアート等)展開を図っており手法として適当である。 なお、景観形成と事業内容との関連が見えにくく、事業の内容等について効果的、有効性について十分検討のうえ実施していくことが必要。 補助金交付については、地域住民の主体的活動を促す意味でも行政関与について終期を明確にするなかで取り組んでいく必要があり、その意味から、H14年開始を踏まえ、補助金関与については5年間目途に取り組むことが妥当と史料する。	20
追加	補 161-2	都市開発部 都市計画課	子供たちによる遊び場づくり推進事業補助金	4,000	4,000	0	0	子供たちによる遊び場づくり実行委員会	②	都市景観賞の提案部門において、応募作品の多い公園(遊び場)を児童・生徒・父母、学校などの関係者によるワークショップの実施及び遊び場を整備するもの。 ・会構成:児童、PTA、学校、学童所長、民生委員、防犯委員等 ・整備箇所: H13・1箇所 H15・1箇所	A	●継続 子供たちによる遊び場づくり推進事業は、都市景観賞提案部門の中から応募の多い遊び場を具体的な形にするための事業である。地域の住民や学校、PTA、児童、生徒たちが主体となって整備していくものであり、都市景観に対する市民の関心を高め、市民参加のまちづくりを推進していくためにも必要である。	A	●継続 都市景観推進として景観賞提案の展開のひとつであり、市民主体による整備として事業の継続適当。	
439	補 162	都市開発部 建築指導課	UD住宅改造補助金	21,360	21,360	18,000	18,000	個人(一般市民)	②	在宅身体障害者、介護を要する高齢者の自立を助け、介護する方の負担を軽減するために住宅改造を行なうものに補助金を交付。 ・補助実績:累計212件 (H13・50件、H14・48件、H15・43件)	A	●継続 ユニバーサルデザインによる街づくりは、市の方針であり、今後もより積極的に推進する必要がある。	A	●継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
449	補 163	建設部 道路維持課	道路愛護組合事業補助金	216	216	216	216	道路愛護組合(大正地区、南地区協議会)	④	道路の維持保全について、道路愛護の精神に則り、砂利道整備・草刈り除雪事業・スノーポール立等に対する労力奉仕及び非常災害時、降風雪時の情報提供活動を行っており、行政補充の観点で活動を支援。 ・大正地区協議会(地区10道路愛護組合員)・南地区協議会(川西地区14道路愛護組合員) ・補助額: 組合構成組合数×9,000円(過去5ヶ年の事業実績を基に補助対象経費の50%)	A	●継続 市道に関する各種情報の提供及び労力奉仕並びに自主的研修会議の開催により、道路維持行政の補完的役割を果たすほか、市民協働の草分けの組織であり、地域住民生活の安定と福祉向上のため積極的に活動を行っており、その活動の意義は大きい。	A	●会事業の見直し 道路環境が大きく変わっているが、農村部における市道に関する情報提供、維持管理の労力奉仕など道路行政の補完機能を果たしていることから一定の支援は必要である。	
465	補 164	上下水道部 総務課	日本下水道事業団補助金	584	0	506	0	日本下水道事業団	④	S47年下水道センター法に基づき国及び地方公共団体の折半出資により設立。運営費も国と地方公共団体補助が求められている。 設立当初は下水道技術者の養成が主事業であったが、現在では下水道技術者の養成に加え、新技術の開発・実用化の研究も大きな役割となっている。 ・団体構成: 人口80万人以上の都市(全国281都市) ・補助額: 補助金総額の1/6を281市が負担。補助率・30万人以上・10~30万人・8~10万人=概ね3:2:1 ・補助対象経費は研修業務費・試験研究費・一般管理費。	A	●継続 下水道技術者の養成に欠かすことができない組織であることと下水道新技術の研究・開発が必要であることを考慮すると補助金の交付は妥当である。 また、実際に帯広市の職員が研修を受けており、新技術獲得のためには必要であるため、廃止は困難である。日本下水道事業団の業務内容見直し等、経営努力を喚起していく必要がある。	B	●補助金交付額の見直し 国・地方公共団体構成による団体として下水道新技術やその他関連情報提供を受けており、本市業務執行において相応の効果あり有効と考えるが、当該団体の事業規模や事業展開の状況や自治体運営の状況等を斟酌するなかで補助額の縮減等について求めていく必要があるものとする。	18
471	補 165	学校教育部 総務課	学校周年事業補助金	450	450	600	600	市内小中学校周年記念事業協議会	③	開校30・50・70・100周年記念事業実施に対する補助 ・補助額: 定額 ・補助実績: H13・3校 H14・3校 H15・2校	A	●継続 児童生徒の郷土愛や母校愛を育む事業であり、補助金の交付は実りある記念事業遂行の一役を担っている。今後も記念事業実施校に交付することが必要である。	B	●補助金の交付のあり方について見直し検討 学校周年記念事業については、歴史の回顧、慶祝の意味から一定の節目には行政として事業補助を交付しているが、一方で時代・社会状況の変化に伴い係る記念事業に対する考え方も多様化している状況もあり、現状の30年50年70年100年という補助金交付のあり方について検証見直しが必要と考える。 特に、記念事業についても、その内容の改善・見直しが可能な部分、あるいは収入財源の範囲内での実施など手法等の検討も必要であり、また補助金交付についても具体的な必要性及び明確な効果・成果は極めて不明確。 これらの状況や今日的な社会的状況を踏まえ自主事業を基本にし50年、100年時での補助金交付など、交付のあり方を検討する必要がある。	17
479	補 166	学校教育部 学校教育課	学校保健会補助金	400	400	400	400	帯広市学校保健会	④	NO492(負-194) No.494(負-195)に係る帯広市補助金部分。 児童生徒・教職員・PTA等に対し啓発事業をすすめることで、児童生徒の学校生活の充実、心身の健康、学校保健の進展向上を図ることを目的に帯広市学校保健会の各種学校保健に関する事業(医学講演会、救急蘇生法講習会等、健康づくり啓発事業)に対する補助金交付。 ・会員: 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教職員、PTA、帯広市教育委員会	A	●継続 補助により行っている啓発事業が、成長期における児童生徒の心身の健康の促進と意識の啓発に非常に有効であり、現状維持が妥当。	A	●継続 一次評価のとおり。	
480	補 167	学校教育部 学校教育課	肢体不自由児親の会事業補助金	20	20	20	20	肢体不自由児親の会	③	肢体不自由児学級に在籍する児童生徒の健全育成と、社会の理解・協力による肢体不自由時教育の啓蒙・推進を図るための校外活動事業(親子運動会、修学旅行、療育キャンプ交流会、校外学習)を支援補助。 ・会員: 市内の肢体不自由児学級に在籍する児童生徒の親 ・補助額: 事業費の1/2以内(予算の範囲内)	A	●継続 肢体不自由児教育と社会参加は、学校現場だけで完結するものではなく、広く社会が取り組む課題であるが、一方で親たちが連携し自主的に(リハビリテーションの方法や健全育成プログラムを専門家と連携し作り出し実施していくなど、障害児教育の校外活動は十分な効果を上げており、その意味から現在ある親の会の役割は大きく、今後も一定の支援継続が必要である。	B	●補助金交付のあり方について見直し 肢体不自由児の健全育成や係る障害児教育の啓蒙・推進にとって、父母の連携による情報交換、校外活動は必要であり、行政支援関与の観点から補助金を交付してきたが、一方で学校介助員の配置による教育現場での充実を図ってきたところであり、業務全体の見直し点検のなかで、父母会の活動について運動会、交流会などの活動内容や全体事業費の状況及び補助金の額(小額)の実態から、自主財源の範囲での事業・活動展開を期待する。	17
481	補 168	学校教育部 学校教育課	教職員体育大会補助金	175	175	175	175	公立学校教職員互助会帯広地区推進委員会	③	地方公務員法に基づく学校教職員の福利厚生事業の一環として実施する教職員体育大会への補助。(全道各地区ごとに実施) ・会構成: 道教委、道教職員互助会、帯広市教委 ・定額(予算の範囲) ・参加数: 公立の小・中・高・養護教職員・1,486名	A	●継続 スポーツを通じて体力を高め健康を回復し、相互親睦を深めることは職場環境維持の上から非常に有効。	B	●支出・負担手法の見直し 市教職員の福利厚生事業の実施について努力義務として法的に明示されており、係る三者共催実施の市負担を補助金として支出しているが、本来は負担金によるべき。	17
482	補 169	学校教育部 学校教育課	帯広市中学校障害児学級校外職場実習協議会事業補助金	21	21	21	21	帯広市中学校障害児学級校外職場実習協議会	③	知的障害児がより良い職業教育を受け企業への就職が推進されることにより健全に社会参画が図れるように、地域の理解と協力を推進するため、関係校が連携し障害児学級生徒の職場実習並びに就職先開拓・確保のための事業や実習参加生徒の父母と事業主の懇談、進路についての研究協議、就職後予後指導、各職場巡回相談などを実施する。 ・会構成: 市内障害児学級設置中学校(帯広第三中、第五中、緑園中) ・補助率: 2/3(予算範囲)	A	●継続 障害児の社会参加を促進し自立を促すためには、企業(社会)の理解と協力が不可欠である。そのための活動を担っている協議会の存続は、今後の社会環境の整備拡充のためにも貴重な活動といえ、事業の必要性が高く、また行政以外の組織・協力によってこれら障害児の社会参加・企業への就職という目的が達成されるものでもあり、協議会として実施していくことが必要。	D	●補助金交付について抜本的見直し(廃止) 障害児学級生徒の社会参加を促進する上で、職場実習は極めて有益であり、係る実習先開拓や指導援助、相互情報交換、予後指導は重要な活動である。 しかし、係る活動は障害児教育を担う特殊学級関係者の本来任務・責務であり、通常業務の中で研究協議なども含め相互連携を取りながら行う性格のものとして理解する。その意味から改めて当該協議会により取り組みを行う必要性が不明。 活動経費についても本来の教育活動費として措置すべきであり、会費の性格のことや少額補助金の実態を併せて検証するに全体の見直し、補助金について廃止を含め抜本的見直しが必要。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
483	補 170	学校教育部 学校教育課	帯広市小中学校文化連盟補助金	500	500	500	500	帯広市小中学校文化連盟	③	小中学校における児童生徒の文化活動育成を図るため文化関係の部活、合唱、吹奏楽など活動の発表の場と機会を提供するなど、当該連盟の係事業・活動に対し補助するもの。 ・会構成：市内小中学校 ・発表機会：10回	A	●継続 小中学校における児童生徒の文化活動は人格形成上不可欠なものであり、これら育成のためには、市内全体の小中学校で構成される連盟による総合的な活動展開が必要。	A	●継続 一次評価のとおり。	
484	補 171	学校教育部 学校教育課	幼稚園就園奨励費補助金	127,983	92,781	127,755	85,170	市内私立幼稚園	④	幼稚園への就園を奨励するため私立幼稚園の設置者・園長が、保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、徴収する入園料及び保育料を減免する場合、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的として、保護者の所得状況に応じて減免額を決定し、市が幼稚園に対しこれら減免相当額を補助。 ・補助額：毎年幼稚園就園奨励費補助金に係る国庫補助限度額が改正され、それに準じ適用。 ①生活保護世帯・市民税非課税世帯 ②市民税所得割非課税世帯 ③市民税所得割8,800円以下の世帯 ④市民税所得割102,100円以下の世帯にわけ、第1子・第2子・第3子によって補助金額を設定されている。(幼稚園に補助金交付後、保護者に還付される) ・園児数： H13・・2,481名 H14・・2,414名 H15・・2,268名 ・該当数：H13・・2,007名(80.9%) H14・・1,950名(80.8%) H15・・1,845名(81.3%)	A	●継続 本奨励費については幼稚園児を持つ保護者の間に、制度として定着し、保護者の経済的負担軽減と、幼児の就園促進に關与しており、近年の経済状況を考慮した時、今後も継続していくことが必要。	B	●補助内容等について見直し改善の検討 国の幼稚園就園奨励の要綱に準拠し実施しており、義務的性格として市の財政負担が極めて大。 現在、国の三位一体改革のなかで一般財源化の可能性あり、これらの状況を踏まえ、今後保護者負担軽減と幼稚園経営への影響及び市の財政負担との兼ね合いを考慮するなかで就園奨励補助の内容について、あり方も含め見直し改善を検討する必要がある。	18
496	補 172	学校教育部 学校教育課	小・中学校クラブ派遣補助	1,989	1,989	1,989	1,989	小・中学校の文系クラブ団体及びそのクラブ員	④	小・中学校の文系系クラブ団体等の全道・全国大会参加のための交通費支給(実施基準による) ・補助団体数：H14・・3件 H15・・4件 ・対象数：H14・・120名 H15・・155名	B	●交付基準等の見直し 児童・生徒の文化の振興を支援することを基本に文科系の派遣補助である「帯広市学校教育振興事業実施基準」を文化課の補助制度も考慮しながら見直しを検討する。	B	●事業内容(基準)の見直し 個人・団体、交通手段など実態を踏まえるとともに限度額の設定なども含め、一次評価のとおり支給の額について基準の見直しを。	17
497	補 173	学校教育部 学校教育課	中体連派遣補助	8,826	8,826	9,976	9,976	中学校生徒	④	中体連に係る全道・全国大会参加のための補助。 ・補助額：交通費全額(航空運賃、列車代金、バス運賃)及び宿泊費4,500円(全国5,000円)	B	●補助基準等の見直し 児童生徒のスポーツ振興を支援することを基本に、スポーツ系の派遣補助である「帯広市スポーツ振興補助」をスポーツ課の補助制度も考慮しながら見直しを検討する。	B	●事業内容(基準)の見直し 個人・団体、交通手段など実態を踏まえるとともに限度額の設定なども含め、一次評価のとおり支給の額について基準の見直しを。	17
498	補 174	学校教育部 学校教育課	中体連運営費補助	1,536	1,536	1,536	1,536	帯広市中学校体育連盟	④	中学生の体育教育振興のために帯広市中学校体育大会(夏季・冬季)の開催運営に係る経費の補助。	A	●継続 帯広市中学校体育連盟については、中学生の体育教育振興の中心となる義務教育諸中学校の競技別専門委員会の連合体であり、今後とも継続していくことが必要である。 当連盟自体も平日開催を土・日開催にするなど運営方法を工夫し経費の削減に努めている。	A	●継続 一次評価のとおり。	
499	補 175	学校教育部 学校教育課	学校図書活性化支援事業各運営委員会(小学校関係)	3,600	3,600	4,800	4,800	学校図書活性化支援事業補助金(小学校)	①	各小学校に専門員を配置し、学校図書館の整備や利用者に対する情報の提供を行うことで、読書活動の推進と活性化を図るもの。専門員や地域ボランティアを中心に運営委員会を組織し、図書館整備や情報の提供、その他行事の企画等を行う。その活動に必要な事業費を補助する。 ・補助額：(300千円/校) ・実施：実施校をH13からH19まで年4校づつ増・・H16年度で16校	A	●継続 読書環境充実のため、市内全ての学校での事業実施を目標に、今後も計画通り事業を進めていく。	A	●継続 学校図書館の利用促進・活性化を目的に実施するものであるが、実施によりどのように活性化が図られたか成果を見極めることも必要である。	
500	補 176	学校教育部 学校教育課	学校図書活性化支援事業各運営委員会(中学校)	1,200	1,200	1,800	1,800	学校図書活性化支援事業補助金(中学校)	①	各中学校に専門員を配置し、学校図書館の整備や利用者に対する情報の提供を行うことで、読書活動の推進と活性化を図るもの。専門員や地域ボランティアを中心に運営委員会を組織し、図書館整備や情報の提供、その他行事の企画等を行う。その活動に必要な事業費を補助する。 ・補助額：300千円/校 ・実施：実施校をH14からH19まで年2校づつ増・・H16年度で6校	A	●継続 読書環境充実のため、市内全ての学校での事業実施を目標に、今後も計画通り事業を進めていく。	A	●継続 学校図書館の利用促進・活性化を目的に実施するものであるが、実施によりどのように活性化が図られたか成果を見極めることも必要である。	
506	補 177	学校教育部 学校教育指導室	帯広教育研究会事業費補助金	1,620	1,620	1,620	1,620	帯広教育研究会	③	本市小中学校教職員の自主研究の場。教職員での資質向上及び本市学校教育の充実振興を目的に教育内容取り扱い・授業・教科書学習用具の調査研究や講習会・研究会・研修事業を実施するものであり、係る自主研修活動支援の観点から補助金を交付。 ・開催状況：(H15：研修60回) ・会員：市内の小中学校教職員 ・補助基準：事業経費(部会研究費、研究会会費、印刷製本費、研究調査費)の2/3以内(予算の範囲内)	A	●継続 帯広市の学校教育の充実に具体的に寄与している。	A	●継続 教員の自主的研究研鑽の機会として有益。継続妥当。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
507	補 178	学校教育部 学校教育指導室	非行対策補助金	800	800	400	400	帯広市校長会	①	健全育成について専門的知識や意見をj持っている校長が健全育成及び非行防止の事業を行っている。 ・会員:小中学校長 ・補助額:定額(H16年度より40万円減)・・・平成13年度より「帯広市生徒指導連絡協議会」との補助金の統合。	B	●内容の改善見直し検討 今後とも総合的に検討していく。	D	●補助金交付について抜本的見直し(廃止) 当該非行対策について、校長会組織として実施する意味合また市補助金100%によっていることなど会事業としての性格が不明。 特に係る活動については学校長としての本来業務、本来の任務であり責務であるとする。 事業内容についても巡回指導、緊急指導などまさに業務の一環でなされる性格のもとと判断する。 従って会事業の妥当性・必要性の観点から、補助金交付については廃止すべきものと判断する。	17
525	補 179	生涯学習部 生涯学習課	帯広市PTA連合会事業費補助金	900	900	900	900	帯広市PTA連合会	④	単Pの指導機関として多くの研修会を実施し、各研修活動、事業を通し、親と教師・単Pとの連携を図り、家庭教育向上に寄与し、児童・生徒の健全育成に努めてもらうべく連合会事業に対し補助。 ・会員:市内小中学校PTA役員 ・補助額:研修・会議等事業費の1/2(予算範囲)	A	●継続 PTAは学校教育を支える活動と社会教育活動を行う団体として、地域の教育力、家庭教育力向上や青少年の健全育成活動において中心的な役割を担っている。これらの集合体である「市P連」はPTA役割や父母等へ啓発、指導的役割を担う観点から今後も活動の充実・活性化と指導力の強化を図る必要がある。(市の施策、政策を達成するうえで代替する組織なし。)	A	●継続 一次評価のとおり。	
527	補 180	生涯学習部 生涯学習課	青少年健全育成補助金	175	175	175	175	(社)帯広青年会議所 新教育創造委員会	①	青少年の健全育成活動として「帯広青年会議所」が企画実施する中学生を対象にした社会体験学習事業に対する補助。 ・補助額:予算の範囲 ・参加数: H14・・208名 H15・・135名	B	●交付のあり方見直し 市民協働参加を促す意味で活動を支援することが必要。 なお、事業内容や事業効果を十分吟味するなかで、補助金交付の必要性、効果を検証し交付期間など金額など補助金交付のあり方について見直し改善を図っていく。	B	●補助金交付のあり方について改善見直し 住民・民間等主体的に展開される活動は市民参加、協働促進の意味からも重要であり、補助金交付により一定の支援は適当である。 ただし、あくまでも自主的活動・事業という視点を基本にし行政関与は限定すべき。特に長期的恒常的な形で行政支援は自主活動の意識を低下させる要因ともなる。そうした意味から補助金交付については、回数や終期設定など交付のあり方を明確にする必要がある。	17
531	補 181	生涯学習部 生涯学習課	高齢者学級指導者研修参加補助金	71	71	55	55	個人(わかば会役員)	④	帯広市高齢者学級「寿」の修了生で組織する自主学習グループ「帯広市わかば会」の事業展開や活動拡充、改変を図っていくため、指導的役割を担う役員の内他都市での事例を調査・研究、視察等実施に係る研修補助。 ・会員数:858名 ・研修参加実績:H113.14、15年・・各9人	A	●継続 「市民協働」の参加促進の視点を入れて取り組みを進める。 今後の高齢者社会の進行に伴い対象者が増加し、多様な学習活動をj提供する必要があることから、先進的事例を調査・研究することが、ますます重要性を増していくと思われる。	D	●補助金交付の抜本的見直し(廃止) 高齢者の学習活動の活性化や多様化への対応など、他都市との交流、事例研究は必要と考えるが、「わかば会」の活動は自主学習活動が基本。当該研修の実施についても自主活動の中で取組んでもらうべき事項と考える。 また補助金の額からも対応可能と判断する。 なお、本市高齢者に対する学習機会については、「寿」学級、「わかば会」、「老人大学」、「老人クラブ活動」、「民間講座」など多様に亘っており、今後更に進展する高齢社会のなかでは、行政支援について一定の整理が必要。 その観点から高齢者学級「寿」以後は自主活動を明確にし、「寿」卒業生で組織する「わかば会」活動については完全なる自主運営とすることが必要と考える。	17
534	補 182	生涯学習部 生涯学習課	生涯学習推進委員先進地視察交流参加補助金	234	234	180	180	生涯学習推進委員先進地視察団	③	生涯学習推進委員の資質向上と相互交流により活動活性化を目的に実施する道内先進地への生涯学習事業の視察・施設の見学等研修に対し補助するもの。 ・参加者実績:H13・・38人、H14・・28人、H15・・36人	A	●継続 「市民協働」の参加促進の視点をいれて、取り組みを進める。 委員相互の交流の場として良い機会である。	D	●補助金交付の抜本的見直し(廃止) 社会活動の多様化のなか、生涯学習活動を推進する意味では、多様な事例の調査や研修・情報収集が重要と考える。 しかしこれまでの視察実施の経過のなかから内容が施設見学へと移行している現状にある。施設見学も相応に有益と考えるが地域活動への反映、活用との関連は見出せず、従って補助金交付についてはその必要性・妥当性は薄く抜本的に見直しが必要。 なお当該実施については否定するものではなく、必要な場合は自主事業として行うことが適当。 また視察に伴う委員相互の交流の機会としては有益と考えるが、其の他手法として検討すべき事項。	17
537	補 183	生涯学習部 女性青少年課	国立女性教育会館研修旅費	232	232	163	163	個人	①	男女共同参画の推進に必要な専門知識・技術習得のため、国立女性教育会館が主催する研修・交流事業へ派遣し、経費の1/2を補助する。 ・対象:男女共同参画に関する講座修了者で本研修後活動が期待できる人 ・派遣実績:H15・・2人	A	●制度の見直し 女性国内研修参加補助制度を包括した制度へと統一化する。	B	●事業の内容の検証・手法の見直し改善 男女共同参画社会の推進として、リーダー的人材育成は必要、研修意図・内容も明確であり有益と判断する。 ただし、事業効果、事後の状況など検証するなかで状況に応じ実施手法・内容の見直しを図る必要がある。 ※NO553(補-No191)を統合。	17
539-1	補 184-1	生涯学習部 女性青少年課	青少年及び育成指導者派遣補助金(育成指導者)	152	82	124	49	帯広市青少年育成連絡協議会理事	②	青少年の育成指導者の資質向上として、北海道各地で開催される「地域子ども会育成研究協議会」に参加派遣し、相互交流や情報収集、意見交換、講演、青少年関係施設の見学等を行うもの。 ・派遣数:毎年5人	A	●継続 北海道レベルというより高いレベルで情報収集や意見交換を行うことができ、より効果的な指導方法や問題解決方法を知ることができ、指導者を養成するにあたって非常に有効である。	A	●継続 青少年の育成指導を担っている青連協活動指導者の育成・活動を支援する観点から、全道関係者による「研究協議会」での情報交換・意見交換は有益であり、また指導者の意識啓発の意味からも有効と判断する。 ただし、事後の状況については検証していく必要がある。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
539-2	補 184-2	生涯学習部 女性青少年課	青少年及び育成指導者派遣補助金 (道地域子ども会リーダー研修会・道ジュニアセミナー派遣事業補助)	38	38	31	31	中・高校生子ども会ジュニアリーダー	②	青少年の地域活動を促進するとともに、子ども会のリーダーやジュニアリーダーなどの指導者養成、ボランティア活動を促進するため、全道の「子ども会リーダー研修会」及び「ジュニアセミナー」に中・高校生の子ども会リーダーを派遣するもの。 ・派遣数:約5名 ・派遣者:「ジュニアリーダーあるふあの会」より選考「あるふあの会」・町内会子供会の会長等の集まりである「あすかの会」を卒業した中・高校生で組織。	A	●継続 全道の子ども会リーダーとの交流や情報収集から地域子ども会の活性化に貢献している。	A	●継続 研修内容・研修先など意図が明確であり、子どものリーダー育成に有益。	
541	補 185	生涯学習部 女性青少年課	帯広市青少年育成者連絡協議会補助金	550	550	550	550	帯広市青少年育成者連絡協議会	④	町内会等から選出された青少年委員や青少年育成者を母体として組織する「帯広市青少年育成連絡協議会」による青少年の健全育成活動・事業の円滑な実施を支援し、もって本市の青少年の健全育成の資するもの。 ・補助額:事業経費の1/2 ・主な事業:ジュニアリーダー養成講座、地域青少年フォーラム、「青連協だより」発行、子ども会活動・他団体との意見交流会等	A	●継続 市民ぐるみの青少年健全育成運動が市の施策として展開されてきており帯広市青少年育成者連絡協議会は市民参加組織として市の行政活動の代替又は補完しており、一体となった活動を展開する意味から一定の支援は必要。	A	●継続 地域の青少年委員で組織する当該協議会については住民組織としての活動団体であり、行政を補完の役割を担うとともに、また行政と一体となった取組は重要。 従って当該団体が実施する各種事業について支援することは必要。	
544	補 186	生涯学習部 女性青少年課	帯広市農業青年団体連絡協議会補助金	70	70	70	70	帯広市農業青年団体連絡協議会	③	農業青年相互の交流や青年活動を通じて、地域での連帯意識をもつとともに、自己研鑽、社会参加を図るため当該団体の事業に対し補助するもの。 ・主な事業:会員交流会、サマー・ウィンターフェスティバル、機関紙発行 ・補助率:1/2以内	B	●交付のあり方見直し 自主財源の範囲内での事業展開促進	D	●補助金交付について抜本的見直し(廃止) 社会環境、時代も大きく変化し、今日農業青年の相互交流や社会参加の機会も増加・一般化した状況にあり、補助金交付による行政関与の必要性、役割は終了したものと判断する。 また交付金額からも自主運営が可能と料する。	17
545	補 187	生涯学習部 女性青少年課	日本ボーイスカウト北海道連盟十勝地区協議会補助金	50	50	50	50	日本ボーイスカウト北海道連盟十勝地区協議会	④	社会奉仕、野営、ミーティングやボランティア活動、集団活動などを通じて青少年の健全育成と豊かな心と創造性、社会的自主性を育み、よりよき人格形成を目的に活動するボーイスカウト活動を支援・補助するもの。 ・会員:4ヶ団17隊・・315名 ・補助率:1/2以内	B	●交付のあり方見直し 自主財源の範囲内での事業展開促進。	D	●補助金交付について抜本的見直し(廃止) 当該団体のボランティア活動、集団活動を通じた青少年の健全育成、社会性自主性を育むべく活動について協賛することは適当と考えるが、一方で世界的、全国的な組織形態として周囲の理解や人的支援など活動基盤も安定しており、自主活動という原点のなかで、自主財源の範囲での活動展開など自主運営への移行をお願いすることが適当。	17
546	補 188	生涯学習部 女性青少年課	BBS会補助金	30	30	30	30	帯広BBS会	④	犯罪等道を誤った同世代の仲間が再び非行に走らないよう、友達となって更生の道の手助けをする活動を行っており、係る活動の支援補助。 ・活動内容:少年院訪問・友達活動や社会を明るくする運動活動参加協力等、相互研修 ・会員数:14名	A	●継続 社会奉仕活動として少年院訪問など青少年の非行防止及び健全育成活動を展開・寄与しており、また継続的な取組活動が必要であることから引き続き支援する必要がある。	A	●継続 青少年の非行防止とともに罪を犯した子供たちへの更生支援活動を行っており、年齢的に近いあるいは同年齢の視点での交流・支援は極めて有効である。 係る社会奉仕活動を支援する意味から補助金交付は適当と判断する。	
551	補 189	生涯学習部 女性青少年課	婦人団体連絡協議会補助金	250	250	250	250	帯広市婦人団体連絡協議会	④	婦人団体相互の連携、協調を通して、婦人の社会参加、まちづくり活動への参加等、女性の地域向上を図るため、係る団体活動を支援補助するもの。 ・会構成:市内婦人団体(6団体:108人・・はるにれの会、ななかまどの会、茶侘会、藤友会、白菊会、ひなげし会)	B	●交付のあり方見直し 自主財源の範囲内での事業展開 ・名実ともに女性団体のリーダーとしての活動内容、また、各団体のネットワークづくりをする事業展開。	B	●補助金交付のあり方について見直し 婦人団体相互の協調と連携を図る中で婦人の社会参加、地位向上に資するべく活動支援として補助金を交付してきたが、今日、取り巻く社会状況も大きく変化し、当該協議会に関わらずに、自主的な活動を志向する女性・婦人団体も増えてきており、活動実態も広範・多様化してきている。そうした状況を踏まえ、当該連絡協議会としても自主活動という方向を志向するなかで一次評価のとおり自主財源の範囲での事業展開を期待するもの。	17
552	補 190	生涯学習部 女性青少年課	町内会女性部連絡会補助金	50	50	50	50	帯広市町内会女性部連絡会	③	帯広市内の町内会女性部などを対象に女性の地位向上と住み良い地域社会づくり事業帯広市内の町内会婦人部及びこの会の趣旨に賛同する女性で構成。 ・構成数:95町内会	B	●交付のあり方見直し 自主財源の範囲内での事業展開 ・名実ともに女性団体のリーダーとしての活動内容	B	●補助金交付のあり方について見直し 地域住民の福祉増進に於ける町内婦人の役割を踏まえ、各町内会の女性部に係る連絡・支援役である当該女性部連絡会の活動支援として補助金を交付してきたが、今日、時代・社会状況も大きく変化し、連絡会の活動・事業も変化してきている現状のなか、一方で各町内会女性部も時代に即応し地域域ごとの主体的な取り組みを拡大してきている。今後、市民協働を推進するうえでもこれら連携強化を図るなかで、当該町内会女性部連絡会においても自主財源を充実し、自主運営を基本に精力的な事業展開を期待する。	17
553	補 191	生涯学習部 女性青少年課	女性国内研修参加補助金	209	209	163	163	個人	④	男女共同参画を推進し、まちづくりに寄与する女性リーダーを養成するため道外先進都市に派遣への経費をの一部補助する。(平成7年度より、男女共同参画社会づくりを目指して開催されている「日本女性会議」に派遣)	B	●事業・制度の見直し統合 国立女性教育会館研修補助制度と統合していく。	D	●事務事業の統合(廃止) 一次評価のとおり。NO537(補-NO183)に統合	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
560	補 192	生涯学習部 文化課	帯広市民劇場補助金	800	800	800	800	帯広市民劇場運営委員会	④	本市における文化団体の束ね役(連携、調整)であり、若手、団体の育成や文化活動への支援を担っている帯広市民劇場運営委員会の事業に対する補助。 ・会員:文化活動者・鑑賞者個人 ・主な事業:写真展、書道作品展、新人演奏会、機関誌発行、市民劇場賞ほか	B	●継続 市民劇場は、若手や団体の育成、文化活動の支援だけではなく、文化団体の束ね役、文化団体と行政のパイプ役も果たしており、支援の継続は必要。 しかし今後の方向性については、事務局体制、財団との役割分担等も含め検討していく。	B	●行政関与、活動体制について見直し検討 一次評価のとおり。	17
561	補 193	生涯学習部 文化課	帯広交響楽団補助金	1,400	1,400	1,400	1,400	帯広交響楽団協会	③	地域における交響楽団の育成と継続的活動及びレベルの向上を支援・補助するもの。 ・補助の対象:定期演奏会(年2回) ・補助額:定額	B	●交付のあり方について見直し 帯広交響楽団は、地域住民で構成されている楽団である。継続的な活動を行うことにより交響楽団のレベルが向上され、また、住民への鑑賞機会を提供でき本市の文化振興が図られるため支援は必要。 財源確保の方法として、行政が支援するだけでなく、民間や市民の支援、大口後援者の開拓を促していく必要があるものと考えている。	B	●補助金交付の見直し(自主財源、自助努力) 市民の鑑賞機会の提供の意味から、地方独自の交響楽団の活動充実を期待するものの、恒常的な形で行政支援は限界もあり、民間支援など自主財源の確保、自主努力を促す必要がある。	17
562	補 194	生涯学習部 文化課	十勝文化団体補助金	162	162	153	153	十勝文化団体協議会	④	十勝管内20市町村の文化連盟と市町村が地域の芸術文化の振興、交流を図るため、相互連携による当該協議会を組織し文化振興事業を実施する。(事務局:市文化課) ・事業:郷土芸術祭、文化の集い、文化賞。	A	●継続 十勝文化団体協議会は20市町村の文化連盟と市町村から構成され、帯広市としては、地域文化振興を図る手段として補助金の支出は不可欠であると考えている。 なお、事業内容、あり方については構成団体と十分協議していく。	A	●継続 十勝管内の芸術文化の振興・交流を図るため市町村や文化連盟間の連携による事業展開は有意義。 活動については一次評価のとおり。	17
563	補 195	生涯学習部 文化課	文化事業開催地補助金(十勝馬唄全国大会開催地補助金)	200	200	160	160	個人・団体	②	文化関係の大会、公演、鑑賞事業等について本市開催地に行われる場合に対する開催地補助。 十勝馬唄については人馬が一体となった十勝の開拓の歴史を後世に語り継ぐためS41年に郷土民謡として創られS56年に十勝馬唄保存振興会結成、S59年からは毎年、十勝の民謡を全国に発信するため、十勝を会場にして行われている全国コンクール。	B	●交付のあり方見直し 文化事業に係る開催地補助金については、市全体の開催地補助基準によっている。 ・毎年、開催地補助を受けている団体について、補助する期間を決めて、自主的・自立的に大会等を開催できるように指導・促してしていく。	B	●補助金交付のあり方見直し 一次評価のとおり開催地補助金については財政課基準による。ただし、当該十勝馬唄全国大会のような、恒常的な本市開催大会については、開催の効果は一定程度認めるが、自己自主運営での大会を基本に対応すべき。 なお関係補助金交付については別途検討が必要。	17
567	補 196	生涯学習部 文化課	文化団体等派遣補助金	645	645	360	360	全国大会出場高校生、全国・全道大会出場文化少年団	②	市内の文化少年団と在住高校生を対象に、国、道、全道・全国規模の文化団体(高文連含む)等のいずれかが主催及び共催、後援する大会等に出場する場合、次の基準を充たしている者に派遣旅費として補助。 ・対象:文化少年団～全道大会、全国大会 高校生:全国大会に参加する個人または団体	A	●継続 全国・全道大会への派遣補助は、子供たちの励みとなり、活動を通して青少年の育成にも繋がることから今後も派遣補助を継続する。 なお、本補助制度はH16年度から子どもへの重点化に見直しした。	A	●継続 一次評価のとおり。	
571	補 197	生涯学習部 文化課	帯広カムイトウボボ保存会補助金	380	380	240	240	帯広カムイトウボボ保存会	④	帯広市指定文化財であり、国指定重要無形民俗文化財であるアイヌ古式舞踏などの保存・伝承・普及及び後継者人材の育成の観点から会の活動事業について支援・補助するもの。	A	●継続 市指定文化財であり、国の無形文化財であるこの団体の活動に対して支援することが、アイヌ文化の伝承・保存に繋がる。 H16年度に事業費補助への移行及び補助額の見直しを実施。	B	●自主財源の拡大など補助金交付のあり方見直し 市指定文化財であり、アイヌ文化の伝承・保存の観点から、会の活動に対し一定の支援は適当と考える。 しかし、一方で各種イベント・催事への出演・披露回数も相応にある状況を斟酌するに、会の運営・活動について自主財源の拡大充実を図る必要があるものと思料する。 従って補助金交付について、恒常的補助のあり方、交付額について検証し、適宜改善見直しを図る必要がある。	17
575	補 198	生涯学習部 スポーツ課	帯広市体育連盟補助金	3,750	3,750	3,650	3,650	帯広市体育連盟	④	本連盟は各スポーツ競技団体を構成員とし、市民・競技関係者を主体とした本市スポーツ振興の中心的役割を果たしており、市スポーツ行政の代替性、補完性とその公共性の観点から、実施する各種事業への補助並びに係る団体運営に一定の支援を行う。 ・会員:46競技団体	B	●会のあり方等見直し検討 市民協働の観点から、市事業のシフト、財団の棲み分けなど体連としてのスポーツ振興の役割分担を見直す必要がある。	B	●会のあり方、役割、行政関与の見直し検討 当該体育連盟は、本市スポーツ振興の中心的役割を果たしており、市行政の代替性、補完性の観点から実施する各種事業への補助並びに係る団体運営に一定の支援は必要。 しかし、市スポーツ振興における市、財団、団体の役割を明確にするなかで当該団体における会のあり方、行政関与のあり方について見直し検討する必要がある。	18
576	補 199	生涯学習部 スポーツ課	帯広市体育連盟補助金(施設分)	314	314	315	315	帯広市体育連盟	④	柔道専用体育館として民間施設の活用に伴う補助	A	●継続 施設利用として継続。	B	●支出方法の見直し 支出方法について見直し検討が必要。	17



全体番号	区分別NO	部署名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
577	補 200	生涯学習部 スポーツ課	帯広市体育連盟補助金(事業費分)	..	..	..	..	帯広市体育連盟	④	NO198で一括	B	●会のあり方・市の関与・役割も直し検討	B	●会のあり方等見直し検討 NO575(補-NO198)一括	18
578	補 201	生涯学習部 スポーツ課	スポーツ少年団指導者養成補助金(登録・保険料相当)	2,335	2,335	2,641	2,641	各スポーツ少年団	④	少年団活動はボランティア指導者が当たっており、少年団の活性化を図るうえでこれら指導者の養成が必要。係る指導者養成支援として補助金を交付。 ・補助額:各スポーツ少年団の登録料相当額を補助。 ・少年団数 H14・101 H15・98 ・団員数: H14・2942名 H15・2935名 ・指導者数 H14・403名 H15・478名	B	●会のあり方・市の関与や役割について見直し検討 公的な関与を見直し、将来的には団体活動を自助努力による負担を検討。	B	●補助金交付のあり方について検討 少年団活動の振興発展にとって指導者の育成は不可欠であるがボランティアに支えられているのが実態。 係る指導者の育成により少年団活動を支えていく意味で、一定の支援は必要と判断するが、負担のあり方については一次評価のとおり。	17
579	補 202	生涯学習部 スポーツ課	帯広市スポーツ少年団本部補助金	320	320	320	320	帯広市スポーツ少年団本部	④	少年団活動の活性化を通じ青少年の健全育成とスポーツ機会の提供のため 帯広市スポーツ少年団本部活動(北海道本部への少年団登録事業・各競技別交歓会・各少年団への情報提供)を支援し、運営の円滑化を図るもの。(少年団数・96団体) ・補助額:定額	B	●市の関与・役割等についての見直し検討 市スポーツ振興への貢献は高いが、市、体連、財団などの役割分担を整理し、あるべき姿を追求する必要がある。	B	●本部体制のあり方等について見直し検討。 青少年の健全育成及びスポーツ振興の観点から少年団の育成・支援は必要である。 ただし、一次評価のとおり、スポーツ少年団のあり方、機能について行政の役割をも含めて見直し検討が必要。	17
584	補 203	生涯学習部 スポーツ課	地域スポーツ振興補助金(パークゴルフ同好会)	360	360	315	315	パークゴルフ同好会及び運営委員会	③	住民団体が自らコースを整備・管理し、広く一般開放しているパークゴルフコース(団体)に補助し、パークゴルフ振興を図る ・対象施設:現9箇所 ・補助対象経費:パークゴルフ用具及びコース補修等管理経費 ・補助率等:10割 予算の定める範囲内。35,000円	B	行政活動を補完しており、廃止は困難であるが、利用者に維持管理費を負担させる、あるいは地域のボランティア活動により、補助金廃止、縮減を検討する。	B	●負担のあり方について検討 パークゴルフ整備計画との関連で、これら地域自主整備パークゴルフ場についての行政的位置づけが不明確。自己整備後あくまでも自己管理とすべき施設なのか行政関与が必要なのか取扱が不明瞭な状況にある。 係る位置づけ考え方を整理することにより、維持管理の負担のあり方について行政負担、相互負担あるいは自己負担か対応を整理するべきである。 また行政負担の場合であっても、利用者が実質特定されるなどの状況も想定されること、固定資産税減免との関連をも斟酌し額の妥当性をも検討する必要がある。	17
590	補 204	生涯学習部 スポーツ課	文化スポーツ振興財団すばく帯広運営費補助(人件費、物件費)	10,965	10,965	10,952	10,952	文化スポーツ振興財団	②	通年多目的運動施設(すばく帯広)の管理運営補助・帯広市文化スポーツ振興財団が船舶振興財団の補助を受けて建設、所有するもの。市の推進事業として設置したものであり独立採算不可。市において運営補助を行っているもの。	B	(15年度評価) ●コスト削減に向け、事業の進め方の改善による継続 ・財団事業全体の見直しの中で検討する必要がある。	B	●コスト削減に向け、事業の進め方の改善。 市の代替により建設し、係る経費負担であるが、利用増進を図る中で自主運営に向けた取組強化を促す必要がある。	
592	補 205	生涯学習部 スポーツ課	ナイタースピードスケート競技大会等財団各種教室事業補助	700	700	660	660	ナイタースピードスケート競技大会等財団各種教室事業補助	③	帯広の森ナイタースピード競技会及び水泳教室開催補助。	B	(15年度評価) ●コスト削減に向け、事業の進め方の改善による継続 ・財団事業全体の見直しの中で検討する必要がある。	B	●事業の進め方の改善により継続 市スポーツ普及の観点から支援は必要であるが、一次評価のとおり、コストとの兼ね合をも念頭に効率的・効果的の事業の展開を促すことが必要。 なお スポーツ振興・普及を意図した各種教室事業の実施主体についての財団の位置づけを明確にすべき、係る事業について一元的に財団を担い手として考えるのであれば、財団の財源確保努力は当然とする市として一定の支援を行うべきである。	
601	補 206	生涯学習部 図書館	中城ふみ子賞実行委員会補助金	300	300	0	0	中城ふみ子賞実行委員会	①	帯広市出身で現代短歌潮流の礎となった歌人中城ふみ子の没後50年を機に、その功績を称えるため創設した「中城ふみ子賞」に係る事業(作品募集～選考～授賞、講演会)を支援する。 ・平成16年度に第1回の授賞式を実施した。実行委員会は今後2年毎。 ・会構成:地元短歌結社及び同好会、中城ふみ子会、巫麻の会等ゆかりの団体、賛同個人 ・補助額:予算の範囲	A	●継続 中城ふみ子賞は、平成16年度に第1回の授賞式を実施し今後2年ごとに募集する計画を持っている。これに関し実行委員会の会費、寄付等だけでは実施が困難、市の関与(補助金)が必要。 中城ふみ子は帯広市図書館でも、郷土出身の歌人としてその資料整備等を行っているが、今回の短歌募集を通じ全国での中城の人気を再認識した。市民生活に必要な不可欠ではないが、帯広市からの文化の発信事業として継続すべき。	A	●継続 一次評価のとおり。	
605	補 207	生涯学習部 図書館	市民文庫マスター連絡協議会補助金	55	55	55	55	市民文庫マスター連絡協議会	④	市民文庫を開設し、ボランティアで読書活動の推進を担っている文庫マスターの横の連絡・連携体制を保持、支援すとともに、また図書に親しむ機会を提供すべく実施する事業(図書交換会、夏休み子ども図書館のつどい、史跡めぐり、研修会、冬休み子ども図書館のつどい)を支援し、図書館事業に発展に資するもの。 ・会員:14名 ・補助額:予算の範囲	A	●継続 図書館活動に理解のある会員が、有効な事業を実施している。活動が定着しており、市民の参加状況も良好で、市民への読書活動の推進につながっており、活動を継続する。	B	●会のあり方について見直し 市民文庫マスターの利用促進に向けた市民啓蒙啓発、普及活動や協議会実施の読書普及などの活動については、新たに組織された図書館ボランティアの会と一体とした活動を展開することが、より効果的であり、文庫マスターの一層の利用増進が期待できるものと思料する。 そうした観点から会及び補助金についても見直しのうえ整理統合を図っていくことが妥当と考える。	18

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		事業実施主体(交付・支出先)	実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		
				事業費	一財	事業費	一財				評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	実施年度
607	補 208	生涯学習部 図書館	図書館ボランティアの会活動補助金	350	350	300	300	帯広図書館友の会	①	<p>新図書館のオープンを視野に入れ、ボランティア活動範囲の拡大が予想され、活動の基盤を確立する意味から、図書館への協力の意志がある市民を「友の会」として団体組織化したもの。</p> <p>会として図書館で市民(利用者)サービスを行うための経費として、資料作成・資料提供技術講習会・講演会などボランティア活動に事業について補助支援し、会の基礎的活動を確立・醸成する。</p> <p>・会員:H15:77名</p>	A	<p>●継続 当会は、協力意志を持った市民を組織化し、基礎的な活動を行うことにより、会及び会員の活動意識、技術、質の向上を図るものであり、ボランティア団体の基盤づくりとして当面財政支援が適当。</p> <p>新館移行後の図書館運営は、駅前という場所、建物規模、図書館システムの導入など、現在の施設と比較して多くの市民が利用することが想定され、職員だけで全てのサービスを実施することは困難であり、ボランティアの協力を得ながら、きめ細かなサービスを提供していく考えである。</p>	A	●継続 一次評価のとおり。	
614	補 209	生涯学習部 児童会館	帯広少年少女発明クラブ補助金	120	120	..	..	帯広少年少女発明クラブ	③	<p>児童の科学的な観察力・洞察力を培い、創造する喜びと楽しさを育むため少年少女発明クラブの製作実習、アイデア工作基礎工作技術など活動を支援するもの。</p> <p>・会員:29名 ・活動:2回/月のクラブ活動、製造工場の見学学習、展示会出品 ・補助額:クラブ活動指導員の経費について補助(100%)</p>	D	●支出方法の変更(補助金交付廃止) H16から指導員謝礼として市の予算の中で措置。	D	●支出方法の変更(廃止) 補助対象分について、市事業に変更。	16
617	補 210	生涯学習部 とかちプラザ	とかちプラザコンサート委員会補助金	400	400	400	400	とかちプラザコンサート委員会	②	<p>レインボーホールの有効活用として、管内で音楽活動をしている演奏者に演奏・発表の場を提供し、人材の活用、育成など地域に根ざした音楽活動を支援するもの。</p> <p>・公募の虹コン(年6回)と委員会で企画する虹コンスペシャル(年1回)のコンサート事業に対し補助するもの。</p> <p>・会構成:</p>	D	●事務手法の見直しを行い縮小。 音楽のジャンル形式がクラシック、邦楽、アコースティック等に限定していること公募出演者が固定化傾向があり、また管理運営を担うとかちプラザ事業から文化振興事業として再編成することが必要と考える。	D	●事務事業のあり方の見直し統合再編 一次評価のとおり。	18

平成16年度事務事業評価結果 【ソフト等の事務事業】

【実施年数表示】 5年未満  
6年～10年未満  
11年～20年未満  
20年以上

【評価結果表示】 A 現状にて事業を継続（必要性、有効性、達成率、効率性とも高い）  
B 事業の進め方に改善により継続（必要性、有効性が高いが 達成度、効率性が低い）  
C 事業規模、内容の見直しが必要（達成度、効率性が高いが、必要性、有効性が低い）  
D 廃止、縮小、統合など事業の抜本的見直しが必要（必要性、有効性、達成度、効率性ともに低い）

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
1	他	1 企画部 企画課	J - Site JAMP使用料	3,717	3,717	3,717	3,717		時事通信社が提供する、官庁速報、行政ニュース(国、自治体の政策動向)等の情報をWeb上で閲覧することができ、また検索等も容易に行えるサービスの提供。	B	効果的・効率的手法の検討 利用拡大を図るため効果的・効率的手法を検討する。 提供される情報や検索等の機能は大変有益であるが、利用数が多いとはいえないので、今後、周知に努め利用の拡大・情報の有効利用を図る。	B	事業の進め方の改善 国・都道府県・市町村などの官庁・自治体及び社会・経済動向に係わる最新且つ有用な情報が逐次提供され、行政事務執行に当たっての情報収集手段としては効果大きい。 しかし、当該情報サービス機能については全庁的には活用が十分でない現状もあり、積極的な利用拡大を促す必要がある。 今後、係る活用実態及び金額の妥当性について検証しつつ、効果的・効率的手法など事業の進め方見直し改善を図っていく必要がある。	17
7	他	2 企画部 企画課	総合計画推進事業	1,457	1,457	1,390	1,390		地方自治法で策定が定められている基本構想としての「帯広市総合計画」策定事業。 前期後期の5か年毎の推進計画を策定し、毎年度、事業の進捗状況を検証し、予算編成において3か年の実施計画を策定することにより効果的で機動的な推進を図っている。	A	継続 基本構想を実現するための基本計画策定とその推進は市民生活上必須・当然の市の責務。 総計事業の実施にあたっては、行政主体に加え、市民協働をより積極的に取り入れながら進めていくものであるが、推進手法については、事業量ベースの進捗状況を把握しているに留まり、成果について十分な検証できない状況にあることから、後期推進計画では事務事業評価との連携をはじめ、成果指標による進行管理を検討するほか、次期総に向けては政策評価システムの構築など効果的な推進手法の検討が必要である。	A	継続 地方自治法に基づく、本市街づくりの基本構想。 一次評価のとおり、時代・社会の変化を踏まえ総合計画の推進については、成果効果を踏まえた事業の展開を念頭に、より効果的、効率的な推進手法を検討、導入する必要がある。	
11	他	3 企画部 企画課	東京事務所の設置	12,212	12,212	12,052	12,052		帯広・十勝の現状・課題・将来性等の理解を図り、地域活性化に有用な施策・事業等の情報収集を行うほか、「東京にある帯広市役所」として、首都圏の関係者・団体等に対する極め細かい情報提供・打合せ等を行う。 中央府省庁その他関係機関を対象とした情報収集、在京関係者・団体に対する帯広・十勝情報の発信、首都圏で開催される会議・要望活動に係る調整・代理出席等、首都圏に所在する関係企業等との打合せ・ニーズ把握(国際チャーター便、サッカーフェスタ開催、誘致企業など)。	B	事業の進め方の改善 コスト削減を図りながら継続する。 インターネット等の普及により、一部の行政・政策情報がデータとして本庁でも入手可能となっている一方で、行政機関や企業・団体等では帯広・十勝情報の照会先として、インターネットで情報を得て東京事務所を活用する傾向にもあり、新しい利用スタイルが生まれている。	B	効果的・効率的手法など事業の進め方の改善見直し 現在東京事務所の機能が、中央省庁他の情報収集、帯広・十勝情報の発信、会議・要望活動に係る調整・代理出席等、関係企業等との打合せ・ニーズ把握としているが、IT化の進展で本庁においても最新及び多様な情報を入手可能となっている状況や事務所活用の低下など取り巻く環境も変化しているが、きめ細かな情報収集・提供・迅速対応など首都圏域における活動拠点として一定の機能・役割が期待でき、東京事務所のより効果的・効率的な活用手法等について見直し改善を検討する必要がある。	18
14	他	4 企画部 秘書課	秘書課活動旅費、交際費	4,002	4,002	7,000	7,000		特別職及び随行者の活動旅費及び交際費	A	継続 旅費について、数値目標を掲げて抑制することは困難。 随行者の随行基準を作成し、随行回数を縮減する方向で検討。 交際費については平成16年度に 慶弔基準の再見直し、土産等の基準見直しを実施するなかで抑制を図る。	B	事業内容の見直し、進め方の改善により継続 一次評価のとおり、実施基準についての見直し改善を促進のこと。	17
17	他	5 企画部 住民活動課	無料法律相談事業	1,196	1,196	1,240	1,240		弁護士が、市民相談室にて相談業務を担当するもの。無料で相談を受けることができる。 ・毎週1回(水曜日・pm1時～pm3時) 相談件数:H13・307件 H14・307件 H15・311件 (金銭貸借、損害賠償、相続贈与、離婚・労働相談等々) ・移動法律相談(年3回 7・11.3月 am10時～pm4時) 於藤丸 相談件数:H14・84件	B	事業手法の見直しによる改善 相談される内容が法律相談ではなく、よらず相談になっている。市民相談室の業務も合わせて、在り方の検討が必要。	B	事業手法の見直しによる改善 市民相談については、社会生活・市民生活の複雑化など環境の変化に伴い、内容の多様化・専門性が高まっており、行政対応としても一定の専門的見地からの助言援助が必要と判断する。 しかし、無料法律相談については、基本的にはアドバイスの機能であり、また相談内容がよらず相談となっている状況などから、効果的・効率的手法として検証する必要がある。 特に住民の各種相談については、民間機関・団体での窓口等充実や、市民相談室の機能など、係る全体について検証するなかで、行政における法律相談のあり方・機能について検討が必要である。	18
18	他	6 企画部 住民活動課	住民活動推進(推進員・事務補助・事務費)	6,671	6,671	4,644	4,644		帯広市町内会連合会事務局として、帯広市町内会連合会事業の企画・立案・推進に当たっているほか、広報誌等による情報伝達などにより地区連合町内会や各単位町内会の活動についても多方面にわたって支援している。 また、帯広市町内会連合会理事や各町内会役員などの相談窓口として、市民協働のまちづくりの推進と市民活動のレベルアップを事務的にサポートしている。	B	市民参加の推進や効果的効率的手法を検討など事業の進め方の改善検討 市民団体の自主的・自立的活動を促すためにも公的なバックアップが求められており、多様化する市民ニーズのなか各市民活動の特色を理解し、適切なアドバイスを伝えることができる推進員は欠くことができない存在である。市民協働・市民参加を推進し、活動をサポートする上で重要。 一方、今後地域住民がより積極的に地域自治に関わるような仕組みを考えていく必要がある。	B	事業の進め方についての見直し改善 市民協働・市民参加を推進する上でのサポート役として一定の役割を担っており、今後も係る支援体制として必要。 一方、住民活動の推進については「市民協働」の街づくりの観点から、今後、積極的な住民参画、関与を期待し促すことが必要であり、その意味から係る手法や仕組みについて検討、明確化していく必要がある。	18
25	他	7 企画部 広報課	マンガ製作委託・印刷	669	669	672	672		政策や事業を市民に分かりやすく説明するため、身近なマンガを活用する。(年1～2回)	A	継続 マンガで政策や事業について、具体例をあげて説明するため理解度は高く、市町連の役員からもわかりやすいとの評価を得ている。	A	継続 行政業務・事業などについて市民理解を深める意味から、当該手法は有効と考える。実施にあたっては有効性、効果を念頭に対象や内容等について十分なる検討が必要である。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
27	他	8 企画部 広報課	広報紙作成	23,189	20,543	23,067	20,421		市政に関する情報や地域社会に即した情報などを提供するための媒体として「広報おびひろ」を作成。 ・広報おびひろに掲載する情報の取材、原稿収集、DTP編集作業	A	継続 市の施策・事業の市民周知にかかるウエイトは依然として高い。 「毎月読んでいる」75.5%、「時々読んでいる」17.1%を合わせると92.6%となっており、市政情報を広報から得ている割合は非常に高い。(平成10年度アンケート調査)	A	継続 住民に対する行政情報の広報媒体として、広報紙による手法が現状では最良の手段であり継続が妥当。 ただし、広報誌については市民にとってわかりやすく、親しみやすい内容とすることが重要であり、内容、紙面構成など作成編集業務等について民間のノウハウを活用することも検討する必要があるものと思料する。	
28	他	9 企画部 広報課	広報誌配布委託	2,079	2,079	2,205	2,205		広報紙の区分け(約970ヵ所)と各町内会広報委員宅への配布業務の委託。 ・配送先：H15・966箇所	A	継続 宅配業者などの利用も考えられるが、コスト面から判断すると現状の手法が妥当と判断する。 (昭和48年以前は郵送、昭和49年以降配達委託。)	A	継続 配布に係るコスト面や効率性を考慮したとき現状の手法がベストと判断する。	
29	他	10 企画部 広報課	くらしのガイド作成(増刷)	1,696	1,696	1,696	1,696		市役所案内、届け出、病気や健康、福祉など市民生活に関わりの深いことから、分かりやすく解説紹介し、転入者の利便を図る。 ・配布先：市民課での転入手続時に配布(平成4、14年度には全戸配布) ・転入転入世帯数 H15・3,923	A	継続 転入者にとっては唯一の行政情報であり、毎日の暮らしに密接にかかわるものであり、効果は高い。	A	継続 転入者に対する日常生活に関わる手続き、サービスほか各種行政情報を網羅した「くらしガイド」であり、作成配布の有効性、必要性は高い。	
30	他	11 企画部 広報課	市史資料収集嘱託職員の設置	2,375	2,375	2,359	2,359		次回の市史発行の円滑化のため業務を担う(市史編集委員から提出された「現市史に追加する年史」及び「記述の訂正報告」のとりまとめ。	A	継続 取りまとめ作業として継続。	A	継続 市史編集に供するための情報については、社会の変化や変革などを的確且つ正確に整理し残していくためには恒常的、継続的な収集、整理が有効。 そうした観点から、日常から係る収集にあたる編集委員のサポート役及び収集資料等について整理取りまとめを担うための業務体制は必要。	
31	他	12 企画部 広報課	市史編集発行事業(編集委員、事務補助、資料収集他)	0	0	1,292	1,292		帯広の歴史を後世に引き継ぐため市史を編集発行(H15年新発行) 次回発行に備え、毎年度の現市史の資料収集・執筆と市史記述の誤りを訂正などの作業を行うことにより、次発行時にあらためて執筆することなく発行が可能となるよう事業を継続していくもの。	A	継続 発刊の数年前に委員を任命し、史料収集に当たってもらい今回発刊したが、委員からは史料が散逸しており、史料収集に大変苦労されたとのこと。 そのため、日頃から委員の体制を構築し、史料収集に努めて欲しいとの要請をうけたものである。	A	継続 帯広の歴史を引き継ぎ後世へ伝える意味で、一定時期ごとに市史編集発行は必要。 ただし、今後、体系的な形で市史発行は相当の期間経過後と想定され、そうした観点から資料収集については、長期的視点のなかで、内容・あり方を検討する必要があり、特に一次評価による手法について、収集資料が次期編集発行において有効活用されるよう十分なる配慮、検討が必要である。	
42	他	13 総務部 庶務課	新聞・雑誌・追録	6,332	6,332	4,142	4,142		新聞・雑誌・追録を購入し、最新の情報を入手することにより、職務上の参考資料として活用したり、法令等の適正な解釈・運用を行う。	A	継続 追録の購入や、新聞の配置などについては、これまでも見直しを行っており、必要最小限までの削減しているため、改善の余地は無い。 新聞は各フロアに全国紙1部と地方紙1部を配布。及び16年度以降業務上必要とする課のみに配布、庶務課に全国紙4部、地方紙2部を配置し閲覧できるようにしている。 また追録・雑誌については、最新情報収集及び行政活動上の大原則である法令等適正な解釈・運用を行えるよう研鑽することは不可欠。	B	事業内容の見直しなど進め方の改善検討 新聞については、一定の見直しを図るなかで業務必要分として対応していることから現状妥当と判断する。 ただし、官庁ほか各種情報の収集に関し、I-ネットなど他手段による情報入手が可能となっており、雑誌購入や法令等々の追録については係る状況を踏まえ、必要性を十分検証のうえ効率的・効果的な執行にむけ逐次改善、見直しを図る必要がある。	17
43	他	14 総務部 庶務課	例規集電子システム(委託)	6,090	6,090	5,670	5,670		例規集を電子システムの形で作成し、庁内LAN及びホームページ上で公開する。(年3回更新)	A	継続 例規集については既に電子化しており、今後も広く市民へ公開していく。	A	継続 一次評価のとおり。	
55	他	15 総務部 庶務課	自主防災組織育成事業	1,714	1,714	1,200	1,200		町内会等の組織を生かした自主防災組織づくりと育成を推進する。 「自分たちのまち、地域は自分たちで守る。」という地域住民の自発的防災意識を高揚させ、災害時に住民の連携による安否確認、救出救護、初期消火等の応急活動が実施され被害の最小化を図ることを意図。 収容避難場所ごとに防災資器材用倉庫及び災害用資器材(消耗品・リヤカーなど一式)を整備配置していく。	A	継続 今後市内の自主防災組織の立ち上げは急務であり、市町連を通じて組織立ち上げの働きかけを積極的に行っていく必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
56	他	16 総務部 庶務課	文書管理事務(ファイリング用品購入など)	956	956	1,980	1,980		文書の保管から廃棄に至るまでの文書管理事務 ・文書保管・保存の形態・処理の統一化をはかり、限られた文書保存スペースを有効かつ効率的に運用するため、ファイリング用品の規格を統一。	B	コスト縮減による改善 現行のファイリングシステムを継続していく 中古のファイリング用品についての再利用を積極的に周知・推進することにより、新規購入数を削減していく。	B	コスト縮減 一次評価のとおり。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
60	他 17	総務部 職員課	職員研修委託	3,912	3,912	3,122	3,122		階層別・課題別の集合研修においては、社会環境変化対応、職階による職務認識・遂行力などについて、教育プロによる指導・示唆を受けるもの。 人材育成研修に実績のある団体への講師派遣依頼。集合研修の一部講師については庁内職員も活用。 (課長、補佐、係長、主任、中堅、10年、4年、新規、倫理・接遇・OA、MH) ・研修回数・参加人数・H15 18回 723名	B	効果的・効率的な事業展開 少数精鋭主義の行政運営においては、組織の中核たる職員の資質の向上、人材育成が不可欠であり、人事施策と連動するなどより一層効果的な事業展開をするものとする。	B	効果的・効率的な事業展開 一次評価のとおり。	17
68	他 18	総務部 職員課	国派遣職員研修	2,067	2,067	1,540	1,540		国または道など、本市と異なる環境における経験を通して、職員の資質の形成・向上を図るもの。 「研修派遣」は国土交通省の「行政実務研修」による。 「人事交流」は、各省の定める手続きにより実施。 ・実施状況：H13・3名 H14・5名 H15・5名	B	事業手法の見直し改善 国派遣研修そのものについては、人材育成基本方針をまとめるなかで検討協議するものとする。 派遣者については、基本的に公募とすることを検討。	B	事業手法の見直し 一次評価のとおり。	17
75	他 19	財政部 財政課	予算書・決算書・監査意見書等作成	3,741	3,741	3,761	3,761		地方自治法及び同施行令により作成が義務付けられている予算書、決算書及び監査意見書の作成。 ・作成部数・H15 250部	B	事務事業の簡素化、効率化及び事業手法の見直しによる改善。 法令上義務付けられた事務事業であるが、予算書・決算書の体裁の見直しによるページ数削減によるコスト削減及び庁内印刷の活用などによるコスト削減を図る予定である。	B	見直し 現在、国において予算書等見直しについて検討されており、これらを踏まえ見直し検討のこと。	18
78	他 20	財政部 財政課	ミニ市場公募債事務	5,549	5,549	8,178	8,178		公共施設の建設資金をミニ公募債「まちづくり債」として市民から調達するもの。 市民が公共施設建設資金の貸し手となることで、まちづくりへの参加意識を高め、自主自立の機運を高め、また手数料等のコストを助成しても銀行繰上債より有利な条件で資金調達することができる。(登録・支払・手数料、証券印刷、パンフ、配布) ・発行額：H14・300,000千円(応募者980名) H15・600,000千円(応募者643名)	A	継続 平成14年度から事業を開始し市民の間にも定着してきている。 また、資金調達の方法としても有効であり今後も継続していきたい。 しかし、金利が上昇傾向にあり、5年後の元金借換の際の利率が大幅に上昇する可能性があるため金利の推移を見極める必要がある。	A	継続 一次評価のとおり、市行政執行における資金運用の選択先の拡大及び市民のまちづくりへの参加、自主自立意識の高揚など事業として有意義である。	
85	他 21	財政部 納税課	道内滞納者実態調査	721	721	806	806		通常催告である文書・電話督促などで完納されない道内市税滞納者に対し、約一ヶ月前からの再督促を繰り返し、居住自治体の協力を得、自宅、勤務先などに出向き市税徴収・納税相談・実態調査などを行うもの。 平成14年度から転出等滞納者を1係担当に集約、6～7班(2人/班)で札幌市ほか道内主要都市、管内を中心に音信不通・所在不明者、約束不履行者に対し文書・電話により納付催告(9月)、10月、自宅・勤務先に出向き徴収・実態調査等を実施。 ・実調査対象：H15・213名 徴収納付見込額・9,000千円	B	効果的、効率的な手法を検討 通常市内滞納から転出により、市外滞納者に移行したケースの場合、滞納者に対する文書・電話などだけ催告では反応が薄くなり納税意識が低下するため、出向(徴収など)取組は必要であり、より効果的・効率的な手法を検討する。	B	効果的・効率的な手法など事業の進め方の改善 一次評価のとおり。	17
86	他 22	財政部 納税課	滞納処分関係事務	327	15	1,982	100		滞納者の差押財産(不動産)を換価し、市税に充当する。 (用地確定測量、鑑定手数料、需用費、修繕) ・実績：H15・不動産公売1件	A	継続 税負担の公平性から、必要に応じ換価処分を執行する必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
89	他 23	市民部 国保課	保健事業委託 (骨・足の裏健康チェック)	1,953	0	1,953	0		国保被保険者の疾病予防など知識を高めることを目的に、保険事業内容、保健事業のPRの一環として健康フェア・帯広市健康まつり(保健課主催)において「足の裏健康測定、骨健康度チェック」を実施。 ・受験者数：H15・1,485名	A	継続 医療費抑制のため、保健事業の充実が重要で現状維持すべきと判断する。	A	継続 一次評価のとおり。	
90	他 24	市民部 国保課	保健事業活動 (健康カレンダー・しおり作成、啓発パンフ・リーフレット購入)	1,912	0	2,089	0		国保の全世帯に保健事業や保険内容の周知・PRや疾病予防知識向上を目的に「健康カレンダー」(帯広市の健康事業や検診日程表・・・保健課と共同、全戸配布)、「国保のしおり」(国保の加入、給付制度、保険料についてまとめた小冊子)「啓発パンフ等」(感染症・生活習慣病に関するパンフ)等の作成配布。	B	事業手法の見直しによる改善 保険者として保健事業の充実が最優先課題。保険内容、保健事業のPRの一環として行っており、国保の周知、保健知識の向上の観点から継続的実施が必要。 保険事業の重要性を認識しつつ事業の効率化、事業手法の見直し、コスト削減による改善を図る。	B	事業の進め方の見直し改善 市民の健康づくりに関する保健事業や国保事業など情報提供、PR活動であり継続的な事業展開が必要。 実施に当たってはより効果的・効率的な手法や内容について見直し改善を図るなかで進める必要がある。	17
95	他 25	市民部 国保課	レセプト点検業務 (職員(嘱託)の配置)	2,378	0	2,531	0		老人保健被保険者の受診に伴い請求された診療報酬明細書(レセプト)の全件点検を行う。適当でない場合は、審査機関に申し立て求償等を行う。 ・国保連合会から審査後送付されるレセプトを、再度詳細に内容等点検するもの。	A	継続 医療費抑制のため、レセプト点検の充実が重要で現状を維持すべきと判断する。	A	継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
96	他 26	市民部 市民課	駅市民課分室設置	5,495	5,495	5,774	5,774		パスポート申請等利用者の利便性の向上及び都心部の住民サービスを図るべく、平成13年6月駅エスタ東館2Fに市民課分室を設置し住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本等の交付を実施するもの。 (嘱託報酬、場所賃料、機器リース、需用費ほか) ・交付実績：H13・2506件 H14・3551件 H15・2171件	A	継続 パスポート申請・交付窓口は、従前十勝支庁で手続きをしていたが、帯広駅エスタ利用促進等のため移転した。 これにより、「とかちパスポート窓口」との効率的な運用及び都心部の住民サービスのため平成13年6月、駅市民課分室を設置した。 今後、都心部の人口増及び海外渡航増などにより、利用件数の増加が見込まれる。	A	継続 市民の利便性確保の観点から分室設置は適当である。 なお、業務体制については、公証取り扱いという性格や個人情報保護等の観点から、外部化については現状不可能な状況にあるが、分室業務の現状(一日あたりの交付状況)を斟酌するに効率化に向けた見直しは必要と考える。 今日、取り巻く状況も変化してきており、今後も業務執行の手法など効率化・合理化について引き続き研究のこと。	
99	他 27	市民部 交通安全課	交通安全啓発推進資材	7,212	7,212	6,849	6,849		交通安全の啓蒙・啓発を目的に、安全旗、ランドセルカバーなど啓発資材を作成配布する。 ・安全旗(1,245枚)・・・年度初め町内会各支部に配布 ・ランドセルカバー(1,670枚)・・・新入学児童配布	A	継続 市民の交通安全に対する意識向上と事故発生の防止に役立っているとともに市民満足度を高めるためことができる	A	継続 市民に対する継続的な交通安全啓発手段として、啓発資材活用は必要。 市民の意識共有の観点からも効果あり。	
105	他 28	緑化環境部 環境課	環境ISO認証登録維持	3,931	3,931	3,095	3,095		市が一事業所として環境への負荷低減に取組むべくISO14001認証事業であり、「帯広市環境基本計画(H12.3月策定)等の環境施策の管理推進システムとして導入、全部局(学校を除く)でEMS(環境マネジメントシステム)に添って実施。年1回、認証の審査を受審するもの。(機関都合旅費、検査手数料他) 職員及び環境施策の推進やくとして、「環境にやさしいまちづくり」の率先垂範行動。	A	事務事業の手法の見直し検討 A評価ではあるが、認証登録によらない他の手法について検討を進める必要があると考える。そのため、市内の取得事業者や道東地域の取得自治体との連携を検討する。	B	事業の進め方の改善 行政における事務事業の環境管理手法として、当該認証登録・維持に基づき環境マネジメントシステムの運用定着、職員の意識向上を図ってきたが、導入後5年を経過するなかで、今日一定の定着が図られてきており、今後、「自己適合宣言方式」など、コスト縮減を念頭に、効率的、効果的手法について見直しが適当と見られる。	18
108	他 29	緑化環境部 環境課	自動水位計保守管理・データ解析委託	2,656	2,656	2,656	2,656		市内の一部地域では、過去に地下水の過剰揚水により地盤沈下が見られたことから工業団地内に地下水観測井(1ヶ所)を設置し常時水位観測を行うとともに、平成13年には市内18ヶ所の水準点の精密測量を実施し、現状の把握を行うもの。 温泉資源保護のため、市内3ヶ所(保護地区2ヶ所、準保護地区1ヶ所)に深層地熱水の水位観測計を設置し常時観測している。 これら業務に係る水位計の保守管理及びデータ解析を委託。	A	継続 市内全域の地盤沈下の動向を把握するためには、現在実施の地下水観測のほか、水準点の精密測量は欠かせないが平成13年度以後未調査のため実施を検討する。 現在実施中の工業団地地下水観測、深層地熱水観測については、地盤沈下のほかに地下水資源管理の点からも重要であり、継続する必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
109	他 30	緑化環境部 環境課	家畜糞尿運搬・散布業務委託	2,020	2,020	2,493	2,493		住宅地の拡大に伴い住環境保護のため、近隣畜産農家の臭気対策としてふん尿の畑作処理を試行する。 ・有効利用・全量1082t	B	効果的、効率的な手法を検討 住民の臭気苦情対策として、畜産農家の協力を得ながらふん尿の畑作処理を試験的に実施。 農地への有効性は理解が得られつつあり、今後農業廃棄物に係る有機資源循環システムを構築していく必要がある。	B	効果的・効率的な手法の検討 一次評価のとおり。	18
112	他 31	緑化環境部 環境課	環境植生調査(委託)	1,023	1,023	1,023	1,023		市内に残されている孤立林(0.25ha以上の孤立林を40箇所)について、動植物を含む自然環境が優れた状況を維持している区域、地形若しくは地質が特異又は特異な自然現象が生じている土地の区域として地区指定を行い、残していくべく、環境植生調査を委託により実施するもの。 植生調査は、毎木調査(胸高直径、樹種等)と林床調査(草本類)を行い地区指定の資料とする。 ・調査林・2林 ・指定保全地区数:H13・1林、H14・1林、H15・1林 (現在、公有地を含め6ヶ所指定)	A	継続 当市は、農業生産を基盤としているため、日高山脈から市内に繋がっていた森は開墾され、残されている林は防風林と数十箇所の孤立林のみとなってきている。 さらに、これらの孤立林の中には原野法による無届伐採から消失してきている。民有孤立林は買収し保全していくのが最善ではあるが、財政難のため奨励金(指定・管理)として対応しているのが現状である。 残された民有孤立林を自然環境地区に指定しコアエリア計画を推進するため植生調査を継続していく。	A	継続 残された孤立林について自然環境の保全、優れた自然環境の保持の観点からも、係る環境植生の調査は必要。	
114	他 32	緑化環境部 環境課	野犬掃討業務	5,193	5,193	5,155	5,155		畜犬及び野犬による人畜の危害を防止し、安全を保持するため、告示期間において市民からの通報やパトロール中など、緊留されていない畜犬及び野犬がいた場合に捕獲し、帯広保健所に抑留するもの。 (以後、告示し、期間中飼いが引き取れない場合薬殺処分。) (消耗品、嘱託職員配置) ・捕獲状況：H13・84頭 H14・64頭 H15・81頭 ・浮浪犬掃討率(掃討数/登録数)：H13・1.28% H14・0.95% H15・1.19%	A	継続 野犬等の掃討は狂犬病予防法で定める通常の防疫措置である。捕獲の徹底、パトロールの更なる強化を図り、市民の安全を守るとともに狂犬病の発生防止に努めて行く。	A	継続 一次評価のとおり。	
115	他 33	緑化環境部 環境課	処分犬等焼却委託	3,780	3,780	3,402	3,402		処分犬、死亡した犬等の適正処分に係る処理等業務委託。 野犬掃討等により保健所で薬殺処分した犬、清掃事業課で回収した市管理施設内で死亡した犬や猫などの小動物を指定場所から回収、運搬し、焼却処理を動物霊園へ委託している。 ・処分状況：H13・853頭 H14・725頭 H15・824頭	A	防疫措置及び市民の安全と公衆衛生の保持のために必要な事業であり、今後も継続して実施する	A	継続 一次評価のとおり。	
116	他 34	緑化環境部 環境課	注射済票交付事務委託	1,271	0	1,271	0		注射を実施した犬の所有者に対する注射済票の交付事務委託。 注射済票の交付は市長が行う事務であるが、この交付事務を動物病院等に委託し、犬の所有者が動物病院等で注射を受けたときに注射済票の交付を受けることが出来るように交付事務を動物病院等に委託。また交付手数料の徴収と収納も併せて委託。 ・注射済票交付場所：18箇所 ・予防接種率：H15・67%(接種4,545頭/登録数6,796頭)	A	狂犬病予防注射は狂犬病予防法の定める通常時の防疫措置であり、市民の利便性を向上させ予防接種接種率を70～80%以上に維持するためには、動物病院等での注射済票交付は必要な事務である。	A	継続 一次評価のとおり。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
132	他 39	緑化環境部 公園と花の課	花壇コンクール花苗	2,195	2,195	2,195	2,195		帯広を花でいっぱいにし、潤いと安らぎを与える花いっぱい・緑いっぱい運動の推進を意図して花壇コンクールを実施するもので、市内の植樹帯、植樹帯、チビッコ広場、小・中学校、コミュニティーセンター等に花壇を作りその面積に応じて花苗の一部を助成する。 ・参加団体：78対象（町内会、商店、工場・事務所等の職場、老人クラブ、子供会、婦人会、各種サークル等の団体）	A	継続 市民協働・市民参加の最たる事業であり、市民ニーズも高い。今後も現行どおり事業継続が望ましいと考える。	B	事業の進め方の改善 緑化推進の手法、市民参加事業としては有効であり、事業継続は適当。 実施の意図は、市民参画により主体的に地域における緑化拡大、活動醸成にあり、そうした地域等の自主活動を促し、意識定着を図るなかで新たな団体参加・取り組み拡大に繋がる方向を検討する必要がある。	17
136	他 40	緑化環境部 公園と花の課	緑化公社業務委託	64,167	64,167	64,306	64,306		公園、緑地の維持管理について帯広緑化振興公社委託実施するもの。 現在174公園の内、43公園を緑化公社に管理委託し、残りは直営及び一部業者委託。 ・具体的項目～清掃、草刈、トイレ清掃・管理、水路清掃・管理、芝管理、除雪、施設点検・修理、遊具点検・修理、樹木管理 ・業務内容を市が指定、公園緑地の一定の管理水準が確保される。	A	継続 公園管理の手法として、緑化公社への管理委託しているもので、市の直営及び民間事業者への業務委託に比べて、経費的にも安価であり、現行にて事業継続すべきものである。	B	コスト縮減など事業の進め方の見直し。 公園施設管理委託に係る指定管理者制度導入に伴い、公園施設全体の管理のあり方について検討が必要。 そのなかで、効率的・効果的手法として外部委託の拡大等、事業の進め方の改善見直しを図る必要がある。	17
152	他 41	保健福祉部 障害福祉課	福祉のひろば管理(賃金)	1,231	985	1,239	991		JR帯広駅設置の「福祉のひろば」において、市民の福祉機器に対する理解促進とニーズに応えるため、福祉機器を展示し情報を提供するものであり、係る機器説明及び相談対応に当たる職員の配置。(展示会・奇数隔月展示) ・来訪問数・2,422名 相談件数・135件	A	継続 「福祉のひろば」を訪れ、福祉機器の展示品についての質問も多く寄せられており、良好な運営を図る観点から職員配置の必要性は高い。また、道補助事業でもあり継続。	A	継続 市民に対する福祉機器に関する情報提供、紹介の機会として一定の役割を果たしており、また福祉の広場の運営確保及び機能定着の観点からも当該事務事業の必要性・有効性は高い。	
159	他 42	保健福祉部 障害福祉課	入浴サービス事業(支援費対象外)	5,326	4,191	5,400	3,300		在宅の身体障害者手帳所持者を対象に自立生活の助長、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担軽減を意図し入浴サービスを実施 ・基本事業・支援費事業者がないため介護保険事業者へ委託。 ・巡回入浴・施設の特設浴槽使用・支援費外の市独自事業。 ・訪問入浴・家庭へ浴槽持参を訪問・支援費メニュー外で、国のその他サービスメニュー ・利用人員・14名 利用延回数・365回	A	継続 在宅の身体障害者が、自宅へ入浴ができない事情のある方にとって、必要性の高いサービスであり、今後も継続していく。	A	継続 在宅障害者の自立生活支援として有効性高く、継続は適当である。	
160	他 43	保健福祉部 障害福祉課	障害者デイサービス創作活動事業	4,215	2,658	3,979	2,253		身体障害者の自立と社会参加の促進と生きがいづくりを図るため、総合福祉センターにおいて実施するデイサービス創作活動事業。(指導員、講師謝礼、事務費、保険料等) ・実施講座・書道、陶芸、藤編み、卓球、革工芸 毎週1回実施、一講座40回/年(バス送迎) ・参加者数：H13・2,436名 H14・2,309名 H15・1,991名(実人員 前・後期概ね60名程度)	B	市民参加等の推進など事業の進め方の改善 身体障害者のためのデイサービス創作活動事業として、帯広市が支援費の事業者として各種講座を開催し、障害者の日常生活の質的向上、生きがいづくりため事業を行ってきているが、今後、市民参加等を多くする機会を増やし継続していく。	B	事業の進め方の改善 一次評価のとおり講師、指導者などについて市民参加を促進するなど、事業の進め方の改善検討も必要である。	18
164	他 44	保健福祉部 障害福祉課	心身障害児早期発見療育事業(委託：カンガルー教室)	9,558	9,558	8,850	8,850		心身の発達の遅れや心配のある市内の3才未満児と保護者の親子に対し、通園により、幼児年齢、療育程度に応じて、早期対応として日常生活の基本動作指導、集団生活適応訓練、親子の係わり方の指導及び相談などを、係る事業を委託実施。 ・定員30名で、概ね1人週1回1時間半、10ヶ月程度の通園。 ・実通園数・20名	A	継続 開設当初(H13)と比較し、現在は、育児ノイローゼ、児童虐待などの増加や子育て支援の充実など、単に家庭だけの問題に止まらない状況となっており、行政として、早期の療育指導が必要な家庭に実施し、保健指導・子育て支援・学校教育へと継続的な支援が必要となってきたことから、継続して実施していく。	A	継続 心身の発達の遅れ、不安のある親子に対する早期の療育指導は、子供の療育及び親の精神的不安支援の観点から重要。 そうした意味で当該カンガルー教室は大きな役割を果たしている。	
165	他 45	保健福祉部 障害福祉課	ことばの教室(委託)	39,105	39,105	35,680	35,680		言語障害が認められる幼児を早期に発見し通所指導を実施することにより、言葉の能力を養い、心身の健全な発達を促し、社会への適応を図るもの。 ・551市開設し、以後業務を市社協へ移管したもの。 ・委託先：帯広市社会福祉協議会	A	(15年度評価) 現状継続 ・未就学児(1～5歳児)の言語障害の認められる幼児を早期に発見し、通所指導を実施することにより、言葉の発達を促し、心身の健全な発育を目指すために行政によることばの教室の開設が必要である。	B	事業の効率的など進め方の見直し 言語に障害が認められる幼児に対する発達を支援する意味で当該教室は大きな役割を果たしており、また当該教室の運営に当たって受託者である当該福祉協議会の運営体制について順次見直しを図ってきているが、今後も外郭団体として効率化、コスト縮減を念頭に事業運営の見直しを促していく必要がある。	18
168	他 46	保健福祉部 障害福祉課	知的障害者スポーツ教室(委託)	800	267	800	267		小学校1年生以上の療育手帳所持者を対象に、なかなか安心して運動できる場がなく孤立しがちな知的障害者(保護者を含む)同士の相互交流の場、運動の場を提供・確保し、年間を通じたスポーツ教室の実施を委託するもの。 2回/月(22回/年) ・実施場所：愛灯学園地域交流ホーム ・主な種目～ミニバレー、ジャザサイズ、マット運動など ・開催延べ参加者数・320名	A	継続 在宅の知的障害児(者)を対象として、スポーツ教室を開催し、日常生活において安心して運動のできる機会の少ない障害者(児)に参加してもらい、体力の維持向上を図る目的で実施しており、今後も継続して実施していく。	A	継続 スポーツ教室を通じて、知的障害者の自立と社会参加促進及び生活の質向上や体力強化など当該事業の効果、成果を斟酌するに継続が適当。	
174	他 47	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者訪問介護(委託)	3,965	1,199	3,965	1,135		精神障害者の自立と社会復帰の促進と福祉増進を目的に、居宅において日常生活が営めるようホームヘルパーを派遣し、必要な便宜を供与するもの。 ・H12、13年度道のモデルとして試行・H14年度から本実施 ・委託先：帯広市社会福祉協議会 ・利用単価：身体3,740円/hr 家事1,470円/hr ・利用実績：H15・延べ101人(8～9人/月) 延べ664日 身体介護494hr 家事援助413.5hr(援助) # (移動323hr)	A	(15年度評価) 現状継続 ・平成14年度からの新規事業であり、成果はまだないが精神障害者に対する在宅サービスの柱として必要な事業である。	A	継続 精神障害者の在宅支援として必要。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
177	他 48	保健福祉部 高齢者福祉課	生きがい活動推進員配置	2,614	2,614	2,604	2,604		老人クラブの効率的な事業の推進を図るため、連合会活動として会議の開催をはじめ行事参加者等の取りまとめほか各事業実施及び会運営の円滑化の役割を担う。連合会は50名の理事で組織、年齢構成は高く、全国的に見ても行政の関与は否めない。 ・単位クラブ数216(会員13,235名)	A	執行体制の見直し 市老連にはプロパーの嘱託職員が1名あり、正職員1名と生きがいづくり推進員1名の計3名で市老連の事務を行っている。体制の精査が必要である。	B	執行体制の見直しによる改善検討 当該推進委員が担う老人クラブ等は本市老人活動の中心的な役割を担っており、高齢者の生きがい施策推進の観点から、一定の活動支援は必要と判断する。 しかし、老人クラブ、同連合会活動については、基本的に高齢者の自主活動である。行政サポートは必要であるが、現状の実質3名の人的関与については自主自立の促進・強化の観点から見直しが必要である。 係る見直しについて、正職員関与の解消、嘱託化など当該推進委員を含め体制全体について見直し改善を図る必要がある。	18
181	他 49	保健福祉部 高齢者福祉課	高齢者生活管理指導員派遣事業(委託)	13,501	11,666	13,501	12,231		介護認定で非該当と判定されたが、身体上または精神上に何らかの障害を有する高齢者に対して訪問介護による家事援助を1回1時間、週2回を限度として提供するもの。 ・委託先:帯広市社会福祉協議会 ・延利用人員:207名(実人員:56名)	C	(15年度評価) 他の事業、類似事業への統合・転換を検討 介護認定非該当対象者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態への進行を防止するために必要であるが、介護保険制度の見直しに伴い、要支援、要介護1などの軽度者を対象に既存の介護サービスの見直しが予想されるため、その方針によっては、当該事業の類似事業への統合及び転換を図る必要がある。	C	事業内容の見直し検討 一次評価のとおり、介護保険制度の見直しに合わせ当該事業について見直し。	18
182	他 50	保健福祉部 高齢者福祉課	ねたきり老人理髪サービス事業(委託)	2,257	2,257	2,138	0		在宅の満65歳以上のねたきり又はねたきり痴呆老人で介護3以上の者を対象に、当該人の保健衛生の増進及び介護者の負担軽減のため、理容師及び美容師が対象者宅を訪問し、理容(頭髪の刈込み及び顔剃り)又は美容(カット)を実施。(年6枚分の利用券交付) ・委託先:北海道理容生活衛生同業組合帯広支部及び北海道美容業生活衛生同業組合帯広支部 ・利用者:168名(利用率83.61%)	A	継続 要介護者が健やかに、安心して住み慣れた家庭で引き続き生活をしてもらうためには貢献度及び必要性は高い。在宅介護を支援する上で、介護者からも好評であることなどを鑑み、現状維持のまま継続。	A	継続 ねたきりの要介護者に対する理髪は本人の衛生面及び介護者の負担軽減の意味から、当該事業は大きく貢献しており、在宅生活支援として事業の必要性、有効性は高く継続が適当。	
183	他 51	保健福祉部 高齢者福祉課	ねたきり老人寝具類クリーニングサービス事業(委託)	2,276	569	2,341	0		在宅の満65歳以上のねたきり又は痴呆老人で介護3以上の者を対象に、当該人の保健衛生の増進、良好な生活環境を維持及び介護の際の負担軽減の観点から、寝具類のクリーニングを実施支援するもの。(利用券2枚交付) ・委託先:北海道クリーニング生活衛生同業組合帯広支部 ・利用者:223名(利用率88.1%)	A	継続 健やかに、安心して住み慣れた家庭で引き続き生活をしてもらうためには、貢献度及び必要性は高い。在宅介護を支援する上で、介護者からも好評であることなどを鑑み、現状維持のまま継続。	A	継続 ねたきりの要介護者に対する保健衛生、快適なる生活維持の観点から寝具類のクリーニング事業の効果、貢献度は大きく、在宅生活支援として継続が適当。	
184	他 52	保健福祉部 高齢者福祉課	家族介護者リフレッシュ事業(委託)	2,400	600	3,200	800		在宅介護者の支援として精神的、身体的負担軽減に資するため、介護者同士が日常生活の場を離れ、温泉等にて心身のリフレッシュやお互いの悩み相談できる機会を提供するもの。 ・委託先:市内の在宅介護支援センター ・1泊2日、参加者20名程度として、参加料は無料。 ・実施回数:H14:4回(参加70名 利用率21.9%) H15:6回(参加115名 利用率45.5%) H16計画:8回(160名 61.5%)	A	継続 在宅介護者の精神的負担を図り、在宅介護推進のために事業の継続は必要。拡大も考慮すべきところではあるが、対象者の利用率から現状維持が望ましいと考える。 今後リフレッシュ事業参加後の継続した交流会等を委託事業者に働きかけていく必要がある。	A	継続 在宅介護者の精神的負担に対する支援事業として効果も大きく、継続が適当。	
185	他 53	保健福祉部 高齢者福祉課	高齢者在宅生活援助サービス(委託)	764	191	2,100	525		ひとり暮らし高齢者等が安心して自立生活が継続できるよう支援するため、散歩等外出付添い、寝具類等の大物洗濯、庭・庭木等家周りの手入れ、家屋等軽微な修繕、屋内整理整頓、朗読・代筆、除雪など軽易な日常生活の援助を行うもの。 ・委託先:帯広市シルバー人材センター ・1時間分利用券12枚を配布・利用料は無料 ・対象:親族・近隣等の協力が得られない生保基準の1.2倍以下の低所得の者で65歳以上のひとり暮らしの者又は高齢者のみの世帯で要介護3以上の寝たきり老人を介護する者 ・利用状況:H15:対象者105名 利用者89名(利用率:70%)	A	継続 軽易な日常生活の援助を行うことにより、高齢者が自立した生活を継続するための一助として、有効かつ経済的に事業を実施している。 事業は継続と評価するが、対象者の範囲の拡大や、サービス内容の追加などについて財政状況を考慮しながら、今後検討は必要である。	A	継続 一人暮らしの高齢者の自立生活支援にとって有効かつ必要な事業であり継続が適当。 なお、今後益々増加するひとり暮らし高齢者生活支援にとって、現状の対象範囲が極めて限定されている状況や対応サービスなど改善見直し検討が必要である。	
186	他 54	保健福祉部 高齢者福祉課	家族介護慰労金	400	100	200	50		在宅にて要介護4又は5の要介護者を介護している低所得世帯の介護者で、在宅サービス未利用者若しくは1週間程度のショートステイのみの利用者に対し、家族の労をねぎらう意味から慰労金(100,000円)を支給。 ・支給者数:H13:4名 H14:1名 H15:4名 (2年連続者:1名)	A	継続 在宅介護の励みになっている対象者がおり、国・道の施策と連携し、行政関与していく必要があるため事業継続とする。 (高額な費用の掛かる介護保険サービスを使用しない人の権利給付として支給。)	A	継続 一次評価のとおり。	
188	他 56	保健福祉部 保健課	冊子「健康づくりガイド」	1,810	1,721	804	804		乳幼児期の健診や予防接種の案内、成人の検診、健康講座や相談等日程、事業の内容やその他健康に関する様々な情報の提供を行う冊子を作成し、市民に配付。(=健康カレンダー)(印本費・配布委託料) ・作成:80,000部(うち保健課分85% 国保課分25%) ・H15までは全戸配布したが、H16から各機関(保険事業時、コミセン、市役所、医療機関)を通して市民に配付	A	継続 市民の健康づくりに関する保健事業や国保事業をはじめ他関係機関の情報など、公的実施全体について広く市民に周知するための冊子であり、市民や転入者に対して有効な情報源として事業継続することが妥当である。	A	継続 一次評価のとおり	
196	他 57	保健福祉部 保健課	在宅当番医実施謝礼	5,000	5,000	5,000	5,000		夜間、休日等における比較的軽度な救急患者について市内医療機関の輪番制による医療提供について、市医師会が毎日各医療機関と日程調整し、夜間当番医1院(内科・小児科系)と休日当番医4院(内科・小児科系2院、外科系1院、産婦人科1院)を決定、関係機関に周知など、係る業務についての帯広市医師会への謝礼。 ・診療時間:夜間:19時~21時(毎日) 休日等:9時~17時(日曜、祝日、年末年始) 医療提供に係る委託料はNO199(他-No60)	A	継続 NO199(その他NO60)で一体評価	A	継続 NO199(その他-No60)一体評価	



全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等	
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容		実施年度
197	他 58	保健福祉部 保健課	夜間急病センター運営(委託)	124,743	91,470	127,386	85,265		一般の医療機関が休診している夜間(21時から翌朝8時まで)に、比較的軽度な救急患者を対象に、内科・小児科の診療を実施している。～年中無休 ・委託先(財)帯広市夜間急病対策協会 ・患者数・H13・4,858名 H14・4,444名 H15・4,009名	B	事業の進め方の見直し検討 保健福祉部と医師会からなる救急医療対策検討小委員会の夜間急病センターのあり方についての平成16年1月30日の結論は、「初期救急患者の診療を行う医療機関として存続することを基本とする。」となっている。 これは夜間21時から翌朝8時までの一次救急医療を他の医療機関に委ねる状況は、現状では帯広市にないことを踏まえてのことであり、救急医療確保のため、当面は夜間急病センターを存続させるが、老朽化やコスト高等の課題があるため、当施設のあり方については引き続き検討を続けていく。	B	コスト縮減ほか事業手法、その他効果的・効率的手法の検討 夜間の内科、小児科の一次救急医療としての役割を担っているが患者数の漸減状況や施設老朽化及び救急医療等取り巻く環境の変化などを斟酌するに、施設のあり方について引き続き検討が必要である。	18	
198	他 59	保健福祉部 保健課	二次救急医療業務委託(三医院)	55,073	30,282	55,113	30,247		夜間・休日等における二次救急医療体制の整備として、3病院(第一病院、厚生病院、協会病院)に委託し病院の輪番制により実施。 ・診療時間 夜間 17時～翌朝9時(毎日) 土曜日13時～翌朝9時(年間) 休日等 9時～17時(日曜、祝日及び年末年始) 第一病院当番時は、厚生病院又は協会病院が小児科の当番病院を担当。 ・患者数:H13・4,152名 H14・4,484名 H15・4,890名	A	継続 住民の生命と健康を守り、医療不安を解消する観点から、二次救急医療の確保充実を進める必要があり、今後とも民間医療機関の協力を得ながら委託による実施体制を継続する。	A	継続 一次評価のとおり。		
199	他 60	保健福祉部 保健課	救急医療啓発普及事業(在宅当番医)	8,315	5,397	8,302	8,302		NO196(他NO57)と一体 夜間、休日等における比較的軽度な救急患者について市内医療機関の輪番制により医療提供を委託するもの。 夜間当番医1院(内科・小児科系) 休日当番医4院(内科・小児科系2院、外科系1院、産婦人科1院) ・診療時間:夜間・19時～21時(毎日) 休日等・9時～17時(日曜、祝日、年末年始) ・患者数:H13・19,375名 H14・18,918名 H15・15,100名	A	帯広市医師会の協力を得ながら、夜間(19時から21時まで)と休日等の9時から17時までの時間帯の一次救急医療を確保し、貢献度の高い事業である。存続とする。	A	継続 市民に対する夜間・休日の医療提供及び医療不安解消の観点から一次救急医療体制の確保は不可欠。現状継続が適当である。		
200	他 61	保健福祉部 保健課	休日等歯科診療(委託)	3,136	3,136	3,135	3,135		休日等の歯科救急患者の診療体制の確保について十勝歯科医師会へ業務を委託するもの。同医師会に併設された「十勝歯科保健センター」で実施。 ・休日等(日曜日、国民の祝日及び年末年始)の午前9時から午後4時まで ・患者数:H14・961名(71日) H15・784名(71日)	A	継続 十勝歯科医師会の協力を得ながら、休日等の歯科救急診療を確保している事業であり貢献度が高いことから存続とする。	A	継続 歯科救急患者の診療を確保し、住民不安を解消する観点で、当該委託は不可欠。一定の役割を果たしており継続が適当である。		
201	他 62	保健福祉部 保健課	小児救急医療支援事業(委託)(夜間・休日・土曜日)	4,043	1,348	4,083	1,361		夜間・休日等における小児二次救急医療について医療機関へ委託。 二次救急医療については、3病院(第一病院、厚生病院、協会病院)に委託し病院の輪番制により実施しているが、小児科関係分は第一病院当番時は、厚生病院又は協会病院が小児科の当番病院を担当。 ・診療時間 夜間17時～翌朝9時(毎日) 土曜日13時～翌朝9時(年間) 休日等9時～17時(日曜、祝日及び年末年始) ・患者数:H15・92名	A	継続 NO198(その他・NO59)で一体評価	A	継続 NO198(他・No59)で評価		
206	他 63	保健福祉部 保健課	訪問相談員の設置	2,640	2,640	2,671	2,671		第1子の新生児及び産婦、支援の必要な産婦・新生児について、家庭訪問により、発育・発達状況確認や指導を行うなどとも出産婦に対する健康管理、育児不安など相談・援助を担うもの。 ・訪問実施率・29.9%	A	継続 産後早期に家庭訪問し個別の相談対応や支援を行うことにより、保護者は育児不安を軽減、また育児支援情報を得ることが可能である。安心して子どもを育て、子どもの心身の健やかな発達を促す事業として継続していく。	B	事業内容、執行体制など事業の進め方の見直し改善検討 出産後早期訪問による相談指導については、産婦の心身の健康管理や育児不安解消など実施の効果は大きく、また、今日、母子保健をはじめ保健行政の重要性が増しており、きめ細かく多種多様な形での事業展開・対応の必要性については理解する。 しかし、一方では行政の効率化、スリム化が求められている状況もあり、社会的ニーズの増加との兼ね合いのなかで、保健行政における行政サービスの範囲・内容について再検証するとともに、事業の展開手法、効率的・合理的な執行体制など全体について整理し・見直しを行う必要がある。 従って、当該訪問相談及び相談員の配置等のあり方については、これらのなかで再検討することが必要である。	18	
207	他 64	保健福祉部 保健課	出産前小児保健指導事業	96	35	651	217		妊娠中から気軽に相談できる掛かり付け医をみつけ、不安の軽減を図るため、産科・小児科医師を紹介するとともに、状況により保健師の訪問などで支援を継続する事業。 ・母子手帳交付時、教室等・検診時に掛かり付け医について周知・勧奨、希望者に産科・小児科医・保健師から紹介状、相談票交付。 (相談指導委託、紹介料) ・紹介数H15・19件(保健課、医師紹介0件)5件が相談実施	B	事業手法の見直しにより改善 利用者は少ないが事業開始時の目的とする妊産婦の不安軽減につながっており、事業手法について見直し改善のうえ継続。	B	事業手法など進め方の見直し検討 出産や出産後についての不安解消等を図るため、気軽に医師に相談できるような環境の醸成を意図して事業を実施しているが、活用実態も低調、また係る相談、医療機関紹介等は医師関与ではなく、市保健師経由によるものが大半である。 妊産婦等に対する不安相談など支援は必要であるが、当該事業については、モデル事業の性格でもあり、一定期間における利用状況や実施の有効性を検証するなかで、係る事業手法の見直し改善など検討が適当と料する。	18	
208	他 65	保健福祉部 保健課	性の相談事業	3,145	3,145	2,886	2,886		性に関する正しい知識や理解が十分でないことで、青少年のみならず各世代での性に関する悩みが増加しており、相談業務や講演会による普及啓発活動を実施。 ・通年嘱託相談員・専門委員会による電話及び面接相談、「性教育」講演会・研修会、専門会議・他機関との会議、赤ちゃんふれあい体験、性教育教材の貸出等。 (嘱託相談員・相談専門員設置、委嘱医師報酬、事業謝礼他事務費) ・電話相談 H14・612件 H15・563件 ・健康教育実施 H14・9回 H15・3回	B	事業手法の見直しによる改善 性の電話相談事業については、思春期及び広く各世代の相談窓口として事業を継続し、正しい性の知識を提供していく。 思春期保健対策については、国が母子保健主要課題の柱の1本として挙げていること、また帯広市の思春期の性の実態を踏まえ、「性=生」という心の問題に関して関係機関と協力し事業手法を見直し改善し継続実施していく。	B	効果的手法及び執行体制など事業の進め方の見直し 性情報の氾濫や個人の価値観の多様化のなかで「性」に関する理解、正しい知識の普及とともに思春期の保健対策として、相談事業は重要。 事業実施については、一次評価のとおり効果的・効率的な事業として手法等見直し改善を。 なお、相談員の配置については、NO206(他・NO63)記載同様、保健行政全体としての業務執行体制検討のなかで検証・見直しする必要がある。	18	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
209	他 66	保健福祉部 保健課	訪問指導看護師(嘱託)の設置	5,122	3,139	5,132	3,149		介護予防上支援を要する者や基本健診等談等の要指導・精検者及び医療・保健・福祉の調整など療養上の保健指導が必要と認められた方に、家庭訪問により必要な保健指導等を行い心身機能の低下防止と健康の保持・増進を推進するもの。 ・対象者数 H14・245人(延730名) うち当該指導員対応 実92人(延399人) H15・241名(延713名) うち当該指導員対応 実121名(延409名)	A	継続 高齢者人口・世帯や単独世帯が急増している中、療養上の保健指導が必要と認められた者及びその家族等の市民に、保健師等が家庭訪問し、必要な保健指導等を行うことにより、充実した健康生活を送る上で安心感が得られ、生活習慣病・介護予防等健康の保持増進が可能となる。	B	事業内容、執行体制など事業の進め方の見直し改善検討 高齢社会を迎え生活習慣病・介護予防など健康保持・増進の観点から保健指導活動の役割、重要性が増し、訪問指導の効果は大きいものと思料する。 しかし、一方で行政の効率化、スリム化が求められている状況もあり、社会的ニーズの増加、自己管理意識の醸成などとの兼ね合いのなかで、保健行政における行政サービスの範囲・内容について再検証するとともに、事業展開手法、効率的・合理的な執行体制など全体について整理し・見直しを行う必要がある。 従って当該訪問指導及び指導看護師配置のあり方については、これらのなかで再検討することが必要である。	18
210	他 67	保健福祉部 保健課	機能訓練看護師(嘱託)の設置	2,539	635	2,529	632		要介護保険認定者外で、疾病・外傷・老化などにより心身の機能が低下している方を対象に、心身機能回復を図るとともに、閉じこもり予防・日常生活の自立・介護予防のための機能訓練指導を担う。 ・機能訓練実施：H15・156回(参加・実86名、延3,901名)	A	継続 高齢化が今後加速するなか、閉じこもり予防・自立生活支援・介護予防を目的とした機能訓練事業を担う職員として必要である。	B	執行体制・事業の進め方の見直し改善検討 疾病等心身機能が低下している市民への機能回復訓練は自立生活の支援、介護予防の観点から重要。 しかし、一方で行政の効率化、スリム化が求められている状況もあり、社会的ニーズの増加との兼ね合いのなかで、保健行政における行政サービスの範囲・内容について再検証するとともに、事業展開手法、効率的・合理的な執行体制など全体について整理し・見直しを行う必要がある。 従って、当該機能訓練及び看護師の配置等あり方については、これらのなかで再検討することが必要である。	18
211	他 68	保健福祉部 保健課	保健衛生指導員(嘱託)の設置	2,539	635	2,529	632		成人及び高齢者を対象に機能訓練・個別健康教育を主としながら、家庭訪問・集団健康教育・健康相談健康の保持増進、生活習慣病予防や介護予防に関する相談指導など成人保健事業全般を担っている。 ・健康教育健康相談実施件数・22,812名、機能訓練実施・156回	A	継続 生活習慣病対策である「一次予防、や寝たきり・痴呆対策」である「介護予防」などの保健事業は増加する傾向にあり、必要である。	B	事業内容、執行体制など事業の進め方の見直し改善検討 No209(他・NO66)に同じく、保健行政における行政サービスの範囲・内容の検証とともに、保健行政全体における執行体制について整理し、見直しを行うなかで、当該保健衛生指導及び指導員の配置などあり方について再検討することが必要である。	18
213	他 69	保健福祉部 保健課	市民健康診査(委託、事務費)	1,948	1,948	2,019	2,019		職場等で受診機会のない35～39歳の市民を対象に、疾病の早期発見、自己の健康管理の動機づけのため、健康診査を委託により実施。 (老人保健法に基づく40歳以上の健康診査については、市負担経費について国・道より各1/3の補助あり) ・当該健康診査については、国・道補助額相当分は市で負担。(自己負担額については委託料の15%程度としている。) ・集団検診(対がん協会)・コミセン、福祉センター等で実施(103日) ・施設検診・市内医療機関で実施(49ヶ所)。 ・健康診査受診率：H15・8.0%(受診者数352/対象者数4400)	B	コスト縮減など事業の進め方の改善 若年層(20～30代)の男性で動脈硬化が起こる割合は、1980年前後から90年代前半の10数年間に2倍以上になっているという研究データがあることから、市民健診は受診率が低いものの疾病の早期発見、早期治療につなげる意味で事業は継続するべき。	B	コスト縮減など事業の進め方の改善 早期発見、早期治療の観点から40歳未満の健康診査の必要性は理解するが、一方で健康保持の自己管理が基本という観点から、係る行政サービスの範囲・内容等についての再検証も必要。そのなかで事業内容の見直し、コスト縮減など事業の進め方について見直し改善を検討する必要がある。	18
214	他 70	保健福祉部 保健課	骨粗しょう症健診	1,818	1,253	1,734	1,109		骨粗鬆症予防と健康増進などに関する正しい知識の普及を図るため、骨粗鬆症検診(超音波骨量測定)を実施するもの。 (臨時看護師(報酬)設置・業務補助保育士賃金・測定装置借上) ・検診実施回数・29回 受診者・545名	B	執行体制の見直しによる改善 骨粗鬆症の早期発見・早期治療にむけ医療機関の検診体制が整備されてきた状況から、委託方式への移行などについて検討する。また、若年層を対象とした予防活動について実施方法について検討することとする。 なお、来年度については、国は骨粗しょう症の対象拡大を行い、費用負担について国・道・市町村で負担することとした。	B	事業の進め方の見直し 骨粗鬆症検診については、予防と知識普及を意図して市において先導的に実施してきたが、民間医療機関での健診体制の充実(骨量測定機器)が図られてきた状況を踏まえ、一次評価のとおり委託による実施が適当。 なお、若年層の予防活動については、早期発見の観点からは有益とは考えるが、限られた行政運営の中での保健行政のあり方、行政サービスの範囲については十分なる検討が必要である。	17
215	他 71	保健福祉部 保健課	栄養指導員(嘱託)の設置	1,523	1,523	1,505	1,329		基本健康診査の受診者、総合健康相談、乳幼児検診、妊婦栄養教室(たいよう教室)などにおいて生活習慣病予防、食に関する知識普及や妊婦の栄養管理、乳幼児の発達に応じた食管理など、市民の栄養指導や改善指導を担う。 (報酬・旅費) ・健康栄養相談・123名 乳幼児妊産婦栄養相談・511名	A	継続 生活習慣病予防及び妊産婦・乳幼児の栄養についての正しい知識普及・食育を目的とし、広く各ライフステージにおいて栄養相談や健康教育を実施し、健康づくりを支援する事業である。現状どおり栄養指導員の配置は必要である。	B	事業内容、執行体制など事業の進め方の見直し改善検討 No209(他・NO66)に同じく、保健行政における行政サービスの範囲・内容の検証とともに、保健行政全体における執行体制について整理し、見直しするなかで、当該栄養相談及び指導員の配置などあり方について再検討することが必要である。	18
229	他 72	保健福祉部 児童家庭課	私立保育園特別保育(地域活動)事業(委託)	2,200	838	2,520	840		保育所の役割が入所児の保育のみでなく、地域の存在として在宅の親子の育児支援に広がり、保育所体験受け入れや、「すこやか親子の元気ひろば」地域版による育児相談など、地域の特性に応じた活動をおとして保育所の地域福祉活動を促進・展開を図るもの。 ・実施数：10所	A	継続 民間保育所として不採算な部門であるが、地域に密着した子育て支援の場として保育所を活用していくために必要な事業であり、国等の補助を活用する当該制度が効率的な実施方法である。	A	継続 地域における子育て支援、家庭に身近な育児相談場所として保育所の役割が拡大し、今後の地域福祉活動促進の観点から当該委託事業の継続は必要である。	
233	他 73	保健福祉部 児童家庭課	へき地保育所運営委託料(人件費・管理費・事業費)	109,845	104,501	113,403	63,887		川西、大正地域の小学校就学前の児童に係る保育の実施委託 ・保育所数：6ヶ所・保育料：月額9,300円 ・委託先：帯広市保育協会 ・委託内容：その保育所の運営に係る人件費(保育士18人、嘱託保育士2人)、管理費及び事業費。	B	評価対象外……委託方式の見直しあり。(指定管理者制度導入) (15年度評価) 事業手法の見直し進め方の改善により継続 農産部における児童数の減少などから存続が困難な保育所も出てくることを考慮し、大正地区のこたぶき保育所は単独運営(100名を越える)とし、他6へき地保育所は送迎ステーション化し、社会福祉法人に運営を委託を検討する。 また今年度、保育協会からも組織見直しについての意見もあり、協会組織の方向性について協議する。	..	評価除外 運営委託についてH17年度より指定管理者制度を導入。	

全体 番号	区分別 NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年 数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価 結果	評価の内容	評価結 果	評価の内容	
234	他 74	保健福祉部 児童家庭課	へき地保育所臨時管理費 (図書等)	NO235一括		NO2358一括			NO233(他No73) 一体	B	NO233(他No73) 一体	..	評価除外 運営委託についてH17年度より指定管理者制度を導入。	
235	他 75	保健福祉部 児童家庭課	へき地保育所臨時管理費 (産休代替賃金)	563	563	612	612		NO233(他No73) 一体	B	NO233(他No73) 一体	..	評価除外 運営委託についてH17年度より指定管理者制度を導入。	
236	他 76	保健福祉部 児童家庭課	ことぶき保育所送迎バス 配置	7,589	7,589	7,510	7,510		大正地域農村部の4へき地保育所の統合にあたり、児童の送迎体制としてバスを運行するもの。 (運転手報酬、車両維持費)	A	大正地域のへき地保育所を統合した際に地域協議の結果、実施することとしたものであり、廃止は困難である。今後、指定管理者の導入により、保育内容を改善し、さらに学童保育を検討していくなかで、小学校のスクールバスと統合するなどの方策を練っていく。	B	事業の効果的・効率的手法の見直し 小学校スクールバスとの統合など効率的手法の検討が必要。	18
237	他 77	保健福祉部 児童家庭課	児童保育センター委託 (人件費・管理費・事業費)	232,700	225,893	227,495	130,807		小学校1年から3年までの児童について保護者が就労などの理由で保育できない児童を預かるもの。 ・22ヶ所 定員1,155人 保育料: 月額5,000円 ・委託先: 帯広市保育協会 ・委託内容: 保育センター運営に係る人件費(保育士40人、嘱託保育士2人)、管理費及び事業費。	B	評価除外 (15年度評価) 事業手法の見直し、進め方の改善により継続 現在、帯広市保育協会に一元的に委託している本事業を、多様な保育ニーズに対応できるよう運営主体を拡大する方向とする。 幼稚園での送迎の保育や一時預かりや高学年への拡大、地域ボランティアの活用・活用の可能性を持つ学校開放事業との連携による保育など、地域特性を勘案しつつ手法を検討する。	..	評価除外 運営委託についてH17年度より指定管理者制度を導入。	
238	他 78	保健福祉部 児童家庭課	児童保育センター委託 (図書整備)	NO238一括		NO238一括			NO237(他No77) 一体	B	NO237(他No77) 一体	..	評価除外 運営委託についてH17年度より指定管理者制度を導入。	
239	他 79	保健福祉部 児童家庭課	児童保育センター委託 (代替賃金等)	NO238一括		NO238一括			NO237(他No77) 一体	B	NO237(他No77) 一体	..	評価除外 運営委託についてH17年度より指定管理者制度を導入。	
240	他 80	保健福祉部 児童家庭課	広域入所保育事業	0	0	867	-188		近隣町に居住する児童が、保護者の就労等やむをえない状況の場合、該当町との協定により、町からの委託により帯広市にて保育を実施する。(保育士賃金・賄材料費) 当該保育にかかる経費は、原因となる自治体負担する。 ・利用人数: H13・1名 H14・H15・0名	A	継続 近隣町からの依頼に基づき実施する事業であり、当該経費は委託元の町が負担するほか、保育料の徴収も町でおこなう制度である。 近隣町との連携により実施している事業であることから、継続が必要である。	A	継続 一次評価のとおり。	
241	他 81	保健福祉部 児童家庭課	広域入所実施(委託)	471	3	967	604		本市に居住する児童が、保護者の就労等やむをえない状況により本市保育所への通所が困難な場合、該当町との協定により、他町へ保育を委託するもの。 当該保育にかかる経費は、帯広市が委託料で負担する。 ・利用人数: H14・2名 H15・1名	A	継続 国の広域保育実施基準により実施しており、委託料の一部は国等により手当てされる。 近隣町との連携により、実質的に定員増となる。近隣町からの児童の受入れと表裏の関係にあり、継続が必要である。	A	継続 一次評価のとおり。	
242	他 82	保健福祉部 児童家庭課	地域子育て支援事業 (委託分: つばさ・こでまり)	15,932	5,473	23,889	7,965		地域での子育て支援の体制を拡充させるため、保育所に地域子育て支援センターを配置し、子育て支援事業を委託するなかで担当職員(保育士)を確保し一定の活動を展開するもの。 ・主な事業内容: 育児相談(電話、来訪、訪問)、育児教室・講座、育児サークル支援、育児ボランティア地域展開。 ・設置数: 市内東西南北に各1ヶ所センター配置 東・南保育所(公) 西・つばさ保育所(私) 南・森の子保育園(私) 北・こでまり保育園(私) 今後、中央地区、農村地区各1ヶ所配置予定。	A	継続 子育て支援の中核の事業であり、また、私立保育所には不採算な部門であることから、国費等の導入による本事業によって効果的な実施が可能となる。	A	継続 児童福祉法の改正や次世代育成支援対策推進法の制定など、地域における子育て支援体制の充実拡充が求められており、支援センター設置、それに係る運営委託による相談・支援機能の充実が適当と判断する。	
243	他 83	保健福祉部 児童家庭課	地域子育て支援事業 (委託: 子どもランドおびひろ)	1,000	1,000	1,000	1,000		子育て支援に資する人材養成活動(研修会、保育・子育てに係る調査研究)について、保育所職員で組織する当該団体に実施を委託する。 ・研修事業実施回数: H14・2回 H15・3回 平成5年度から市民に対する地域子育て活動を「子育て支援システム実行協議会」に委託してきた。地域子育て支援センターの複数化、保育所地域活動の展開に伴い、対市民活動は保育所等に移行したことから、当該協議会は平成14年度「子どもランド・おびひろ」に改組、保育士等保育者の資質向上や保育等調査研究活動を展開。	A	継続 公私立の保育士が同じ場で企画し、研修会等を開催する場合は当該団体だけでなく、当該団体があることにより、公私立の保育士の相互理解が進み、公立の民間移行が円滑に進んだ一助となっている。 保育士を取り巻く情勢は大きく変化しており、公私立がともに保育を拡充していくための基盤づくりの事業として継続が必要である。	A	継続 一次評価のとおり。 なお、委託先が「子どもランドおびひろ」であるが、現在、委託内容及び団体活動が保育士等保育者の資質向上等の研修や保育等の調査研究活動を担う性格に移行したことから、子育て支援事業の実施主体を想起する当該団体の名称について、市民に対し会の性格を明確にする意味から見直しなど検討の提起が必要と考える。	
250	他 84	商工観光部 商業課	金融相談員(嘱託)の設置	2,375	2,375	2,359	2,359		嘱託職員を市窓口配置し、融資の相談、あっせん申し込み受付等を行い、中小企業者の制度融資利用の支援や経営安定に係る支援を行なうとともに景気動向に係る資料収集・作成事務を担う。 ・新規融資実行件数: 546件	A	継続 中小企業者への相談業務、金融機関との連絡等果たしている役割は大きい。 一時的な相談、支援ではなく長期にわたっての相談業務、きめ細かい対応をするための窓口体制として効果があるため、今後も継続していくものである。	A	継続 中小企業からの制度融資利用相談や係る経営相談については、一定の専門的知識が不可欠であり、有効性を斟酌するに当該相談員の配置は適当と判断する。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等	
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容		実施年度
264	他 87	商工観光部 商業課	市営駐車場管理事務(委託)	74,079	74,079	75,175	75,175		市営の4駐車場の維持管理を帯広市産業開発公社に委託。 4駐車場 - 中央駐車場・中央第2駐車場・駅北地下駐車場・駅南駐車場	B	(15年度評価) 事業の進め方の改善により継続 コスト縮減、執行体制の見直しとして民間委託の方向で検討を進める。	B	コスト縮減ほか事業の進め方の見直し 管理委託について指定管理者制度導入に併せあり方検討。	17	
266	他 88	商工観光部 工業課	工業技術補助指導員(嘱託)の設置	2,366	2,366	2,350	2,350		公設試験機関として材料等の試験、検査に対する的確・迅速な対応のため経験豊富な嘱託職員により実施するもの。 ・主な活動:公共・民間の建築事業に伴う鉄筋強度の引っ張り等試験、工業技術情報(知的財産権含む)の収集、周知提供技術講習会、研修会の補助業務	B	事業手法の見直し 平成18年4月供用開始する(仮称)地場産業支援センターが担う事業である。	D	事業の抜本的見直し H18.4月共用開始の地場産業支援センターとして対応。	18	
267	他 89	商工観光部 工業課	北海道工業試験場派遣指導事業	1,316	1,316	1,325	1,325		従事者、技能者の技術向上を促し、優秀な品質を持った製品開発に繋げるため、産業技術センター(中核的研究機関)及び中小企業に対し、工業試験場研究員を長期派遣してもらい、技術指導及び移転を行なう(平成3年より北海道の施策として実施)もの。(指導用PC借上、消耗資材等) ・派遣依頼日数・147日	B	事業手法の見直し 平成18年4月供用開始する(仮称)地場産業支援センターが担う事業である	D	事業の抜本的見直し H18.4月共用開始の地場産業支援センター事業として実施。	18	
270	他 90	商工観光部 工業課	人材育成事業(工業セミナー)	1,408	1,408	1,000	1,000		食品、木工、機械金属、生産管理の4分野において、それぞれの企業技術者が研究テーマを開拓するなかで、工業セミナーとして講師を招聘、技術指導を受ける機会を提供するもの。(講師謝礼) 地元製造業は中小企業が多く、人材育成に投資できる経費はそれほど多いものではないため、技能者養成の観点から行政が一定の役割を果たすもの。 ・セミナー等参加数・520名	A	継続 本市の独自施策として人材育成は必要であり、継続するが事業手法等の見直し対象業種等の拡大を図る。	B	事業手法の見直し 当該事業の技術指導、人材育成については、事業の有効性、効率性を斟酌するに、工業施策全体のなかで他振興施策と一体として取り組むことが必要と見料する。そうした意味からH18.4月共用開始の地場産業支援センター活動のなかでの実施を検討することが適当。	18	
285	他 91	商工観光部 工業課	北愛国交流広場管理(委託)	7,930	6,936	7,241	6,309		北愛国交流広場(愛国町10番1)の維持管理。 ・委託先:帯広市産業開発公社	B	(15年度評価) 事業の進め方の改善により継続 維持管理上、内部埋設等による給排水、電気機械設備等の保守に経費がかかるため、より効率的な施設管理可能となるように検討し、施設の利用状況を踏まえ、施設利用増となるように管理を行う。 また、空港管理を受託している産業開発公社の業務内容を勘案し、効率的に実施することが出来ないか検討を進める。	B	コスト縮減ほか事業の進め方の見直し 管理手法、内容の見直しなど効率的な管理運営によりコスト縮減を図るとともに、また、現管理委託について指定管理者制度導入との関連のなかで効果的な管理のあり方を検討する必要がある。	17	
294	他 92	商工観光部 観光課	るるぶ十勝帯広製作(委託)	4,725	4,725	0	0		帯広・十勝の知名度アップと観光PRを図るための手法として、全国の書店で販売される観光情報誌「るるぶ十勝・帯広」の編集・発行を出版会社に委託するもの。 ・A B版でカラー・モノクロ約100ページ、季節ごとの観光スポットやイベント、食や体験観光の紹介、交通・宿泊情報など満載。 ・実流通冊数・68,851冊	A	継続 るるぶ情報誌の発行は、全国に発信できるPRには有効な手段であり、パンフレット等では紹介できない十分な内容を伝えることができること。 また継続して改訂版を発行していくことでよりPRに効果的な事業と考えるので、現状にて継続していく。	A	継続 知名度の向上、地域PR効果は大きいものと考え、事業としての継続は適当である。 ただし、当該事務事業については「十勝・帯広」全体としての観光PR活動であり、その性格から市の事業としてではなく、帯広観光コンベンション、十勝観光連盟を含め、全体として事業を取り組むことが適当と見料する。	17	
299	他 93	商工観光部 観光課	観光情報センター運営(委託)	25,262	25,262	24,711	24,711		JR帯広駅12階「とちか観光情報センター」の管理運営委託。 センターは帯広・十勝の観光情報、地域特産品に関する情報拠点として設置。(場所代・電気・清掃含む) ・委託先:(社)帯広観光コンベンション協会。 ・委託料内容:人件費(プロパー職員2名、嘱託職員2名)、事務費、賃借料、印刷・通信費、展示費、光熱水費・清掃費、家賃等。 ・その他愛国交通記念館管理委託(1,156千円)、観光バスプール管理委託(363千円)あり。	A	(15年度評価) 現状継続 とちか観光情報センターは十勝帯広の観光振興を図り公衆の利便に供するための施設である。 このセンターの機能が発揮されることにより、観光客や市民等へのサービスが充実し、観光客の誘致やホスピタリティの向上、観光産業の振興につながるものであり、今後も機能充実を図って継続していく。	B	コスト縮減による改善見直し 観光情報センターの運営委託であり現状継続が妥当。 しかし、委託にあたって、外郭団体として業務、執行体制など全体見直しを図るなかで当該委託コスト縮減を図る必要がある。	17	
307	他 94	商工観光部 観光課	幸福駅ハッピー・セレモニ(委託)	1,000	1,000	1,000	1,000		旧幸福駅でハッピー・セレモニーイベントとしてウェディング衣装を着てセレモニー記念撮影を行い、写真貼付記念証作成を行うもの。 イベントへの参加目的に道内外の観光客へ呼びかけ、市内管内の参加者の増加と共に観光客のリピーターにより旧幸福駅の利用活性化を図る。参加料2000円 ・委託先:幸福観光再開推進協議会 (委託料は衣装代等事業運営経費) ・参加者:H14・203組 H15・381組	A	継続 今も若者を中心に観光客が訪れる幸福駅の魅力アップに繋がっていると同時に、観光資源の再興という面からも事業として成功しており継続とする。	A	継続 一次評価のとおり。		
311	他 95	商工観光部 観光課	物産の販路拡大及び出展委託	4,000	4,000	4,000	4,000		帯広、十勝の物産を広く紹介宣伝し、販路の拡大を図るための事業委託。 ・委託先:(社)帯広物産協会 ・委託内容 取引商談会開催や新規市場の開拓、北海道貿易物産振興会が主催する「北海道の物産と観光展」、その他独自の物産展等に出席に係る場所代。 物販販路拡大・業務旅費 物産展:出展負担金(場所代)	B	(15年度評価) 事業の進め方の改善により継続 とちか財団での物産販売に係る機能を整理統合し、物産協会において、十勝の販売機能を担う方向で効率的な見直し、整理を進める。	B	コスト縮減ほか事業の進め方の見直し改善 外郭団体のあり方及びとちか財団事業との関連のなかで、地場物産の販路拡大事業のあり方、勤め方について見直し改善を図る必要がある。	17	

全体 番号	区分別 NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年 数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等	
				事業費	一財	事業費	一財			評価 結果	評価の内容	評価結 果	評価の内容		実施 年度
314	他	96 商工観光部 観光課	ポロシリ自然いきいき体験事業(委託・保険)	2,000	2,000	1,700	1,700		夏休み期間中の7月・8月の土・日曜日を中心に、ポロシリ自然公園において乗馬、木工加工、農産物加工、自然観察等の体験事業を行うもの。 本市の景勝・観光地となっている岩内仙峡や、ポロシリ自然公園一帯への誘客を図り、観光資源としての知名度を上げるとともに、アウトドア等の体験観光の一翼を担う地域として浸透を図るもの。	B	事業手法・内容の見直し 観光拠点の整備として進めてきたポロシリ自然公園の整備も終わり、今後は利活用の促進が課題である。 いきいき体験事業も今年度で3年を経過するが、ポロシリ自然公園への認知度は事業を通して徐々に高まってきている。 今後は本事業の参加者をさらに増やし、自然に親しむ活動の推進と体験型観光の一翼を担うべく事業手法や内容を検討、見直しし継続していく。	B	事業手法、事業内容など全面的な見直しの検討 体験型観光の振興、普及を意図して整備されたポロシリ自然公園の利活用、利用促進のための先導・誘導事業として市主体で展開しているが、利用実態は低調な状況にあり、当該事業の実施効果、事後の利用拡大への繋がり・有効性について検証見直しが必要と考える。 特に、施設の利活用促進のためには、地域及び観光関連団体や関係事業者など民間のノウハウの活用などを含め事業手法内容について抜本的な見直し・検討が必要。	18	
315	他	97 商工観光部 労働消費課	労働相談員の設置	1,575	1,575	1,567	1,567		中小企業の健全で近代的な労使関係の確立を図るため、一般市民、事業主及び労働者からの申出により、労働相談をうけ、指導及び助言等に当たるため労働相談員を委嘱。 ・配置相談員・4名(社会保険労務士3 弁護士1) ・相談件数 :H13・101件 H14・65件 H15・56件	B	事業の進め方の改善 相談件数が減少したとはいえ、複雑・多岐にわたる相談について解決まで緻密な助言・指導を行う帯広市の労働相談事業は好評。特に現下の雇用情勢での廃止は困難。 しかし労働基準監督署に総合労働相談コーナーが設置された事もあり、相談件数は減少傾向にある。 平成15年度に1名減とした相談員について、さらに1名の減を検討する余地あり。	B	執行体制の見直しなど事業の進め方の改善 中小企業の健全で安定した労働環境や労使関係を確保、構築する上で、労働者等からの労働相談、指導・助言等の支援が必要であり、労働相談対応という性格を斟酌するに、専門的知識を有する社会保険労務士への依頼・委嘱は適当である。 しかし、労働基準監督署総合相談コーナーの設置など取り巻く環境や相談件数減少の現状を斟酌するに、現状の相談員配置のあり方について縮減も含め見直しする必要がある。	17	
326	他	98 商工観光部 労働消費課	季節労働者生活相談員(嘱託)の設置	1,795	1,795	1,786	1,786		季節労働者及び季節移動労働者の福祉向上と雇用の確保及び生活安定のため生活一時金貸付のほか様々な生活相談に応じるもの。 ・業務内容 生活相談 生活資金貸付金貸付・回収事務 健康診断・傷害保険の受付事務 雇用実態調査ほか	A	継続 平成16年度、冬期技能講習助成給付金制度の大幅な改正により国の予算が半減され、また、公共事業などの減による雇用保険受給資格を得られない人の増加も見込まれる。 季節労働者の生活不安の増大により、今後生活相談、貸付金申請の増加が見込まれ、相談員は益々重要な役割を担う。	B	執行体制の見直しなど事業の進め方の改善 季節労働者の福祉向上と雇用の確保、生活の安定のための相談窓口としては必要と考えるが、生活相談及び生活資金貸付事務取り扱い件数も少ない状況もあり、労働行政全体のなかで係る相談員の業務、配置のあり方など執行体制について検証、見直しが必要である。	18	
331	他	99 商工観光部 労働消費課	消費生活調査員(嘱託)の設置	2,724	2,724	2,744	2,744		市民の消費生活の安定向上を図るため、消費生活に関する情報の収集・点検・分析・提供(北(ら)や消費者講座講演会の企画開催、消費生活モニターによる生活必需品物資の価格調査及び消費者相談カードの整理・統計(バイオネット)などの活動を担う。	A	継続 消費者講座の企画開催、消費生活モニターの調査活用、消費者相談カードの整理点検等、消費者が安心して暮らせる生活に關与した事業を担当している。 将来、資格取得に努め、相談業務の充実を図っていきたい。	B	事務事業の効率化による改善 社会活動の多様化・複雑化のなかで、消費者保護対策はますます重要となっており、係る消費者に対する啓発事業(講座、講習会他)や消費生活に関する情報提供については、業務の中心を担っている消費生活アドバイスセンターとの連携・関連のなかでの展開が、消費者への一体的情報提供の観点及び活動の効果・効率性から適当と料する。	17	
332	他	100 商工観光部 労働消費課	消費者アドバイスセンター業務委託	13,103	13,103	14,773	14,773		消費者被害者の未然防止啓発や被害者の相談業務を行う「消費生活アドバイスセンター」の業務委託 ・委託先:帯広消費者協会 ・委託内容: 運営人件費および維持管理費 ・職員体制 相談室長1名、消費生活相談員3名	A	(15年度評価) 現状継続 景気の低迷や雇用不安などから、悪質商法にだまされる市民が急増。相談件数も年々増加し14年度 2,727件と前年対比 607件、22.3%の増となっている。 年々複雑・多様化する手口による被害者を救済するため、相談体制の整備充実が重要な課題。 特に相談員の身分安定、後継者の育成が求められており、現行の日額単価(事務補助単価)から安定的な雇用体制(嘱託職員待遇)の整備充実が必要である。	A	継続 一次評価のとおり。		
340	他	101 商工観光部 空港事務所	空港管理業務委託	166,171	0	140,916	140,916		空港施設の維持管理の委託 (空港整備法による第二種空港の設置・管理者は帯広市である) (人件費、管理費、事務費、消費税) ・委託先:帯広市産業開発公社 ・委託業務内容: 空港照明施設維持管理、空港施設除排雪業務、芝草管理、害虫駆除、空港緊急業務、空港駐車場管理 ・対象人員:電気関係5人・重機作業等5名	B	(15年度評価) 執行体制など進め方の改善 長期的に民間委託の方向、職員の定年と併せ逐次民間委託への環境づくりを進める。・愛国ふれあい広場、ウエルカムロードの管理業務と併せ産業開発公社委託事業の整理を図る。	B	コスト縮減及び事業の進め方の改善見直し 業務内容等の見直し検証のなかでコスト縮減を図るとともに外郭団体のあり方、執行体制見直しなどを通してコスト縮減を図る必要がある。	17	
366	他	102 農務部 農林課	市有林監視(委託)	1,586	1,586	1,586	1,586		帯広市が所有する森林の維持管理のための業務委託。 ・委託先 十勝中央森林組合 ・業務内容 一林内不法行為、病虫害発生状況、有害鳥獣出没状況把握、林産物被害、不法投棄物及び進壘等状況、入林者火気及び林産物に対する指導、境界標柱・標板等保全調査・指導、林道・作業道の保全等) 林道草刈業務・林道通行の安全確保のための雑草・笹等地際から伐開。	A	継続 森林・林道の維持は必要不可欠なものであり、他に代用できるものがないものであり、行政責任において事業の継続実施が求められるものである。 予算縮減による巡視期間減、草刈面積減などから、森林の良好な維持管理も限界。	A	継続 森林所有者としての責務であり、係る業務の効率的効果的執行の観点から委託は適当である。		
377	他	103 農務部 営農課	作物栽培研究	3,500	0	3,500	0		新エネルギー作物の試験栽培及び調査を実施するもので、地域特性を考慮しながら普及性の高い作物について関係機関と協議しながら、現地実証圃における試験研究を進める。(不耕起栽培法の普及普及が図られる。) (賃金、土壌分析、郵便、試験実施管理委託、機器使用料)	A	事業(受託)期間(~H16年)の終了	..	事業期間の終了 H16年度で事業終了	17	
379	他	104 農務部 営農課	高収益受託事業実施	3,200	0	1,500	1,500		地域に適合した収益性の高い作物の導入普及を図るもので、地域要望を把握し関係機関との協議の上、収益性の高い野菜導入及びかん水による作物の増収効果確認など試験を実施。 (調査旅費、車両等機器借上、需用費、調査通信費、試験作物・5種)	A	事業期間(~H17年)設定により実施	..	事業期間の終了) H17年度で事業終了	18	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
385	他 105	農務部 営農課	農業振興公社営農指導委託	13,553	13,553	13,340	13,340		帯広市農業技術センターの営農技術部門の委託 H7年度農業技術センター開設にあわせ農業関係機関が個々に実施していた試験研究の取り組みを一元化し、JAと市が1/2づつ運営費負担を行う中で、農業振興公社に業務を委託しているもの。 委託内容:畑作試験栽培の実施、調査、生産現場での実証、普及、指導。 委託先:(株)帯広市農業振興振興公社 プロパー職員1名、嘱託職員4名、畑作試験パート、資器材費(市内2農協と市同額負担)	B	(15年度評価) 執行体制の見直し、その他効果的・効率的な検討するなど事業の進め方の改善により継続 営農技術指導については、帯広市の農業振興上欠くことのできないものである。 現在の公社委託は継続しながら畜産担当者の配置など技術センター業務と現場への展開を見据えて検討していく。	B	事務事業のあり方、内容の見直し 地域農業の振興・発展のため生産技術・経営技術の向上を図るため行政、生産者団体などの継続的な指導・支援は重要且つ不可欠であるが、効果的、効果的な営農指導展開の観点から市、農協、普及センター及び研究機関などそれぞれの機能・役割を再検証し、整理・明確化するなかで、本市が担うべき営農指導・当該委託事業のあり方及び内容について検討する必要がある。	17
407	他 106	農務部 営農課	牧場管理委託	151,841	36,622	149,983	34,070		農家から牛や馬の預託管理を行う八千代公共育成牧場の管理運営委託。 委託先:(株)帯広市農業振興公社 夏期(放牧)牛1,400頭、馬70頭程度、冬期(舎飼)が800頭程度預託管理して、この他一般市民に牧場を開放し、憩いの場を提供。	B	効果的、効果的手法の検討など事業の進め方の改善 牧場預託については、収容能力を増し、増頭を図っているが、施設の老朽化も著しく、コストを抑えながら、効果的な牧場運営を図る。	B	効果的・効果的な事業手法、進め方の見直し 管理運営の外部委託に伴う指定管理者制度導入との関連に併せ施設のあり方、業務運営の進め方について見直し検討が必要である。	17
408	他 107	農務部 営農課	畜産物加工研修センター管理運営委託	9,877	9,780	9,573	9,476		帯広市畜産物加工研修センターの管理及び畜産物の付加価値を高めるために必要な加工技術の研修業務委託 委託先:(株)帯広市農業振興公社	B	効果的・効果的手法など事業の進め方見直し 条例で定める受託者に業務を委託しているが、自治法の改正もあり民間会社を含めた運営委託について検討を行う。 また、事業運営のあり方についても改善策を検討する。	B	効果的・効果的な事業手法、進め方の見直し 管理運営の外部委託に伴う指定管理者制度導入との関連に併せ当該加工研修センターのあり方、業務運営の進め方について見直し検討が必要である。	17
409	他 108	農務部 営農課	畜産研修センター管理委託	21,400	15,889	20,848	15,337		帯広市畜産センターの管理運営の委託 委託先:帯広物産協会 委託内容:施設、宿泊施設の維持管理及び食堂管理。 委託人員:嘱託4名 畜産研修センターは、畜産振興等に関する研修、講習及び集会の用に供するとともに、羊毛の付加価値を高めるために必要な加工技術の研修を行なう。	B	効果的・効果的手法など事業の進め方の見直し 条例で定める受託者に業務を委託しているが、自治法の改正もあり民間会社を含めた運営委託について検討を進める。	B	効果的・効果的な事業手法、進め方の見直し 管理運営の外部委託に伴う指定管理者制度導入との関連に併せ施設のあり方、業務運営の進め方について見直し検討が必要。 特に、取り巻く環境の変化や施設の老朽化及び利活用の状況を斟酌するに、今後の施設のあり方等についての検討が必要である。	17
415	他 109	農務部 農村整備課	水道検針委託	1,578	1,578	1,394	1,394		大正・川西・岩内地区における営農用水道及び農村下水道使用料徴収等の業務委任。 帯広市長の権限に属する事務に関する規則により、公営企業管理者へ営農用水道料金及び農村下水道使用料徴収事務等の委任をするもの。 検針件数:H14・2,311件 H15・3,563件(2ヶ月検診へ変更)	A	継続 一元化に向けた取組の一つである。 (上下水道部との窓口の一本化により、簡易水道事業及び営農用水道事業の円滑化が図られている。)	A	継続 一次評価のとおり。	
417	他 110	農務部 農村整備課	水道検針委託	1,302	1,302	1,143	1,143		NO415(他109)に同様 太平地区簡易水道及び農村下水道使用料徴収業務委託。 検針件数:H14・1,878件 H15・2,916件(2ヶ月検診へ変更)	A	継続 一元化に向けた取組の一つである。	A	継続 一次評価のとおり。	
420	他 111	農務部 農村整備課	下水道事務委託	1,633	1,633	1,619	1,619		農村下水道事業の円滑化を図るため上下水道部へ事務委任。 帯広市長の権限に属する事務の委任に関する規則により、公営企業管理者へ排水設備計画の確認及び工事検査並びに排水設備改造資金貸付に関する事務委任をしているもの。 工事件数:H14・40件 H15・42件	A	継続 上下水道部と農村整備課における同一業務の窓口の一元化に向けた取組の一つ。	A	継続 一次評価のとおり。	
421	他 112	都市開発部 都市計画課	都市計画各種図面等作成	558	558	1,739	1,739		都市計画法に基づく区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画決定に至る(構想立案から関係機関との協議、都市計画審議会付議、諮問、決定案図書の縦覧等)協議用等図面、決定図書の作成。 (総括図、現況図、道路網図、街路別図、計画図)	A	継続 今後とも、これまで同様に必要な応じて都市計画決定を行う必要があり、そのための関係機関との協議や図書に添付する図面が必要である。	A	継続 一次評価のとおり。	
438	他 113	都市開発部 建築指導課	UDアドバイザー設置	933	933	1,088	1,088		ユニバーサルデザイン住宅の普及啓発をするユニバーサルデザインアドバイザーの配置。 ユニバーサルデザイン住宅相談会において相談・助言、現地調査をする。 (出席報酬、事務費) 相談会開催回数・24回 増改築改造件数44件。	A	継続 ユニバーサルデザインによる街づくりは、市の方針であり、今後もより積極的に推進する必要がある。しかし、アドバイザーには負担が大きく、市としてその確保(市職員の協力)、育成が急務となっている。	A	継続 一般市民に対するUD思想理解と高齢化社会に向けたUD住宅の普及啓発にとって、アドバイザーの助言等役割は大きく、今後も継続が必要である。	

全体 番号	区分別 NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年 数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価 結果	評価の内容	評価結 果	評価の内容	
443	他 114	建設部 管理課	放置自転車等防止指導員の設置	1,575	1,575	1,588	1,588		公共の場所における自転車等の適正な駐車秩序確立と放置防止による環境の美化と良好な生活環境を確保するもので、自転車等の駐車方法指導及び見回り点検等を行うとともに、条例で放置が禁止されている区域の放置自転車への警告、期間経過ものの撤去保管(防犯登録のあるものは所有者に通知し引取らせる。連絡なしで期間経過車処分)等の業務を担う。	A	継続 公共の場所における自転車等の駐車方法の指導及び見回り点検等を行うことにより、環境の美化、市民の良好な生活環境を確保している。今後も継続している必要がある。	A	継続 一次評価のとおり、公共の場所での自転車の駐車秩序確保及び自転車放置防止のため当該指導員の設置は有効であり、現状から継続は必要である。	
451	他 115	会計室 会計課	郵便振替手数料	2,871	2,871	3,651	3,651		市民が郵便局で所定の様式の納付書を添えて公金を納付した場合の帯広市の支払うべき手数料 ・郵便振替件数: H13・16,046件 H14・78,412件 H15・94,366件	A	継続 市の公金収納窓口として市民の利便を図るため、平成14年度から市の収納代理機関として指定したものであり、手数料については郵便振替法により定められている。	A	継続 一次評価のとおり。	
467	他 116	学校教育部 総務課	学校評議員の設置(報酬)	1,263	1,263	1,890	1,890		学校・家庭・地域が一体となり地域全体で子どもの成長を担っていく環境づくりに取り組むため、幅広い分野から教育に関する理解及び識見を有するものを評議員として委嘱するもの。 制度を導入することにより、学校運営の基本的な方針や重要な活動に関し、保護者や地域住民等の意向を的確に把握することができ、また学校行事や部活動等の様々な学校活動について、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら学校をより活性化させるもの ・委嘱は学校長推薦、教委会が委嘱する。(委嘱期間・委嘱日から年度末、3年を限度)	A	継続 学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図っていくことを促し、それとともに地域に開かれた学校づくりをより一層推進していくためにも学校評議員の役割は重要であり、今後も制度を継続して行くことで、得られる効果は大きい。	A	継続 一次評価のとおり。	
468	他 117	学校教育部 総務課	学校間集配業務(委託)	1,723	1,723	1,811	1,811		市内小中学校と教育委員会の間でやりとりされる文書等を入れた連絡袋の集配業務。 ・年間集配回数・10,700回 ・集配単価・H14・169.99円/回 H15・161.07円/回	A	継続 学校管理運営上必要な事業であり、継続する必要がある。今後も円滑な業務遂行とコストの削減について引き続き努力していく。	A	継続 市教委と学校間及び学校相互間での連絡・報告・文書等のやりとりについては、効率的、効果的業務執行の観点から現行の業務委託による集配が適当。	
472	他 118	学校教育部 総務課	学校リンク造成委託(小学校)	6,178	6,178	5,686	5,686		冬期間の体育授業として行うスケート授業実施のためのリンク造成と維持管理について、各校のPTA等で構成する学校リンク造成協力会に委託して実施するもの。 ・対象校・小26校+中15校 ・体育事業使用回数・各クラスシーズン約8回	A	継続 地域性を生かした授業の一つとしてスケート授業を行うためには、今後ともPTA等の協力を得ながら現在の形態でスケートリンクの造成・維持管理を行う必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。	
473	他 119	学校教育部 総務課	学校リンク造成委託(中学校)	4,522	4,522	4,003	4,003		・NO472(他118)同様 ・対象校・中15校	A	・NO472(他118)同様	A	継続 一次評価のとおり。	
474	他 120	学校教育部 総務課	木製児童用机・椅子整備費(償借:賃借)・・・小学校、中学校	13,511	13,511	19,934	19,934		JIS規格の改正に対応し教室用机・椅子を潤いある学習環境の創出と、温もりのある観点から、木製机・椅子へ計画的に更新整備を図るもの。 教科書の大判化などに対応して机天板の大型化などを内容とした、教室用机・椅子に係る日本工業規格(JIS)が平成11年度に改正された。 導入にあたっては、木の質感を損なわず、ホルムアルデヒド等のシックスクール症候群対策も考慮し、健康面にも配慮する。また、地場産の製品を導入することにより、地場産業の振興や地場木材の有効活用も行う。	A	継続 新JIS規格の机・椅子に更新することにより、教科書の大判化に対応し、児童生徒の学習環境向上が図られている。導入にあたっては、ホルムアルデヒド等のシックスクール症候群対策も考慮し、健康面にも配慮し、さらには地場産の製品を導入することにより、地場産業の振興や地場木材の有効活用にも繋がっているなど、今後も事業継続による効果は高い。	A	継続 一次評価のとおり。	
485	他 121	学校教育部 学校教育課	要保護・準要保護児童援助金・・・小学校	201,245	163,809	202,967	120,766		NO487一括 経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒に対する教育の機会均等を意図して就学援助費(学用品費・給食費・修学旅行費・体育実技用具費・医療費等)を支給。 生活保護の基準を上回る世帯への援助は他にない。(生保倍率1.3倍未満の世帯を対象とする。) ・対象者(認定率): H13・2,652名(16.1%) H14・2,781名(17.3%) H15・2,897名(17.5%) H16・2,884名(18.0%)	A	継続 学校教育法第25条で「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されている。	B	事業内容の見直しの検討 国の基準に準じ実施する義務的扶助費。 現状、義務的経費として国の基準に準拠するなかでの事業であり、内容の見直しは困難な状況にある。 しかし、現在、三位一体改革の関連で一般財源化の方向性もあり、自治体負担の増高や財政建て直し求められる状況等を斟酌するに、係る援助のあり方、内容について改善、見直しを図っていく必要がある。 特に対象児童生徒のうち20%近くが援助対象者である状況や、援助内容についても給食費援助(実費)が全体額の60%近くを占めるなど、援助のあり方・内容について一定の見直しが必要と料する。	17
486	他 122	学校教育部 学校教育課	特殊学級就学奨励費	5,414	3,328	6,008	3,444		・NO488一括 市立の小中学校の特殊学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特殊教育の普及奨励を図るため負担能力に応じ、就学援助費(学用品費・給食費・修学旅行費・体育実技用具費・交通費等)を支給。 ・対象者(認定率): H15・187名(固定61.6%,通級42.72%) H16・193名(固定60.9%,通級46.4%)	A	継続 障害を持つ児童生徒の保護者は経済面での負担も大きく、その負担を軽減することは、特殊教育の普及奨励を図る上で有効。 「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の第1条で「この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、盲学校、聾学校及び養護学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がこれらの学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。」と謳っている。	B	事業内容の見直し検討 特殊学級への就学を援助する義務的扶助費。 NO485(他-NO121)との関連で内容見直し。	17

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
487	他 123	学校教育部 学校教育課	要保護・準要保護児童援助金・中学校	..	..	..	..		N0485(他-N0121)で一括	A	N0485(他-N0121)で一括	B	事業内容の見直し検討 N0485(他-N0121)で一括	17
488	他 124	学校教育部 学校教育課	特殊学級就学奨励費	..	..	..	..		N0486(他-N0122)で一括	A	N0486(他-N0122)で一括	B	継続 N0486(他-N0122)で一括	17
489	他 125	学校教育部 学校教育課	肢体不自由児学級生活 介助員の配置 …小・中学校	4,036	4,036	7,719	7,719		就学機会に恵まれない肢体不自由児童生徒のために、スクールバスによる児童送迎、授業・トイレ等の介助を行う生活介助員を配置(賃金) ・肢体不自由児学級2(広陽小学校 すずらん学級) ・配置状況: H15・介助員3名(対象児童数3名) H16・介助員5名(対象児童数6名)	A	継続 今後も引き続き、生活介助員を配置し、入級者の出現状況により、介助員体制を維持して行く。	A	継続 肢体不自由児童の就学を支援するうえで当該介助員の配置は適当。	
490	他 126	学校教育部 学校教育課	車椅子児童介助員 (小・中学校)	6,023	6,023	12,712	12,712		小中学校の普通学級に進学し、車椅子等を使用する児童生徒が、教室やトイレ等への移動に際して介助を必要とする場合、保護者負担の軽減を図るため、学校に生活介助員を配置。 事業開始時は保護者対応前提に介助員一人に児童生徒数人、週1日の介助日数が、現在は介助員一人に児童生徒1人、週5日の介助、全日介助の対応。 ・対象: H14・4校6人 H15・4校8人 H16・6校9人	A	継続 障害のある児童生徒が健常児の中で教育を享受できる環境づくりに努めることは大切なことであり、今後も引き続き継続していくものである。 但し、現在週5日の介助になり、勤務条件等が実態と合わなくなってきている部分があるため、それについては、改善していく必要がある。	A	継続 車椅子を使用する児童生徒が普通学級で学ぶための環境の整備及び保護者負担軽減の観点から当該介助員の配置は適当。	
491	他 127	学校教育部 学校教育課	学校保健業務・検査・健康診断(委託)・小学校	71,010	65,057	70,200	64,443		・N0493一括 学校保健法、同施行規則に従い実施する児童生徒、小学校入学予定幼児及び教職員の健康診断・検査・環境衛生管理業務、(胃部X線撮影等検査手数料、資材費) 法三条・環境衛生検査 第四条・就学時前検診、第六条・児童生徒健康診断・検査、第八条・教職員の健康診断義務付 ・近年の児童生徒の健康状態、罹患率の変化を踏まえ、予防接種や健康診断を中心とした全体的な対策から、早期発見・治療・感染防止等を充実・強化した集中的な施策へと変換が図られている。	A	継続 法的に義務づけられているものであり、児童生徒の学校生活環境を整備することにより、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することは必要不可欠であると考えらる。	A	継続 児童生徒及び教職員の心身の健康、衛生環境の保持のため、法に基づく健康診断等の実施。	
493	他 128	学校教育部 学校教育課	学校保健業務・検査・健康診断(委託)・中学校	..	..	..	..		N0491(他N0127)一括評価	A	N0491(他-N0127)一括	A	継続 N0491(他-N0127)一括	
495	他 129	学校教育部 学校教育課	病弱・院内学級開設	1,214	1,214	2,184	2,184		慢性疾患等による入院児童生徒の教育環境整備として、院内学級を開設し入院治療を受けながら、各自の病状に応じた学習指導を受けるもの。(指導補助員賃金・病弱学級病院部屋賃借) ・対象:慢性疾患(胸部、心臓、腎臓等)等により、6ヶ月未満の医療が必要であり、かつ帯広厚生病院で1ヶ月以上の入院を要する児童。 (小学生は帯広小学校に、中学生は第3中学校のクラスに)。 ・病弱学級数: H14・2学級(2名) H15・2学級(2名)	A	継続 疾病により療養中の児童生徒に対して各自の病状に応じた学習指導を受ける教育環境を整備し、充実させていくことは今後とも必要である。	A	継続 入院治療児の学習機会を確保するための環境の整備として、当該院内等学級は必要。	
501	他 130	学校教育部 学校教育課	ニューメディア利用推進 事業・小学校	19,153	19,153	39,562	39,562		国の整備目標に沿って年次計画でコンピュータを一人一台使用できるように機器等を整備し、児童生徒の情報教育に活用。 (特教CAI使用、ソフト消耗品、インターネット使用など) ・整備台数 : H15・266台(目標に対する整備率27.8%)	A	継続 コンピュータの導入については、国の整備基準に基づき、一人一台化を目標に計画通り整備を進めていく	A	継続 情報機器利用が一般化した今日的な社会環境の中で、学校、授業でのコンピュータ活用及び児童の情報教育推進は不可欠であり係る環境整備は必要。	
502	他 131	学校教育部 学校教育課	ニューメディア利用推進 事業・中学校 (特教CAI使用、ソフト消耗品、インターネット使用)	52,043	52,043	46,281	46,281		国の整備目標に沿って年次計画でコンピュータを一人一台使用できるように機器等を整備し、児童生徒の情報教育に活用。 (特教CAI使用、ソフト消耗品、インターネット使用など) ・整備台数 : H15・551台(目標に対する整備率100.0%)	A	継続 中学校コンピュータ室のパソコンは、国の整備基準の一人一台化がなされており、今後も機器を維持し活用を図っていく。	A	継続 N0501(他-130)に同じ。	
503	他 132	学校教育部 学校教育課	水辺の楽校推進事業	883	883	900	900		国土交通省の水辺の楽校事業として河川整備の対象となった市内7地区の河川の地域に属する学校において、児童生徒が、自然や河川での環境学習活動を実施するもの。(需用費) ・実施校・小学校8校、中学校2校	A	継続 環境教育活動を推進するため、今後も同様に事業を継続していく。	B	事務事業の簡素化・効率化など進め方改善 当該事業については環境学習の一環として実施し、児童生徒の環境問題等への理解促進に寄与しているが、係る性格の学習は通常の総合学習のなかで多様に行われている現状もあり、当該事業のみ別枠で実施する必要性は薄く、学校教材配当あるいは総合学習事業などのなかで実施するなど、事業のあり方、実施手法について整理することが適当と史料する。	17
504	他 133	学校教育部 学校教育課	和楽器教育事業	4,265	4,265	1,626	1,626		新学習指導要領に定められた和楽器教育のため、和楽器を3ヵ年計画にて各学校に整備するとともに、指導に必要な講師謝礼の報償費を各学校に配分・措置するもの。 (講師報償費・消耗品・楽器購入)	A	継続 新学習指導要領に基づき整備を進めてきたが、和楽器の導入は計画通り本年度の整備をもって終了する。	..	事業実施期間終了。 3ヵ年計画での和楽器整備がH16年度完了・事業終了。	17



全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
505	他 134	学校教育部 学校教育指導室	研究サポート・道内外等各種調査研究	2,437	2,437	2,643	2,643		本市学校教育における教育諸課題について小中学校の教職員に研究調査委託するもの。併せて教員の自発的・主体的な研究意欲を醸成、奨励し資質能力を向上を図ることにより、帯広市の教育推進に資するもの。(委託料、報告書など) ・個人研究者数・12名 調査研究者数・19名 (対象者数887名)	A	継続 帯広市の教育の充実に具体的に寄与している。	B	事業手法など進め方の見直し 本市教育推進における今日的課題、特定事項に関する調査研究を教職員に委託するなかで職員の資質・能力の向上、人材育成に資するものであり、事業の有効性、必要性は認められるが、課題調査委託の成果や具体的活用の方を明確にするとともに、職員研修の効果及び手法としての妥当性など検証し、より効果的、効率的な事業手法、進め方について見直し改善を検討する必要がある。	17
510	他 135	学校教育部 教育研究所	教育研究教材ソフト・ビデオ	1,001	1,001	585	585		教育研究所の教育情報センター及びカリキュラムセンターとしての機能充実のため、教職員用の指導教材ビデオやパソコン研修用ソフトなどを購入整備し、研究所活動や貸し出しによる学校教育充実、教職員の資質向上に資するもの。 ・PC講座開催・24回 ビデオソフト貸出本数269本	A	継続 教職員の資質の向上は、本市においても重要な課題であり、教育の情報化への対応における本事業の役割も大きいことから、現状にて事業を継続していくことが必要である。	A	継続 学校教育の充実を図るうえで、パソコン、ビデオなど情報化に対応した指導等手法の研修、研鑽は教職員の資質向上に有効であり、一定の整備は必要。	
514	他 136	学校教育部 学校給食共同調理場	給食配膳員(報酬)・同代替者(賃金)の設置	28,085	28,085	27,988	27,988		校内における学校給食の数量確認や安全確保及び衛生管理の徹底を図りたい。 小・中学校へ配送された給食や食器類等の数量及び不審物等の点検確認による安全確保及び各クラス毎への配膳及び給食終了後の点検、配送車への回送、配膳室等の清掃を担う。	B	執行体制の見直しによる改善 配膳業務は学校へ直送されるパンや牛乳などの数量等の点検、確認作業・保管と不審物等の事前チェックなど、児童生徒への安全確保、衛生管理上の観点から今後も継続する必要があるが、民間委託等による人員の効率的な見直しを図って行きたい。	B	事業内容・手法など進め方の見直し検討 給食の点検確認等、安全確保などの学校給食の円滑なる実施の観点から、係る配膳業務は必要であるが、配膳員の配置については教育的、効率的観点から学校・生徒全体としての取り組み推進や民間活用など手法の再検討あるいは実施内容の見直しなど、コスト縮減を含め当該事務事業の進め方について見直し検討が必要である。	18
515	他 137	学校教育部 学校給食共同調理場	給食配送業務(委託)	53,444	53,444	53,570	53,570		各小中学校への児童・生徒の学校給食配送業務委託。 (各小中学校分の食器・食缶を納めた保温コンテナ・食器コンテナを配送するとともに給食後にコンテナを回収) ・小中学校41校(現状・市内9台、農村部2台で運行)	A	継続 学校給食配送業務は、児童・生徒に給食を供給するうえで、不可欠な事業であり、すでに民間委託もされていることから今後も現状で継続したい。	A	継続 民間委託により実施。	
519	他 138	学校教育部 南商業高等学校	学校保健衛生業務	1,657	1,657	1,682	1,682		学校保健法、学校保健法施行規則に従い実施する生徒及び教職員の健康診断・検査。 内科検診等は医師会・歯科医師会等に業務を委託し、胸部エックス線検査等は各検査機関が来校し検査を実施。 (検査・検診委託、胃部X線検査手数料・救急医薬品購入) 対象者・647名	A	継続 教育機関として本事業の実施が義務化されているため、現状にて事業を継続する。	A	継続 NO491(他-NO127)一括	
528	他 139	生涯学習部 生涯学習課	高齢者学級学習相談員の設置(わかば会活動)	1,085	1,085	1,090	1,090		市内9地区において、各地区わかば会学習会の年間学習内容の助言や講師等のスケジュール調整、及び事業の企画立案指導などの活動支援及び合同学習会実施サポートなどを担う地区相談員の配置。 帯広市わかば会～月1回の合同学習会(講演、軽運動等交流活動)、「生き生きふれあい祭」や公開学習、映画鑑賞会等 各地区わかば会～月1・2回程度の学習会等(講演、講習、バス学習、など)を支援。 ・会員数・(63歳以上)858名	A	継続 高齢者の自主的な学習促進を図るために「わかば会」の地区活動促進・運営支援として相談員の設置は必要。「市民協働」の参加促進を視点を入れて、取り組みを進めることが必要。	B	事業手法の見直し わかば会の各地区運営の指導、相談援助、連絡調整など活動の円滑化を図るうえで相談員の設置は必要と考えるが、高齢者学習に係る公的支援(金銭的負担)は原則高齢者学級「寿」までとし、「わかば会」以後の活動については、自主的運営を基本とするなかで、会員相互協力により主体的活動を促進することが適当。 そうした観点から各地区相談員についても自主運営のなかでの対応へ移行することが必要である。	18
529	他 140	生涯学習部 生涯学習課	高齢者学級学習会(寿)実施	772	772	924	924		高齢者が健康で明るく生きがいのある人生を見出すために学習を進め、仲間づくりや、学習の成果を社会活動に生かすことを目的に実施する高齢者学級「寿」。 ・(2年制、満60歳以上の市内在住者) (謝礼、会場費、需用費) ・年間50回の学習会及び年72回のクラブ活動を実施。 合同学習会(1・2年生)～月1・2回(講演、交流会他) 1年生学習会～月1回(郷土帯広・十勝の学習)、 2年生学習会～月1回程度(4コース)、 クラブ活動～書道、ダンス、詩吟(月2回程度) ・学級生徒・237名	A	継続 高齢者の学習、社会活動を通じて明るく生きがいのある人生を見出す機会とするとともに、また自主活動グループ「わかば会」の人材育成を担っている。 なお、今後「市民協働」の参加促進を視点を入れて、取り組みを進めることが必要。	A	継続 高齢者が明るく生きがいのある人生を送るための機会及び社会活動の促進の意味から、当該学級学習会は大きな役割を果たしている。	
530	他 141	生涯学習部 生涯学習課	高齢者学級指導者研修	204	204	193	193		帯広市家庭教育学級・女性学級・高齢者学級並びに帯広市わかば会の4団体が合同で開級式及び閉級式、学習発表会等を実施するとともに道内他都市を訪問し研修調査・研究する。 (研修引率・会場使用料) ・式参加・3,300名	A	「市民協働」の参加促進を視点を入れて、取り組みを進めることが必要。	B	事業内容の一部見直し わかば会研修引率については当該研修事業見直し(D評価)に運動し廃止。 その他会場費(家庭教育学級、女性学級、高齢者学級)については事業展開上必要経費。	17
532	他 142	生涯学習部 生涯学習課	わかば会活動	2,450	2,450	2,437	2,437		帯広市わかば会の合同学習会サポート、及び地区わかば会学習会等など年間学習内容の助言や講師等のスケジュール調整、及び事業の企画立案指導など活動支援を担う。 (指導員の設置・会場費) 帯広市わかば会～月1回の合同学習会(講演、軽運動等交流活動)、「生き生きふれあい祭」や公開学習、映画鑑賞会等 各地区わかば会～月1・2回程度の学習会等(講演、講習、バス学習、など)を支援。 ・会員数・(63歳以上)858名	A	継続 高齢社会の到来における市民の自主的な学習など活動を積極的に促進、支援していくことが必要。その意味から各地区わかば会の調整・企画立案など会運営・活動の円滑化のため指導員の設置は不可欠。 ただし、「市民協働」の参加促進を視点を入れて、取り組みを進めることが必要。	A	継続 「わかば会」活動については原則自主運営とするが、地区活動の円滑化として地区相談員への指導・相談支援や全体の連絡調整あるいは合同学習実施など、全体を支えるためには行政支援は一定程度必要であり、そうした観点から当該指導員の設置については必要と判断する。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等	
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容		実施年度
533	他 143	生涯学習部 生涯学習課	生涯学習相談員の設置	2,690	2,690	2,678	2,678		本市の生涯学習の推進のため、各地区の活動を担う生涯学習推進委員(委員会)の相談、連絡調整など活動を行政的に支援するための相談員を配置し、係る業務を担う。 ・生涯学習推進員366名 ・地区生涯学習推進委員会26地区(小学校下)	A	継続 地域の生涯学習、コミュニティ講座開催など活動に対する指導、相談助言や全体の調整、行政窓口としての人的体制確保の観点から当該相談員の設置が必要。	A	継続 一次評価のとおり、地域の生涯学習活動を支援する体制として配置は適当。		
535	他 144	生涯学習部 生涯学習課	コミュニティ講座開催	1,250	1,250	1,359	1,359		「生涯学習の地域化」を図ることを意図し、市内各地区にある生涯学習推進委員会が、地域のコミュニティ施設を中心に、地域の学習課題や要求に合った講座を企画・実施するもので、講座開催に掛かる経費を措置するもの。 (謝礼、需用費、会場料他) ・地区数・26地区 講座数・191 参加者・15,524名	A	継続 地域の学習・交流機会の提供を通じて生涯学習の促進を意図し、地域のボランティア活動で自主的に運営されているが、経費負担や広報活動など地区推進委員会が活動しやすい環境を行政的にサポートする必要がある。	B	事業内容、進め方について見直し検討 生涯学習の地域化として、係るコミュニティ講座事業・活動を支援することにより、地域の自主的活動、生涯学習推進委員会等の活動の活性化、円滑化を図ることができ、今後も一定の関与は必要と判断する。 しかし、一方で、内容のマンネリ化や参加者の固定化の状況もあり、講座や当該活動の地域普及度など再検証するとともに、講座のあり方、地域学習のあり方について見直し検討する必要がある。	18	活動のあり方についてNO536(他-NO145)同様。
536	他 145	生涯学習部 生涯学習課	地区生涯学習(社会教育)推進委員会(謝礼)	1,300	1,300	1,300	1,300		「地区生涯学習推進委員会」は、住みよいコミュニティづくりを目指し、コミュニティ講座を通して学習機会の提供を行ったり、地域の学習指導者の発見や活用、地域の交流など、地域における生涯学習活動を自主的に推進する活動母体。 委員会の啓発・事業PRなど活動に対し謝礼として支払うもの。 ・委員会26地区(生涯学習推進委員) ・謝礼 @50,000円	A	継続 地区総会や委員会、コミュニティ講座開催に係る経費の負担や地域における生涯学習啓発活動などに対する謝礼として活動をサポートしていく必要がある。 「市民協働」による地域づくりの中心的役割を担うよう、他団体との連携を強化する取り組みを指導すべきである。	B	事業の進め方など見直し検討 ボランティアである生涯学習推進委員で組織する当該委員会は、地域における生涯学習活動の中心を担っており、事業・活動の企画立案、啓発・PRなど会活動について、生涯学習の地域化を推進する観点から一定の支援は必要。 しかし、NO535(他-NO144)のとおり内容のマンネリ化、推進委員の固定化や市民の学習機会など取り巻く状況も変化してきており、当該生涯学習推進委員活動のあり方について事業手法の検証・見直しが必要と思考する。	18	当該性格の地域活動については、生涯学習推進委員事業、体育指導員による地域スポーツ振興事業、青少年健全育成活動、学校5日制事業及び学校開放事業など種々実施されているが、事業内容や参加者・関係者について転換するなかで、個別に事業が展開されている現状から、事業の意図・効果も含め地域活動が全体として極めて不明確となっている。 このような現状を踏まえ、地域活動の普及や効率的・効果的な事業展開を図っていく上での各配置委員のあり方、各活動など全体を再検証、整理し、地域活動に係る連携のあり方や体制などシステムとして再構築すべきである。
538	他 146	生涯学習部 女性青少年課	青少年育成指導員(嘱託職員)の設置	1,848	1,848	1,839	1,839		青少年の健全育成を全市的に進めるため、各小学校地区において地域ぐるみで関係機関・団体が連携をとりながら地域青少年育成フォーラムを実施している。 これら市内各地区や関係団体と連携や連絡調整、事業企画及び犯罪再発防止、未然対策についての協議あるいは活動紹介など支援活動に当たる。	A	継続 青少年を健全に育むとともに非行防止などに育む環境づくりが極めて重要性であり、青少年指導員(嘱託職員)の設置は妥当である。 青少年の健全育成指導員として活動することで、地域との連携強化や青少年の非行防止等に効果が期待できる。	A	継続 青少年の健全育成に対する活動は今日の重要な課題であり、フォーラム等事業展開や各地区青少年育成委員会活動の指導相談助言をはじめ、関係団体との連携、連絡調整、未然対策についての協議などの人的体制として配置は必要である。		活動のあり方についてNO536(他-NO145)同様。
540	他 147	生涯学習部 女性青少年課	青少年健全育成活動	1,182	1,182	0	0		(引率、需用費、通信費他) (NO538(他NO146)一括評価)	A	(NO538(他NO146)一括評価)	A	継続 青少年の健全育成事業など活動に係る経費の措置。		
548	他 148	生涯学習部 女性青少年課	学校週5日制指導員設置(報酬)・ボランティア等謝礼	2,292	2,292	2,485	2,485		学校週5日制対応として、子どもが校区で安心して遊べる場所・機会を作り学校・家庭・地域社会が一体となり、休日における子どもの主体的な活動を支援するため指導員を設置。 ・学校体育館開放事業：小学校体育館を開放し小学生児童が安心して自由に遊んでもらうための環境整備として地域活動指導員を配置。 ・わくわくランド：学校体育館開放モデル事業として、有償ボランティアによる絵本の読み聞かせ、工作等の遊び指導を行う。 ・学校体育館利用数・8,934名(小学校児童数10,412名)	A	継続 子どもが安心して過ごせる環境作りは社会全体の課題であり、また、それに関わっていく地域に密着したボランティアの育成は今後の青少年健全育成を考えるうえで必須である。	B	効果的、効率的手法を検討 学校5日制に伴う、子供の遊び場提供、安心した環境・条件づくりのうえから、当該事業の必要性は理解する。 しかし、当該活動は小学校下における地域活動であるが、一方で、事業内容や関係者が重複、転換した形で他類似活動が展開されている実態にあり、当該事業の効率的・効果的な事業展開の観点から、指導員についても、これら関係者・団体・機関の相互連携・協力体制のなかで実施することを検討する必要がある。	18	活動のあり方についてNO536(他-NO145)同様。
549	他 149	生涯学習部 女性青少年課	家庭教育学級開催	2,621	2,621	2,526	2,526		子供の健やかな成長のうえで家庭教育に必要性を考え、親自ら学習し資質向上を図るべく家庭教育を支援するもので、子供の両親及び両親に代わる年長者対象として、家庭教育学級を開設。 ・家庭教育に関する学習を一定期間計画的、継続的、集団的に行うとともに学級生相互の交流を深める。 ・学級生自身の自主運営、各学級に主事・主事補(校長・教頭等)を置き学級運営の指導、助言を受けている。 (講師謝礼、会場費、消耗品) ・開設学級・28学級(乳幼児学級4、小学学級22、中学学級1、放送利用1) ・学級生数・580名 学習会開催・280回(月1~2回開催)	A	継続 家庭教育を支えるための学習機会が少ない中、共通の課題を抱える親が共同で、継続的に学級を開設し学習することにより、子供の成長を支えていく基盤づくりとして有効でありも家庭教育活動を支援していく必要がある。	A	継続 一次評価のとおり。		
554	他 151	生涯学習部 女性青少年課	女性国内研修事務	109	109	164	164		女性国内研修充実を図るための引率サポート及び職員としての研修(引率旅費、報告書印刷費) ・派遣補助と関連	D	事務事業の抜本的見直し 交通移動リスク減少や参加者の主体的活動意識を助長する観点から引率廃止することとし、職員の研修は必要に応じ職員総体の研修制度の中で実施していく。 報告書を作成して行なう報告会は、毎回30名程度の参加者があり、継続していく。	D	事務事業の抜本的見直し(廃止) 女性国内研修補助についての他事業との統合見直し(事務事業評価(D))に連動。	17	
564	他 152	生涯学習部 文化課	ふるさと文化推進員(嘱託職員)の設置	2,143	2,143	2,143	2,143		ふるさと文化基金事業を中心とした事業の企画立案・実施及び文化団体等の自主的活動を支援するもの。	B	事業手法の見直し ふるさと文化推進員については、ふるさと文化事業の見直し、及び文化団体として市民劇場のあり方を検討するなかで、当該事務事業のあり方について検討していく。	B	事業手法など進め方の見直し 一次評価のとおり。	18	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等	
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容		実施年度
570	他 154	生涯学習部 文化課	学校美術館事業	1,274	644	1,420	720		百年記念館で収蔵している郷土作家の作品を、市内の小中学校に展示し鑑賞の機会を提供する。 ・一校当り：3～4週間の展覧会 ・実施校数：例年5校/41校程度(2500名) ・活用品数：15品前後 ・経費は美術品運搬、燻蒸委託及び修繕経費、	B	事業手法など進め方・内容の見直し 小中学生への鑑賞機会提供と市収蔵作品の有効活用の観点から実施してきたが、事業実施4年を経て希望学校が一巡したことから、芸術文化鑑賞機会の提供の方法、内容など事業の進め方について見直し検討する。	B	事業の進め方・内容の見直し 小中学校児童生徒への芸術文化鑑賞機会の提供として有益であり、一次評価のとおり、効果的事業展開にむけ内容、進め方について見直し検討が適当である。	17	
573	他 155	生涯学習部 文化課	市民文化ホール管理委託(人件費・物件費)	176,753	132,378	163,589	109,985		帯広市設置の帯広市民文化ホールの管理運営を文化スポーツ振興財団へ委託。 業務執行及び事業など管理運営に必要な職員費及び物件費	B	(15年度評価) コスト削減に向け、事業の進め方の改善により継続	B	コスト削減ほか事業の進め方の見直し 外郭団体の見直し及び施設管理運営委託について指定管理者制度導入との関連で併せてあり方見直し検討を。	17	
574	他 156	生涯学習部 文化課	グリーンステージ管理委託	1,134	930	1,123	871		帯広市が設置した野外ステージの管理を文化スポーツ振興財団へ委託。 ・利用日数：H13・58日(利用率15.3%)、H14・54日(同15.9%)	A	継続 施設管理の手法、内容について効率化を図っており現状継続。	B	事業手法など進め方の見直し 管理委託について指定管理者制度導入との関連で、手法、等見直しが必要。 また、施設の利活用の実態等を斟酌するに、今後の施設のあり方について検討が必要である。	17	
580	他 157	生涯学習部 スポーツ課	体育指導員(嘱託)の設置	2,996	2,996	2,843	2,843		体育指導員は地域におけるスポーツ振興の中心として、スポーツ振興法により配置が義務付けられており、住民にスポーツの実技指導やスポーツに関する指導・助言を行う役割を担うもの。 学校や地域と協力し講習会や練習会を開催・実施するとともに、教育委員会主催事業等への協力を得ている。 (報酬・活動費(研修、手帳、保険料など)) ・市内小学校区に各2名配置 ・体育指導員・52名	A	継続 スポーツ振興法第19条により教育委員会が体育指導員を委嘱するものとして謳われている。 地域における教室や練習会の開催とともに、地域づくりや人材育成を進めることができる総合型地域スポーツクラブの設立など体育指導委員の必要性は高まっている。	B	事務事業について効果的、効率的な活動のあり方について検討見直し 住民のスポーツ振興、普及のため小学校区ごとに配置した体育員は住民のスポーツ振興・普及の中心として地域に密着した事業展開の担い手として、また本市主催事業の協力者として一定の役割を担ってきたが、市民の社会活動の多様化などスポーツ機会の多様化等取り巻く状況も大きく変わってきており、体育指導員の地域における活動及び役割も見えづらくなっている状況もあり、そうした意味から活動について検証のうえ、指導員のあり方等見直し、検討の必要がある。	18	活動のあり方についてNO536(他-NO145)同様。
583	他 158	生涯学習部 スポーツ課	地域スポーツ振興事業講師謝礼	910	910	1,040	1,040		体育指導員が地域住民を対象としたスポーツ教室や講習会を開催し、講師に対する謝礼支払。 ・講師依頼人数182名 ・参加者数3,830名	A	継続 趣味が多様化し、恒常的なスポーツ活動をする機会が減ってきている中、地域住民を対象とした教室開催などは、恒常的な活動に繋げることができる。	B	効果的・効率的な事業のあり方について検討見直し。 市民の健康・体力づくりとして、地域住民を対象としたスポーツ教室や講習会など継続的活動が必要であり、係る活動の講師謝礼等当該事務事業は適当であるが、一方、NO583(他-157)との関連で住民の社会活動の多様化や生涯学習の機運の高まり、スポーツ環境の充実・機会の増加など取り巻く状況も大きく変わってきており、地域でのスポーツ活動、体育指導員の活動のあり方について検証・見直しが必要と料する。	18	
587	他 159	生涯学習部 スポーツ課	学校開放事業(主事報酬)	2,463	2,463	2,450	2,450		スポーツ振興法第13条に基づく学校施設の利用を円滑に進めるために、開放校に嘱託職員(開放事業主事)を配置するもの 利用調整や団体と学校、行政の3者の連携による学校開放事業の円滑な運営を図る。 ・主事は開放校の教頭へ委嘱。(28名)	A	継続 学校施設開放という公的施設の活用の観点から、円滑且つ適正なる運営上必要である。	C	事業規模・内容等の見直し 公的施設活用として学校開放事業が行われていることから円滑な運営上、当該主事の委嘱は必要と考えるが、業務の殆どが日常の利用調整が実態であり、報酬のあり方、規模等について検証見直しが必要である。	18	活動のあり方についてNO536(他-NO145)同様。
588	他 160	生涯学習部 スポーツ課	屋体開放用運営	1,855	1,855	1,875	1,875		開放利用者が快適にスポーツに楽しめるよう必要な環境整備を図るもの。(屋外トイレ管理委託・消耗器材、使用券印刷等、水銀灯など修繕、スポーツ用具等の補充) ・開放校28校 利用者数183,145名	A	継続 必要な環境・条件整備である。	A	継続 学校開放事業の推進に伴う管理運営等の経常的経費。		
589	他 161	生涯学習部 スポーツ課	文化スポーツ振興財団施設管理委託(人件費・物件費)	764,141	642,736	792,242	644,973		帯広市設置の体育施設の管理運営を文化スポーツ振興財団へ委託するもの、その業務執行及び事業など管理運営に必要な職員費(正職員(市出向含む))物件費。 ・(1)施設等設置目的に則した適正な利用 (2)施設等維持管理。(3)器具等の貸出し・管理。(4)管理に必要な物件調達。(5)設置目的達成に必要な事業実施。	B	(15年度評価) コスト削減に向け、事業の進め方の改善により継続 財団に管理委託を始めてから10年以上経過し、施設の老朽化と相俟って適切な管理運営のあり方を検討する時期にきている。	B	コスト削減ほか事業の進め方の見直し 外郭団体の見直し及び施設管理運営委託について指定管理者制度導入との関連で併せてあり方見直し検討を。	17	
591	他 162	生涯学習部 スポーツ課	文化スポーツ振興財団施設管理委託(臨時物件費)	23,952	23,952	43,399	43,399		No589(他NO161)一括	B	No589(他NO161)一括	B	コスト削減ほか事業の進め方の見直し NO589(他-NO161)一括	17	
594	他 163	生涯学習部 スポーツ課	スポーツ施設専門指導員の設置(報酬)	6,416	6,416	6,660	6,660		各体育施設において、利用者に対する競技に関する適切な助言・指導を行う専門指導員を配置するもの。 施設における一般開放時の練習会・教室開催時間中に配置。 ・指導員・延1,734名	A	継続 帯広市体育施設において一般利用者に対し指導者を確保することにより安全性確保や技術・体力の向上によるスポーツ活動の習慣化が得られるとともに、体育施設の利用促進が図られる。	A	継続 一般市民のスポーツの習慣化や体育施設の利用促進の上で、競技指導助言や器具用具使用指導は重要であり、各施設における専門指導員の配置は必要であり、また果たす役割も大きい。 市民が平常からスポーツ施設を活用し、気軽にスポーツに親しむ状況をつくる意味からも、施設における一般開放時の練習会・教室開催や当該専門指導員の配置についての周知・広報の充実が必要である。		

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容	
600	他 164	生涯学習部 図書館	刊行物・新聞・官報・ビデオ等購入	2,359	2,359	2,303	2,303		公共図書館として逐次刊行物、新聞(中央紙、地方紙)、図書追録、官報及び公報を収集するほか、視聴覚教材としてビデオ等を整備し市民等来館者の利用に供する。(当該事務事業は図書以外の資料の整備) ・雑誌・85誌 新聞・13紙、購入ビデオDVD・11本	A	継続 当該業務は、図書の購入整備とともに図書館活動の根幹をなすものであり、市民の生涯学習の意欲に応えるため、図書・雑誌・AV資料とともに充実させていく必要がある。特に新図書館の開館に向け、当該事業の拡大が必要。	A	継続 公共図書館として、市民の生涯学習意欲に応える意味で幅広い資料について一定程度整備が必要である。 ただし、逐次刊行物、新聞、追録など公共図書館資料として整備の必要性や範囲など十分検証するなかで、効果的、効率的な事業規模、内容を検討する必要がある。	
602	他 165	生涯学習部 図書館	帯広叢書誌編集(委託)	9,880	9,772	9,685	8,335		一般市民の郷土歴史やアイヌ文化に対する興味を啓発し、その調査・保存・伝承等の意義を認識してもらい、また、郷土歴史資料として後世残すものであり、現在、吉田巖氏が残された貴重なアイヌ関係資料・郷土資料を翻刻し、叢書を発行。 アイヌ文化研究者・郷土史研究者等からなる編集委員会に編集作業委託。(編集委員会開催 H14・4回 H15・9回) ・発行 年2巻(各450部) ・利用冊数 H13・902冊 H14・858冊 H15・788冊	B	コスト縮減による改善 一般市民レベルでのニーズは高いとは言えないが、未刊行の遺稿資料の中には非常に貴重なものも残っているため、事業継続は必要と思われる。 ただし、資料全体を再精査し、刊行内容を絞ることで事業期間を短縮し全体経費を抑える。	B	コスト縮減、事業手法の見直し改善 郷土史資料の整理・保存は図書館活動の一環であり、継続的な活動は必要と考えるが、吉田巖遺稿に関する翻刻に特化し、極めて専門性が高く、研究レベルに近い状況のなかで、延々と事業が実施されてきているのが実態。また叢書誌編集刊行に対する市民のニーズ、関心は低い実態にある。 郷土史としては貴重な遺稿資料であり、整理、翻刻を継続して行っていくことは必要であるものの、毎年の経費負担が大きいが、事業としてなお相当な年数を要することなどを斟酌するに、効率的・効果的手法、コスト縮減方策など、事務事業のあり方について見直し検討が必要である。	17
603	他 166	生涯学習部 図書館	文芸誌製作・発行	1,574	1,193	1,626	1,026		地域文芸の振興を図るため市民文芸誌を発行するもの。 帯広・十勝の文芸作品を募集し、優秀な作品について当該作品掲載し、また地域の文芸に関する展望や郷土の本の紹介などを内容として編集・発行・販売を行う。 (印刷、グラフィック撮影・表紙絵・カット謝礼他) ・作品応募者:H13・155人 H14・132人 H15・112人 ・発行部数 :H14・750部 H15・650部 ・売上数 :H14・315冊 H15・381冊	B	事業手法の見直しによる改善 市民文芸誌は、市民が自由に参加できる文芸活動の発表の場であり、小説、戯曲・シナリオ、文芸評論、随筆、ノンフィクション、詩、短歌、俳句、川柳の各ジャンルにおいて、応募があり、また、作品等は郷土の資料としても貴重なものであるため市民文芸の発行は継続する。 応募者、応募作品の減少等が見られるため、応募者の拡大を図る。	B	事業の進め方の見直し改善 市民の文芸活動の裾野を広げる意味で当該文芸誌の存在、役割は大きい。 応募者の減少傾向あり。一次評価のとおり、効果的・効率的な手法について検討を。	17
604	他 167	生涯学習部 図書館	市民文芸賞等	135	135	194	194		市民文芸誌の応募作品中、特に優秀な作品に「市民文芸賞」、またこれに準ずる作品に「佳作賞」として表彰する。(該当がない場合もあり) (入選賞、賞品額・募集事務含む) ・贈呈式は市民文芸発行記念式と合同。 ・賞状、額、副賞(現金)、文芸誌は道内の図書館等に送付。 ・応募者数 H13・155人 H14・13人 H15・112名 ・表彰・2~3名	B	コスト縮減による改善 市民文芸賞は、地域の創作活動における励みであり、今後も継続したい。 作品募集事務関連の見直しを行い効率化を図る。	B	事業の進め方の見直し改善 市民の文芸活動の創作意欲の増進、普及に寄与しており、継続が必要。 ただし、応募者の減少傾向あり、効果的効率的な手法など事業の進め方について検討を。	17
606	他 168	生涯学習部 図書館	ナウマン号運行	2,547	2,547	3,322	3,322		移動図書館車に本を積載(約2700冊)し、市内各地を巡回し本の貸し出しを行うもの 当初16カ所のステーション、15歳以上の市民に限定していたが、現在は郊外の学校も含め83カ所に拡大。 (嘱託運転手報酬・代替賃金・維持管理、燃料・修繕、車両リース) ・利用者数 H14・37,142名 H15・36,647名 ・貸出冊数 H14・79,444冊 H15・90,112冊	A	継続 帯広市図書館には分館がないため、図書館から離れた地域に住む利用者へのサービスとして、ナウマン号の運行は必要。利用者及び貸し出し冊数の増加傾向からも、図書館機能の一部として定着している。	A	継続 移動図書館として、市民の利便性を確保する意味から、利用者数、貸出冊数とも順調に推移している状況にあり、継続が適当と見られる。 ただし、長期的視点に立ったとき、新図書館整備、学校図書館活性化支援事業展開等の状況や市民文庫マスター、コミセン図書、ナウマン号運行の利用実態について再検証するなかで、図書館活動全体として、各分館(的)・移動図書館の機能、役割について、効果的・効率的な活動・あり方を検討する必要がある。	
612-1	他 169-1	生涯学習部 百年記念館	企画展	1,132	331	842	542		市民の学習・鑑賞の機会一環として、時節に合ったあるいは社会的、学術的に時機を得ているような事項についての展示を「企画展」として実施。(企画展は開館以来毎年実施) (消耗資材・受付等補助含む) ・常設展示で扱っている内容についての最新情報、より詳しく学んだり、また常設展示で扱っていないジャンルについての展示会を年1~2回開催 ・来客数:H13・1,707名 H14・5,859名 H15・3,017名	A	継続 博物館としては市民に学習機会を提供する最たる場であるため、博物館施設としては必要不可欠な事業である。 今後は他施設と連携した形での企画展を開催できるように検討	A	継続 博物館として歴史や自然を中心に、市民への学習機会の提供を担う百年記念館の中心的事業。	
612-2	他 169-2	生涯学習部 百年記念館	郷土美術展	190	190	168	168		帯広・十勝において美術・創作活動をしている人の作品を一堂に会して、発表機会をもうけ、広く美術・芸術関係者の交流・研鑽の場をつくるもの。 無審査で展示をおこなえる唯一の機会であるため、十勝の人々の芸術・文化の発展に寄与することを目的として実施。 (消耗資材・受付等補助含む) ・出展者 : H13・123名 H14・112名 H15・83名 ・来館者 : H13・1,545名 H14・1,813名 H15・1,371名	B	事業の効率的・効果的手法を検討 美術・芸術活動を推進する帯広市として美術の裾野を広げる活動であり、また十勝全域の文化活動の活性化を促す意味でも非常に必要性の高い事業であると考えられる。 しかし、事業手法には見直しの余地があるとも考えられるため、今後の事業展開については事業の効率性のアップを目指す。	B	事業の進め方の改善 一次評価のとおり。	17
613	他 170	生涯学習部 児童会館	宿泊学習・日帰り学習実験実習	1,805	1,805	1,813	1,813		集団宿泊生活により学習、共同生活による集団活動、科学学習及び文化・野外活動を通じ児童生徒の育成を目指す(創造性に富み、心身健全で、心豊か生徒、集団一員として活動できる児童生徒、自然を愛し探究心に富み物事を科学的に判断できる児童生徒) ・内容: 宿泊生活学習(寝具準備片づけ、食事・清掃・ラジオ体操ほか各種当番・役割実践) 科学実験天文等学習 野外活動(工作学習、動物園・美術館見学、百年記念館学習、野草園や緑が丘公園散策) (消耗器材、教材使用料) ・実施校 :89校 3,048名	A	継続 学校教育と異なる観点からの理科学習、集団学習を通しての児童の健全育成に大きく寄与するものであり、現状にて事業を継続すべきと考えます。	A	継続 共同宿泊等による集団活動学習や理科学習、野外学習などを通して児童生徒の創造性、探究心の醸成と心身の健全なる育成に大きく寄与しており、継続が適当。	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等	
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容		実施年度
616	他 171	生涯学習部 児童会館	農業体験実習館管理運営業務委託	5,497	5,307	5,486	5,133		自然休養施設として市民の健康増進、自然に対する理解を高めることを目的として整備した「岩内自然の村の農業体験実習館」、管理棟、バンガロー、キャンプ場の管理運営委託。 委託先：帯広市文化スポーツ振興財団 利用状況(計) H12・7636人 H13・5469人 H14・5761人 H15・3963人 うち農業体験実習館 H12・2389人 H13・1595人 H14・2117人 H15・1107人 うち管理棟 H12・1689人 H13・965人 H14・985人 H15・648人 うちバンガロー H12・2362人 H13・2048人 H14・1954人 H15・1252人	A	(15年度評価) 現状継続 岩内自然の村は、国民休養地の承認を受けた岩内地区にあり、自然と触れ合うことの出来る施設として、子供たちが体験学習を行い、創造性を養うとともに市民生活に潤いをもたらすうえで必要。 管理は(財)帯広市文化スポーツ振興財団で行っている。	B	施設運営のあり方について検討 児童生徒や青少年を中心に市民が野外活動を通して自然に親しみ、豊かな創造性を育む施設として整備し、委託により管理運営を行っており事業の進め方としては適当と判断する。 一方、施設の老朽化や時間経過のなかで他施設の整備充実などを背景に利活用の減少が著しい状況にあり、今後の施設の活用・運営のあり方について抜本的に検討する時期に来ていると料する。	18	
621	他 173	生涯学習部 動物園	動物園教育プログラム推進事業	2,624	92	2,093	2,093		保育所(園)、小中学校の幼児、児童生徒の団体及び一般入園者を対象に 動物の生態観察とふれあいや体験教室・企画展などを通じて、子ども達の情操教育と自然・環境教育の場を提供し推進するもの。 (推進員賃金、行事講座報償・資料など) 実施プログラムと参加実績 小動物ふれあい事業 H14・93組11024人 H15・76組9615人 飼育体験教室 H14・15回234人 H15・15回195人 絵画・イラスト教室 企画展(展示・解説)	A	継続 博物館専門スタッフの学芸員を配置した取り組みにより、情操教育や自然・環境教育の場を提供し推進するための事業として果たす役割は大きく、また実施状況からも保育・教育授業の一環として定着し、関係住民のニーズも高く、動物園の顔として今後も対応充実すべきである。	A	継続 一次評価のとおり。		
624	他 174	議会事務局 総務課	常任委員会行政調査	5,043	5,043	6,200	6,200		常任委員会委員が、年間20万円以内の旅費を使用して、付託事件の審査及び所管事務にかかる国内の先進事例等の調査・研究などを行う。 H15 調査件数17件 派遣委員・30名	A	継続 地方分権社会に対応した地方議会の充実が求められている現状から、本事業は委員の政策形成能力、議会としてのチェック機能の充実・強化に資するものであり、今後とも事業を継続することが妥当である。	A	継続 一次評価のとおり。		
625	他 175	議会事務局 総務課	都市行政調査(個人)	5,668	5,668	6,400	6,400		各議員の政策立案、審議能力の向上のため、各議員が年額200千円以内の旅費を利用して国内の先進都市等の行政調査・研究を行う。 H元年から10千円以内 H13年200千円(調査範囲の拡大) 平成14年度から派遣にあたって議会の議決が必要になり、調査活動の透明性を図っている。 調査状況 H13・38件62名 H14・33件42名 H15・35件40名	A	継続 各種調査は議会活動の根幹をなすもので、議会の活性化や市民の意向を反映した政策提案等を行うために、必要不可欠である。	A	継続 一次評価のとおり。		
632	他 176	議会事務局 総務課	会議録作成事務委託	7,338	7,338	7,856	7,856		会議録の反訳・印刷・製本委託 会議録は地方自治法第百二十三条において、議長が事務局長をして作成することとなっている。H54年度から全面録音記録。	A	継続 会議録は、地方自治法第百二十三条において、議長が事務局長をして作成することとなり、会議公開の原則に基づき広く一般に公表する必要があり、今後とも継続していく。	A	継続 一次評価のとおり。		
633	他 177	議会事務局 総務課	会議録検索システム委託料	570	570	1,103	1,103		会議録の電子情報化。 インターネットを通じた会議録の市民への積極的公開と迅速で正確な議会情報の検索のサービスを提供できる。	A	継続 会議録は、会議の次第をそのまま記録した公文書であり、この会議録を印刷、電子情報化して広く一般に公開することは、会議規則で定められており、会議録を保有・管理している帯広市議会が実施すべき事業であり、今後とも継続していく。	A	継続 議会情報の提供と共有化の観点から、会議録についてインターネット等を活用し容易且つ迅速・正確な情報が入手可能となり、また事務の効率化も図られるなど当該事務事業の効果は大きい。		
634	他 178	議会事務局 総務課	随行旅費	1,155	1,155	1,380	1,380		各種会議に出席するために出張する正副議長に随行するための旅費。 (スケジュールの調整・管理・連絡調整、会議に必要な情報提供) 随行日数・35日	A	継続 正副議長が出張業務内容を考えると、議会事務局が直接関与すべきである。 また、重要な役職であることから、出張先及び本市で突発的な問題が起きた場合の安全迅速に対応及び随行者が関係業務すいこうすることで情報・状況について議会と共通認識に立てるなど今後も必要と考える。	A	継続 一定の見直しを図っており継続妥当。		
635	他 179	議会事務局 総務課	議会バス配置	196	196	249	249		十勝管内などにおける本市の議員の視察調査に利用及び他都市の議員などの視察受け入れ時の移動手段。 (現車両：H4リース導入・H9年寄付受領) (燃料・修繕・消耗器材・公課、臨タイヤ交換手数料) 稼働件数：41日・45件(走行距離954千円)(視察件数・83件)	A	継続 本市の議員の調査活動に資するとともに、他市議員の来訪による経済効果が期待できるため、より効率的な稼働に努める。	C	事務事業の全面的見直し 視察者対応が配置の大きな意図であるが、運行稼働回数も少なく、現下の行政運営全体について効率化、スリム化が求められている状況を踏まえ、当該バスの配置について見直しが適当と判断する。 ただし、現車両についてはリース満了に伴う寄付物件であり、また運転手の兼任体制など経費負担も少ないことから、現車両稼働可能な状況の間は継続も妥当と料する。	18	
638	他 181	選挙管理委員会 選挙課	明るい選挙推進活動	1,647	585	791	264		有権者の選挙に対する意識高揚と投票率向上を図るための啓蒙啓発。 帯広市明るい選挙推進協議会と共同して、市内イベントでの啓発資材物品の配布・新成人に対するパスデカード送付や北海道政治講座への参加など。 (研修旅費、啓発活動資材、明るい選挙広告、事務通信) 該当啓発実施・年4回 啓発用品配布7875個	B	事業手法の見直し改善 今後も各種選挙において、選挙管理委員会が主体的な選挙啓発活動をする必要がある。 従来の啓発資材等の配布による啓発手段を見直し、限られた予算の中で効率的な啓発活動が必要である。	B	事業内容・手法の見直し改善 住民に対する選挙への理解促進や投票意識の高揚・啓発のため継続的推進活動は必要である。 一方、当該啓発活動という性格上、具体的成果・効果を見出すことは困難ななかで内容が固定化、マンネリ化しやすく、活動に当たっては効果的、効率的な手法・内容の検討が不可欠である。	17	

全体番号	区分別NO	部課名	事務事業	H15(決算)		H16(予算)		実施年数	事務事業の概要	一次評価		二次評価		特記事項等	
				事業費	一財	事業費	一財			評価結果	評価の内容	評価結果	評価の内容		実施年度
641	他 182	農業委員会事務局 農地課	農業委員調査旅費 (視察旅費)	1,157	1,157	1,236	1,236		農業委員を対象に、厳しい農業情勢に対応していくため実践的な研修として他地域への視察研修を実施し、地域の実情にあった委員会活動を展開に資するもの。 ・3年の委員任期中に、一人一回の実施	A	継続 農業を取り巻く国内外の情勢は大変厳しい状況にあり、ますます、農業委員会の役割は重要となっており委員個々の企画力・行動力が必要となる。	B	事業内容、進め方の見直し検討 農業委員として幅広い視点からの活動のため、他地域の農業や委員会運営及び委員活動についての知識習得、状況把握も必要。そうした意味から当該視察研修については一定程度有益と判断する。 しかし、一方で、当該性格の恒常的な視察研修については、実施に伴う具体的な成果・効果は不明確な実態にあり、また現下の自治体運営における事務事業全体の見直しが求められている状況をも踏まえ、現状の視察研修について、そのあり方、実施手法及び進め方について見直し・改善が必要である。	18	審議会、委員会委員に係る先進地調査研修のあり方について、統一的に見直し検討。
642	他 183	農業委員会事務局 農地課	農業委員活動 (総会、大会、現地調査など費用弁償旅費)	622	622	414	414		農業委員に対する会議等出席に要する費用の弁償。(委員会総会、現地調査、農委連総会、会長大会等) 市旅費規程に準じ算定弁償。 ・活動状況 総会(法令許認可)12回、現地調査頻度34回	A	継続 農業を取り巻く国内外の情勢は大変厳しい状況にあり、ますます、農業委員会の役割は重要となっており委員個々の企画力・行動力が必要となる。	A	継続 委員活動に係る費用弁償旅費。		
652	他 185	消防本部 総務課	消防職員被服費	11,124	11,124	10,562	10,562		消防吏員に対する制服等被服の他、現場活動時の安全装備品を貸与。 市民に対し消防機関とその任務に対する認識を深めることともに、消防機関における指揮統率関係を明確にし、任務を遂行するにあたっての統制と規律並びに秩序ある組織的活動を確保しまた、士気の高揚を図るため被服支給。 (一般貸与、救急救助隊員、新規)	A	継続 現在は点数制を導入し、必要最低限の被服を貸与していますが、今後も対象者等を含め見直しを図る。 今後、国の服制基準に対する検討も必要。	B	コスト縮減、内容の見直し 被服貸与については、H7年度以降、点数制により個人ごと持点の範囲内での交換貸与が行われているが、コスト縮減・効果的な事務事業執行を念頭に、使用年数や点数に拘わらず被服の状況の点検確認により、使用不可能となった時点で必要に応じ交換貸与する方式など、貸与のあり方、内容について見直しを図る必要がある。	17	
654	他 186	消防本部 総務課	消防団活動報償費	3,230	3,230	3,230	3,230		消防団として求められる水準を確保及び良好な消防団体制維持のため、活動条例に基づく責務以外の自主的活動に対して報償費を支給。 消防団員は、招集に応じて災害現場、訓練、予防・警戒、機械器具手入、会議の職務に従事した場合に費用弁償旅費が支給されるが、地域防災の重要な役割を担うことから自主・独自活動についても支援するもの。 ・消防団組織・15組合、387人	A	継続 消防団員の各地域内外における自主的活動の支援及び良好な消防団体制維持のため事業を継続。	C	事業規模、内容の見直しの検討 地域防災の役割りを担う消防団の自主活動に対する報償としての性格で支援しているものであるが、消防団員の各種活動については別途費用弁償している状況があり、これらを踏まえ当該団活動については、係る団員相互の自主的活動という性格をも考慮するなかで当該事務事業については見直しが必要である。 また、今日、消防常備体制の充実などを背景に、消防団体制のあり方、役割など見直しが必要となっていることから、当該事業についてもこれらと併せて見直し検討が必要。	17	

# 平成16年度事務事業評価実施要領

(目的)

第1条 社会経済情勢の変化や厳しい財政環境に対応し、効率的で質の高い行政の実現と成果重視への転換を図るため、事務事業評価により、市の事務事業全体についてその内容、実施手法、成果等を検証・点検し、時代に合った事業への転換、内容の見直し及び業務の手法や進め方の改善に取り組むもの。また併せて行政の事務事業に対する市民への説明責任・情報共有の徹底及び職員の意識改革に資することを目的に実施する。

(取組の基本的な考え方)

第2条 平成16年度の取り組みについては、基本的に昨年度実施した事務事業評価と同様の手法とし評価実施の確性を図るため一部修正を加えた。

- 2 評価は、個々の事務事業について、今日的な社会環境の中での行政関与の必要性(本当に行政関与が必要なのか)及び事業の具体的な成果・効果について重点的に検証・評価する。
- 3 評価は事後評価及び内部評価とする。

(評価の対象)

第3条 評価の対象事業は、平成15年度の予算事業を基本に全事務事業を平成15年度から平成17年度までの3年間で評価を行うこととしており、16年度については下記の事務事業について実施する。

- (1) 負担金
- (2) 補助金
- (3) ソフト事業(原則100万円以上300万円未満、及び事務事業再整理に伴う300万円以上ソフト事業の残、経常事業で指定したもの。)

具体的対象事業は別添 [H16 評価対象事務事業一覧\(その1 全体\)](#)のとおり。

《参考：全体計画》

H15 220件(264件)	H16 653件	H17 886件
1.ソフト事業 157件 (1件300万円以上)	1.負担金 259件	1.ハード事業
2.重点見直し項目 207件 (負担金補助金 94件含む)	2.補助金 211件	2.公共施設管理事務
	3.ソフト事業 183件 (100万円以上300万円未満 (再整理後300万円以上残))	3.ソフト事業(100万未満)
		4.経常・義務的業務 (機器使用・審議会含む)・

(評価の方法)

第4条 評価は事務事業評価票を基本に実施する。

評価票は事務事業の性格・特性を踏まえ、下記のとおり三区分別(様式1・2・3)とし、それぞれ事務事業により指定した([H16 評価対象事務事業一覧\(その2 事業区分別\)](#))様式により行う。

- (1) 様式1 一般事業及び負担金・補助金のうち下記(2)・(3)で指定したもの以外。
- (2) 様式2 団体補助金(市以外の団体が自ら実施する事業・活動に対する補助金)  
実行委員会補助金(市と団体との共催事業実施に係る実行委員会への補助金)  
共催負担金(市と団体との共催事業に係る経費の市負担金)  
特定事業実施に係る市負担金
- (3) 様式3 負担金(会費的性格を有する負担金)

(評価の実施体制)

第5条 評価は「一次評価」及び「二次評価」の二段階方式とする。

- 1 「一次評価」は事務事業実施部課における評価とする。
  - (1) 評価は部内事務事業評価検討委員会(以下「[検討会](#)」という。)が行うこととし、事務事業実施担当部長を会長に、担当部に属する部長職、次長職、課長職、その他必要な職員で構成する。
  - (2) 評価は、評価票に基づき、実施部課として事務事業内容状況を踏まえつつ、部内での他事業との関連や統一性をも念頭に、幅広く且つ客観的な視点を取り入れながら検証・点検し事務事業の方向性を明らかにする。
- 2 「二次評価」は、総務部長を委員長とし、企画部長、財政部長、行財政改革推進事務局局長で構成する事務事業評価委員会(以下「[評価委員会](#)」という。)における評価とする。

- (1) 評価は、事業に直接かかわる立場外としての客観性を発揮するなかで、一次評価結果及び事務事業全体について検証するとともに、全庁的な視点及び全庁的整合性を図るなかで、評価を行うものとする。
- (2) 本年度の評価対象事業のうち、負担金・補助金の評価については、「評価委員会」のもとに、庁内各部から推薦をうけた職員で構成する「負担金・補助金評価検討部会」を設け検討作業を行いこの結果に基づき「評価委員会」において二次評価としての方向性(案)を明らかにする。
- (3) 「評価委員会」、「負担金・補助金評価検討部会」は、必要に応じて関係部課長から意見を聴取する。
- (4) 「評価委員会」で整理した事務事業の方向性については助役及び市長へ報告し、評価として確認する。

(評価の視点)

第6条 事務事業評価の実施に当たって上記第2条2項のとおり、行政関与の必要性及び事業実施の成果についての検証・評価が大きな視点としているが、特に本年度は負担金・補助金を評価対象としており、これらについては交付・支出の見直し等従来より課題となってきた経緯を踏まえ、下記事項を評価・検証の柱にし、補助金・負担金に関する抜本的見直し・改善に取り組む。

- (1) 補助金交付・負担金の支出(会への加入)の目的の再点検
- (2) 本当に行政が補助金交付・負担金支出により関与する必要性があるのか。
- (3) 補助金交付・負担金支出が市民、行政にとって具体的にどのような成果があるのか明確にする。
- (4) 補助金の交付、負担金の支出によらない自主自立の方策、その範囲内での事業展開、活動への移行など。

(評価結果の公表等)

第7条 評価結果については、市民に速やかに公表するものとする。また実施課にあつては関係者、団体等、市民に対し事務事業評価の趣旨、評価結果の内容等について十分なる説明を行い、理解を得るよう努めるとともに、見直し方策の検討に当たってこれら関係者等の意見を徴するよう努めること。

(評価結果の活用)

第8条 事務事業評価結果は基本的に予算との連動を図ることとし、H17年度以降の予算編成のなかで、この事務事業評価結果を反映し事業の見直し・改善等を図っていくこととする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事務事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

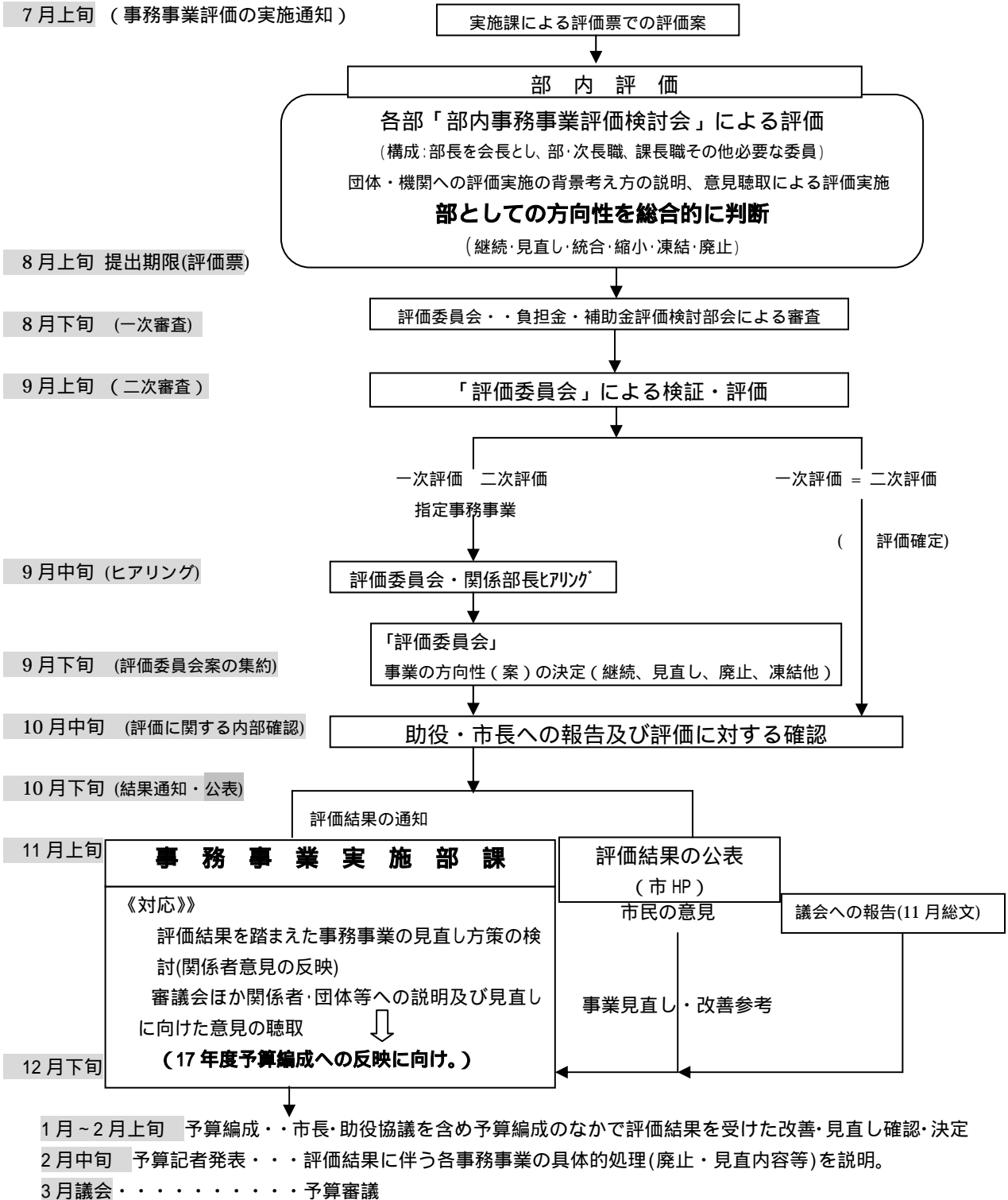
この要領は、平成16年7月12日から施行する。



平成16年度 事務事業評価の流れ

平成16年度帯広市事務事業評価実施要領制定  
(目的 取組方針 評価対象 評価体制 評価方法 結果の活用と公表)

H15年度予算の一般・特別会計全事務事業(1,803件)を類型別に分類 下記の3年間で全事務事業を評価		
H15・・・264件 ・重点見直し項目177件 (負担金補助金83件を含む。) ・soft事業(1件300万円以上)87件	H16・・・653件 ・負担金259件・補助金211件、 ・soft事業(100万円以上300万円未満、 300万円以上の残)183件	H17・・・886件 ・ハード事業148件 ・公共施設管理経費 ・soft残、算義務的事業件



## 二次評価における負担金及び補助金を評価する視点

### 【負担金】

加入の意図・目的及び必要性等	団体の事業活動目的と市施策推進との関係の程度	
	負担金支出の(入会)の目的、意図が明確か	
	負担金支出が形骸化していないか	
	関係団体・機関が連携し活動を展開する場として参画しているか	
	成果・効果	関係団体・機関が連携参画することでより大きな効果が発揮できるか
		その事業や活動が市民福祉の増進・地域振興等に有効か
		その活用等に伴う効果・成果は大きいか
		加入の効果・成果を具体的に明示することができるか
	必要性	その事業や活動への参画・利用の機会は他に無いか
		団体への加入がなくても事業活動の参画・利用などは可能か
その団体の事業や活動がなくなると市の施策展開や市民・企業等に著しい影響があるか		
団体の活動や事業について把握しているか		
団体の活動や事業及び運営に市として直接関わることがあるか又はできるか		
時代や社会環境の変化等から団体加入(負担金支出)の目的を果たしたのではないか 一定の役割を終えたのではないか		
的確性・妥当性	負担金の額や負担基準は妥当か	
	市や地域が享受する成果及び活用状況から見て負担している額が妥当か	
	繰越金の状況や事業規模など、団体の財政運営等の状況から負担額見直しの必要はないか	
	自己財源の範囲で事業・活動の展開を図ることが可能か又はその方向へ移行すべきではないか	
	他に類似目的の事業や活動が行われているか	
	同種・系列の団体複数に加入(支出)しているか	
団体として自主・自立へ移行するなど、自治体関与のあり方を見直す必要はないか		
検討要因	国・道や他自治体の関連で加入している又は関係自治体のほとんどが加入している	
	負担金支出を廃止した場合、事務執行に影響があるが、特に大きな支障とはならない	
	市民協働の理念に合致又は寄与するか	

### 【補助金】

行政関与の必要性、補助の必然性はあるか
団体の性格・構成員の状況や活動内容から見て団体の自主活動として自ら負担すべきでないか
他団体等で同種・類似の事業・活動が自主的に行われていないか
類似目的の補助金がないか
事業が形骸化していないか
事業主体において補助の本来目的、趣旨、内容を十分認識しているか
補助の交付基準、補助対象、補助率などが妥当か
事業の効果、成果を具体的に明示できるか
運営費に対する補填的性格になっていないか
会員間の親睦的比重が大きくないか
繰越金の額は適当か
団体として既に自立した運営が可能あるいは自立が期待できるか
補助金交付について一定の目的を果たした又は役割を終えたのではないか
自主財源の範囲で事業展開可能でないか
市民協働の理念に合致又は寄与するか

(様式 3) 会費及びこれに準ずる性格の負担金について使用

注) 特定事業の実施に伴う負担金、共催負担金(他機関・団体とともに特定事業を実施する経費負担金)については 様式2を使用。

H16年度 事務事業評価票 (会費的負担金用)

平成 年 月 日	(整理番号)	全体NO...	区分別NO...
件名(事務事業名)	部 課 名		部課コード 内 線
予算事務事業名 (予算短縮コード)	短期 コード	事業開始から (該当欄に 印を)	~5年 6~10年 11~20年 21年~
根拠法令・要綱	個別分野計画名	総合計画事業	公約事業
総合計画上の 施策体系	章 まちづくりの 目標	コード	細節 主要な施策
	節 施策区分	コード	項目 基本事務事業
負担金の性格 (該当欄に 印を)	年会費的なもの(全国・全道規模団体)	年会費的なもの(管内・近隣町村等で構成する団体)	

団体の 事業等 概要	(1) 団体名	(3) 団体が実施している事業・活動の内容(どのような事業が、)
	(2) 団体構成(該当に 印、及び構成状況・主な構成員を)	
	区分	主な構成員
	国・道	
	国内市町村	
		(4) 団体の事業・活動の目的・意図
		誰を、何を対象にして事業や活動を行っているのか、
		事業・活動を行うことにより、どのようにしようとしているのか。(期待する成果)

負担金の 支出	(1) 負担金の支出状況 (単位:千円)	(2) 負担の基準(負担率、負担金の算出基準等)		
	H13決算額	H14決算額	H15決算額	H16予算額
	(3) 負担金支出の意図・目的			
	市は何のために、何の意味から負担金を支出しているのか。(市としてどういう意図があるのか)			
	ア.国や道への要望の場であり、行政目的・要望実現のための活動の機会として参画	(説明) 具体的に内容を説明してください。		
	イ.市の行政目的の実現のため、関係機関・団体と連携し事業・活動を展開するため。			
	ウ.事業実施のために団体への参画が必須または不可欠となっている。			
	エ.他自治体・道・国との関係で参画している。			
	オ.市行政執行、事業実施に係る情報収集・情報交換の場として参画			
	キ.その他			
	負担金支出により、何をどのようにしたいのか、また何を期待しているのか。(成果目標)			

成果及び 関与の 状況	(4) 市の団体との関わり状況	(説明) 関わり状況について具体的に説明してください。
	市が主導的な形で団体の事業展開・活動に関わっている。	
	団体の事業や活動の企画立案に相応に関わりを持っている、又は事業実施にも参画している。	
	市としての意見・意向・要望を述べたり、情報収集・情報交換の機会として有効に活用している。	
	負担金の支出のみで、会の事業・活動については全く関わりはない。	
事業報告・決算等報告のみで、活動内容を十分には把握していないのが実態である。		
機関紙・関係情報の提供があるのみ、これらについても実態としては活用していないのが実態である。		
その他		

成果及び 関与の 状況	(5) 成果(会員参画及び負担金支出の目的・意図に対する達成度、成果)	(説明) 負担金支出によって、市民・行政にとって、どのような成果があったのか、又どのような理由で成果がなかったのか等、具体的内容について必ず記載。
	市が本来意図した趣旨・目的を反映する形で成果が得られている。(達成度概ね80%以上)	
	ある程度成果が上がっている。(概ね60%以上)	
	あまり成果が出ていない。(概ね60%未満)	
	具体的な成果はなし。	
事業・活動及び補助金の効果・成果を明確且つ具体的に示すことができる。		
事業・活動及び補助金の効果・成果を明確且つ具体的に示すことができない。		

事業費・経費の推移(事業実施主体の予算・決算上の状況を記載する。)		(単位:千円・%)						摘 要	
区 分		H13決算		H14決算		H15決算			H16予算
事業費(支出)	A	0.0	構成比	0.0	構成比	0.0	構成比	0.0	構成比
内訳		#####		#####		#####		#####	
		#####		#####		#####		#####	
		#####		#####		#####		#####	
		#####		#####		#####		#####	
収入財源	B	0.0	構成比	0.0	構成比	0.0	構成比	0.0	構成比
内訳	地方自治体負担金	#####		#####		#####		#####	
	(うち帯広市負担額)	( )	--	( )	--	( )	--	( )	--
		#####		#####		#####		#####	
		#####		#####		#####		#####	
		#####		#####		#####		#####	
		#####		#####		#####		#####	
収支差額(繰越額)	B-A	0.0		0.0		0.0		0.0	

**部内検討会の評価**  評価結果は下記 A・B・Dの区分で記載して下さい。

下表は一次評価に当たっての判断の目安です。これを基本としつつ、その他の要因、政策的判断等を斟酌して方向性を記載ください。

評価に当たっての判断の目安	評価区分	方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>市の行政執行において、参画によって得られる成果も大きく、今後も活用することが必要。</li> <li>市の施策、政策を達成するうえで加入は不可欠または有効である。</li> <li>市の施策、政策を達成するうえで、代替となる手法がない。</li> <li>事業執行等のためには、関係機関団体との連携は不可欠。</li> <li>各自治体が一体となって参画している。(市にとって、あるいは広域的に明確な成果がある。)</li> <li>明確で具体的な成果を明示することができる。</li> </ul>	➡ A	<b>現状継続が妥当</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会環境の変化で団体の事業活動の目的・意義が薄れ参画の必要性が薄れている。</li> <li>関係者の連携は必要であるが、活動が硬直、形骸化の傾向がある。</li> <li>事業実施のため加入が必須となっている。</li> <li>自治体共同歩調が求められる。</li> </ul>	➡ B	<b>負担金支出のあり方、内容の改善見直しの検討が必要</b> 《改善手法》 (団体の事業・活動の見直しや負担金の見直しを促す) (加入期間の設定、負担基準の見直し。) (団体のより効果的、有効活用)
<ul style="list-style-type: none"> <li>成果がない。今後も期待できない。</li> <li>明確で具体的な成果を明示することができない。</li> <li>加入の目的を果たした。</li> <li>社会環境の変化で団体の事業活動の目的・意義が薄れ参画の必要性が薄れている。</li> <li>会費納入のみで特段関与がない、また関与の必要性も少ない。</li> <li>情報収集・情報交換の機会であるが、事務業務上のほとんど活用されない、明確な成果はない。</li> <li>インターネット活用など、他手段により情報入手が可能となり、団体を通じての情報収集の必要性が薄れた。</li> <li>各自治体が一体となって参画している。(市にとって、具体的な成果がない、見せせない。)</li> </ul>	➡ D	<b>負担金交付の抜本的見直しが必要</b> 《具体的内容》 (廃止、縮小、完了、中止)

部内での評価結果についての内容、考え方及び今後の方向性について具体的に説明してください。

説明

その他(二次評価の参考にしますので、下記事項について記載願います。)

1.負担金支出廃止の可能性、影響(該当項目 を、)	(説明) 左記の内容・理由について具体的に説明してください。
<input type="checkbox"/> 廃止可能 <input type="checkbox"/> 条件が整えば廃止検討可能 <input type="checkbox"/> 廃止は困難 <input type="checkbox"/> 終期設定による対応可能	

**今後の方向性**

A 現状にて交付を継続することが妥当  
B 交付のあり方、内容の改善見直しの検討が必要  
D 交付の抜本的見直しを検討

二次評価 説明

(様式 2) 団体補助金(団体等が自ら実施する事業や活動、運営に対する補助金交付のもの)及び 共催負担金・事業負担金に使用。

### H16年度 事務事業評価票 (団体補助金用・事業負担金用)

平成 年 月 日	(整理番号)	全体NO...	区分別NO...
事務事業名	部 課 名	部 課 コード	内 線
予算事務事業名 (予算短縮コード)	事業開始から (該当欄に 印を)	～ 5年	6～10年
根拠法令・要綱	個別分野計画名	総合計画事業	公約事業
総合計画上の 施策体系	章 まちづくりの 目標	コード	細 節 主要な施策
	節 施策区分	コード	項目 基本事務事業
(1) 補助の対象とする事業等の実施主体 実施主体(団体)名		(4) 補助金交付の意図・目的 補助金交付先	
団体の構成員		市は何のために補助金を交付しているのか、(どうして補助、支援しなければならないのか、)	
(2) 補助の対象としている事業・活動の内容(どのような事業か、)		補助金交付により、何をどのようにしたいのか、また何を期待しているのか、(成果目標)	
(3) 補助対象事業の目的・意図		(5) 補助金交付の基準(補助率、補助要件、補助対象経費、補助金の算出基礎等)	
事業は誰を、何を対象にしているのか、			
事業により、どのようにしたいのか、(期待する成果)		(6) 補助金交付開始の理由、及び開始時期と比べ環境や状況がどのように変わった	
1 必要性	(1) 公的関与の根拠(市が関与すべき又は関与が必要な事業・活動か) 該当する項目全てに 印を記す。(以下同じ。) 計 点		
	対象となる団体の事業・活動は広く市民全体に利益が及び、 その事業・活動が市民生活の安定・福祉向上のために市施策に合致し、行政が一定の支援、役割を担う必要がある。 その事業・活動は社会的・経済的弱者の生活維持・安定に寄与するものである。 その事業・活動は社会生活を営む上で必要な生活環境水準の確保に寄与するものである。 その事業・活動は行政活動や行政目的の代替機能を果たしている。(行政が担う性格であるが、事業の効率性・運用面等から民間が担うこととした、又は支援する。) その事業・活動は行政活動・目的を補完するものである。(行政だけでは望ましい量・質のサービスが確保できないため、民間の活動に依存、又は期待。)	1点 1点 1点 1点 1点 1点	市民協働・市民参加を推進する観点から、団体の事業・活動を支援する。 地域づくり、活性化、人材育成などに先駆的、先進的取組や活動を一定程度支援する。 (説明) 関与の根拠に関し、内容、考え方を具体的に記載のこと。
2 有効性	(2) 補助金交付の妥当性 計 点		
	社会環境の変化で事業の目的・意義が薄れ、公的関与の必然性が薄れている。 事業内容・活動の硬直化・固定化傾向があり、また内容も工夫、独創性が薄く、関与のあり方を見直す必要がある。 事業・活動が補助金交付を前提による行政依存型となっており、本来の団体の自主・自立を促す必要がある。 他の団体等において、同様・類似の事業・活動が自主的に行われている。(公平性) 会員の交流・親睦的性格が強い、またはその比重が高い。	-1点 -1点 -1点 -1点 -2点	限られた財源の中では、補助金交付の優先性・緊急性はやや低い。 (説明) 交付の妥当性に関し、内容・考え方等について具体的に記載のこと。
3 実績・成果	(1) 補助金交付が目指している状態に対する有効性は 計 点		
	市の施策、政策を達成するうえで、補助金交付の貢献度は高い。 補助金交付という関与の方法が行政と市民との役割分担に有効である。 他に類似、重複した事務事業はない。 補助金交付の具体的な成果が明確である。	1点 1点 1点 1点	(説明) 補助金交付の有効性に関し、具体的にどのように有効か内容を記載のこと。
活動指標 (補助対象事業の事業の実績や事業活動の結果を測る)・・・例:研修会開催回数 回、参加人数 人 OR 実施率(実績/計画)			
活動指標名 算式等 単位 13年度 14年度 15年度 16年度目標 事業の実施状況(下記該当項目に 印を)			
良好である。			
概ね良好。			
あまり良好ではない。			
成果(補助金交付の目的・意図に対する達成度、成果) 計 点			
市が本来意図した補助金の交付の趣旨・目的を反映する形で成果が得られている。(達成度概ね80%以上)		2点	
ある程度成果が上がっている。(概ね60%以上)		1点	
あまり成果が出ていない。(概ね60%未満)		-1点	
事業・活動及び補助金の効果・成果を明確且つ具体的に示すことができる。		1点	
事業・活動及び補助金の効果・成果を明確且つ具体的に示すことができない。		-1点	

事業費・経費の推移(事業実施主体の予算・決算上の状況を記載する。)										(単位:千円・%)									
区 分		H13決算		H14決算		H15決算		H16予算		摘 要									
事業費(支出) A		0.0	構成比	0.0	構成比	0.0	構成比	0.0	構成比	支出のうち、団体の上部団体等への納付金がある場合その内容を記載。									
内 訳		#####		#####		#####		#####		納付先									
		#####		#####		#####		#####		納付額 H14 千円									
		#####		#####		#####		#####		H15 千円									
		#####		#####		#####		#####		左記「その他の収入」の内容訳について記載。(H15年度分について)									
収入財源 B		0.0	構成比	0.0	構成比	0.0	構成比	0.0	構成比	項目 金額									
内 訳	市補助金	#####		#####		#####		#####		千円									
	(うち一般財源の額)	( )	--	( )	--	( )	--	( )	--	千円									
	国・道等補助金	#####		#####		#####		#####		千円									
	会費	#####		#####		#####		#####		千円									
	事業収入	#####		#####		#####		#####		千円									
	その他の収入	#####		#####		#####		#####		千円									
収支差額(繰越額) B-A		0.0		0.0		0.0		0.0											
(1) 事業執行の的確性 計 点																			
補助金の額が事業規模・内容・進捗状況に応じたものとなっている。										1点									
事業や事業費の見直し、工夫によってコストを下げる余地はない。										1点									
財政状況から市の公的関与が無くても事業展開・運営の可能性は高い。										-1点									
補助金の額あるいはそれを超える額の繰越金が生じることが多い。										-1点									
項目別評価点数表 (上記各項目ごとの点数計を記入)																			
1. 必要性		2. 有効性		3. 実績・成果		4. 的確性													
0		0		0		0													
評価結果 <input type="checkbox"/> ・右図表より																			
A 現状にて交付を継続することが妥当										5									
B 交付のあり方、内容の改善見直しの検討が必要										4									
《改善手法》 (交付期間指定、交付基準(補助率、補助対象など)の見直し (会費等自主財源の拡大・事業内容の見直しの促進) (自主財源の範囲内での事業展開促進)										3									
D 交付の抜本的見直しを検討 (廃止、縮小、統合、完了)										2									
このチャートはひとつの尺度で見た場合の方向性の目安です。										1									
0										0									
-1										-1									
-2										-2									
-3										-3									
-4										-4									
(1) 補助金の性格(どの性格の補助金に該当するか。) <input type="checkbox"/> ・該当番号を。																			
市民協働推進		生活弱者支援		奨励的補助		政策誘導補助		負担補助		その他									
部内検討会の評価																			
方向性 <input type="checkbox"/> 説明																			
上記結果を参考に、事業の取り組み状況、社会的背景、行政施策との関係等を含め事業実施部として総合的視点にて検討・評価して下さい。																			
評価結果は上記 A・B・D 区分で記載して下さい。																			
一次評価結果の内容・考え方及び今後の方向性について具体的に説明のこと。																			
その他(二次評価の参考にしますので、下記事項について記載願います。)																			
1. 補助金廃止の可能性、影響 (該当項目に 印を。)										(説明) 左記について具体的に説明を。									
<input type="checkbox"/> 廃止可能		<input type="checkbox"/> 条件が整えば廃止検討可能																	
<input type="checkbox"/> 廃止は困難		<input type="checkbox"/> 終期設定による対応可能																	
今後の方向性																			
A 現状にて交付を継続することが妥当										5									
B 交付のあり方、内容の改善見直しの検討が必要										4									
D 交付の抜本的見直しを検討										2									
このチャートはひとつの尺度で見た場合の方向性の目安です。										1									
0										0									
-1										-1									
-2										-2									
-3										-3									
-4										-4									

(様式1) この様式は 一般の事務事業、及び補助金・負担金で別途様式2・3を指定したもの(団体補助金、共催・会費負担金)以外の事務事業について使用

## H16年度事務事業評価票

平成 年 月 日		(整理番号) 全体NO...	区分別NO...
事務事業名	部 課 名		部課コード 内 線
予算事務事業名 (予算短縮コード)	事業開始から (該当欄に 印を)	~ 5年 11~20年	6~10年 21年~
根拠法令・要綱	個別分野計画名	総合計画事業	公約事業
総合計画上の施策体系	章 まちづくりの目標 節 施策区分	コード コード	項目 基本事務事業 コード
<b>(1) 事業の目的・意図</b> 誰を、何を対象にしているのか		<b>(2) 事務事業の内容</b> (どのような事業なのかを簡潔、明解に)	
事務事業により対象をどのようにしたいのか、どのような状態にしたいのか。(成果目標)			
<b>(3) 事務事業実施のプロセス</b> (どのような手法、手順で行っているのか)		<b>(4) 事務事業を開始時の状況と、それに比した現在の状況</b>	
1 必要性	<b>(1) 公的関与の根拠は (市が行う事業、行う必要がある事業か) 該当する項目全てに 印を(以下同じ.)</b> 計 点		
	法令で実施が義務付けられている事業	1点	市民全体に直接利益が及び事業
	市民生活上必須・当然の責務として実施すべき事業	1点	内部管理・運営等の事業業務
	社会生活を営む上で必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	1点	<b>(説明) 関与の根拠に関し、内容を具体的に記載のこと。</b>
	社会的・経済的弱者の生活維持・安定のための事業	1点	
民間等だけでは望ましい質・量のサービスが確保できないため、これを先導する、あるいは補完する事業	1点		
市民にとって必要性が高いが、民間や市民活動の参入が不可能、又は見込みのない事業	1点		
市民協働・市民参加を推進する、あるいは地域づくり、人材育成・活性化のための先駆的・先進的な事業	1点		
<b>(2) 事業の妥当性</b> 計 点			
事業開始時に比較し、社会環境の変化で実施の目的・意義が薄れてきた	-1点	限られた財源の中では、実施の緊急性、優先性は高くない	-1点
対象者、利用者が減少するなど市民ニーズが低下している。あるいは市民ニーズに比較しサービスの供給が過剰となっている	-1点	<b>(説明) 妥当性に関し、内容を具体的に記載のこと。</b>	
他施策の充実、民間等の活動やサービスが充実し、公的事業としての必然性が薄れてきており、サービス水準、対象範囲、内容を見直す余地がある	-1点		
事業内容が硬直化・固定化の傾向があり、事業の意義目的について再検討の余地がある	-1点		
2 有効性	<b>(1) 目指している状態に対する事業の有効性は</b> 計 点 <b>(説明) 有効性に関し、内容を具体的に記載のこと。</b>		
	施策、政策を達成するうえで、当該事務事業の貢献度は高い	1点	
	事業の継続により、成果目標の向上が期待できる	1点	
他に類似、重複した事務事業はない	1点		
3 達成度	<b>(1) 達成度の測定</b> 計 点		
	活動指標 (実施事業の実績や事業活動の結果を測る指標)・・・例) 研修会開催 回、参加人数 人、or実施率(実績/計画)		事業の実施状況 (該当項目に 印を)
	活動指標名	算式等 単位	13年度 14年度 15年度 16年度目標
			良好である
			概ね良好 あまり良好ではない 事業実績は良くない
<b>成果 (補助金交付の目的・意図に対する達成度、成果)</b>			
成果指標名	左記指標を設定した考え方 単位	13年度 14年度 15年度 16年度目標	
	市が本来意図した補助金の交付の趣旨・目的を反映する形で成果が得られている。(達成度概ね80%以上)	2点	<b>(説明) 事務事業によって、市民・行政にとって、どのような成果があったのかを、必ず具体的に且つ明確に説明してください。</b>
	ある程度成果が上がっている。(概ね60%以上)	1点	
	あまり成果が出ていない。(概ね60%未満)	-1点	
	事業・活動及び補助金の効果・成果を明確且つ具体的に示すことができる。	1点	
	事業・活動及び補助金の効果・成果を明確且つ具体的に示すことができない。	-1点	

4 効率性	事業費・経費の推移(市の予算・決算ベース)																																																																																																																																																																																																																																							
	区 分	単位	H13	H14	H15	H16予算額																																																																																																																																																																																																																																		
	事業費計 A	千円	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																		
	国・道費	千円																																																																																																																																																																																																																																						
	市 債	千円																																																																																																																																																																																																																																						
	その他	千円																																																																																																																																																																																																																																						
	一般財源	千円																																																																																																																																																																																																																																						
	職 員 数	人	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																																																																																																																																		
	正 職 員 B	人																																																																																																																																																																																																																																						
	嘱託職員	人																																																																																																																																																																																																																																						
臨時職員	人																																																																																																																																																																																																																																							
コスト算定するための指標		単位	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																		
対象数	C																																																																																																																																																																																																																																							
利用者数	D																																																																																																																																																																																																																																							
総コスト(A+B×平均人件費) E	千円	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																			
対象数単位当たりコスト (E/C)	千円	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!																																																																																																																																																																																																																																			
利用者1人当たりコスト (E/D)	千円	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!																																																																																																																																																																																																																																			
<b>(2) 手法の妥当性</b> 計 点		事務業務の外部化によるコスト縮減、効率化を図る余地は全くない。		1点																																																																																																																																																																																																																																				
嘱託化など従事人員の見直しによりコストを下げる余地はない		1点	事務処理の省力化、執行上の工夫によりコストを下げる余地は全くない。																																																																																																																																																																																																																																					
項目別評価点数表 (上記各項目ごとの点数計を記入)																																																																																																																																																																																																																																								
1. 必要性		2. 有効性		3. 達成度		4. 効率性																																																																																																																																																																																																																																		
0		0		0		0																																																																																																																																																																																																																																		
<b>評価結果</b>																																																																																																																																																																																																																																								
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>A 現状にて事業を継続</p> <p>B 事業の進め方の改善により継続</p> <p>C 事業規模・内容の見直しの検討</p> <p>D 事業の抜本的見直しを検討</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>必要性 + 有効性</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>-5</td><td>-4</td><td>-3</td><td>-2</td><td>-1</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>高</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>8</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>6</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-1</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-2</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">達成度 + 効率性</p> </div> </div>						-5	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	高																			8																			7																			6																			5																			4																			3																			2																			1																			0																			-1																			-2
-5	-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	高																																																																																																																																																																																																																							
																		8																																																																																																																																																																																																																						
																		7																																																																																																																																																																																																																						
																		6																																																																																																																																																																																																																						
																		5																																																																																																																																																																																																																						
																		4																																																																																																																																																																																																																						
																		3																																																																																																																																																																																																																						
																		2																																																																																																																																																																																																																						
																		1																																																																																																																																																																																																																						
																		0																																																																																																																																																																																																																						
																		-1																																																																																																																																																																																																																						
																		-2																																																																																																																																																																																																																						
<b>【参考事項】</b>																																																																																																																																																																																																																																								
(1) 事業内容が次の事項に該当しますか																																																																																																																																																																																																																																								
地域活性化		少子高齢化		環境保全		雇用促進																																																																																																																																																																																																																																		
<input type="checkbox"/> 該当		<input type="checkbox"/> 該当しない																																																																																																																																																																																																																																						
(2) 地域産業にとって経済効果が及び事務事業ですか																																																																																																																																																																																																																																								
<input type="checkbox"/> 直接及び		<input type="checkbox"/> 間接的に及び																																																																																																																																																																																																																																						
↓																																																																																																																																																																																																																																								
<b>部内検討会の評価</b>																																																																																																																																																																																																																																								
上記結果を参考に、事業の取り組み状況、社会的背景、他施策との関係等を含め事業実施部として総合的視点にて検討・評価して下さい 評価結果は上記A・B・C・Dの区分で記載して下さい																																																																																																																																																																																																																																								
評価B・C・Dについては、事務事業の今後の方向性及び改善・見直し検討方策等を下記項目より選択して下さい(該当項目に 印を)																																																																																																																																																																																																																																								
<b>B 事業の進め方の改善により継続</b> (必要性・有効性があるが達成度・効率性低い)		<b>C 事業規模・内容等の見直しの検討</b> (達成度・効率性が高いが必要性・有効性低い)																																																																																																																																																																																																																																						
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事務事業の簡素化、効率化による改善</li> <li><input type="checkbox"/> 事業手法の見直しによる改善</li> <li><input type="checkbox"/> コスト縮減(事業内容の見直し、契約方法等)による改善</li> <li><input type="checkbox"/> 執行体制の見直し(嘱託、臨職化、外部委託等)による改善</li> <li><input type="checkbox"/> 市民参加等の推進による改善</li> <li><input type="checkbox"/> その他効果的・効率的な手法を検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 制度・事業内容の全面的な見直しを検討</li> <li><input type="checkbox"/> 必要性等を再検証し事業規模、計画等の縮小を検討</li> <li><input type="checkbox"/> 計画期間の延伸、事業費平準化等を検討</li> <li><input type="checkbox"/> 対象範囲の見直し、受益者負担の見直し・導入を検討</li> <li><input type="checkbox"/> 他の事業、類似事業への統合・転換を検討</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																						
<b>D 事業の抜本的見直しを検討 (必要性・有効性・達成度・効率性とも低い)</b>																																																																																																																																																																																																																																								
<input type="checkbox"/> 廃止		<input type="checkbox"/> 統合		<input type="checkbox"/> 縮小		<input type="checkbox"/> 凍結																																																																																																																																																																																																																																		
事業廃止の可能性や廃止することによる影響																																																																																																																																																																																																																																								
<input type="checkbox"/> 廃止可能		<input type="checkbox"/> 条件が整えば廃止検討可能		<input type="checkbox"/> 廃止は困難		<input type="checkbox"/> 終期設定により対応																																																																																																																																																																																																																																		
<input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																																																																								
一次評価(部内評価)の内容・考え方及び今後の方向性について具体的に説明してください																																																																																																																																																																																																																																								
説明																																																																																																																																																																																																																																								
二次評価	<b>今後の方向性</b>		A 現状にて事業を継続することが妥当		B 事業の進め方の改善・検討が必要																																																																																																																																																																																																																																			
	<input type="checkbox"/>		C 事業規模、内容の見直しが必要		D 事業の抜本的見直しの検討																																																																																																																																																																																																																																			
		廃止		統合		縮小																																																																																																																																																																																																																																		
		凍結																																																																																																																																																																																																																																						